

粕屋町文化財調査報告書第 43 集

阿恵遺跡

2018

粕屋町教育委員会





政庁空撮（南上方から）



政庁空撮（東上方から）



政庁 SB-1 (南から)



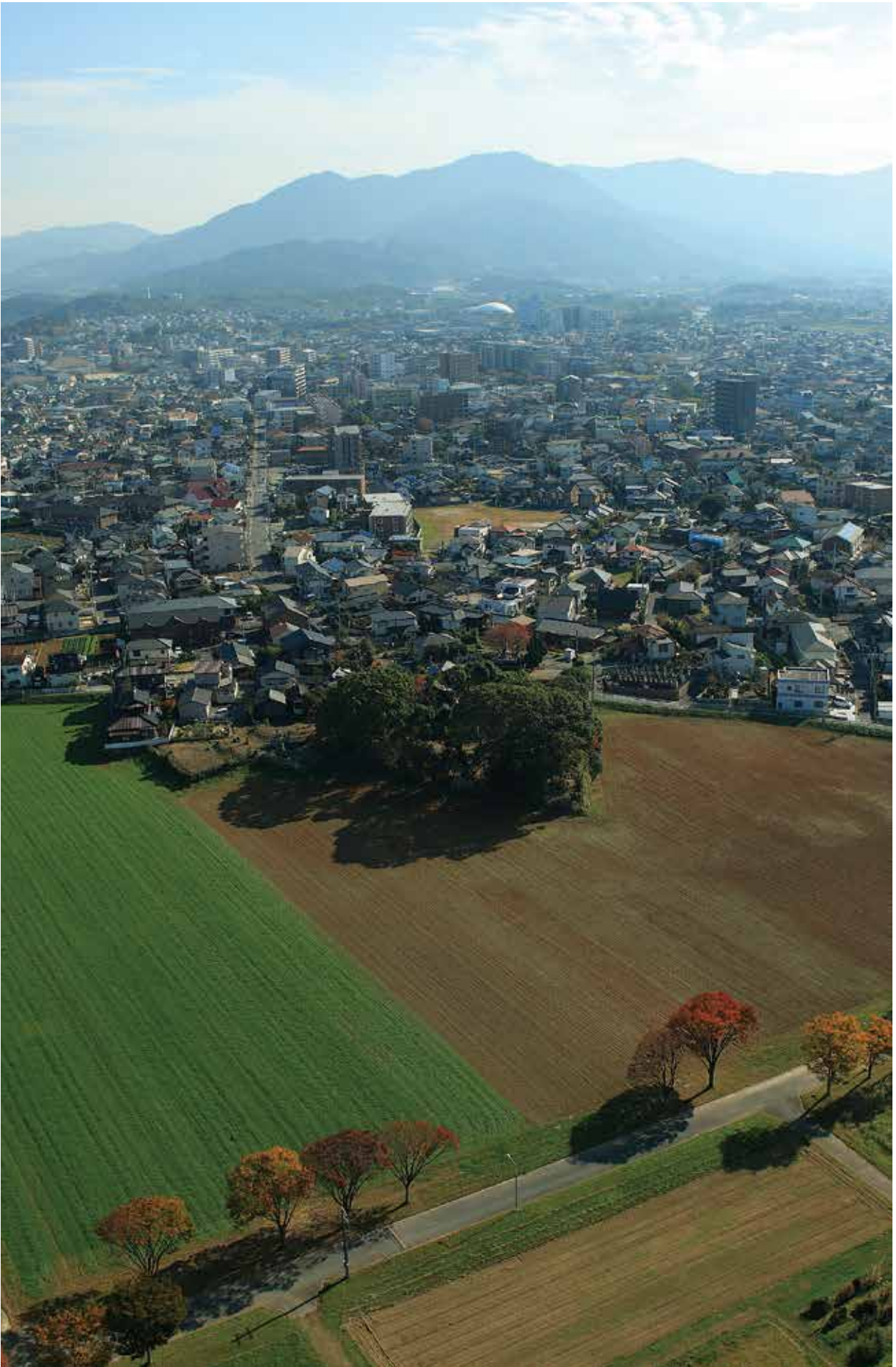
正倉空撮（西上方から）



正倉 SB-29 (西から)



古代道路側溝出土遺物



鶴見塚古墳空撮（西から）中央が前方部前面

はじめに

本書は、国庫補助事業重要遺跡確認調査として、国庫補助金及び県費補助金を受けて、平成 25 年度から平成 28 年度に粕屋町教育委員会が実施した阿恵遺跡の記録です。

阿恵遺跡は、飛鳥時代から奈良時代にかけて糟屋評（郡）を治めていた役所跡です。遺跡の大部分は、九州大学農学部付属原町農場の広大な敷地内に所在していることから、市街地化が進む周囲とは対照的に、古代の地形や景観を今に残す恵まれた環境の下で、遺跡の全体像を把握することが可能となりました。古代役所の中心施設である政庁と正倉を一体的に確認できることは、古代地方官衙の様相を解明するうえで極めて重要な発見であると考えます。さらに、698 年の紀年銘をもつ京都妙心寺梵鐘の製作者として「糟屋評造春米連廣國」の名が知られており、糟屋評の長官であるこの人物が政務を執りおこなっていた場所こそまさに阿恵遺跡であることが判明しました。文字資料と考古学的調査による成果が合致したという点におきましても、歴史的価値の高い遺跡であるといえるでしょう。

また、調査地周辺は古代の遺跡が多く存在し、隣接する古墳時代後期の大型前方後円墳である鶴見塚古墳をはじめ、阿恵遺跡と同時代のものとしては、大型の掘立柱建物や大宰府式鬼瓦が出土した内橋坪見遺跡、多々良川の河口で物資集積施設として栄えた多々良込田遺跡などが周囲に位置しています。さらに都と大宰府を結ぶ駅路が阿恵遺跡の隣接地を通過し、これに直交する新たな古代道路の痕跡も検出することができました。阿恵遺跡周辺は、海上・河川・陸上交通が交わる重要な地域であったことがうかがわれます。

糟屋評（郡）衙の所在地が阿恵遺跡であると判明したことは、地域の原点となる貴重な遺跡として私たち町民の誇りでもあります。本書が文化財に対する理解を深める上で広く活用されるとともに、古代地方官衙の研究資料としても貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、調査にご協力いただきました関係者の方々をはじめ、地元住民の皆様から謝意を表します。

平成 30 年 3 月 31 日
粕屋町教育委員会
教育長 西村 久朝

発行	粕屋町教育委員会
調査起因	国庫補助事業重要遺跡範囲内容確認調査
現地調査	【平成 25 年度】平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 10 月 1 日 平成 26 年 2 月 17 日～平成 26 年 3 月 31 日 【平成 26 年度】平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 【平成 27 年度】平成 27 年 4 月 13 日～平成 28 年 3 月 31 日 【平成 28 年度】平成 28 年 11 月 15 日～平成 28 年 12 月 28 日
整理調査	【平成 28 年度】平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 【平成 29 年度】平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日
使用方位	国土座標第 II 系(世界測地系)
遺構実測	西垣彰博・高橋幸作・中尾祐太・齊藤大輔・福島日出海・児玉駿介・池田拓・永島聡士・阿部悠理
遺構撮影	西垣彰博・高橋幸作・池田拓・永島聡士・阿部悠理
遺物実測	新宅信久・中尾祐太・齊藤大輔・福島日出海・永島聡士・阿部悠理 朝原泰介・常盤拓生
遺物撮影	西垣彰博・高橋幸作
製図	西垣彰博・高橋幸作・毛利須寿代・上田津由美
執筆	西垣彰博
編集	3. 阿恵遺跡の歴史的特質 阿恵遺跡と糟屋評 坂上康俊 西垣彰博

本書に関わる遺物・記録類は、粕屋町立歴史資料館にて収蔵・管理し、公開する予定である。

目次

- 01 1. 経過・位置と環境
 - 02 経過・位置と環境
 - 02 調査に至る経緯
 - 03 調査経過
 - 03 調査体制
 - 05 地理的環境
 - 05 歴史的環境
 - 08 遺跡の概要
- 09 2. 調査成果
 - 10 政庁域
 - 10 政庁域の概要
 - 10 掘立柱建物
 - 32 柵
 - 34 石敷遺構
 - 34 溝
 - 36 不定形遺構
 - 38 井戸
 - 39 政庁南側地形落ち
 - 44 包含層
 - 45 ピット
 - 46 竪穴建物
 - 49 正倉域
 - 49 正倉域の概要
 - 51 掘立柱建物
 - 62 土坑
 - 64 竪穴建物
 - 65 柵
 - 65 溝
 - 65 その他出土遺物
 - 66 古代道路
 - 66 古代道路の概要
 - 70 伝路
 - 82 駅路
 - 85 官衙関連地区
 - 85 官衙関連地区の概要
 - 85 掘立柱建物
 - 88 鶴見塚古墳
 - 88 鶴見塚古墳の概要
 - 91 墳丘測量の調査成果
 - 93 墳丘の断面測量
 - 93 古墳周辺のトレンチ調査
 - 95 その他の調査箇所
 - 95 鶴見塚古墳周辺
 - 95 官衙関連地区北側低地
 - 95 正倉域北側低地
 - 95 正倉域南側低地
 - 95 政庁域南側低地
- 109 3. 阿恵遺跡の歴史的特質
 - 110 阿恵遺跡の歴史的特質
 - 110 阿恵遺跡の変遷について
 - 119 政庁の移転先について
 - 119 西海道郡衙について
 - 125 阿恵遺跡と糟屋評
 - 129 阿恵遺跡の成立背景
- 135 4. 総括
 - 136 総括
 - 136 調査成果のまとめ
 - 138 今後の課題と展望
- 139 5. 図版

1. 経過・位置と環境

同時代の周辺の調査遺跡

- 阿恵原口遺跡 『阿恵原口遺跡』粕屋町教育委員会 2004
『阿恵原口遺跡第2地点』粕屋町教育委員会 2010
- 阿恵古屋敷遺跡 『阿恵古屋敷遺跡』粕屋町教育委員会 1995
- 阿恵天神森遺跡 『阿恵天神森遺跡』粕屋町教育委員会 1996
『阿恵天神森遺跡第2地点』粕屋町教育委員会 2016
- 内橋坪見遺跡1次調査 『内橋坪見遺跡概要報告書』粕屋町教育委員会 2013
- 内橋坪見遺跡2次調査 近年刊行予定
- 内橋坪見遺跡3次調査 『内橋坪見遺跡3次』粕屋町教育委員会 2015
- 内橋牛切遺跡 『内橋牛切遺跡』粕屋町教育委員会 2013
- 内橋登り上り遺跡第1地点 『内橋登り上り遺跡』粕屋町教育委員会 1994
- 内橋登り上り遺跡第2地点 『内橋登り上り遺跡第2地点』粕屋町教育委員会 1997
- 内橋登り上り遺跡第3地点 『内橋登り上り遺跡第3地点』粕屋町教育委員会 1997
- 内橋登り上り遺跡第4地点 『内橋登り上り遺跡第4地点』粕屋町教育委員会 2001
- 内橋鏡遺跡 『内橋鏡遺跡』粕屋町教育委員会 2015
- 内橋鏡遺跡2次調査、内橋カラヤ遺跡 『内橋鏡遺跡2次調査・内橋カラヤ遺跡』粕屋町教育委員会 2017
- 江辻遺跡第6地点 『江辻遺跡第6地点』粕屋町教育委員会 2002
- 戸原御堂の原遺跡 『戸原御堂の原遺跡』粕屋町教育委員会 2000
- 戸原寺田遺跡 『戸原寺田遺跡』粕屋町教育委員会 2017
- 原町平原遺跡 近年刊行予定

経過・位置と環境

糟屋評（郡）衙であることが明らかとなった阿恵遺跡は、博多湾東岸に位置し、港湾、河川、官道が交差する地に選地されている。このような官衙の立地に関わる環境は、博多湾を取り巻く福岡平野、早良平野、糸島平野に共通してみられる。対外交渉の拠点であった博多湾沿岸部の統治体制を考えるうえで重要な視点である。

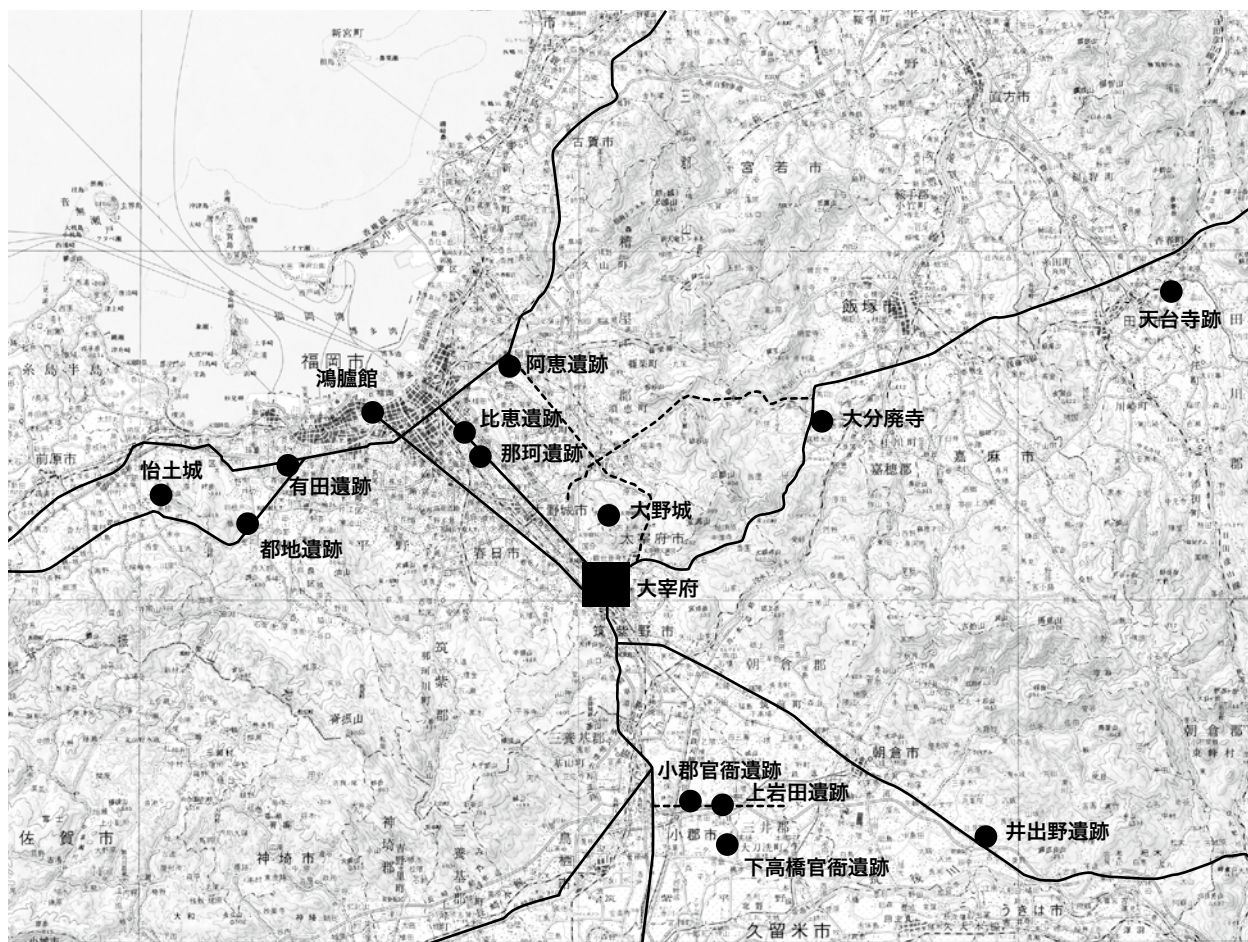


図1 北部九州官衙関連遺跡位置図 (1/400,000)

調査に至る経緯

阿恵遺跡は、福岡県糟屋郡粕屋町大字原町 111 他において、国立大学法人九州大学農学部附属原町農場の移転に先立ち、敷地内の埋蔵文化財事前調査が計画されたことと、大字阿恵 259-1 他において主要地方道福岡東環状線建設工事が計画されたことに起因する。

平成 25 年 6 月 10 日に、国立大学法人九州大学より粕屋町教育委員会へ埋蔵

文化財事前審査願書が提出された。申請地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である九大農場遺跡（後に阿恵遺跡に改称）に含まれる旨を回答した。調査対象地が 228,499㎡と広大であり、また、農場移転時まで農地利用を継続することから、年間耕作計画と調整を図りつつ、平成 25 年度～27 年度の 3 カ年で現地確認調査を実施し、平成 28 年度に発掘調査報告書を刊行する計画を立てた（後に平成 29 年度まで延長する経緯は次節で詳述する）。調査にあたっては、国庫及び

県費の補助金を活用して実施した。

これと併行して、農場敷地内の西端を通る主要地方道福岡東環状線建設予定地において、平成 26 年 2 月 25 日に、福岡県福岡県土整備事務所より粕屋町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。これを受けて、平成 26 年 2 月 28 日に確認調査を実施したところ、複数棟の長合建物が方形に配置されている状況を検出した。規模と建物構成から、郡庁建物の可能性が考えられたため、詳細に遺構を把握すべく、申請地内の表土

を全面的に剥いで遺構検出をおこなうこととした。福岡東環状線予定地の確認調査については、農場敷地内の確認調査と併行しながら、平成28年3月31日まで調査を実施した。

調査経過

平成25年度の調査

平成25年7月1日から10月1日と、平成26年2月17日から3月31日まで実施し、東西に伸びる細長い微高地上に、郡衙正倉とみられる総柱建物群と、複数棟の長舎建物が方形に配置される中枢施設の政庁を確認した。出土遺物が少なく詳細な時期比定はできない状況であったが、政庁と正倉をセットで検出することができ、それまで所在地が不明だった糟屋評(郡)衙の発見に至った。

平成26年度の調査

前年度の調査成果を受け、官衙遺構の広がりを確認することを目的として、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで確認調査を実施した。政庁関連建物が当初の想定よりも広範囲に存在すること、新たに正倉を検出し、正倉群が鉤形に配置されて2時期に区分できること、官道の側溝を検出したことにより、駅路と伝路の交差地に阿恵遺跡が立地することが明らかになった。

また、隣接する鶴見塚古墳(前方後円墳)の測量調査も実施した。

なお、平成26年7月19日に現地説明会を実施し、約450人の方々に見学いただいた。

平成27年度の調査

政庁建物の全体像を把握することと、農場敷地内の遺構分布の確認を目的として、平成27年4月13日から平成28年3月31日まで確認調査を実施した。当初に検出していた政庁とは別に、異なる時期の政庁の存在が明らかになり、7世紀後半～8世紀前半にかけて複数期の変遷を確認した。また、農場敷地内を縦断

するように古代道路側溝が直線的に伸びることや、政庁と別の微高地においても官衙関連建物を検出するなど、農場敷地内の広い範囲に遺跡が分布することが明らかとなった。

平成27年6月1日には調査指導委員会を組織し、それ以降、調査方法及び遺跡の歴史的評価について指導・助言をいただいている。

平成28年度の調査

前年までの調査成果をもとに政庁の変遷案を検討したが、柱間間隔、建物の主軸方位などの分析から各建物相互の柱穴の組み合わせを考えると、現場で判断した柱穴の切り合い関係について、さらに検討する必要が生じた。この切り合い関係は、政庁変遷案を左右する重要な問題であったため、本来であれば平成27年度までで確認調査を終了する計画であったが、調査指導委員会の指示を受けて、平成28年度に追加調査を実施することとなった。

平成28年11月15日から12月26日まで確認調査をおこない、調査の結果、切り合い関係の矛盾点を整理するに至り、政庁変遷案を検討する準備が整った。

出土遺物整理調査

発掘調査報告書作成に係る出土遺物整理調査は、平成28年4月1日から実施し、平成30年3月31日に完了した。出土遺物及び図面・写真等の記録類は粕屋町立歴史資料館にて保管している。

なお、調査期間中は、下記の方々より貴重なご意見・ご指導をいただいた。また、地域住民の方々には調査の趣旨にご理解を得るとともに、多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

赤川正秀(大刀洗町教委)、赤司善彦(福岡県教委)、入佐友一郎(福岡県教委)、岩永省三(九州大学)、海野聡(奈良文化財研究所)、江上智恵(久山町教委) 近江俊秀(文化庁)、大橋泰夫(鳥根大学)、岡田諭(九州歴史資料館)、小田富士雄、小田裕樹(奈良文化財研究所)、甲斐孝司(古賀市教委)、梶原義実(名古屋大学)、亀田修一(岡山理科大学)、久住猛雄(福岡市経済観光文化局)、熊谷公男(東

北学院大学)、坂井秀弥(奈良大学)、酒井芳司(九州歴史資料館)、坂元雄紀(福岡県教委)、佐藤信(東京大学)、佐藤正知(文化庁)、佐藤竜馬(香川県埋蔵文化財センター)、田庸昊(扶餘文化財研究所)、重藤輝行(佐賀大学)、柴田博子(宮崎産業経営大学)、神保公久(久留米市教委)、菅波正人(福岡市経済観光文化局)、杉原敏之(福岡県教委)、高倉洋彰(西南学院大学)、武末純一(福岡大学)、田尻義了(九州大学)、長直信(大分市教委)、辻田淳一郎(九州大学)、徳永博文(志免町教委)、禰宜田佳男(文化庁)、西谷正(海の道むなかた館)、西田大輔(新宮町教委)、箱崎和久(奈良文化財研究所)、服部英雄(九州大学)、馬場基(奈良文化財研究所)、原田諭(福岡市博物館)、日野尚志、平ノ内武史(篠栗町教委)、藤木海(南相馬市教委)、古尾谷知浩(名古屋大学)、西宮秀紀(愛知教育大学)、松尾尚哉(宇美町教委)、水ノ江和同(文化庁)、溝口孝司(九州大学)、宮地聡一郎(福岡県教委)、桃崎祐輔(福岡大学)、森公章(東洋大学)、森貴教(九州大学)、森哲也(九州大学)、矢野和昭(上毛町教委)、山崎頼人(小郡市教委)、山中敏史(奈良文化財研究所)、柳沢一男、山下啓之(須恵町教委)、吉田東明(福岡県教委)、李恩碩(扶餘文化財研究所)
〈敬称略・50音順、所属は当時〉

調査体制

平成25年度(確認調査)

調査主体 粕屋町教育委員会
教育長 大塚豊
教育委員会事務局次長 関博夫
社会教育課長 中小原浩臣
社会教育課社会教育係長 福地広行
同係主査 中山広宣
同係主査 西垣彰博(調査担当)
同係嘱託職員
齋藤大輔、中尾祐太、松永メイ子

平成26年度(確認調査)

調査主体 粕屋町教育委員会
教育長 大塚豊
教育委員会事務局次長 関博夫
社会教育課長 中小原浩臣
社会教育課文化財係主幹 新宅信久

同文化財係長 西垣彰博（調査担当）
同係嘱託職員
福島日出海、高橋幸作、児玉駿介、池田拓、松永メイ子

平成 27 年度（確認調査）
調査主体 粕屋町教育委員会
教育長 大塚豊
教育委員会事務局次長 関博夫（前任）、石山裕（後任）
社会教育課長 新宅信久
同文化財係長 西垣彰博（調査担当）
同係嘱託職員

福島日出海、高橋幸作、児玉駿介、永島聡士、松永メイ子

平成 28 年度（確認調査、出土遺物整理）
調査主体 粕屋町教育委員会
教育長 西村久朝
教育委員会事務局次長 大石進
社会教育課長 新宅信久
同文化財係主幹 西垣彰博（調査担当）
同係主事 高橋幸作
同係嘱託職員
福島日出海、阿部悠理、松永メイ子

平成 29 年度（報告書作成）
調査主体 粕屋町教育委員会
教育長 西村久朝
教育委員会事務局次長 大石進
社会教育課長 新宅信久
同文化財係主幹 西垣彰博（報告書担当）
同係主事 高橋幸作
同係嘱託職員
福島日出海、朝原泰介、毛利須寿代



調査指導委員会風景



調査指導委員会風景



調査指導委員会風景



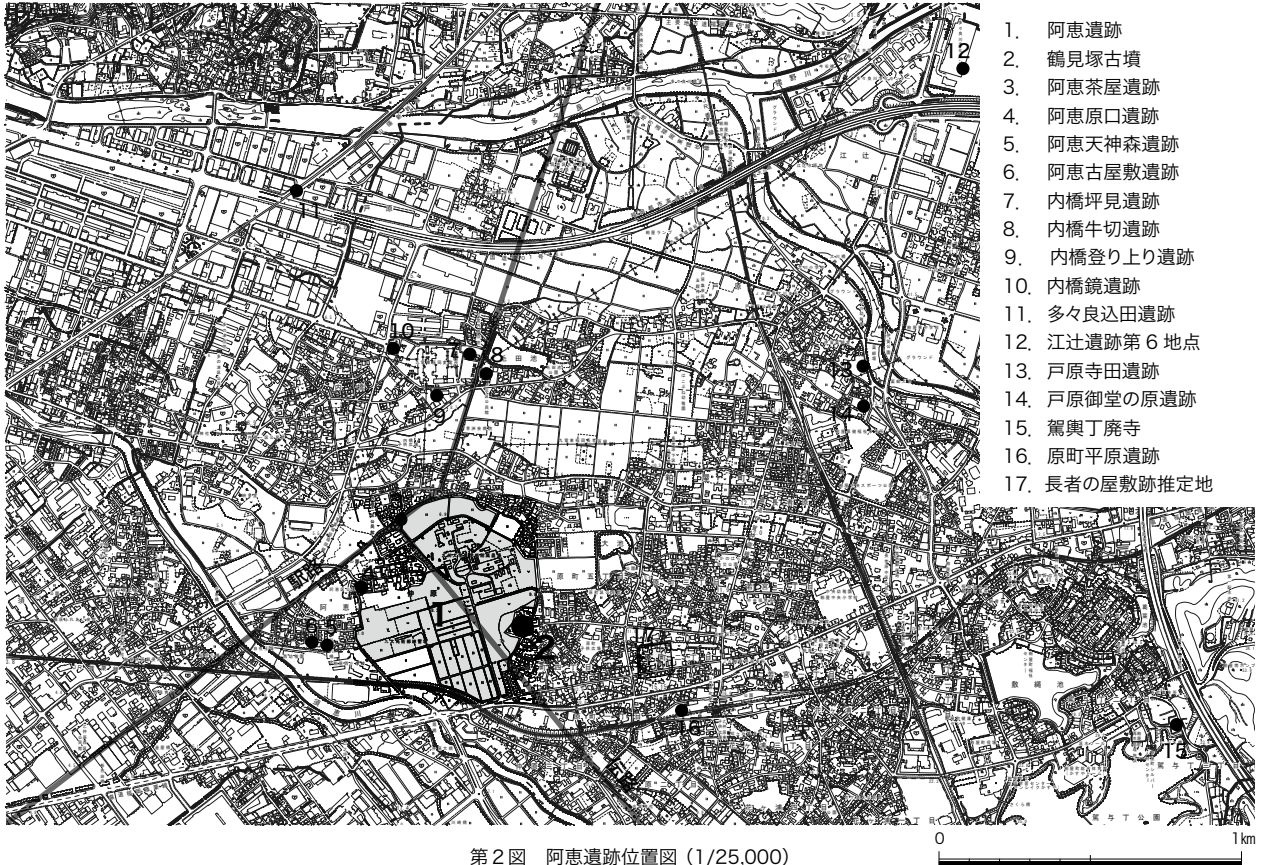
調査指導委員会風景



調査指導委員会現地視察風景



調査指導委員会現地視察風景



第2図 阿恵遺跡位置図(1/25,000)

1. 阿恵遺跡
2. 鶴見塚古墳
3. 阿恵茶屋遺跡
4. 阿恵原口遺跡
5. 阿恵天神森遺跡
6. 阿恵古屋敷遺跡
7. 内橋坪見遺跡
8. 内橋牛切遺跡
9. 内橋登り上り遺跡
10. 内橋鏡遺跡
11. 多々良込田遺跡
12. 江辻遺跡第6地点
13. 戸原寺田遺跡
14. 戸原御堂の原遺跡
15. 駕輿丁廃寺
16. 原町平原遺跡
17. 長者の屋敷跡推定地

調査指導委員会

- 委員長 宮本一夫（九州大学大学院人文科学研究教授、考古学）平成27年6月1日～
- 副委員長 坂上康俊（九州大学大学院人文科学研究教授、古代史）平成27年6月1日～
- 委員 林部均（国立歴史民俗博物館教授、考古学）平成27年6月1日～
- 委員 木本雅康（長崎外国語大学教授、歴史地理学）平成27年6月1日～平成30年1月24日〔逝去〕

地理的環境

福岡県糟屋郡粕屋町は、福岡市の東に隣接し、粕屋平野の中央に位置している。町域は14.13km²と狭く、平坦な地形である。

粕屋平野の西は博多湾に面し、南側は太宰府市の四王寺山系から伸びる月隈丘

陵によって福岡平野と区分される。東側の三郡山系、犬鳴山系を源とする3本の河川が平野を貫流し、北から多々良川、須恵川、宇美川の順で博多湾へ注いでいるが、山地から舌状に派生する丘陵が多く伸びているため、沖積地は河川流域に限られている。また、平野の北側には立花山系があり、博多湾に面して周りを山地で囲まれた小さな平野である。

阿恵遺跡が位置する博多湾東岸は、多々良川、須恵川、宇美川が河口付近で合流し、古代においては入り江状の内海を形成していた。当時の推定海岸線から須恵川を約2km遡上した微高地上に阿恵遺跡が立地する。この微高地は、乙犬丘陵から派生する舌状丘陵の最西端に位置するものであり、南北100m前後、東西約900mの細長い地形の上に、政庁と正倉が展開している。8世紀の中頃以降に官衙建物の方位が正方位に変化するまでは、条里の方位ではなく、微高地の地形に沿って官衙が造営されている。

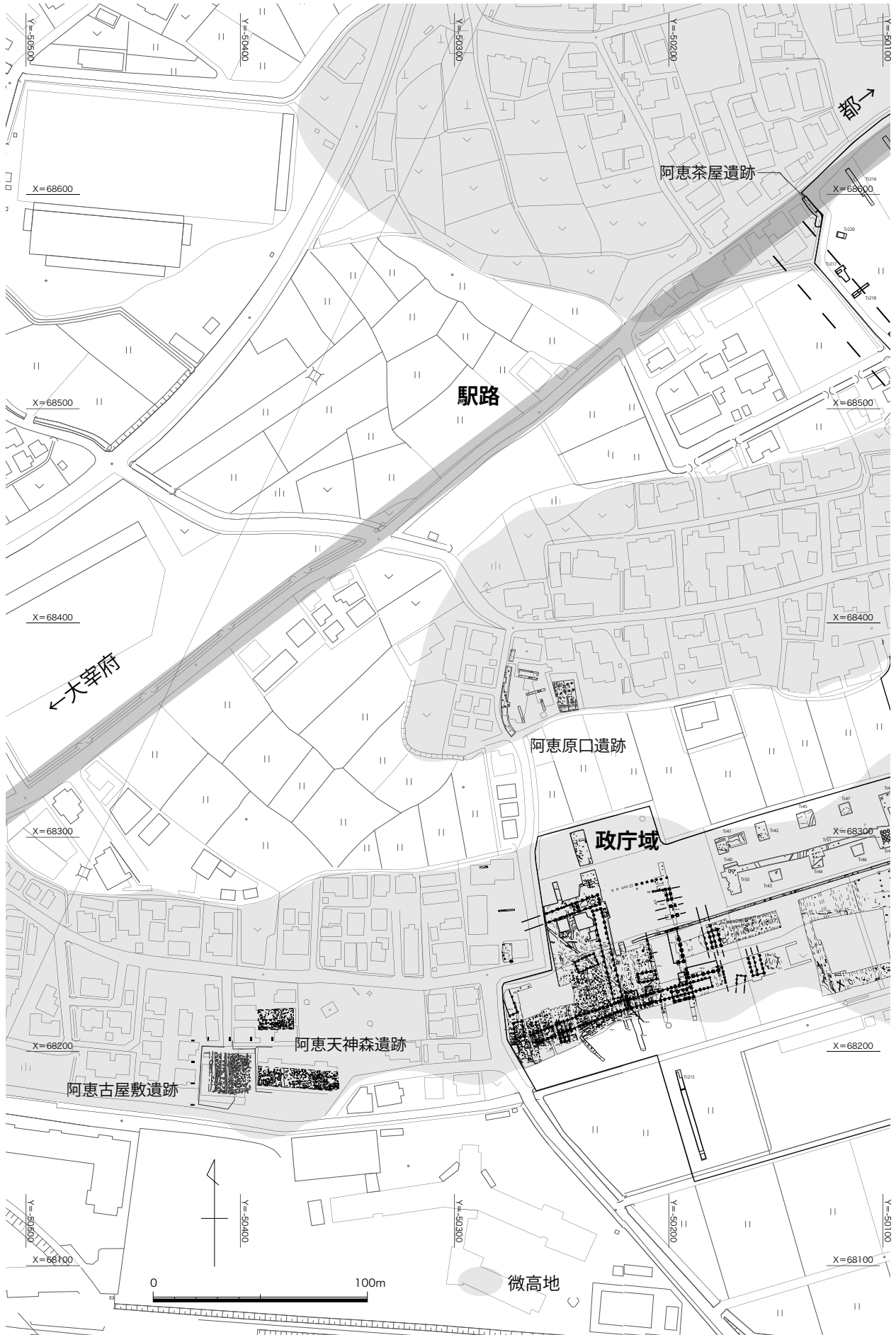
阿恵遺跡は須恵川から約300mの至近距離にあり、水運を利用した物資集積が可能な環境にある。また、都～大宰府間を結ぶ駅路と、今回の調査によって新たに発見された伝路が交差する箇所

に阿恵遺跡が位置することが明らかになった。博多湾の海上交通、須恵川の河川交通、官道の陸上交通が集中する場所に糟屋評（郡）衙が造営されたことがわかる。

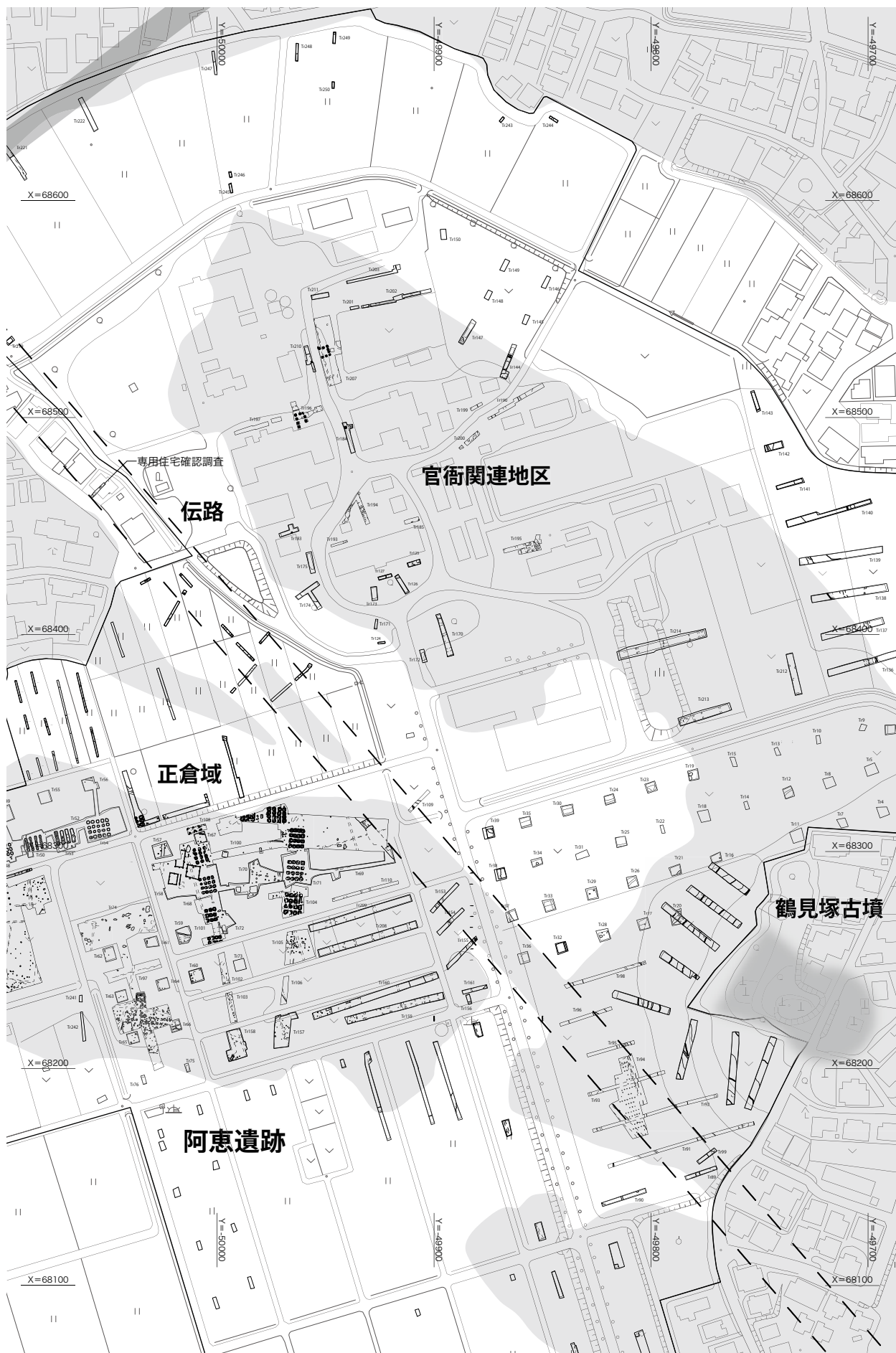
歴史的環境

粕屋町は博多湾東岸に位置するという立地環境もあり、早くから大陸・朝鮮半島との交流が認められる地域である。多々良川流域に、松菊里型住居で構成された渡来系稲作集落である江辻遺跡が弥生時代早期に登場する。弥生時代中期には青銅器生産が知られる地域であり、多々良川対岸の福岡市土井遺跡群、多々良大牟田遺跡群では青銅器鋳型が出土している。粕屋町域でも、戸原鹿田遺跡で銅鏃、内橋登り上り遺跡第1地点と内橋坪見遺跡の2か所で青銅製鋤先が出土しており、青銅器生産を基盤とした集落展開の様相が明らかになりつつある。

このような地域のまとまりを背景に、古墳時代になると、多々良川流域に前期前方後円墳である戸原王塚古墳、名島古



第3図 阿惠遺跡周辺図(1/2,500)



墳、内橋カラヤ古墳が築造される。その後、中期には首長系譜が途切れるが、後期になると推定全長 75m ほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が本遺跡に隣接して築造される。現況は宅地化が進んで半壊状態であるが、近世地誌『筑前国統風土記拾遺』に、江戸時代当時の鶴見塚古墳の状況が詳細な計測値とともに記されており、周溝を含めた全長約 86m、後円部南側に横穴式石室が開口して内部に石屋形が安置されていることをはじめ、墳丘形態・石室規模なども克明に読み取れる。これは那津官家の管掌者の墓といわれる東光寺剣塚古墳と同規模・同主体部であり、『日本書紀』継体 22 年の糟屋屯倉との関連が示唆される。

北東約 1.6km に位置する戸原寺田遺跡では、6 世紀後半から 7 世紀前半（小田編年Ⅲ A～Ⅳ B）の遺物が出土する幅 5～6m の断面台形の溝があり、紡いだ糸を巻き取る杵の腕木が出土している。その他にも手工業に関わるものとして、鍛冶関連遺構も検出している。さらに、隣接する戸原御堂の原遺跡では同時期の倉庫群も確認していることから、大規模な区画溝をもち、周囲に倉をとめない、手工業を抱えていた居宅と考えられる。また、遺跡名の「寺田」にも関わる東円寺（現伊賀業師堂）が隣接し、瓦散布は確認されていないものの、古い寺院が存在した可能性も考えられる。これらの居宅関連遺構は、阿恵遺跡成立前の豪族支配体制の一端を示すものとして注目される。

古代においては筑前国糟屋郡に属し、阿恵遺跡において糟屋評衙・郡衙の政庁と正倉群の発見に至った。

8 世紀前半に阿恵遺跡の政庁が移転した後、郡衙の移転先はいくつか候補地がある。谷を隔てた北側の微高地上にある阿恵原口遺跡は、阿恵遺跡の政庁と同じ方位の官衙建物が直交に配置されている。周辺にも官衙建物が展開している可能性がある。また、阿恵遺跡の東方約 0.9km の地点に 1 町四方の区画があり、『筑前国統風土記拾遺』では「長者の屋敷跡」と記されている。遺構は確認できていないが、区画の方位が阿恵遺跡の政庁と同じであり、有力な候補地の一つである。さらに、「長者の屋敷跡」の南約 100m にある原町平原遺跡では、大規模な柱穴をもつ大型の建物跡が発見されている（第 154 図）。建物の主軸方位が正方位を向き、阿恵遺跡の正倉群と同じで

あることから、8 世紀後半の郡衙関連施設である可能性が高い。

官衙と古代道路の関係をみると、阿恵遺跡は駅路と伝路の交差点に立地することが明らかになった。この駅路は大宰府と都を結ぶ大路であり、中央政権が最も重視した古代道路である。この駅路沿いの北方約 1km に位置する内橋坪見遺跡では、大宰府式鬼瓦、ベンガラが付着した隅切りの軒瓦など多量の瓦が出土し、駅家（夷守駅）とみられる建物群を検出した。夷守駅は、駅使の送別の際に、万葉集巻四 566「草枕旅行く君を愛しみ副ひてぞ来し志賀の浜辺を」が詠まれた場所であり、大宰府官人が賤別の飲食をおこなう特別な駅家であったと考えられる。

その夷守駅が置かれた駅路の近く、多々良川に隣接した低地に多々良込田遺跡がある。掘立柱建物群と多くの舶載品や、役人の存在を示す石帯などが出土している。以前は郡衙や夷守駅とみる見解もあったが、本遺跡や内橋坪見遺跡の発見により、そのいずれの可能性もなくなったといえる。立地環境と多様な出土品を考えると港湾施設としての性格が想定できる。しかも郡津レベルではなく、大宰府の影響が強い港と思われる。それは多々良込田遺跡で大宰府式鬼瓦が出土していることから指摘できるであろう。

一方、多々良川中流域に目を転じると、8 世紀後半の倉庫群を含む掘立柱建物群や、白磁大皿、褐彩釉水注などの官衙級の輸入陶磁器、「加麻又郡」のヘラ書き須恵器等が出土した江辻遺跡第 6 地点がある。何らかの公権力の統制下に置かれた官衙関連遺跡であるが、建物群の規模からみて、郡衙の末端施設と考えられる。

また、乙犬丘陵から派生した低丘陵上に、8 世紀後半頃の創建とされる駕輿丁廃寺がある。伽藍配置等の遺構は不明であるが、塔心礎が出土しているため寺院跡であることは間違いない。

粕屋町周辺は、糟屋屯倉、官道、夷守駅、港、郡衙、寺院などがあり、古代史を考えるうえで鍵となる重要な要素をもっている地域である。

遺跡の概要

確認調査対象地が広域に渡るため、本報告では、①政庁域、②正倉域、③古代

道路、④官衙関連地区、⑤鶴見塚古墳、⑥その他の調査箇所区分して報告する。

遺跡の地勢としては、敷地東側に隣接する鶴見塚古墳が、乙犬山系から伸びる舌状丘陵の先端に築造されていて、遺跡のなかでは古墳周辺が高所となる。そこから西に向けて細長い微高地が 2 つ派生し、緩やかに傾斜している。この微高地の 1 つに政庁と正倉が立地する。

遺跡が存在する九州大学農学部付属原町農場は、大正 10 年（1921）に整備され、以来農業実習教育および農学研究に利用されている。228,499m²におよぶ広大な敷地は、町域の中心部からやや福岡市側に寄った市街地のなかに位置し、農場内だけが開発の波から隔離された環境にある。つまり、農場内は古代の景観を今に残しており、その景観とともに、糟屋評（郡）衙の政庁と正倉の全体像が把握できる状態で発見されたことに阿恵遺跡の大きな特徴がある。

官衙が機能していた期間は、出土遺物により 7 世紀後半から 8 世紀代と考えられ、評制から郡制への移行期にあたる。糟屋評については、698 年製作の京都妙心寺梵鐘の銘文より、春米連廣國という評造名が判明している。まさに、阿恵遺跡の政庁で春米連廣國が政務を執りおこなっていたのであり、文字資料による評造の人物名と考古学的調査による遺跡比定地が合致するという歴史的価値のある官衙遺跡といえる。

政庁、正倉という官衙の主要施設に加え、古代道路の痕跡も確認した。駅路と伝路が交差し、その交差点に糟屋評（郡）衙が立地していることが明らかになった。官衙と古代交通の関係においても重要な発見である。

また、正倉の東約 200m の地点に、6 世紀後半とみられる推定全長 75m ほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。古墳築造から糟屋評衙の造営までは 100 年ほどの開きがあるが、前時代の首長墓という認識を官人たちが持っていたことは想像に難しくなく、さらに、鶴見塚古墳が那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳と同時期・同規模であることから、ミヤケから評へと地方支配体制が変革を迎えた時代を考えるうえで貴重な事例となる。

2. 調査成果

九州大学農学部付属原町農場の移転にともない、平成25年度から28年度にかけて実施した確認調査の成果である。農場の敷地面積は228,499㎡で、そのうち確認調査を実施した面積は22,591㎡、調査トレンチ数263カ所である。

阿恵遺跡は古代の筑前国糟屋郡に属し、これまで不明だった糟屋評衙・郡衙の場所が明らかとなり、評から郡へ移行する段階の政庁、正倉、古代道路など、重要な遺構の発見に至った。

政庁域

阿恵遺跡は、糟屋評衙から糟屋郡衙へ移り変わる過渡期に位置づけられる。評段階の評庁と郡段階の郡庁の両方が存在すると考えられるが、確認調査であることから基本的には遺構検出だけにとどめているため、出土遺物が限られている。わずかな遺物と遺構の切り合い関係から時期設定をおこなっており、評庁と郡庁を含めて、「政庁」の名称を使用する。

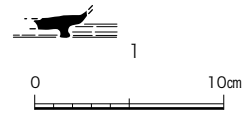
政庁域の概要

阿恵遺跡の西端において、複数の長舎建物を方形に配置する状況を確認した。その大きさは半町四方で、長舎建物で囲われた内部には外と隔たれた空地が確保されている。このように遮蔽施設によって内と外を区画し、独立した職務執行機関としての建物と、それともなう前庭によって儀礼空間を創出する構造は、旧来の族制的支配機構から脱却して官僚制的支配機構が確立された状態を示すものであろう。古代において阿恵遺跡が位置するのは糟屋郡であり、この施設はその後糟屋郡衙の郡庁として機能したとみられる。なお、阿恵遺跡は評制の時期も含むので、評庁と郡庁を総称して「政庁」の名称を用いることとする。

政庁は調査対象地の西端にあり、その一部は敷地外に広がっている。政庁が立地するのは、西に向かって傾斜する東西に細長い標高約6mの微高地である。微高地の北側には、幅50mの浅い低地を挟んでさらに別の微高地があり、政庁と方位が同じ掘立柱建物を検出した阿恵原口遺跡が位置する。一方、政庁の南側は須恵川の後背湿地が広がっている。

政庁は長舎に囲まれた配置をなし、建物の重複関係から、複数の変遷が想定できる。出土遺物からみて、存続期間は7世紀後半から8世紀前半と判断でき、評の時期を含むことになる。これは遺構の上でも律令制成立期における地域動態を示すものとして重要である。古代において阿恵遺跡は糟屋評(郡)に属し、糟屋評は、京都妙心寺梵鐘の銘より「糟屋評造春米連廣國」という評造名が判明している。発掘調査によって評衙の場所が特

定でき、なおかつ評造名が明らかになっている事例は全国で唯一当遺跡だけであり、極めて重要な遺跡の発見に至った。



第4図 SB-1 出土遺物実測図(1/4)

掘立柱建物

政庁域で検出した掘立柱建物は26棟である。重要遺跡確認調査であることから、柱穴の断割は最小限にとどめた。

SB-1 (第7、8図)

南北棟の長舎建物で、主軸方位はN-13.2°-Wである。桁行17間(42.28m)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は約178㎡である。柱間の間隔は桁行で6尺~9尺と不揃いであり、対向側柱筋の通り具合や、柱筋の通りも悪い。柱掘方は長軸0.6~0.9mで、平面形状は不整形から隅丸方形まで幅が広く、全体的に均整のとれていない形が多い。柱痕跡は径0.15~0.2mである。図示した柱痕跡の大部分は表面観察で判断したものであるが、掘方の土質と近似して区別が非常に困難なものもあった。

北側梁行付近が微高地の鞍部であり、建物は南緩斜面に建築されている。遺構検出面における南北の高低差が約1mであることから、床構造によって建物内部の水平を確保したと考えられるが、束柱の痕跡は検出できなかった。

SB-1 出土遺物 (第4図)

1は須恵器の高台付杯。やや細い高台で端部が肥厚する。柱穴を切るSD-2の

埋土を除去したあと、柱穴の検出面で出土したものであり、下限を補強する資料である。

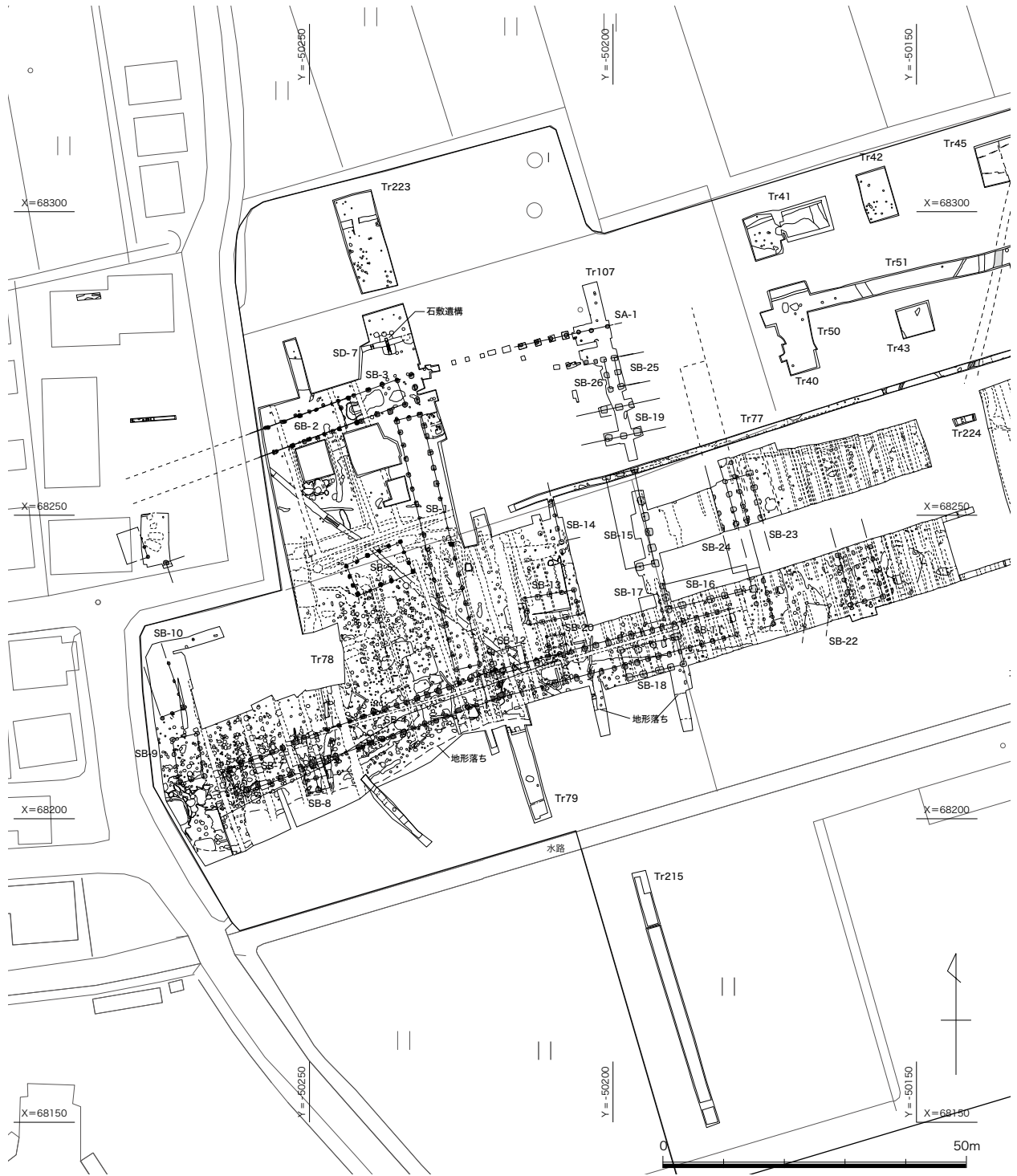
SB-2 (第9、10図)

政庁の北辺に配置された東西棟建物で、西側は調査区外へ伸びる。微高地の最高所に位置する。確認できている桁行は5間分、おそらく長舎建物になると思われる。梁行は2間と推定されるが、中央の柱は検出できていない。SX-1によって消滅していることも考えられる一方、阿恵遺跡の政庁建物の特徴として、梁行の中央の柱が検出できない例(柱掘方が浅いため消滅したものか)がいくつか見受けられ(SB-2・3・4・7・17・18)、SB-2にもその可能性がある。

建物の主軸方位はN-69.7°-Eで、桁行5間以上(14.19m以上)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は60㎡以上である。桁行の柱間には9尺(2.72m)と10尺(3.02m)があり、政庁建物のなかで最も長い。柱掘方は長軸0.6~0.8mで、隅丸方形もみられるが円形が多い。柱掘方の深さが0.2~0.4m程度しか残っておらず、旧地形が削平されていると考えられる。柱痕跡の径は0.15~0.2mである。柱筋の通りは悪い。

出土遺物はない。

SB-3 (第9、10図)



第5図 政庁平面図(1/1,000)

SB-2を切り、SB-2を同一場所で建て替えたものである。政庁建物のなかで同一場所の建替は、SB-3のみである。

SB-2と同様に、西側は調査区外へ伸びる。桁行9間以上(22.95m以上)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は97㎡以上である。柱間は桁行で8尺(2.42m)と9尺(2.72m)がある。内部に間仕切りが設けられていて(第10図のP10・P11)、その場所はSB-2の東

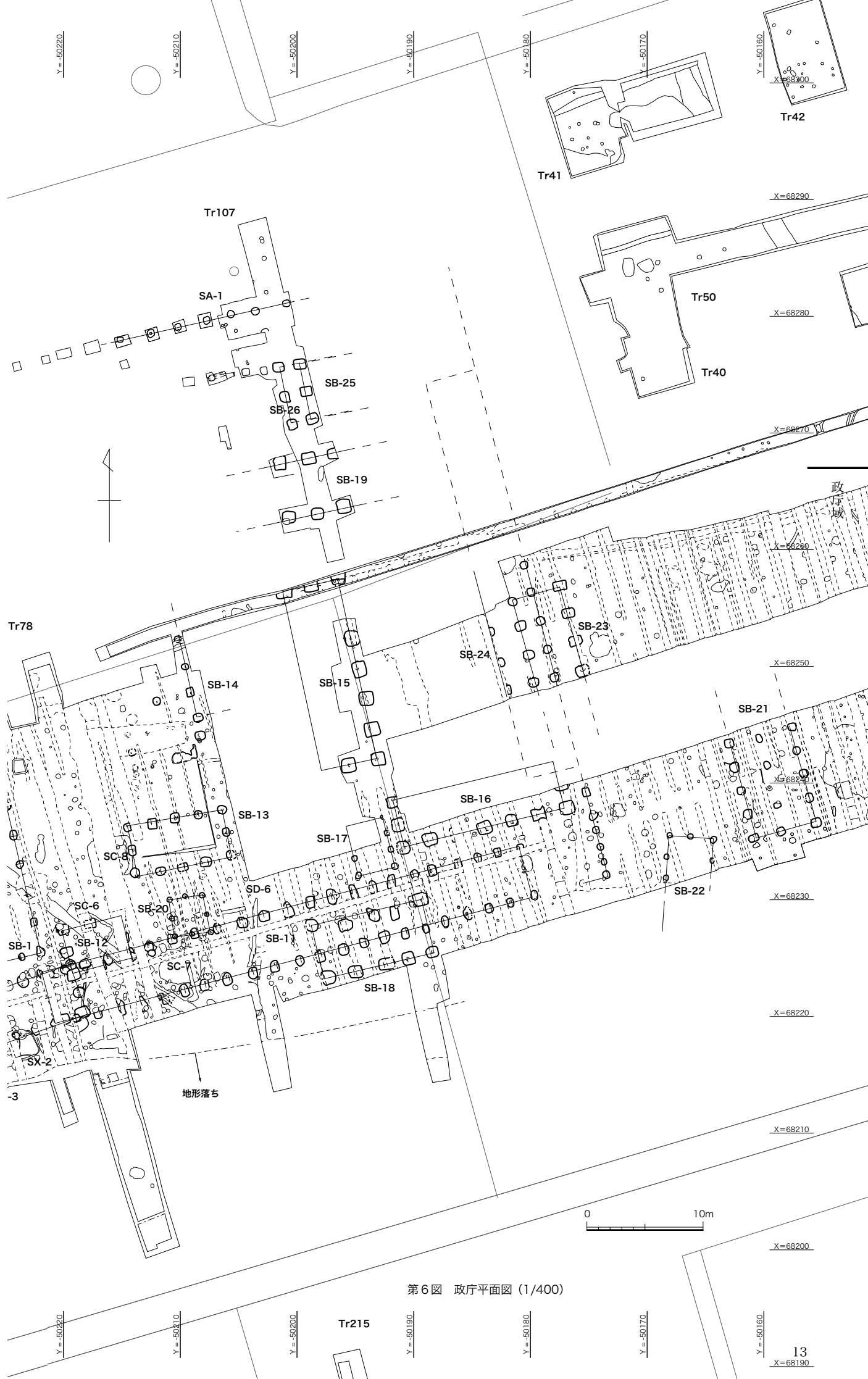
妻の位置に近い。

SB-3の東に柱穴が3基あるが(第10図のP1~P3)、これを建物に含めるかどうかで政庁構造の解釈が大きく異なる。慎重な判断を要するが、この柱穴3基の東側の遺構状況が不明なため、ここでは可能性のある2案を提示するととめる。まず、柱穴3基をSB-3に含める案である。これは、一見して柱穴の組み合わせに矛盾なくみえ

るが、南側の桁行が2尺(0.6m)分短くなるという問題が生じる(第10図のP1~P4間が9尺(2.72m)で、P3~P16間が7尺[2.11m])。つまり、桁行と梁行が直角に設計されていないことになり、政庁の建物構造としては疑問が生じる。また、柱穴3基を建物に含めた場合、東妻がSB-1の東側柱と柱筋が揃うことから、SB-3とSB-1は同時期の建物と考えるべきである



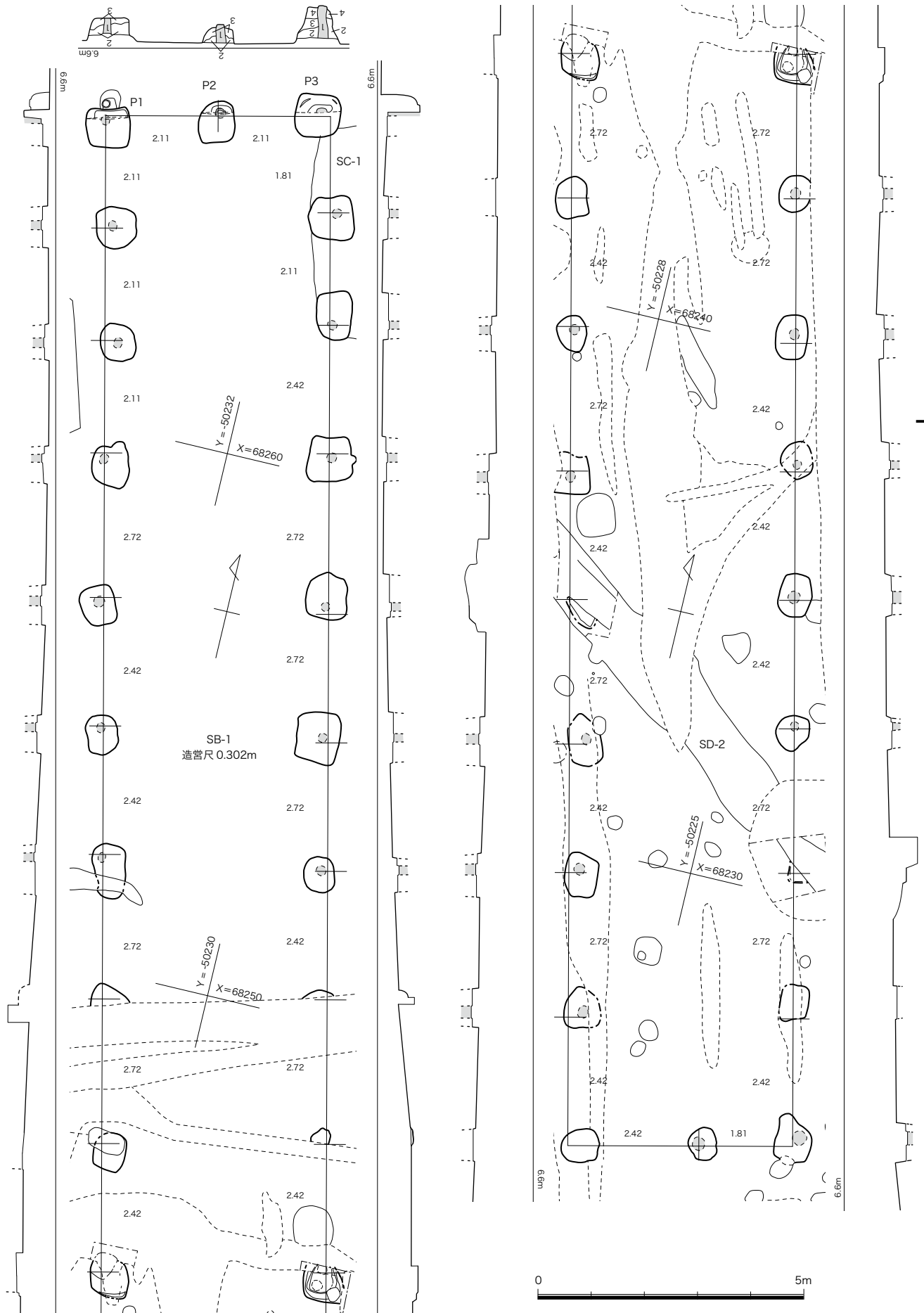
阿恵遺跡



第6図 政庁平面図 (1/400)

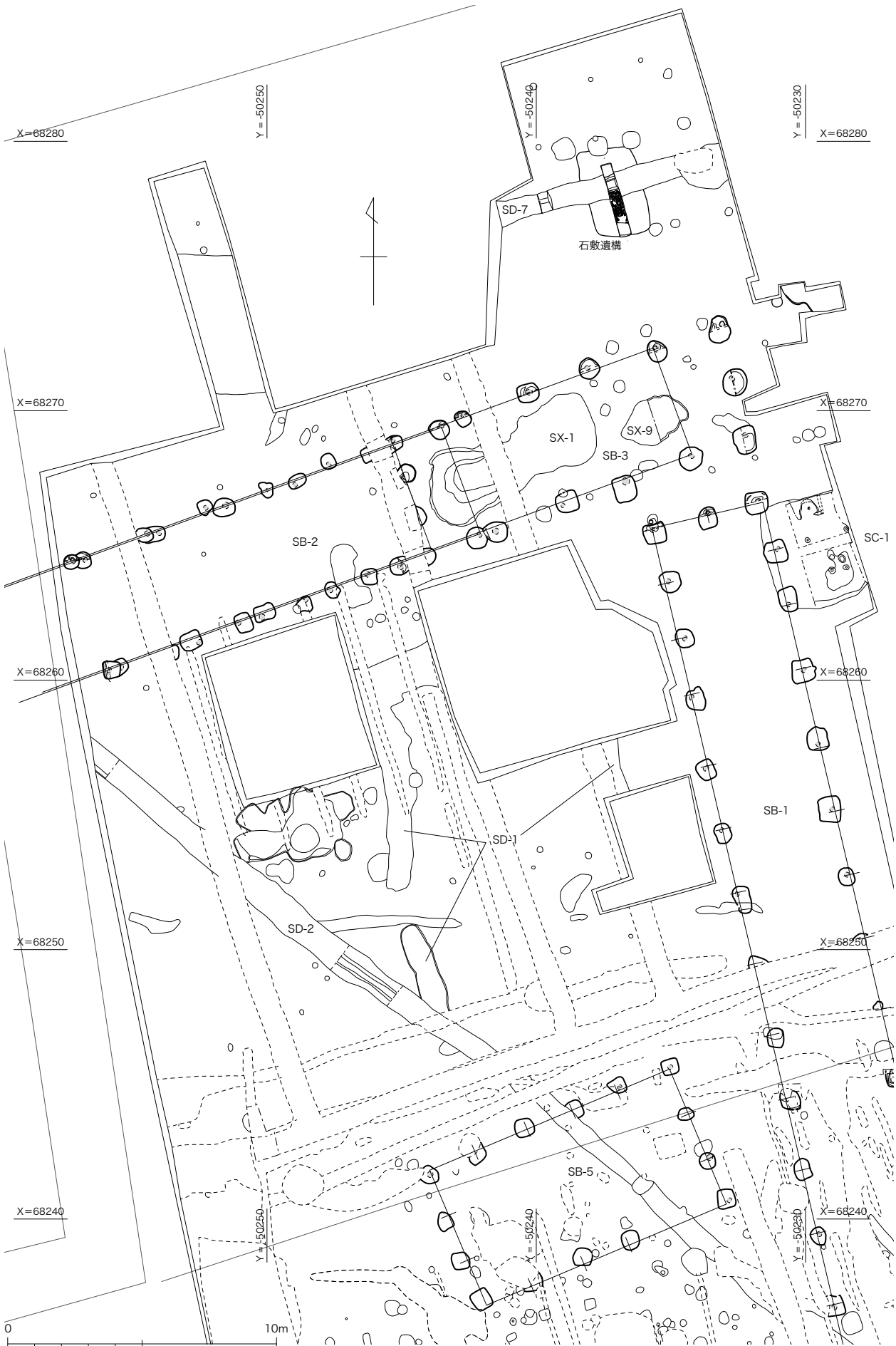


第7图 SB-1 平面图 (1/200)

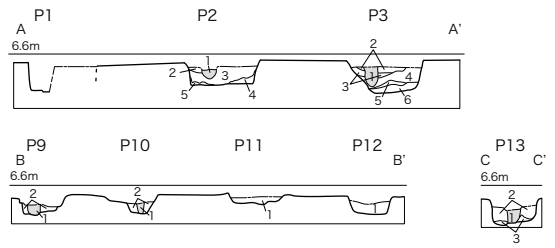
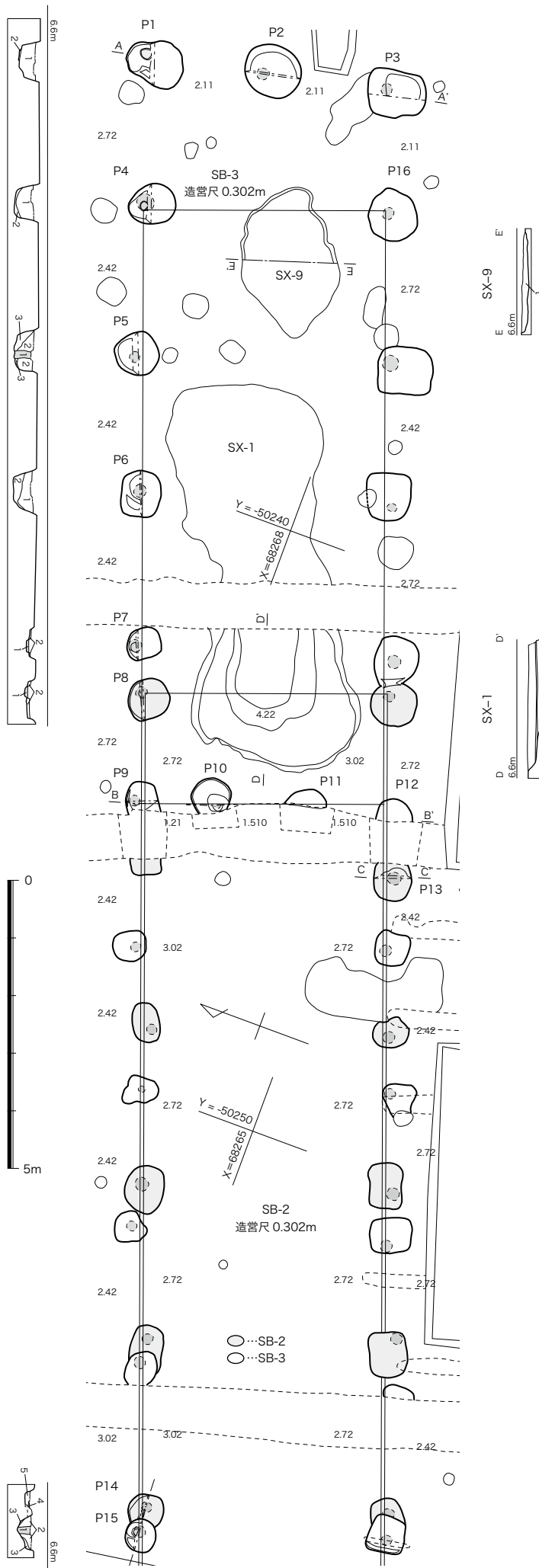


政庁域

第8図 SB-1 平断面図 (1/100)



第9図 SB-2、3、5、SD-1、2平面図(1/200)



【第8図 (13頁掲載)】SB-1 柱穴土層注記

SB-1

P1

1. 暗赤褐色土
2. 赤褐色土に明黄褐色土ブロックが多く混ざる
3. 暗赤褐色土に明黄褐色土ブロックが少量混ざる

P2

1. 暗褐色土 2. にぶい赤褐色土に明黄褐色土ブロックが少量混ざる

P3

1. 暗褐色土 2. にぶい赤褐色土
3. 赤褐色土に明黄褐色土ブロックが多く混ざる 4. 暗褐色土

【第10図】SB-2、3 柱穴土層注記

P1

1. 橙色土に赤褐色土と暗褐色土がブロック状に混ざる
2. 褐色土に浅黄色土ブロックが混ざる

P2

1. 褐色土 2. 暗褐色土 3. 明褐色土 4. 赤褐色土 5. 黄褐色土

P3

1. 暗褐色土
2. 橙色土に黄褐色土と暗褐色土がブロック状に混ざる。
3. 灰褐色土
4. 明赤褐色土に、明黄褐色土、にぶい赤褐色土、灰褐色土がブロック状に混ざる。
5. 灰褐色土。3層に酷似。
6. 明赤褐色土ににぶい赤褐色土、灰褐色土がブロック状に混ざる。

SB-2

P8

1. 暗赤褐色土 2. 暗赤褐色土に明赤褐色土と黄褐色土が混ざる。

P13

1. 暗褐色土 2. 褐色土に明赤褐色土がブロック状に混ざる。

P14 (SB-2)、P15 (SB-3)

1. 暗褐色土
2. 赤褐色土に褐色土がブロック状に混ざる
3. 黄褐色土
4. 暗褐色土
5. 赤褐色土に褐色土がブロック状に混ざる

SB-3

P4

1. 明赤褐色土に黄褐色土をブロック状に含む
2. 黄褐色土

P5

1. 黒褐色土
2. 暗褐色土に黄褐色土と明褐色土をブロック状に含む
3. 黄褐色土に明褐色土がブロック状に混ざる

P6

1. 暗褐色土に褐色土と橙色土が混ざる
2. 褐色土に褐色土がブロック状に混ざる

P7

1. 暗赤褐色土
2. 赤褐色土に黄褐色土をブロック状に含む

P9

1. 暗褐色土
2. 黄褐色土ににぶい褐色土が混ざる

P10

1. 褐色土
2. 褐色土ににぶい赤褐色土と灰褐色土がブロック状に混ざる

P11

1. 褐色土に黒褐色土と明褐色土が混ざる

P12

1. 褐色土に黒褐色土と明赤褐色土が混ざる

SX-9

1. 橙色軟質土ににぶい赤褐色土が混ざる

第10図 SB-2、3、SX-1、9 平断面図 (1/100)

うが、政庁の南辺に位置するSB-4とSB-1が食い違うことになる。

もう一案は、図示しているように柱穴3基をSB-3とは別の建物の柱穴と考える案である。この場合、梁行の中央の柱穴が存在しなくなるが、当遺跡においては類例があり、必ずしも不自然ではない。また、南北の桁行で柱間のずれも発生しない。別建物とした柱穴3基がSB-1東側柱と柱筋が揃うことを重視すると、SB-1と組み合わせ可能性が高く、SB-3とSB-1は別時期の建物となる。ただしこの案は、柱穴3基の東側に建物が確認できていないという問題がある。

SB-3の解釈は政庁の変遷に大きく関わるものであり、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」のなかで詳述する。

出土遺物はない。

SB-4 (第11、12図)

政庁の南辺に配置された東西棟の長舎建物である。桁行16間(39.86m)、梁

行2間(4.53m)で、建物面積は約181㎡、主軸方位はN-70.5°-Eである。西側梁行の中央の柱は検出できなかった。柱掘方は長軸0.7~1.3mで、平面形状は隅丸方形が多いものの、形状にばらつきがある。柱掘方の深さは0.5~0.7mほど残っている。柱痕跡の径は0.15~0.2mである。検出面の平面観察だけでは掘方と柱痕跡の区別が非常に困難なものもあった。柱筋の通りは悪い。

SB-4に限らず、南辺に配置された建物(他にSB-7、SB-11がある)の特徴として、柱間間隔が6尺(1.81m)か7尺(2.11m)しかなく短いこと、梁行が他の建物よりも1尺長い15尺(4.53m)になることが挙げられる。特に柱間間隔は、北辺に配置されたSB-2、SB-3が8尺(2.42m)~10尺(3.02m)と政庁域の建物の中で最も長いことに比べて対照的である。

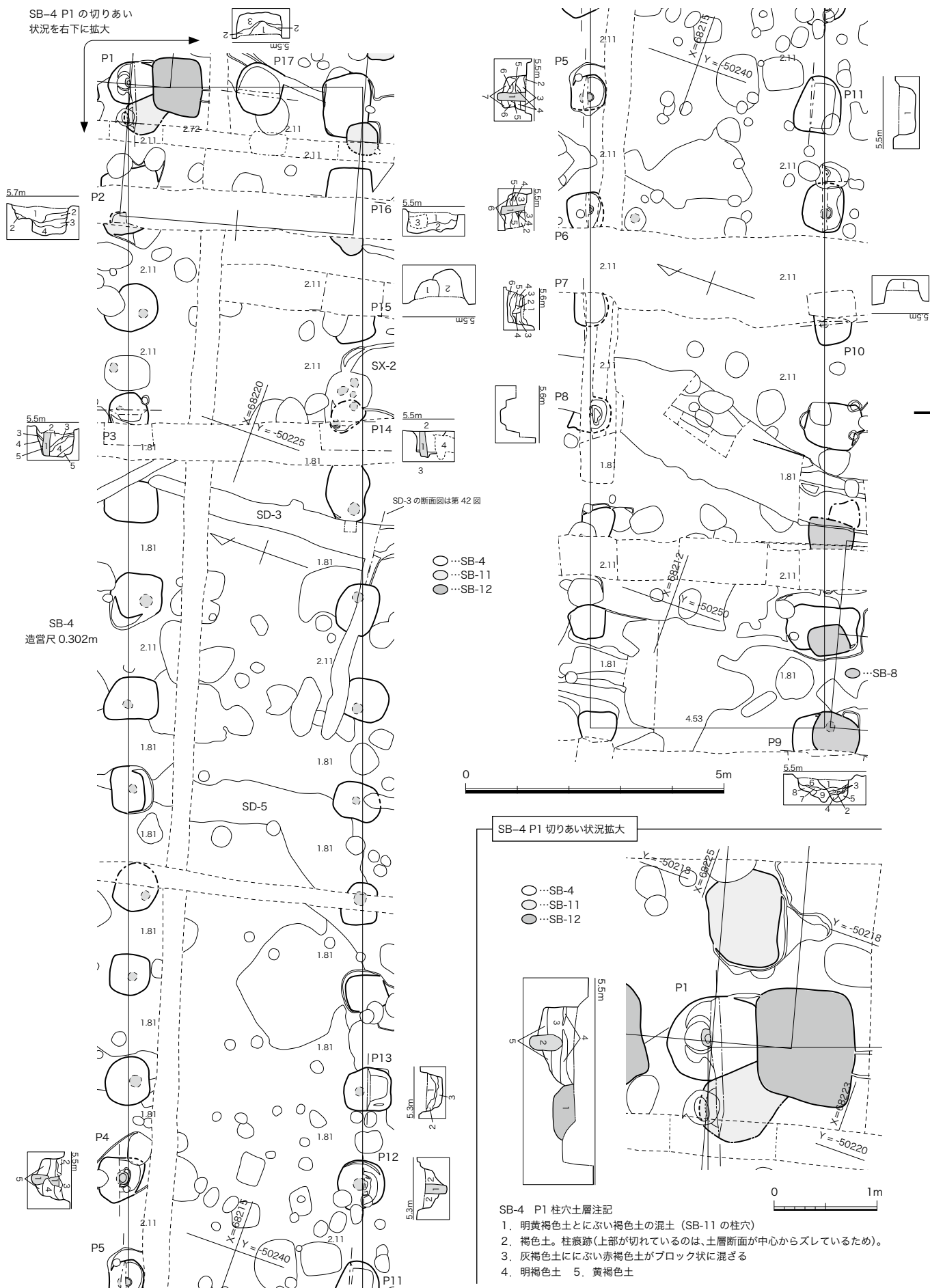
なお、政庁の南辺に明確な門遺構は検出していない。SB-4の南側に地形変換点があるため、政庁外側の南面平坦地が

幅3mしかなく、南辺からの出入りには不都合な配置である。

建物の北東隅柱であるP1の場所で、SB-11、SB-12の柱穴と重複し、この切り合い関係が政庁建物の時期変遷を決定付ける重要な遺構である。3基の柱穴のうち、遺構検出状況の平面観察によりSB-12が最も新しいと確認できる。SB-4とSB-11の新旧は平面観察のみでは判断が難しく、断割による断面観察でSB-11がSB-4を切ることが判明した。東西に並んで検出した2つの政庁のうち、西に位置する政庁の南辺に配置されたのがSB-4であり、東に位置する政庁の南辺に配置されたのがSB-11である。つまり、SB-4の建て替えによりSB-11が建築されたことから、SB-4が属する西側の政庁からSB-11が属する東側の政庁へと空間を移動して建て替えられたことを示している。そして、東側の政庁廃絶後にSB-12が配置されるのである。



第11図 SB-4、8、SD-3、5平面図(1/200)



第12図 SB-4 平断面図、SD-3 平面図 (1/100、1/50)

SB-4 柱穴土層注記

P2

1. 褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる
2. 明褐色土に明黄褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる
3. 赤褐色土に黒褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
4. 暗褐色土に黒褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる

P3

1. 灰黄褐色土 2. 灰褐色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
3. 明黄褐色土に褐灰色粘質土がブロック状に混ざる
4. 褐灰色粘質土と明黄褐色粘質土の混土 5. 黄褐色粘質土

P4

1. 暗褐色土 2. 灰褐色土に明赤褐色土がブロック状に混ざる
3. 灰褐色土に黄橙色土・明赤褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる
4. 橙色土に明赤褐色土・黒褐色土・黄橙色土がブロック状に混ざる
5. 黒褐色土に灰褐色土・明赤褐色土・黄橙色土がブロック状に混ざる

P5

1. 暗褐色土 2. 灰褐色土 3. 明赤褐色土に赤褐色土・黒褐色土・灰褐色土がブロック状に混ざる
4. 暗褐色土に黒褐色土・赤褐色土がブロック状に混ざる
5. 明黄褐色土に赤褐色土・黒褐色土・灰褐色土がブロック状に混ざる
6. 暗褐色土に黒褐色土・赤褐色土がブロック状に混ざる
7. 黒褐色土に灰褐色土・赤褐色土がブロック状に混ざる

P6

1. 暗褐色土 2. 灰褐色土に明赤褐色土がブロック状に混ざる。
3. 黄橙色土に黒褐色土が混ざる 4. 灰褐色土に暗褐色土がブロック状に混ざる
5. 明赤褐色土に灰褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
6. 灰褐色土に暗褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる

P7

1. 灰褐色土 2. 暗褐色土

3. 明赤褐色土に灰褐色土・暗褐色土がブロック状に混ざる
4. 灰褐色土に暗褐色土・明赤褐色土がブロック状に混ざる
5. 明赤褐色土に灰褐色土・暗褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
6. 黒褐色土に灰褐色土がブロック状に混ざる

P9 (1~5はSB-8、6~9はSB-4)

1. 橙色土に明黄褐色土・褐灰色土が混ざる 2. 褐灰色土
3. 橙色土と明黄褐色土の混土 4. 灰黄褐色土 5. 黄褐色土
6. 灰赤褐色土 7. 明黄褐色土 8. 橙色 9. 灰黄褐色土

P10

1. 褐色土に明赤褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる

P11

1. 灰褐色土に赤褐色土がブロック状に混ざる

P12

1. 褐色土 2. 褐色土に明赤褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる

P13

1. 灰白色土に橙色土がブロック状に混ざる
2. 黄灰色土に橙色・黒褐色土がブロック状に混ざる
3. 橙色土に黄灰色土がブロック状に混ざる

P14

1. 灰黄褐色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
2. 褐灰色土に黒褐色土がブロック状に混ざる 3. 明黄褐色土 4. 灰褐色土

P15

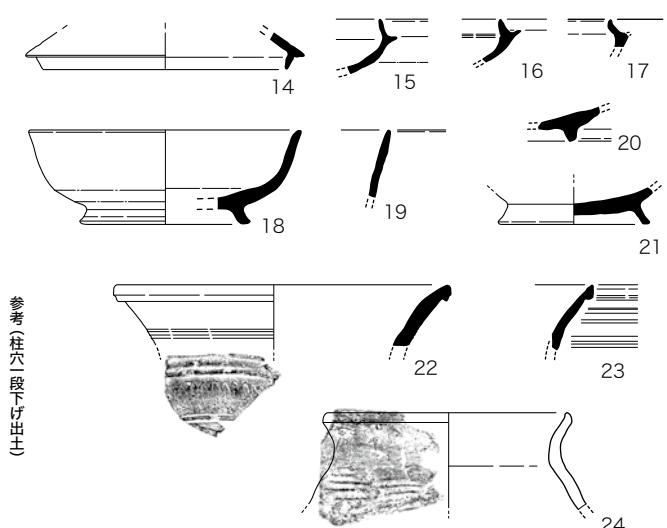
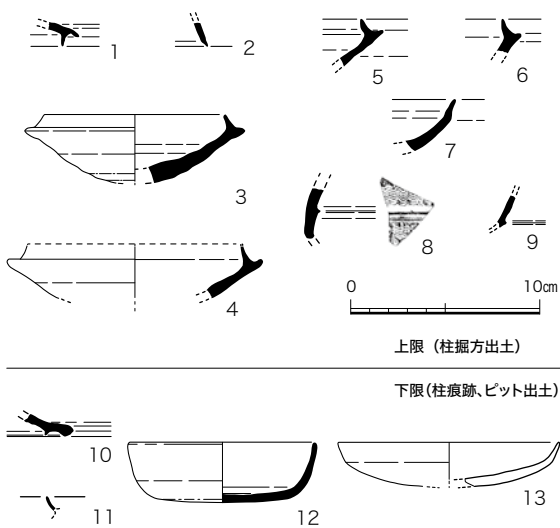
1. オリーブ褐色土に極暗赤褐色土がブロック状に混ざる (ビット)
2. オリーブ褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる (SB-4)

P16

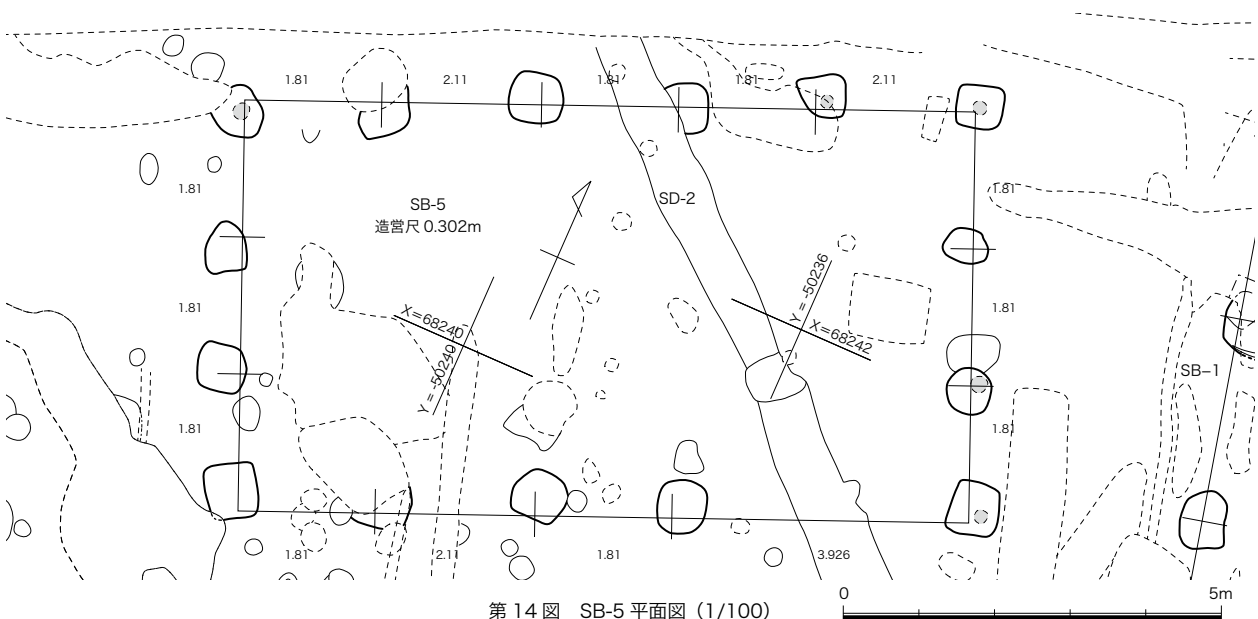
1. 灰黄褐色土 2. 黄橙色土 3. 攪乱

P17

1. 明褐色土 2. 明褐色土に明黄褐色細礫が多く混ざる
3. 黄褐色土に明黄褐色細礫が多く混ざる



第13図 SB-4出土遺物実測図(1/4)



第14図 SB-5平面図 (1/100)



第15図 SB-7、8、9、10、SD-4平面図(1/200)

SB-4出土遺物(第13図)

出土遺物は、上限を示す柱掘方出土遺物、下限を示す柱痕跡出土遺物・柱穴を切る遺構出土遺物に分けて図示し、柱穴の一段下げで検出した遺物は、掘方と柱痕跡の区別がつけられないことと、混入の可能性も含まれるため、参考資料として厳密に区分した。

柱掘方出土遺物の1・2は須恵器杯蓋。3～7は須恵器杯身。3は復元口径10.0cm、底部は回転ヘラケズリ。4は復元口径11.4cm。8は須恵器壺の頸部。突帯の上下に櫛描波状文を施す。9は腰部に段が付く須恵器高杯の杯身。

10、12、13は柱穴を切るビット出土。11は柱痕跡出土。10は須恵器杯蓋。11、12は須恵器杯身。12は復元口径9.8cm、器高3.2cm。底部は回転ヘラ切り後に手持ちヘラケズリを施す。13は土師器杯で、復元口径11.7cm。摩滅

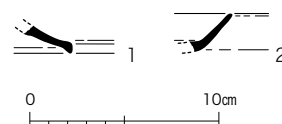
して不明瞭だが、底部は手持ちヘラケズリか。

14～24は柱穴の一段下げ出土遺物。14～21は須恵器杯。14は蓋で復元口径13.0cm、復元受部径14.8cm。18は復元口径14.3cm、器高5.0cm、復元高台径9.1cm。腰部は丸みをもって立ち上がり、高台端部はやや踏ん張る。腰部から底部は回転ヘラケズリ。21は復元高台径8.0cm。細く長い高台が付く。22、23は須恵器甕で、22は頸部に櫛描波状文を施す。24は赤焼き土器の甕で、復元口径12.8cm。外面にタタキが残る。

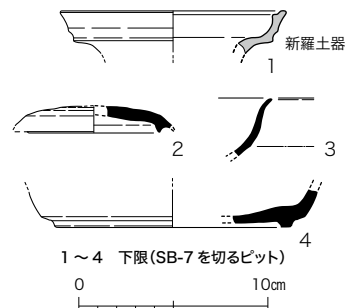
柱掘方出土の3、柱穴を切るビット出土の10、12、13、検出面出土の18、21、後述するSD-3(SB-4の柱穴を切る)出土遺物(第43図)などから、建物の時期を7世紀第4四半期と推測する。

SB-5(第7、14図)

参考(柱穴一段下げ出土)



第16図 SB-5出土遺物実測図(1/4)

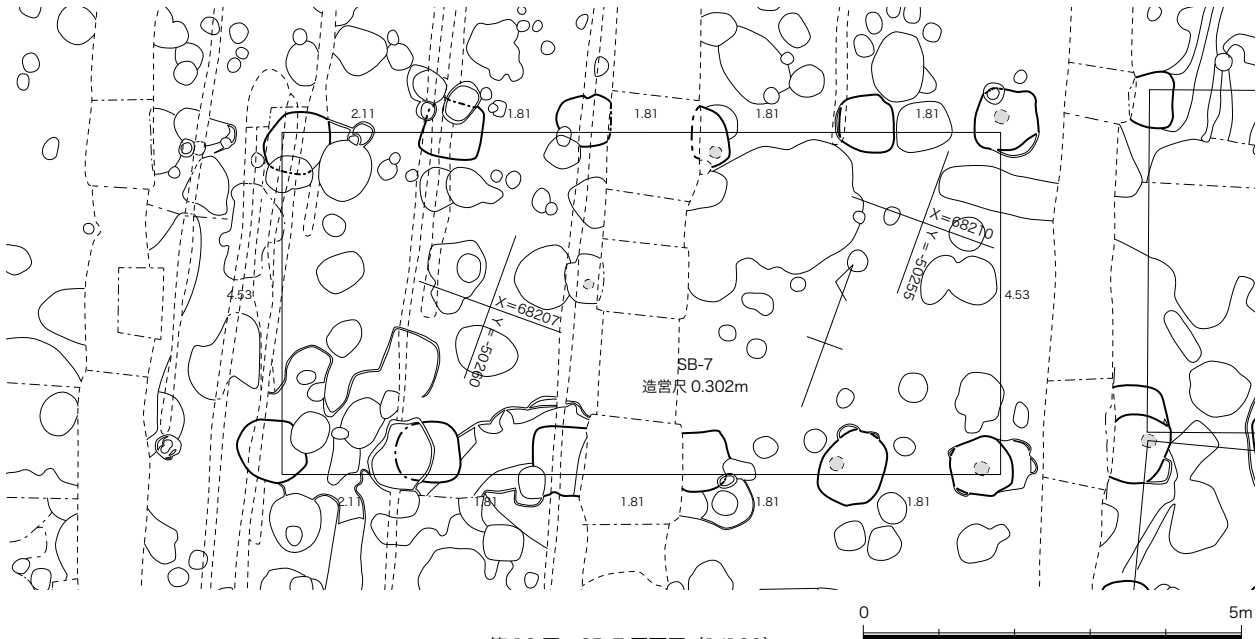


第17図 SB-7関連出土遺物実測図(1/4)

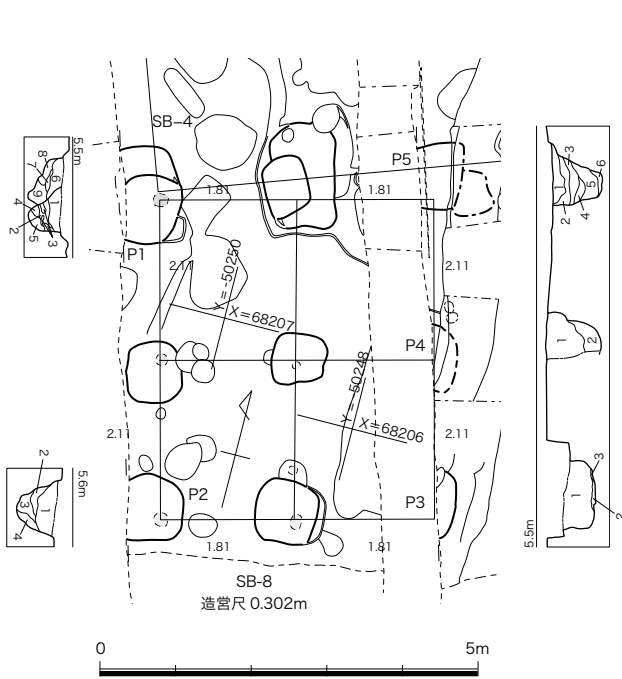
参考(柱穴一段下げ出土)



第18図 SB-8出土遺物実測図(1/4)



第19図 SB-7平面図(1/100)

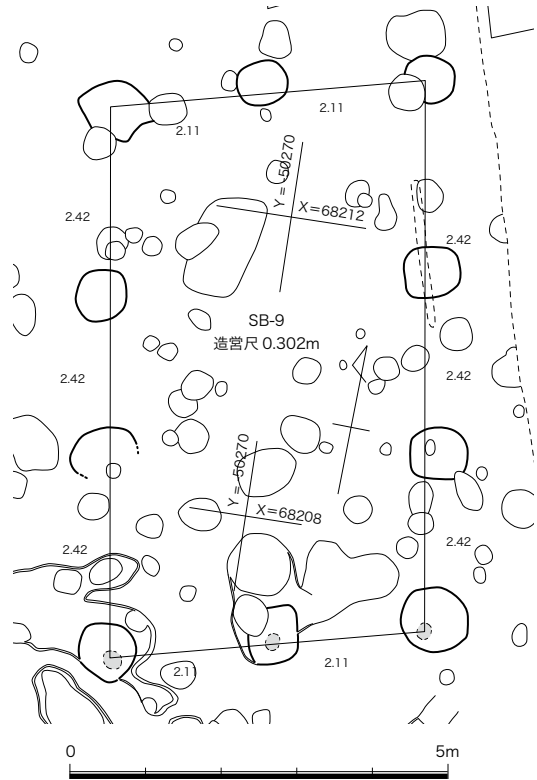


SB-8 柱穴土層注記

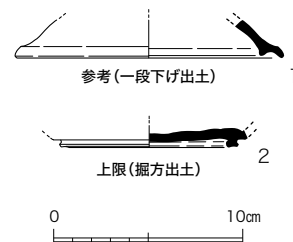
P1 (1~5はSB-8、6~9はSB-4)

- 1. 橙色土に明黄褐色土・褐灰色土が混ざる 2. 褐灰色土
 - 3. 橙色土と明黄褐色土の混土 4. 灰黄褐色土 5. 黄褐色土
 - 6. 灰赤褐色土 7. 明黄褐色土 8. 橙色 9. 灰黄褐色土
- P2
- 1. 赤灰色土 2. にぶい赤褐色土に褐灰色土が混ざる
 - 3. にぶい褐色土 4. 橙色土
- P3
- 1. 赤灰色土 2. 赤灰色土(1より明度が低い)
 - 3. 赤褐色土
- P4
- 1. 赤灰色土 2. 褐灰色土
- P5
- 1. にぶい褐色土に褐灰色土と明黄褐色土がブロック状に混ざる
 - 2. 褐灰色土
 - 3. 黄灰色土ににぶい赤褐色土・褐灰色土・明黄褐色土が混ざる
 - 4. 灰黄褐色土 5. 褐灰色土 6. 赤灰色土

第20図 SB-8平面図(1/100)



第21図 SB-9平面図(1/100)



第22図 SB-9出土遺物実測図(1/4)

SB-1の西側に位置する東西棟建物で、東妻がSB-2の東妻と揃う。桁行5間(9.66m)、梁行3間(5.44m)で、建物面積は約53㎡、主軸方位はN-66.2°-Eである。政庁域で梁行が3間となるのはSB-5だけである。柱掘方の平面形状は方形から円形までばらつきがあり、長軸は0.6～0.7mと小規模である。柱痕跡も0.15～0.2mと細い。検出面のみの確認だけで柱穴を断ち割っていないが、SB-5付近は以前に住宅が建築されていた時期があり、現代の削平による影響が甚だしく、柱穴の基底部付近しか残っていないものとみられる。

SB-5 出土遺物 (第16図)

出土した2点は8世紀前～中葉の所産であるが、いずれも柱穴の一段下げ時に検出面で出土したものであり、また、前述のように後世の削平による影響も大きいことから、建物の時期を決定する遺物としては取り扱えない。

1は須恵器蓋で嘴状の口縁部。2は須恵器皿で、器高2.0cm。

SB-6

調査当初に、建物として遺構番号を付したが、SB-4の一部と判明したため欠番としている。

SB-7 (第15、19図)

SB-4の西側に主軸方位を揃えて並ぶ東西棟建物で、主軸方位はN-70.1°-Eである。SB-4と柱筋がわずかにずれるものの、2棟で政庁の南辺を構成しているとみられる。桁行5間(9.36m)で、梁行は2間(4.53m)と推測するが、梁行の中央の柱は検出できていない。柱間隔は6尺(1.81m)と7尺(2.11m)がある。建物面積は約42㎡を測る。柱掘方の平面形状は、形の崩れた隅丸方形や円形で、長軸は0.7～0.9mである。柱痕跡の径は0.15～0.2mと細く、SB-4と同様に、平面観察のみでは柱痕跡の検出が困難なほど不明瞭である。

出土遺物はない。

SB-7 関連遺物 (第17図)

SB-7を切るピットから出土したものの

で、建物の下限を示す資料である。1は7世紀中頃の新羅土器の壺。口縁端部は外反し、内面に段状の沈線がめぐる。復元口径12.0cm。色調は赤紫色で、焼成は良好である。2～4は須恵器。2は杯蓋で、復元口径6.6cm。3は杯身で、腰部は回転ヘラケズリを施す。4は高台付杯で、復元高台径12.4cm。断面四角形の低い高台が底部のやや内側に付く。2、3は7世紀後半。3は8世紀前半。

SB-8 (第11、15、20図)

SB-4の南桁行の西端に位置する総柱建物で、SB-4を切る。桁行2間(4.22m)、梁行2間(3.62m)、建物面積は約15㎡を測り、建物の主軸方位はN-14.4°-Wである。

柱掘方の平面形状は隅丸方形で、長軸0.7～0.9m、柱痕跡の径は0.1～0.2mを測る。攪乱の法面で観察した断面をみると、柱掘方の深さは0.5～0.7mほど残っている。

SB-8 出土遺物 (第18図)

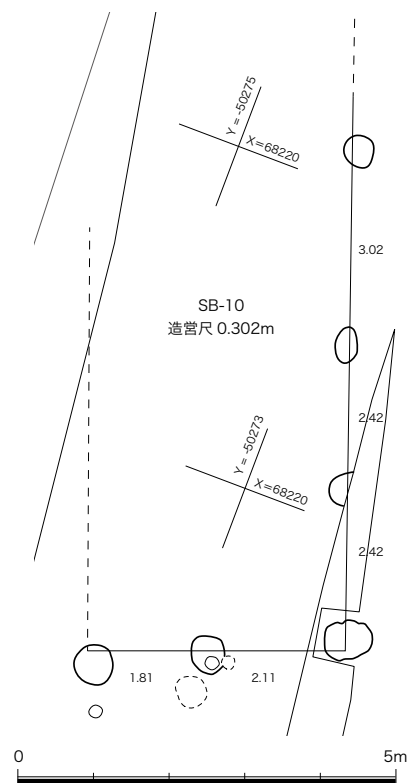
柱穴の一段下げ時に検出面で出土した。1は7世紀後半の須恵器の杯蓋で、復元口径9.6cm。SB-4の下限を補強する資料である。

SB-9 (第15、21図)

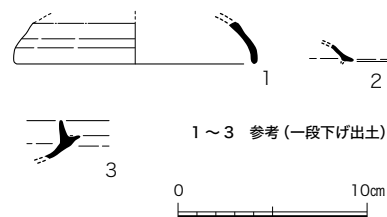
SB-7の西に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-8.7°-Wである。桁行3間(7.26m)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は約31㎡を測る。柱間は7尺(2.11m)と8尺(2.42m)である。桁行と梁行が直角にならない。柱掘方の平面形状は隅丸方形と円形で、長軸は0.7～0.8m、柱痕跡の径は0.2mを測る。

SB-9 出土遺物 (第22図)

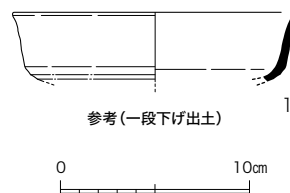
1は柱穴の一段下げ時に出土。須恵器杯蓋で、復元口径13.9cm、復元かえり径11.8cm。2は柱掘方出土で、建物の上限を示す。須恵器の高台付杯で、復元高台径9.4cm。低く四角い高台で、面取りが施されて丁寧なつくり。8世紀初頭か。



第23図 SB-10平面図(1/100)



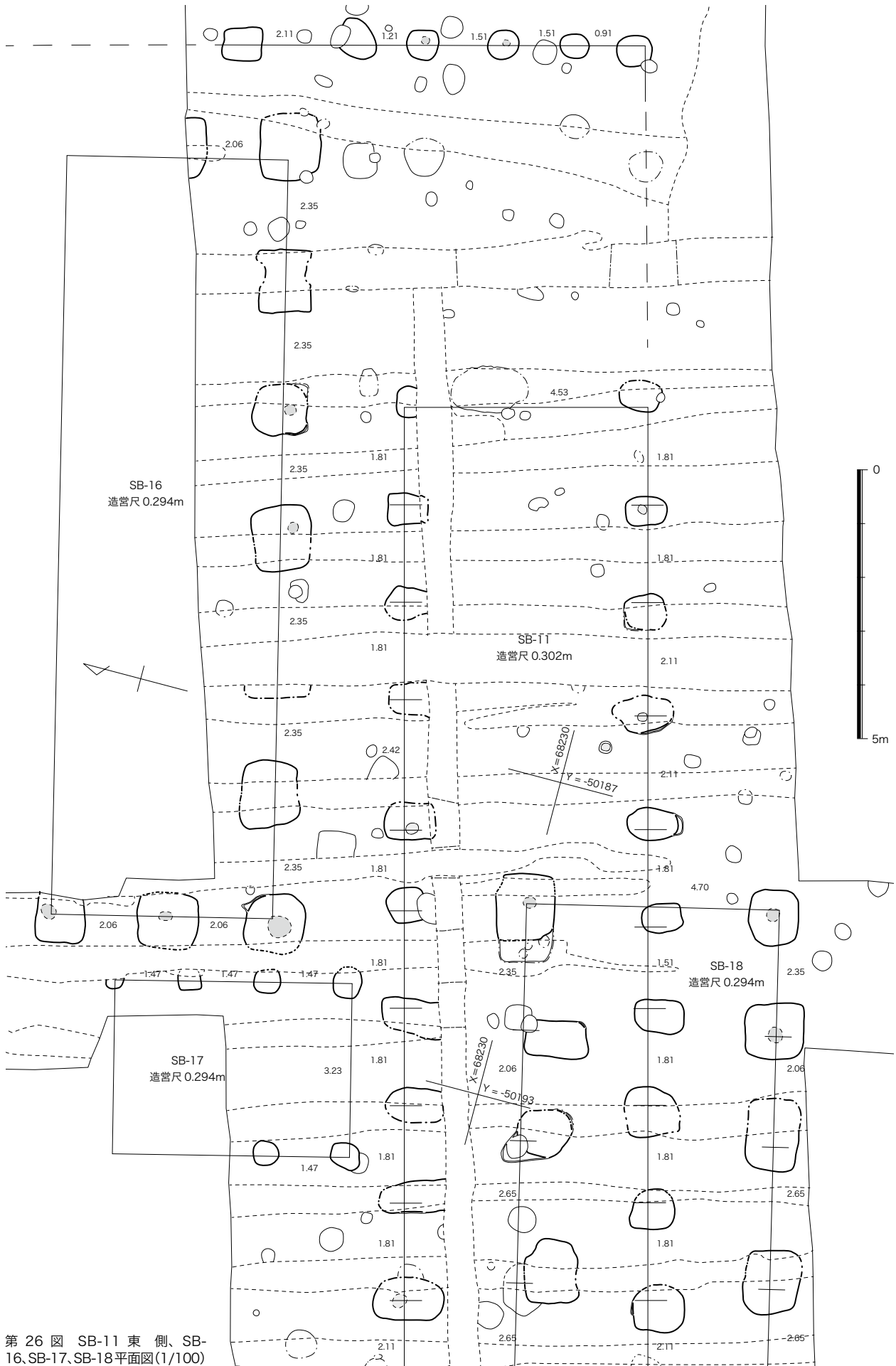
第24図 SB-11 出土遺物実測図(1/4)



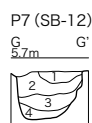
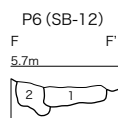
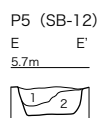
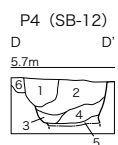
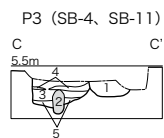
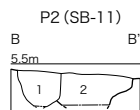
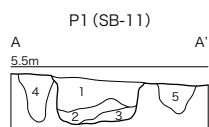
第25図 SB-12 出土遺物実測図(1/4)

SB-10 (第15、23図)

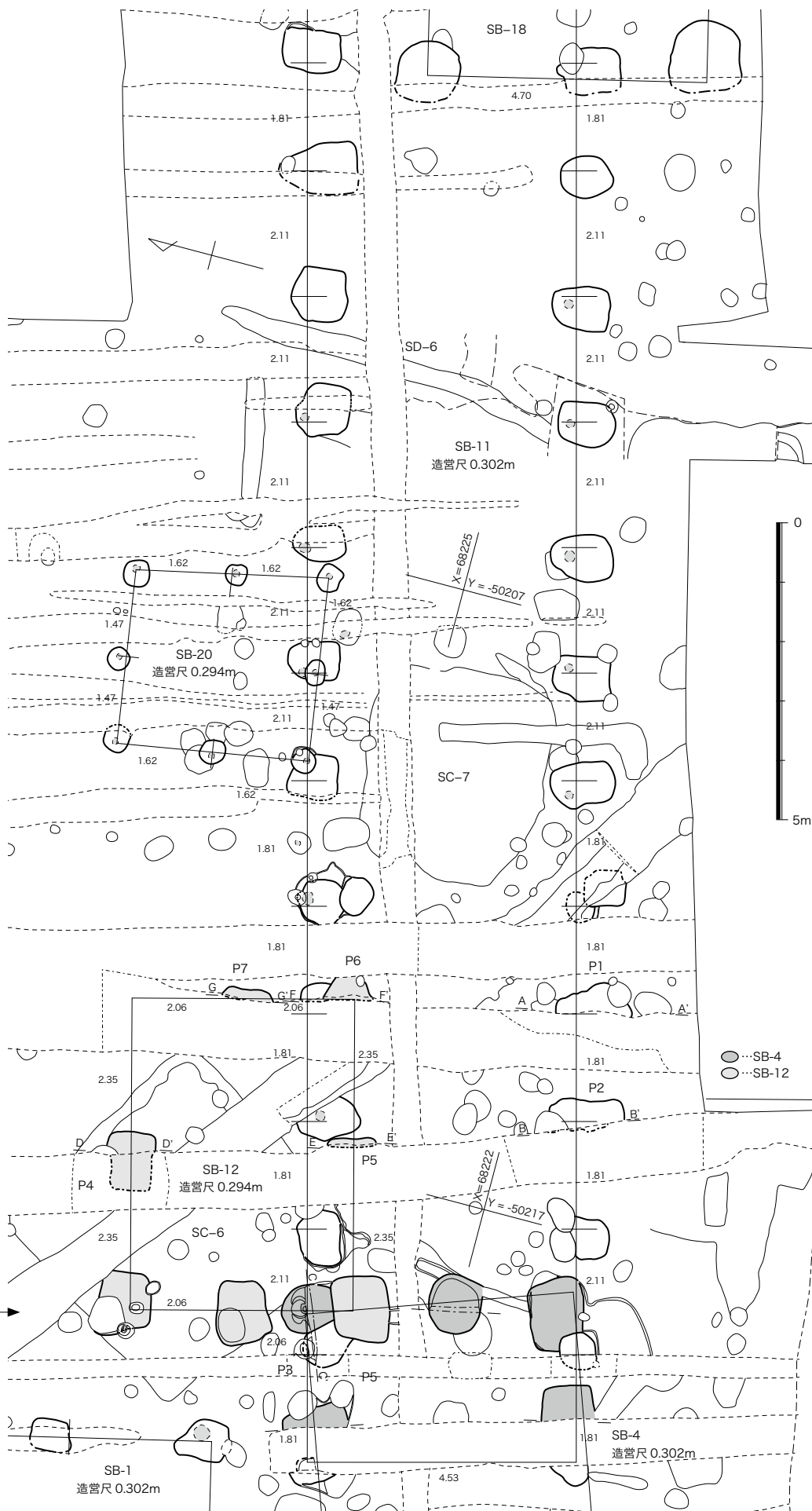
SB-9の北側に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-20.7°-Wである。この付近は地山の削平が著しく、遺構の遺存状況が悪い。北側は、調査区外に伸びているのか、削平の影響で柱穴が消失しているのか定かではない。確認できる



第 26 図 SB-11 東側、SB-16、SB-17、SB-18 平面図(1/100)



各柱穴断面図の土層注記は、
次頁の下段に記述している。



SB-4、SB-11、SB-12
の切り合い箇所は、第12
図で拡大して示している。

第27図 SB-11西
側、SB-12、SB-18、
SB-20、SC-6、SC-7
平面図 (1/100)

範囲では、桁行3間以上(7.85m以上)、梁行2間(3.93m)、建物面積は31㎡以上である。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4～0.6mと小規模である。

出土遺物はない。

SB-11 (第26、27図)

政庁建物の配置については「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で後述するが、東西に並んで検出した長舎囲いの政庁のうち、東に位置する政庁の南辺に配置された東西棟の長舎建物がSB-11である。SB-4、SB-12と重複関係にあり、建物の北西部分で3つの建物の柱穴が切り合う箇所がある。この切り合い関係の詳細については、「SB-4」の項目で述べた。

桁行22間(42.28m)、梁行2間(4.53m)だが、梁行中央の柱は検出できていない。建物の主軸方位はN-75.2°-Eで、隣接する南北棟の長舎建物であるSB-1とほぼ直交(88.4°)する。東西に並んだ政庁のうち、西側の政庁の南

辺に配置されたSB-4・SB-7とは約5°のずれがある。建物面積は約192㎡である。

柱間間隔は6尺(1.81m)と7尺(2.11m)が多く、SB-4・SB-7と同じで、政庁の南辺を構成する建物だけ柱間が短いという特徴がある。一方で、桁行の長さは140尺あり、SB-1と同じである。柱掘方の平面形状は、形の崩れた隅丸長方形が目立つ。長軸は0.7～0.9mで、柱痕跡の径は0.15～0.2mと細い。

SB-11 出土遺物 (第24図)

1～3はいずれも柱穴の一段下げて出土した須恵器。1は杯蓋で復元口径12.5cm。天井部は回転ヘラケズリ。2は杯蓋の口縁部片。3は杯身の口縁部。

SB-12 (第27、29図)

SB-4、SB-11を切る東西棟の側柱建物で、桁行2間(4.70m)、梁行2間

(4.12m)である。主軸方位はN-75.6°-Eで、建物面積は約19㎡を測る。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.0mである。掘方の断面も箱型に掘られている。

SB-12 出土遺物 (第25図)

1は柱穴の一段下げて出土した須恵器杯身。復元口径15.0cm。腰部は丸みを持ち、回転ヘラケズリが施される。

SB-13 (第28、29図)

SB-20の北側に位置する東西棟建物で、桁行4間(8.23m)、梁行2間(4.12m)、主軸方位はN-79.7°-E、建物面積は約34㎡を測る。柱間間隔は、西妻の一カ所だけ8尺(2.35m)で、ほかはすべて7尺(2.06m)である。柱掘方の平面形状は、方形から円形までばらつきがある。長軸は0.7～0.9m、柱痕跡の径は0.15～0.2mを測る。

出土遺物はない。

SB-11 柱穴土層注記

P1

1. 褐色土、橙色礫を含む、しまりが良い
2. 明褐色粘質土に灰色粘質土ブロックが混ざる、橙色礫を含む
3. 黄褐色粘質土、小礫を多く含む
4. 灰黄褐色土(ビット)
5. 褐色土(ビット)

P2

1. 赤灰色土、黄橙色礫少量含む、しまりが良い
2. 赤灰色土ににぶい赤褐色土がまだら状に混ざる

P3 (2～5はSB-4)

1. 明黄褐色土ににぶい褐色土の混土
2. 褐色土、柱痕跡(上部が切れているのは、土層断面が中心からズレているため)。
3. 灰褐色土ににぶい赤褐色土がブロック状に混ざる
4. 明褐色土 5. 黄褐色土

SB-12 柱穴土層注記

P4

1. にぶい褐色土に明褐色土ブロックを含む(ビット)
2. 黄褐色土と褐色土がブロック状に混ざる
3. にぶい黄褐色土、軟質
4. 明黄褐色土に褐色土と灰色土が縞状に混ざる
5. 褐色土と明黄褐色土がまだら状に混ざる
6. にぶい褐色土(SC-6)

P5

1. にぶい赤褐色土、やや軟質
2. 赤灰色土にブロック状の褐灰色土と黄橙色礫が混ざる

P6

1. 灰褐色土に黄褐色土がブロック状に混ざる、明黄褐色礫を含む、しまりが良い(SB-12)

2. 灰褐色土に黒褐色土がまだら状に混ざる(SB-11)

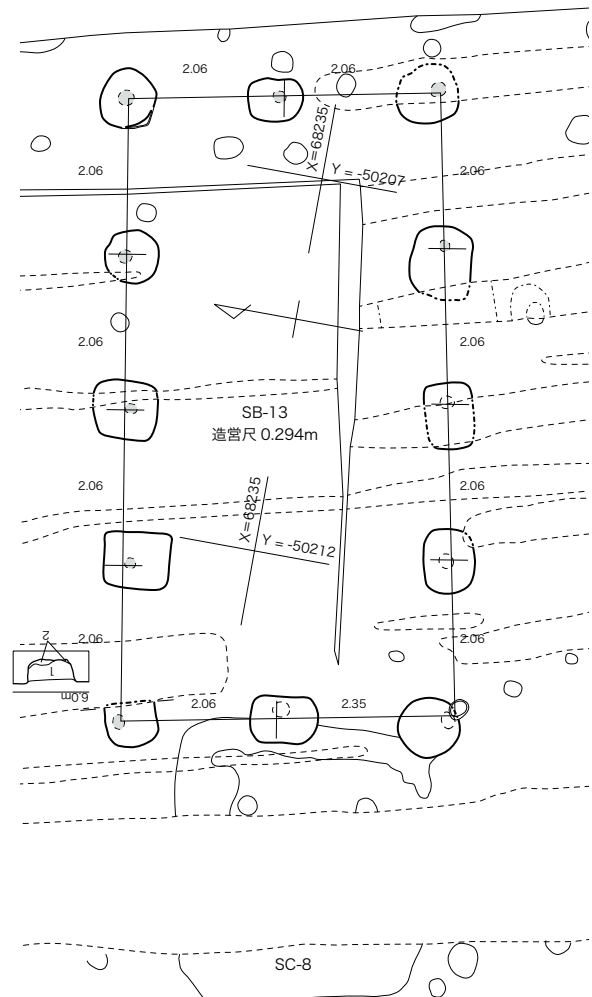
P7

1. 明赤褐色土に暗褐色土と黒褐色土がブロック状に混ざる
2. 黒褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる、黄橙色礫を少量含む、しまりが良い
3. 明黄褐色土、黄橙色礫を多く含む、しまりが良い
4. 黄褐色軟質土

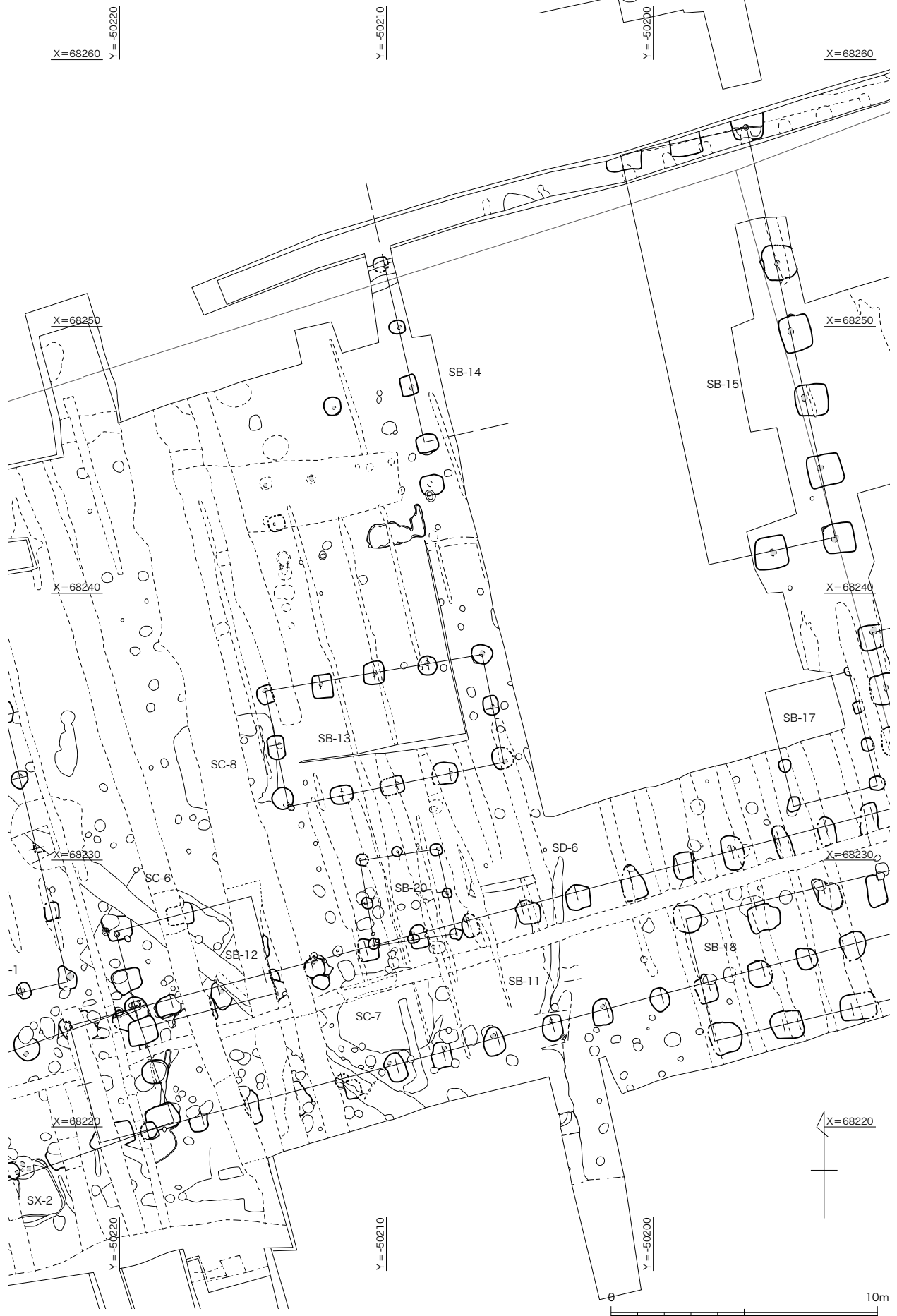
SB-13 柱穴土層注記

1. にぶい赤褐色土

2. 赤褐色土

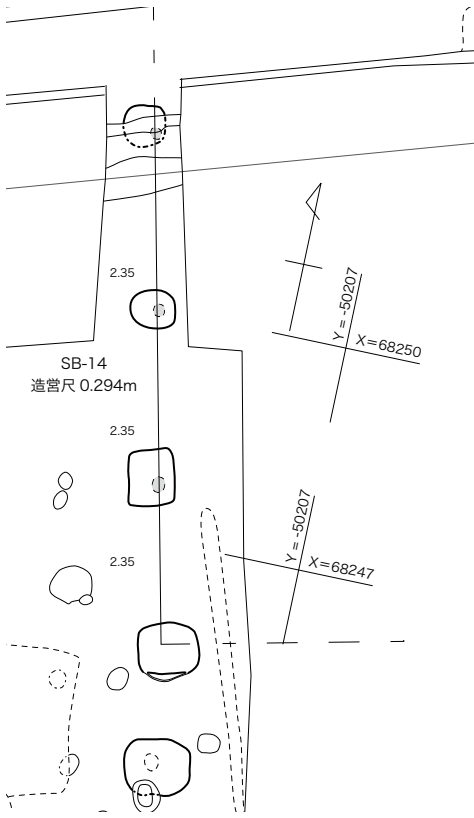


第28図 SB-13、SC-8平面図(1/100)

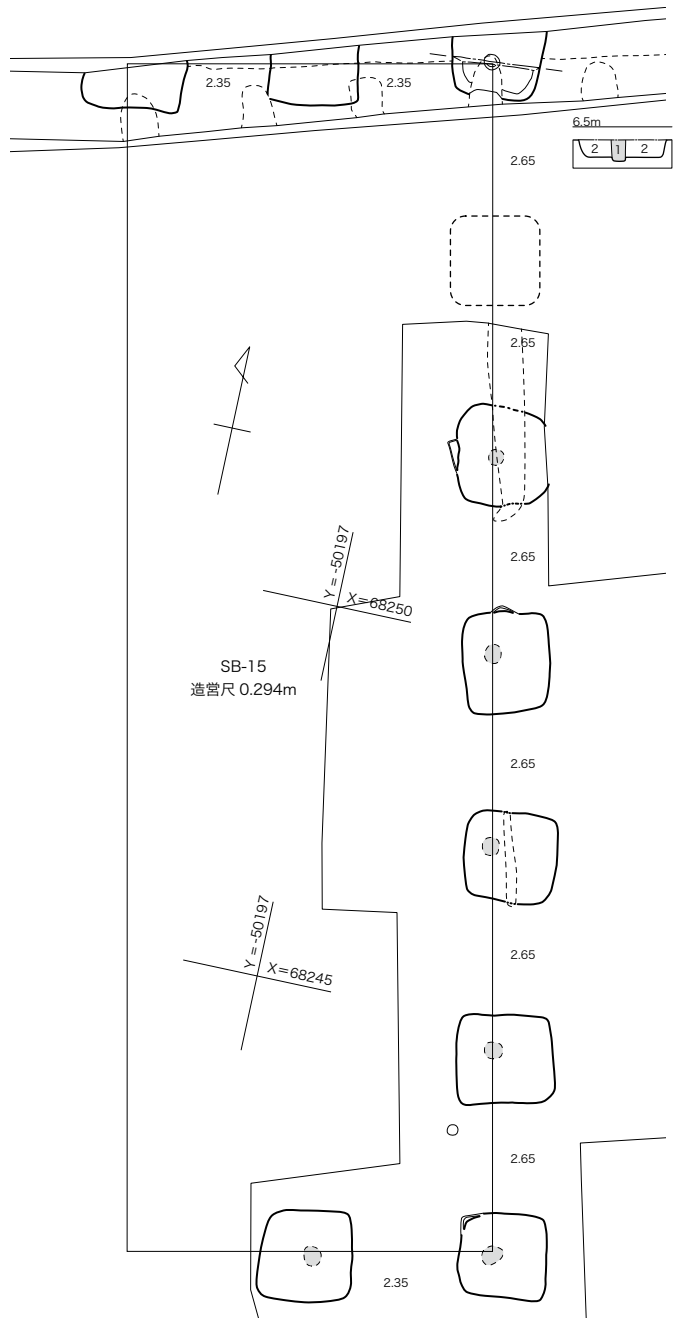


政庁域

第 29 図 SB-12、13、14、15、17、20、SD-6 平面図 (1/200)



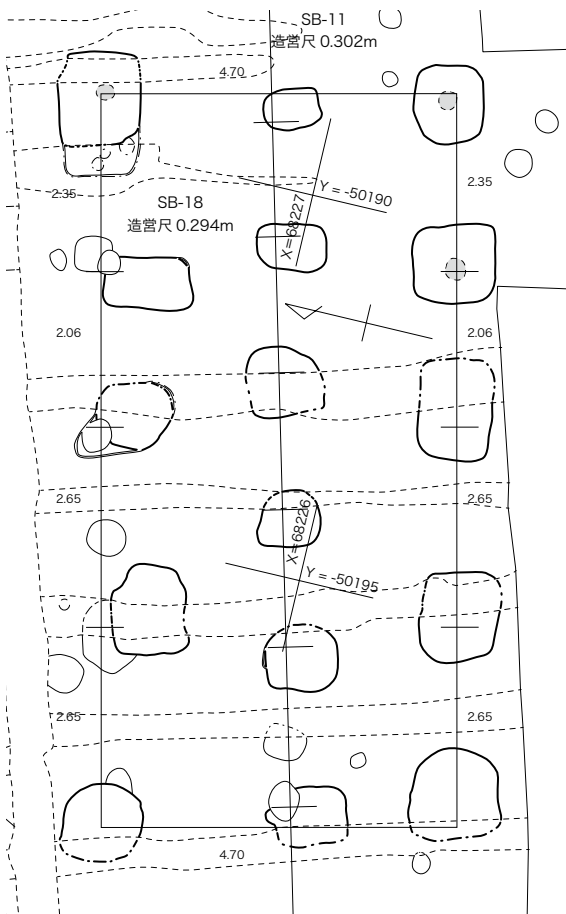
第30図 SB-14平面図(1/100)



SB-15 柱穴土層注記

1. 黄褐色土
2. にぶい赤褐色土に明黄褐色土が少量混ざる

第31図 SB-15平面図(1/100)



第32図 SB-18平面図(1/100)

SB-14 (第29、30図)

SB-13の北側に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-12°-Wである。調査区外に伸びているため、建物の全体像は不明だが、桁行は3間以上(7.05m以上)である。柱掘方の平面形状は方形と円形があり、長軸は0.6~0.8m、柱痕跡の径は0.15~0.2mと小規模である。周囲に柱穴とみられる遺構が数基あるものの、建物としてはまとまらない。あるいは、SB-14の柱穴も含めて、堀の可能性も考えられる。

出土遺物はない。

SB-15 (第29、31図)

SB-14の東側に位置する南北棟建物で、桁行6間(15.98m)、梁行2間(4.7m)、主軸方位はN-12.2°-W、建物面積は約75㎡を測る。柱間隔は、桁行が9尺(2.65m)、梁行が8尺(2.35m)に揃えられている。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.2~1.3m、柱痕跡は明瞭に残っていて、径は0.2~0.25mを測る。

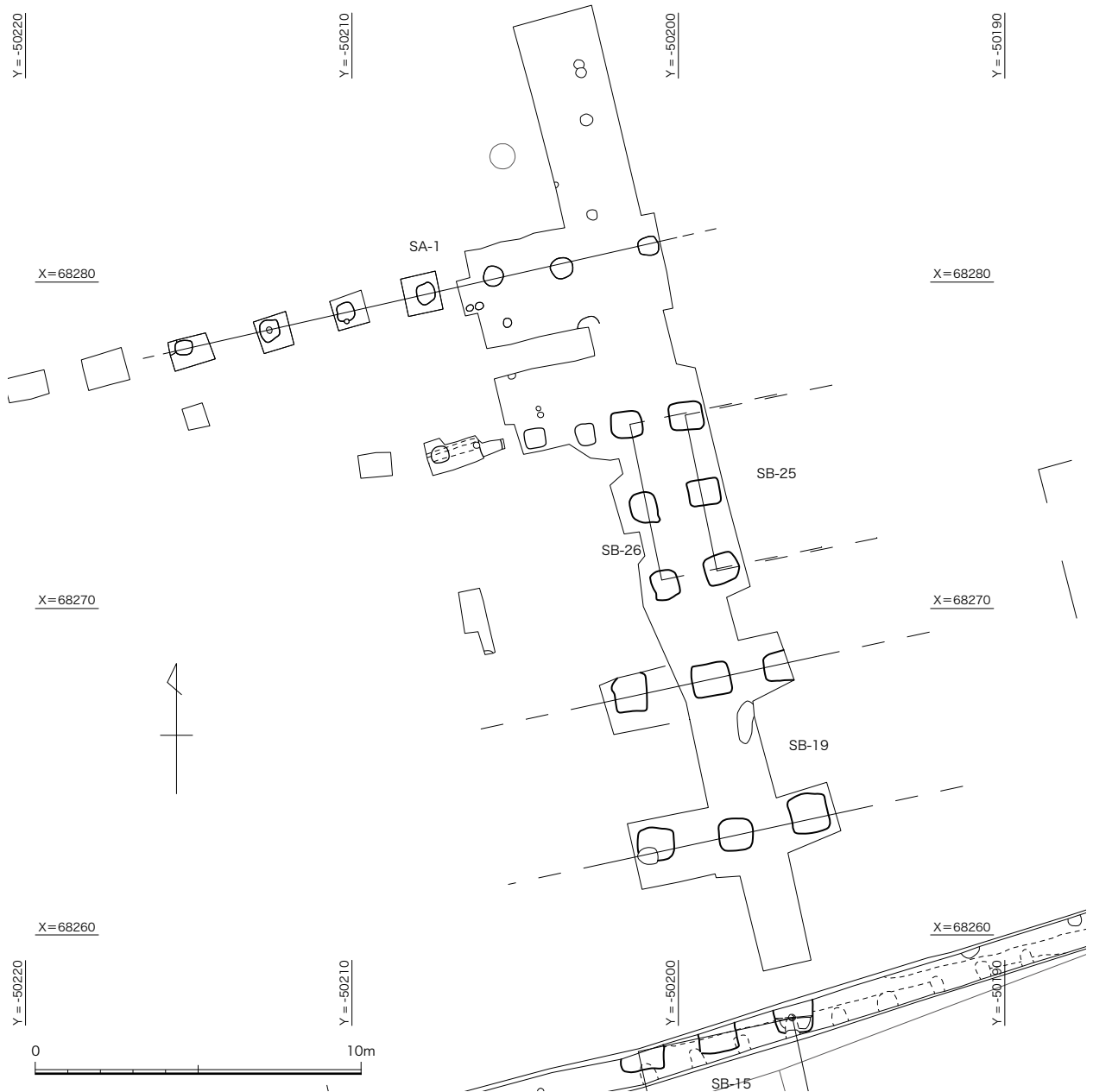
政庁域の建物のなかで柱穴規模が最も大きく、平面形状、柱の通り具合、柱間の等間具合についても均整がとれている建物である。また、長舎建物を除くと、

最も面積が大きい。SB-15は政庁移転後に造営された官衙関連施設の建物であり、そのなかでも中心的建物の一つとみられる。

出土遺物はない。

SB-16 (第26図)

SB-15の南側に位置する東西棟建物で、桁行6間(14.1m)、梁行2間(4.12m)、主軸方位N-76.4°-E、建物面積は約58㎡を測る。柱間隔は、桁行が8尺(2.35m)、梁行が7尺(2.06m)である。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.1~1.2m、柱痕跡の径は0.2~



第33図 SB-19、25、26、SA-1平面図(1/200)

0.25mを測る。SB-15に似るが、柱間
が1尺ずつ短いため一回り小さくなって
いる。

出土遺物はない。

SB-17 (第 26、29 図)

SB-16の西側に近接する南北棟建
物で、桁行3間(4.41m)、梁行2間
(3.23m)、主軸方位はN-13.9°-W、建
物面積は約14㎡を測る。梁行中央の柱
穴は検出できていない。柱間は、桁行が
5尺(1.47m)で、梁行が11尺(3.23m)
である。柱掘方の平面形状は、形の崩れ
た隅丸方形や円形で、長軸は0.4~0.6m
と小規模である。

出土遺物はない。

SB-18 (第 32 図)

SB-17の南側にあり、柱穴は切り
合っていないが、SB-11と重複する位
置にある東西棟建物である。桁行4間
(9.71m)、梁行2間(4.7m)、主軸方位
はN-76.7°-E、建物面積は約46㎡を測
る。北の側柱は、柱穴3基が2尺分内
側にずれていて、通常と異なる建物構造
を想定すべきであろう。柱掘方の平面形
状は、方形、隅丸方形で、長軸は1.0~
1.3m、柱痕跡の径は0.25mを測る。

出土遺物はない。

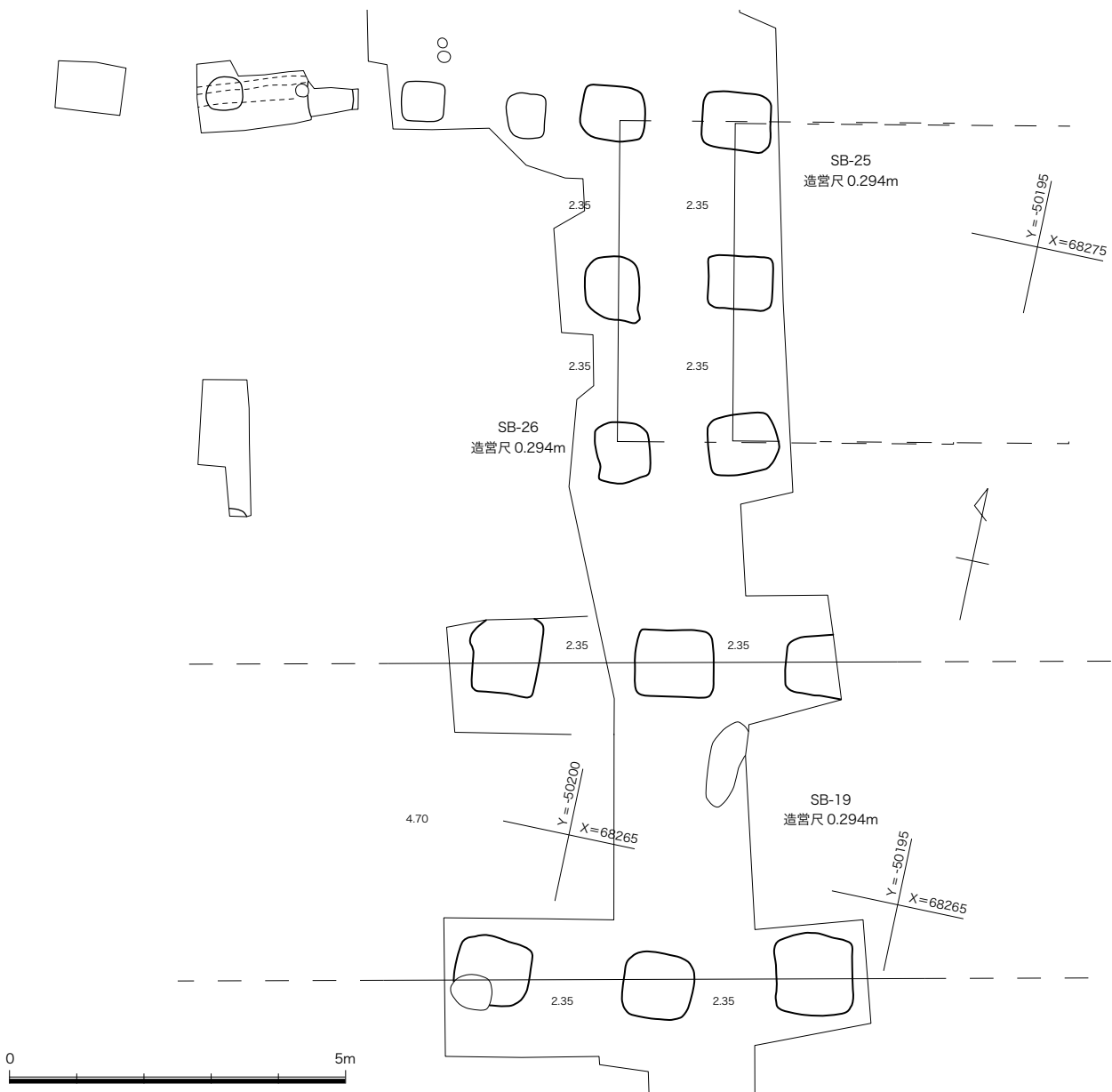
SB-19 (第 33、34 図)

SB-15の北側に位置する東西棟建物
である。桁行の柱穴2間分だけを検出し、
建物の主軸方位はN-78°-Eである。梁
行は4.7mで、2間とみられる。桁行の
柱間は8尺(2.35m)である。柱掘方の
平面形状は方形で、長軸は1.0~1.2m
を測る。

出土遺物はない。

SB-20 (第 27、29 図)

SB-13の南側に位置し、SB-11を切
る側柱の南北棟建物である。桁行2間
(3.24m)、梁行2間(2.94m)、主軸方



第 34 図 SB-19、25、26 平面図 (1/100)



第35図 SB-21、22、23、24平面図 (1/200)

位はN-10.9°-W、建物面積は約10㎡を測る。桁行の柱間は5.5尺(1.62m)、梁行の柱間は5尺(1.47m)である。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4m、柱痕跡の径は0.1mと小規模である。出土遺物はない。

SB-21 (第35、36図)

最も東端に位置する南北棟建物で、桁行4間以上(8.46m以上)、梁行2間(5.44m)、主軸方位はN-14.5°-Wで、建物面積は46㎡以上を測る。建物内部に床束をもつ。柱間は、梁行の1カ所だけ11尺(3.32m)で、他は7尺(2.11m)である。柱掘方の平面形状は隅丸方形で、

長軸は0.6~0.9mである。

SB-21 出土遺物 (第37図)

1は、柱穴一段下げ時出土の須恵器杯身の口縁部。

SB-22 (第35、36図)

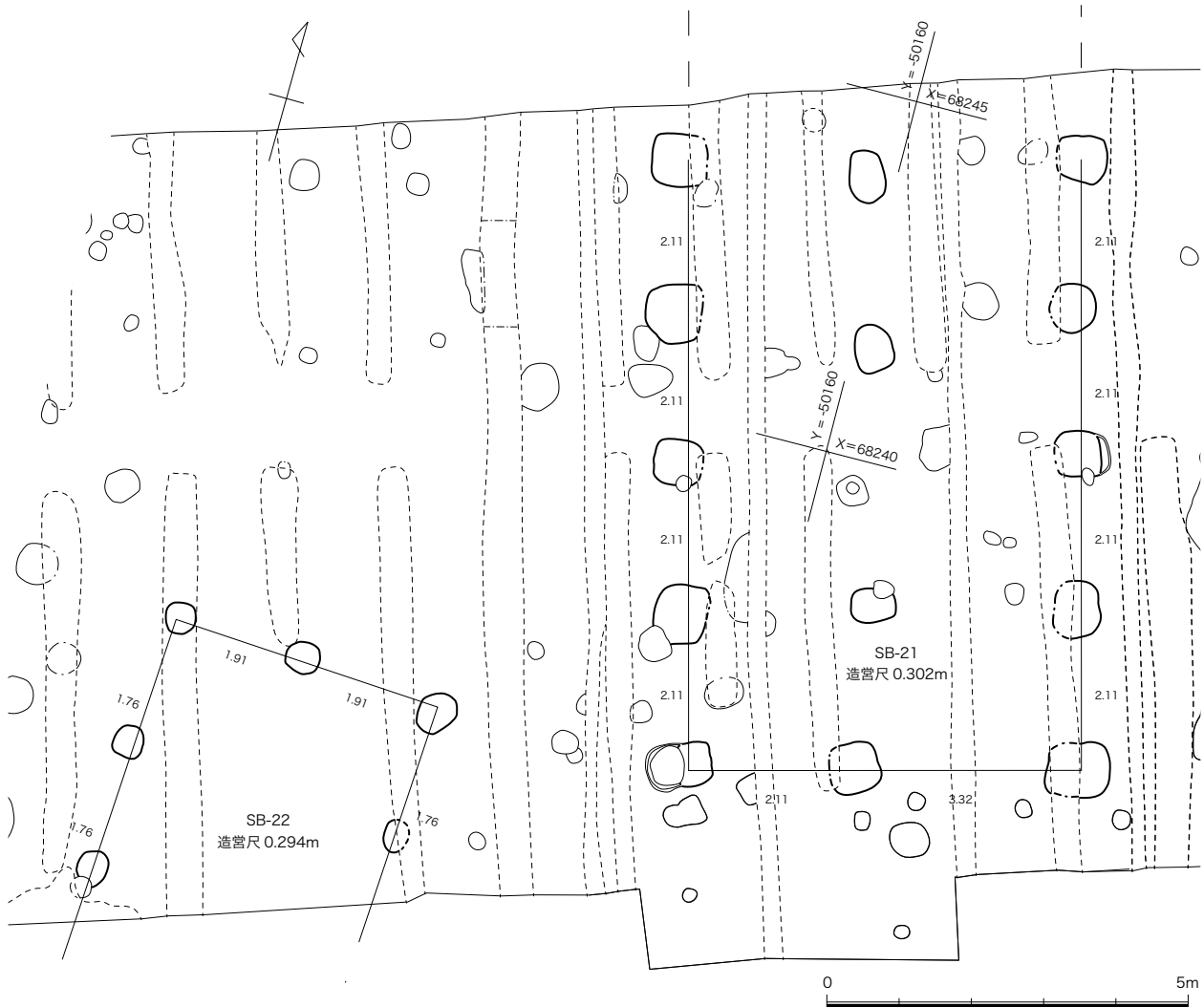
SB-21の西側に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-4°-Eをとり、政庁域で唯一正方位に近い建物である。桁行2間以上(5.29m以上)、梁行2間(3.82m)、建物面積は20㎡以上を測る。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4~0.5mと小規模である。

SB-22 関連出土遺物 (第37図)

2、3はSB-22を切るピットから出土した8世紀前半の須恵器高台付杯。3は断面四角形の高台が底部のやや内側に付く。復元高台径は11.2cm。焼成不良。

SB-23 (第35、38図)

SB-15の東側に位置し、柱穴は切り合っていないが、SB-24と重複する位置にある南北棟建物である。桁行3間以上(7.35m以上)、梁行2間(4.12m)、主軸方位はN-14°-W、建物面積は30㎡以上を測る。梁行中央の柱穴は検出できていない。柱掘方の平面形状は方形、



第36図 SB-21、22平面図 (1/100)

隅丸方形、円形があり、長軸は0.8～1.1mである。柱間は、8尺と9尺がある。出土遺物はない。

SB-24 (第35、38図)

SB-23と重複関係にある南北棟建物で、主軸方位はN-14°-Wである。桁行3間以上(9.98m以上)、梁行2間(4.22m)とみられる。建物面積は42㎡以上を測る。

東側柱を南に延長すると、柵または塀とみられる柱列につながる。この柱列の北端と、SB-24南端の柱穴間は、34尺(10.27m)の距離にある。未調査部分に隠れている桁行の柱間を4間と想定し、その4間の長さを8尺+8尺+9尺+9尺とすれば合計34尺となり、SB-24の桁行に8尺と9尺が使われていることに矛盾しない。桁行に柱列が接続することで、長舎建物と一体となって政

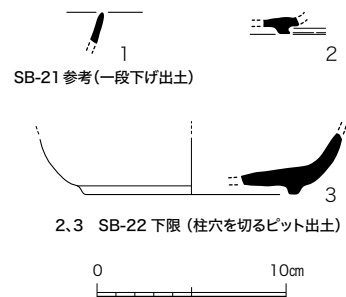
庁を圍繞する可能性も考えられる。柱掘方の平面形状は方形、隅丸方形があり、長軸は0.6～0.8m、柱痕跡の径は0.15mである。

SB-25、26 (第33、34図)

SB-25、SB-26ともに、SB-19の北側に位置する東西棟建物である。いずれも主軸方位はN-78.5°-E、梁行2間(4.7m)を測る。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は0.9～1.0mである。

それぞれ別の建物として報告しているが、柱筋が通り、SB-25とSB-26の間隔が6尺(1.76m)の等間であることから、総柱建物や廂付建物の可能性もある。

また、SB-26の西側に、柱穴とみられるピットが東西方向に4基ならんでいる。平面系は方形～隅丸方形を呈し、柱間が5尺(1.51m)の等間であることから建物になる可能性もある。

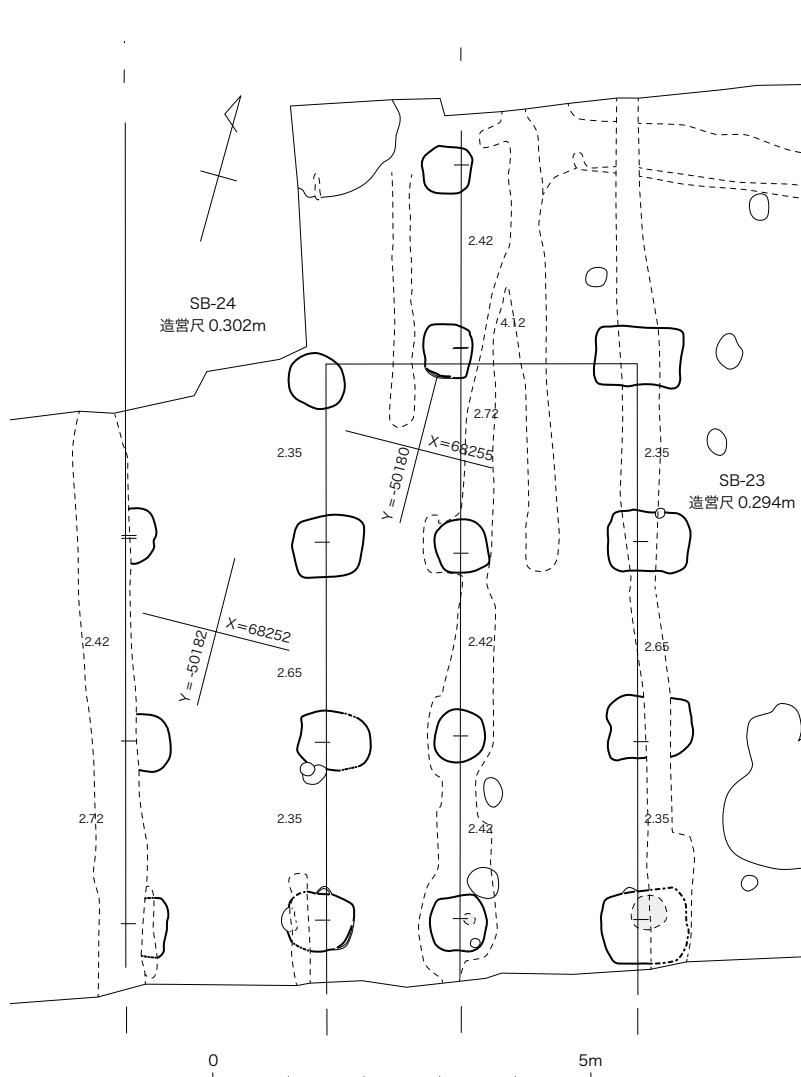


第37図 SB-21、22関連出土遺物実測図 (1/4)

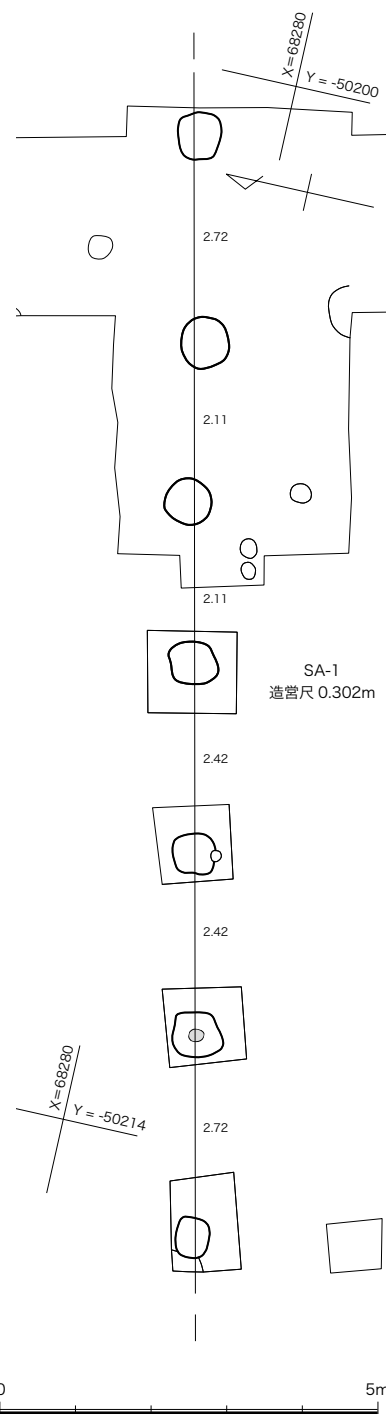
柵

SA-1 (第33、39図)

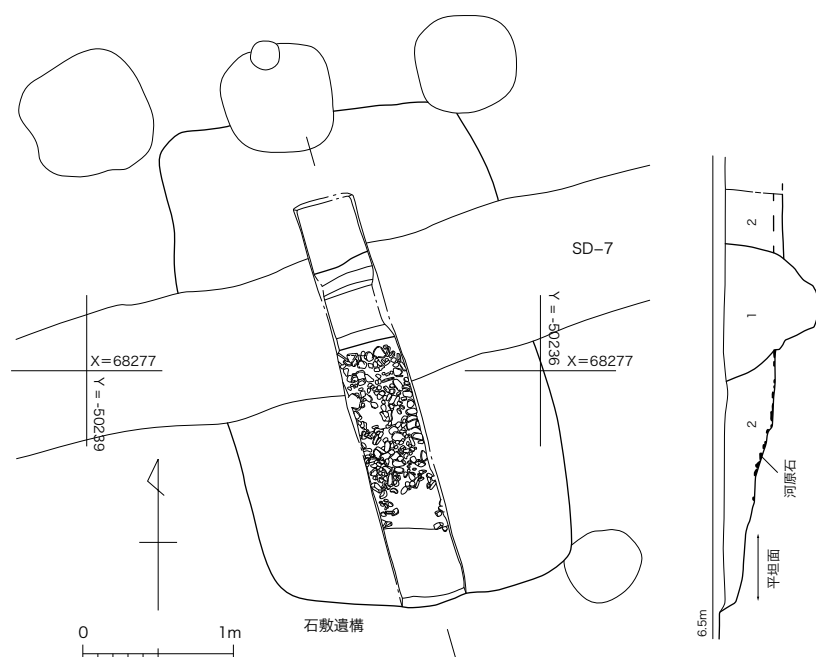
SB-25、26の北側に位置し、東西方向に伸びる。建物の可能性もあるが、1



第38図 SB-23、24平面図(1/100)



第39図 SA-1平面図(1/100)



第40図 石敷遺構平断面図(1/50)

- 石敷遺構土層注記
1. 赤褐色土 (SD-7)
 2. にぶい赤褐色土 (石敷遺構)

列のみの検出であるため、柵として報告しておく。今後、周辺調査を行ったときに再度検討したい。柱の通り具合が悪いので誤差を含むが、方位はN-77.3°-Eである。検出したのは約15m分の長さで、柱掘方の平面形状は隅丸方形と円形で、長軸は0.5～0.6mを測る。

東側に位置する政庁の北辺を囲繞する施設と考えられる。SA-1を西に延長したとき、SB-1の北側にある柱穴3基とは少しずれるようであり、政庁西辺への取り付け方についても、今後の調査によって判断したい。

石敷遺構 (第6、9、40 図)

SB-1の北側に位置し、掘方の長軸約3.3m、短軸約2.1mの方形を呈する土坑状の遺構で、SD-7に切られる。長軸の方位はN-14.5°-Wで、SB-1の主軸方位(N-13.2°-W)とほぼ同じである。断ち割った状況では、遺構の深さは約0.35mで、浅い皿状の断面を呈する。南側にはテラス状の平坦面があり、その平坦面から基底部に向けて緩くスロープ状に傾斜する。スロープ状の落ち込みから基底部には河原石が敷き詰められている。SD-7の北側は誤って敷石を外してしまったため図化していないが、一面に石が敷かれていた。掘方の北辺を切る柱穴状の遺構が3基ある。建物となり得るような他の柱穴は周囲に存在しないため、遺構の性格は不明である。

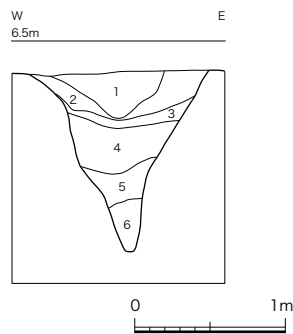
遺物が全く出土していないため時期判断し難いが、SB-1の延長上にあり、なおかつ方位が同じことから、政庁にともなう遺構と考えたい。何らかの儀礼行為あるいは儀礼空間の一部として利用されたものであろうか。いずれにせよ、微高地の鞍部に位置しているのが政庁の中央ではなく、この石敷遺構と政庁の北辺であるということは、政庁の選地や空間利用を考えるうえで重要な意味をもつと考えられる。

溝

溝についても、遺構と重複する箇所を部分的に掘り下げた以外は、検出面の確認だけにとどめている。そのため帰属時期が不明確なものも多い。

SD-1 (第6、8 図)

SB-2、3の南側に位置するL字状の



SD-2 土層注記

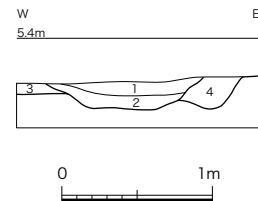
1. にぶい黄褐色土と黄橙色土の混合土、しまり強い
2. にぶい黄褐色土、やや赤味を帯びる
3. 浅い黄色土
4. 灰褐色土に黄橙色土が少量混ざる
5. 明黄褐色土、礫が混ざる
6. 明褐色軟質土

第41図 SD-2 断面図 (1/50)

溝である。南側と東側に同一とみられる溝があり、本来は方形の区画溝であった可能性も考えられる。ただし、溝の内側に主だった遺構は存在しない。出土遺物はなく、時期は不明である。溝の方位はおよそN-16°-W、幅0.7～1.5mを測る。

SD-2 (第6、7、41 図)

北西-南東方向に、政庁域のすべての遺構を切る直線の溝である。調査区内で確認できた長さは約60mである。断面はV字状で、幅0.8～1.2m、深さ約1.2m

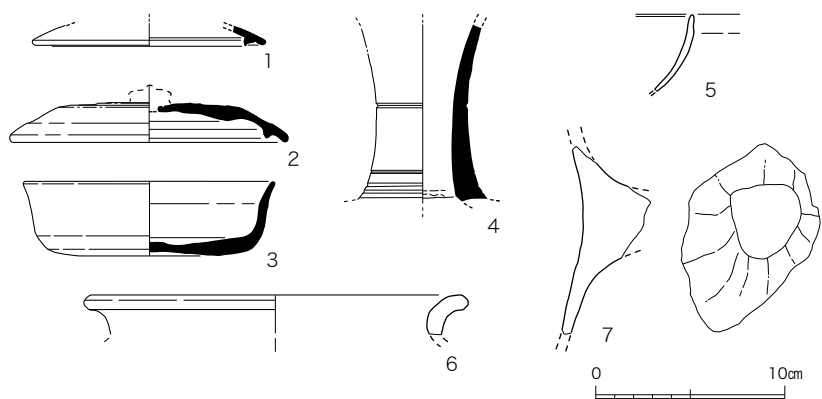


SD-3 土層注記 (1と2がSD-3)

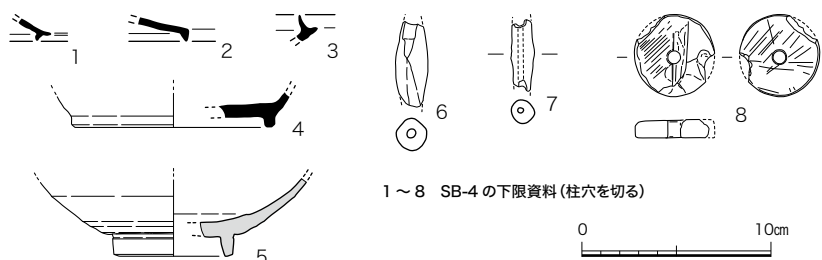
1. 灰黄褐色土、須恵器・土師器出土
2. 褐灰色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
3. 灰褐色土に黒褐色土が混ざる
4. にぶい褐色土に黒褐色土が混ざる

第42図 SD-3 断面図 (1/50)

1～7 SB-4の下限資料(柱穴を切る)



第43図 SD-3 出土遺物実測図(1/4)



第44図 SD-4 出土遺物実測図(1/4)

を測る。方位はN-52°-Wで、周辺条里のN-40°-Wや、後述する伝路のN-40.7°-Wとは揃わない。

溝を調査区外の南側に延長すると、拡張したトレンチの壁に交錯するはずであるが、土層断面では確認できていない。SD-2の南端が地形の落ちで終わっているとみられる。政庁域の建物群を切るため、SD-2の開削時期は官衙関連施設が移転した後になる。後述する包含層の下層で検出していることを考えると、政庁移転後の間もない時期に開削された可能性が高い。ただし、その用途については不明である。

出土遺物はない。

SD-3 (第11、12、42図)

SB-4を切る南北方向の溝で、幅0.5～0.6m、深さ0.1mを測り、断面皿状を呈する。

SD-3 出土遺物 (第43図)

1、2は須恵器杯蓋で、1は復元口径10.3cm。2は天井部に回転ヘラケズリを施し、中央にはつまみの剥離痕が残る。復元口径12.4cm。3は須恵器杯身で、底部は回転ヘラ切り後ナデ。復元口径13.4cm、器高3.9cm、復元底径10.8cm。4は須恵器長頸壺の頸部。中央と胴部側に沈線を施す。5は土師器杯。6は土師器甕で、復元口径20.2cm。7は土師器甕の把手。

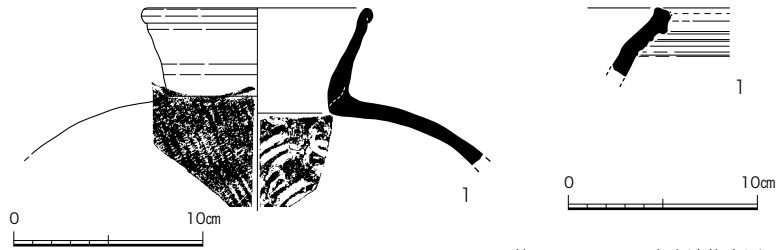
7世紀末から8世紀初頭の遺物を含み、SB-4の下限を補強する資料である。

SD-4 (第15図)

SB-4を切る南北方向の溝で、幅0.9～1.3m、検出した長さは約17mである。

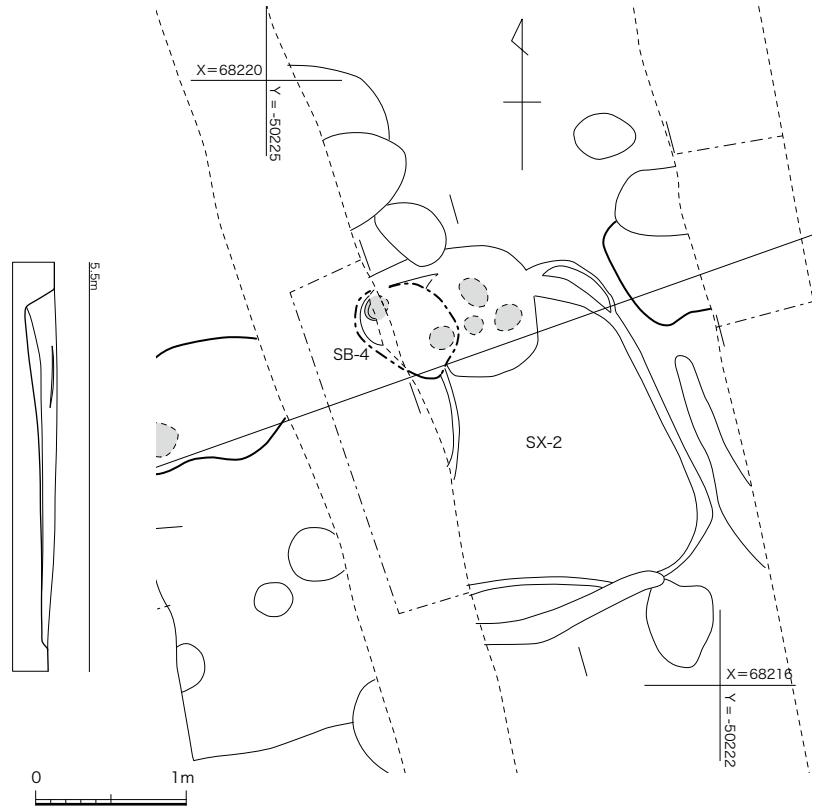
SD-4 出土遺物 (第44図)

1～4は須恵器。1、2は杯蓋で、3、4は杯身。4は断面方形の高台が付き、復元高台径10.8cm。5は白磁碗のV類で、高台径5.4cm。細長い削り出し高台で、内面見込みに段が付く。胎土は灰白色で、乳灰色の釉が高台の付け根までかかる。6、7は土錘。8は滑石製紡錘車で、径4.3～4.4cm、厚0.9～1.0cmを測る。

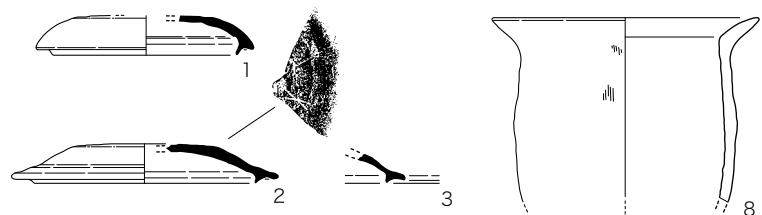


第45図 SD-7出土遺物実測図(1/4)

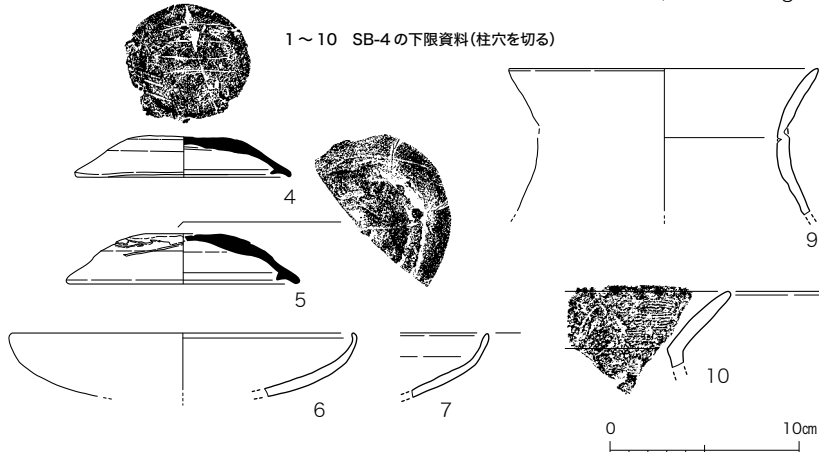
第46図 SX-1出土遺物実測図(1/4)



第47図 SX-2 平断面図 (1/50)



1～10 SB-4の下限資料(柱穴を切る)



第48図 SX-2出土遺物実測図(1/4)

SB-4 の下限資料ではあるが、7世紀末～12世紀まで時期幅が大きい。

SD-5 (第11、12図)

SB-4 に切られる南北方向の溝で、幅は約0.8mである。出土遺物はない。

SD-6 (第27、29図)

SB-11 と重複関係にある南北方向の溝で、長さ5.8m、幅0.8mを測る。出土遺物はない。

SD-7 (第6、9、40図)

石敷遺構を切る溝で、方位はN-75°-E、長さ6.8m、幅0.9m、深さ0.6mを測る。石敷遺構を破壊していることを考えると、儀礼行為を必要としなくなった政庁移転後の所産と推測する。

SD-7 出土遺物 (第45図)

1は須恵器の甕。外面条簾状タタキで、内面は同心円文当て具痕。復元口径11.7cm。

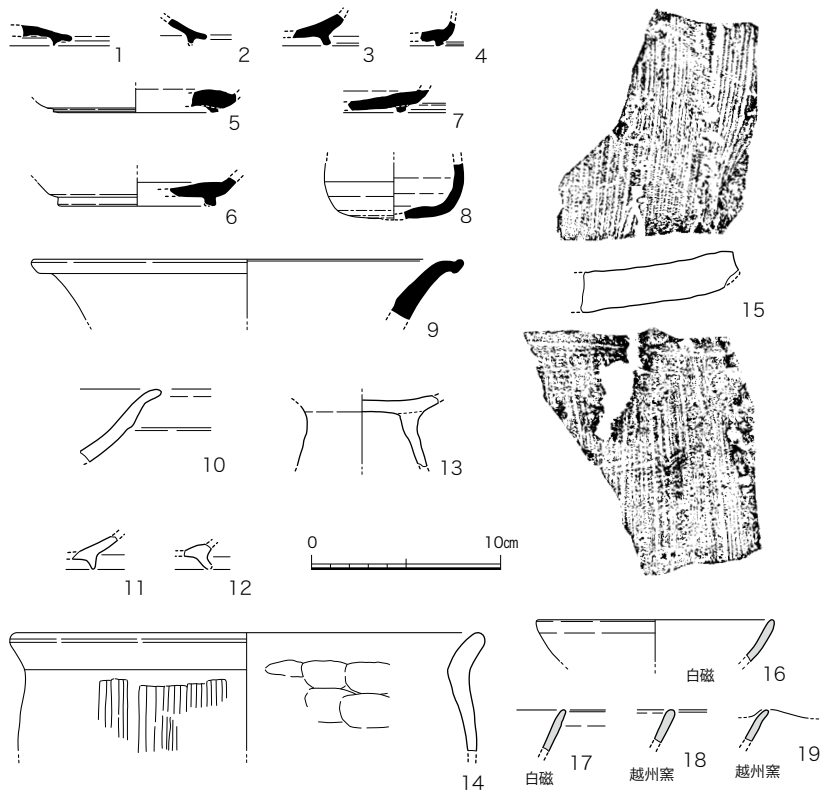
不定形遺構

遺構番号はSX-1～9まで付している。このうちSX-3は欠番である。

SX-4～6、8は政庁南西隅に位置する(第51図)。これらは、断割による断面観察をおこなっておらず、検出面だけの判断である。遺構の輪郭は非常に不明瞭かつ不定形なプランであり、明確な掘り込みをもつものか判断できていない。包含層の堆積である可能性も否定できないため、遺構についての報告は割愛し、SX-6、8については一段下げ時に出土した遺物のみを報告する。SX-7は、調査途中で井戸であることが判明したため、次節で述べる。

SX-1 (第9、10図)

SB-2、SB-3と重複関係にある。とくに、SB-2の東妻の柱穴がSX-2の検出面上では確認できなかったことから、



第49図 SX-6出土遺物実測図(1/4)

遺構の下に柱穴が残っている可能性を考え、中央の攪乱以西を掘り下げた。SX-1の掘方の下にSB-2の柱穴は確認できず、SX-2の形成によって柱穴が消滅したか、その他の要因を想定せざるを得ない。

遺構の平面形は瓢箪型を呈し、長軸約6.6m、短軸約2.9m、深さ0.3mである。

SX-1 出土遺物 (第46図)

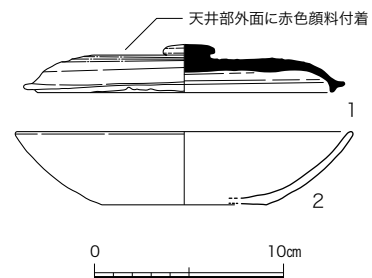
1は須恵器甕の口縁部。口縁部下に3本の沈線が入る。

SX-2 (第47図)

SB-4を切る遺構で、埋土を掘り下げた後にSB-4の柱穴を検出した。西側を攪乱で失っているが、南北長約2.1m、東西残存長1.6m、深さ0.2mを測る。遺物が比較的まとまって出土し、SB-4の下限を示す資料である。

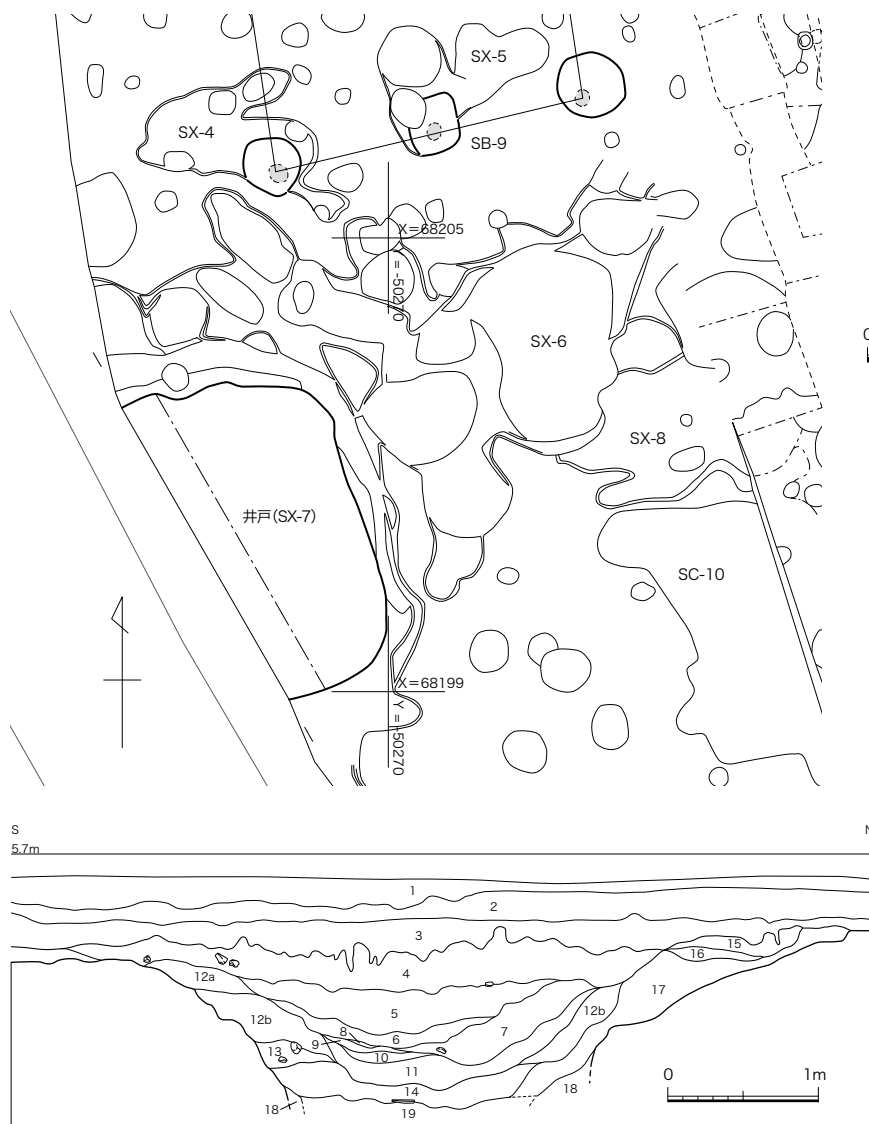
SX-2 出土遺物 (第48図)

1～5は須恵器杯蓋。1は復元口径9.8cm、器高2.1cm。天井部は回転ハ



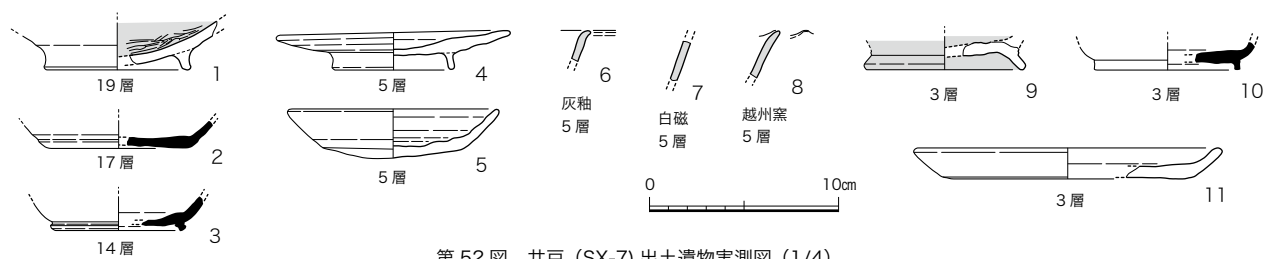
第50図 SX-8出土遺物実測図(1/4)

ラケズリ。2は復元口径11.8cm、復元蓋径14.2cm、器高2.1cm。天井部はヘラ切り後ナデで、「x」のヘラ記号がある。3は口縁部片。4は口径9.1cm、蓋径11.5cm、器高2.2cm。天井部は回転ヘラ切り後ナデで、ヘラ記号がある。5は復元口径9.8cm、復元蓋径12.4cm、器高2.7cm。天井部は回転ヘラ切り後ナデで、ヘラ記号がある。6、7は土師器杯。いずれも摩滅しているが、内外面ともヘラミガキで仕上げているとみられる。6は口縁部が内湾する。復元口径18.0cm。7は口縁部下に屈曲部をもつ。8～10は土師器甕。8は復元口径14.2cm。口縁部は短く外反し、内面に稜が付く。外面ハケメ、内面は摩滅で不



- 井戸 (SX-7) 土層注記
1. 灰黄褐色土 (表土)
 2. にふい黄褐色土
 3. 黒褐色土 (包含層)
 4. 褐灰色土、遺物細片多い
 5. 黒色土、完形に近い遺物出土
 6. 暗灰色粘質土、遺物細片出土
 7. 黒褐色土、遺物細片出土
 8. 灰褐色粘質土、縞状に堆積、遺物なし
 9. 黒褐色粘質土、縞状に堆積、遺物なし
 10. 灰褐色土、遺物細片出土
 11. 黒色粘質土、遺物細片出土
 - 12a. 黒褐色土
 - 12b. 黒褐色土、12aと漸次的変化、やや暗い
 13. 褐色土に明黄褐色土 (地山) がブロック状に混ざる
 14. にふい黄褐色土に灰色土が混ざる、井戸を封じる整地層
 15. 黄褐色土、井戸を封じる整地層
 16. 赤褐色土、井戸を封じる整地層
 17. にふい赤褐色土、井戸を封じる整地層
 18. 赤褐色粘質土 (井戸裏込)
 19. 灰色粘質土、井戸枠出土、この層以下は未掘

第 51 図 井戸 (SX-7) 平面図 (1/100)、断面図 (1/50)



第 52 図 井戸 (SX-7) 出土遺物実測図 (1/4)

明である。9は復元口径16.4cm。外面ナデ、内面はハラケズリ。10は口縁部内面にヨコハケを施す。

10のみ8世紀代で、その他は7世紀後半の遺物がまとも出土している。SB-4の下限を示す資料である。

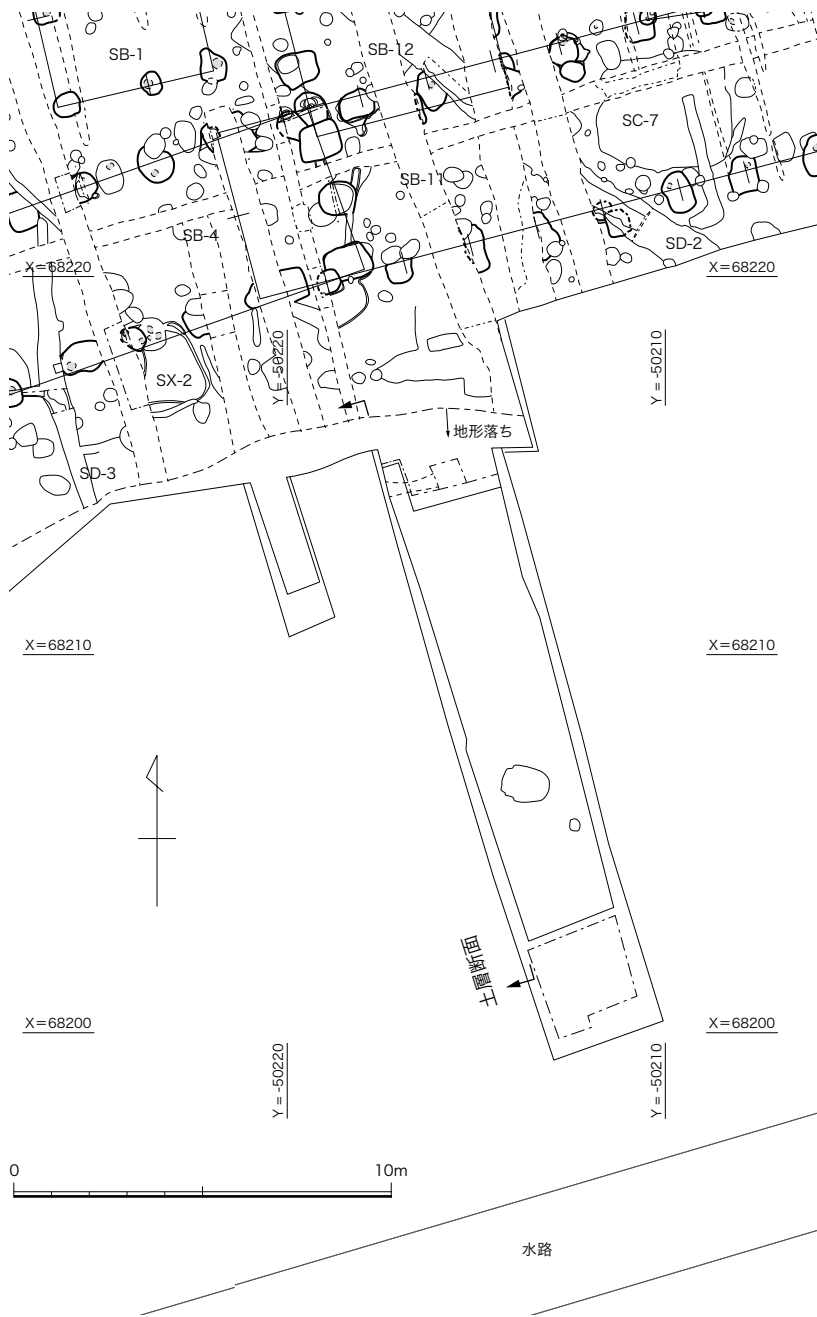
SX-6 出土遺物 (第 49 図)

1、2は須恵器杯蓋。3～7は須恵器

高台付杯。いずれも底部からやや内側に高台が付き、3～5は、外に踏ん張る形の名残がわずかに残る。5は復元高台径8.8cm。6は復元高台径8.4cm。8は須恵器の臚。底部は回転ハラケズリ後ナデで、胴部径7.4cm。9は須恵器甕の口縁部。強いヨコナデにより口縁部内面に段が付く。復元口径23.0cm。10は土師器杯で、口縁端部が外反し、口縁部下には段が付く。11、12は土師器高台付

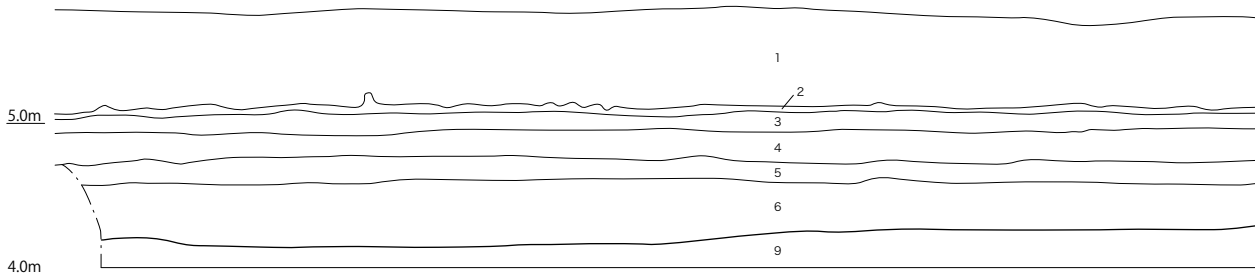
杯。13は土師器高杯。14は土師器甕。外面タテハケ、内面ハラケズリ。復元口径25.2cm。15は須恵器質の平瓦で、凸面は縄目タタキ。16、17は白磁椀で、口縁部は直口し、体部はわずかに内湾する。16は復元口径12.6cm。18、19は越州窯系青磁椀で、19は輪花椀になる。

SX-8 出土遺物 (第 50 図)



第 53 図 政庁南側地形落ち平面図 (1/200)

S
6.0m



1は須恵器杯蓋。ほぼ完形の状態で出土した。天井部は水平で、回転ヘラケズリ後にナデを施し、扁平のつまみを貼り付ける。天井部外面には、部分的に赤色顔料が付着している。口径15.5cm、蓋径17.0cm、器高2.6cm。焼成は硬質で須恵器質だが、色調は浅黄橙色で見た目は土師器に似る。2は土師器杯身で、復元口径17.8cm、器高3.9cm、底径8.8cm。摩滅のため調整不明である。

SX-9 (第 10 図)

SB-3の東妻に位置する。SX-9の検出面上にはSB-3の柱穴は確認できていないので、SX-9が柱穴を切っている可能性を考慮して、埋土を半截した。掘方は浅い皿状を呈し、0.1m程度の深さしか残っていない。また、埋土除去後もSB-3の柱穴は確認できない。長軸2.6m、短軸1.7mを測る。

出土遺物はない。

井戸 (第 51 図)

前節で触れたように、調査当初はSX-7として遺構番号を付していたが、遺

政庁南側地形落ち土層注記

1. 表土
2. 暗青灰色シルク (旧水田層)、砂粒を多く含む
3. 灰オリーブ粘質土 (旧水田床土か)、マンガン多く含む、遺物細片少量出土
4. 灰白色粘質土、やや軟質で水分を含む、遺物少量出土
5. 灰色粘土、軟質で水分を多く含む、最下部で遺物の出土が多くなる
6. オリーブ灰色粘土、軟質で水分を多く含む、遺物多く出土、木製品や枝状の木片も多く出土
7. 客土 (旧水路跡)
8. 灰色粘質土 (旧水路跡)
9. 明青灰色粘土、軟質で水分多く含む (地山)
10. 黄色粘土、軟質で水分多く含む (地山)

構掘り下げ後に井戸と判明したものである。調査区の西端に位置し、遺構の西半分は調査区外へ伸びている。

長軸は約4.2mで、掘方平面は方形になるとみられる。調査区境の西壁に沿うように断割をおこない、土層断面を確認した。なお、安全面と確認調査の主旨を考慮し、約2m下の19層で井戸枠を確認した以降は、掘り下げしていない。また、井戸枠の確認は一部だけで、詳細な構造の把握や図化はおこなっていない。

井戸枠が属す19層の直上に堆積する14～17層は、人為的に埋め戻した整地層であり、井戸封じを実施した痕跡と考えられる。15～17層は、掘方の北側のみに存在することから、井戸封じの作業は北からおこなったことが推測される。井戸を埋めた後は、窪地状に落ち込んだ状態になっており、廃棄土坑として利用された可能性もある。

官衙関連施設の井戸として9世紀までは使用されたとみられる。政庁域で出土する輸入陶磁器もこの時期にともなう。

井戸出土遺物（第52図）

1は19層出土の黒色土器A類。内面は不整方向のヘラミガキで、底部外面は回転ヘラケズリ。復元高台径7.8cm。2は17層出土の須恵器杯身。内面の一部に赤色顔料が付着している。底部は回転ヘラ切り後ナデ。復元底径8.8cm。3は14層出土の須恵器高台付杯。復元高台径7.2cm。4～8は5層出土。4は土師器皿で、底部はヘラ切り後ナデ。口径12.4cm、器高2.0cm、高台径6.5cm。5は土師器杯で、底部は回転ヘラ切り後ナデを施す。一部に板状圧痕が残る。口径11.2cm、器高2.6cm、底径

7.4cm。6は灰釉陶器。胎土は明白灰色、施釉は透明で淡緑茶色を呈する。7は白磁。8は越州窯系青磁碗で、輪花碗か。黄茶色がかった緑色を呈する。9～11は3層出土。9は黒色土器B類で、復元高台径8.6cm。10は須恵器高台付杯で、復元高台径7.8cm。11は土師器皿で、底部は回転ヘラ切り、体部内外面はココナデ。復元口径16.4cm、器高1.7cm、復元底径12.4cm。

政庁南側地形落ち

（第53、54図）

政庁の南辺に配置された建物(SB-4、7、11)の南側は、平坦地がわずかに3～7mほどしかなく、地形変換点を境に南へ傾斜し、1mほど地形が下がる。その低地には粘土層が厚く堆積し、湿地状の環境であったことが推測される。対照的に、政庁の北辺に配置された建物(SB-2、3)の北側は幅30m以上の平坦地があり、いかに政庁が微高地の南に寄せて選地されているのかがわかる。これは阿患遺跡の大きな特徴の一つで、政庁の空間構成を考えるうえで重要な点であり、今後解明していかなければならない課題でもある。

政庁南側の湿地状の地形は、政庁から約70m南に位置するTr215の南端(第5、135図)においても同様に、粘土が厚く堆積している。政庁及び正倉南側の水田に設定した調査トレンチの章でも触れるが、政庁と正倉が立地する微高地の南側は、須恵川の後背湿地が広がっていたとみられる。政庁の南辺が標高5.2m、

第53・54図で示した地形落ちが標高4.2m、Tr215の南端が標高3.3mであり、南を流れる須恵川へ向かって緩やかに傾斜している。

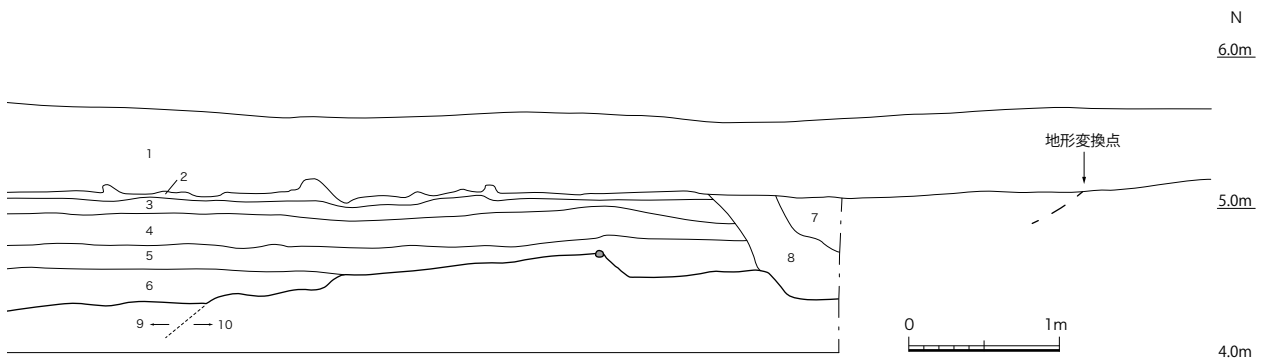
第54図の断面図で示したように、地形変換点には旧水路の痕跡(7・8層)があり、そこを境に南側は粘土層が堆積し、木製品を含む多くの遺物が出土した。

最下層の6層に遺物が集中しており、官衙の造営時期に堆積したものである。水分を非常に多く含み、調査中も湧水が絶えなかった。6層出土遺物は7世紀後半～8世紀前半が多くを占めるが、8世紀後半～9世紀代の遺物も少量含まれる。特に軒平瓦(第55図72)は古代糟屋郡域の官衙遺跡に分布するものであり、政庁移転後も官衙施設が引き続き機能していたことを示す。それらとは別に、中世の陶磁器や45の糸切り土師器皿など新しい遺物も含むが、上層の5層からの流れ込みと考える。

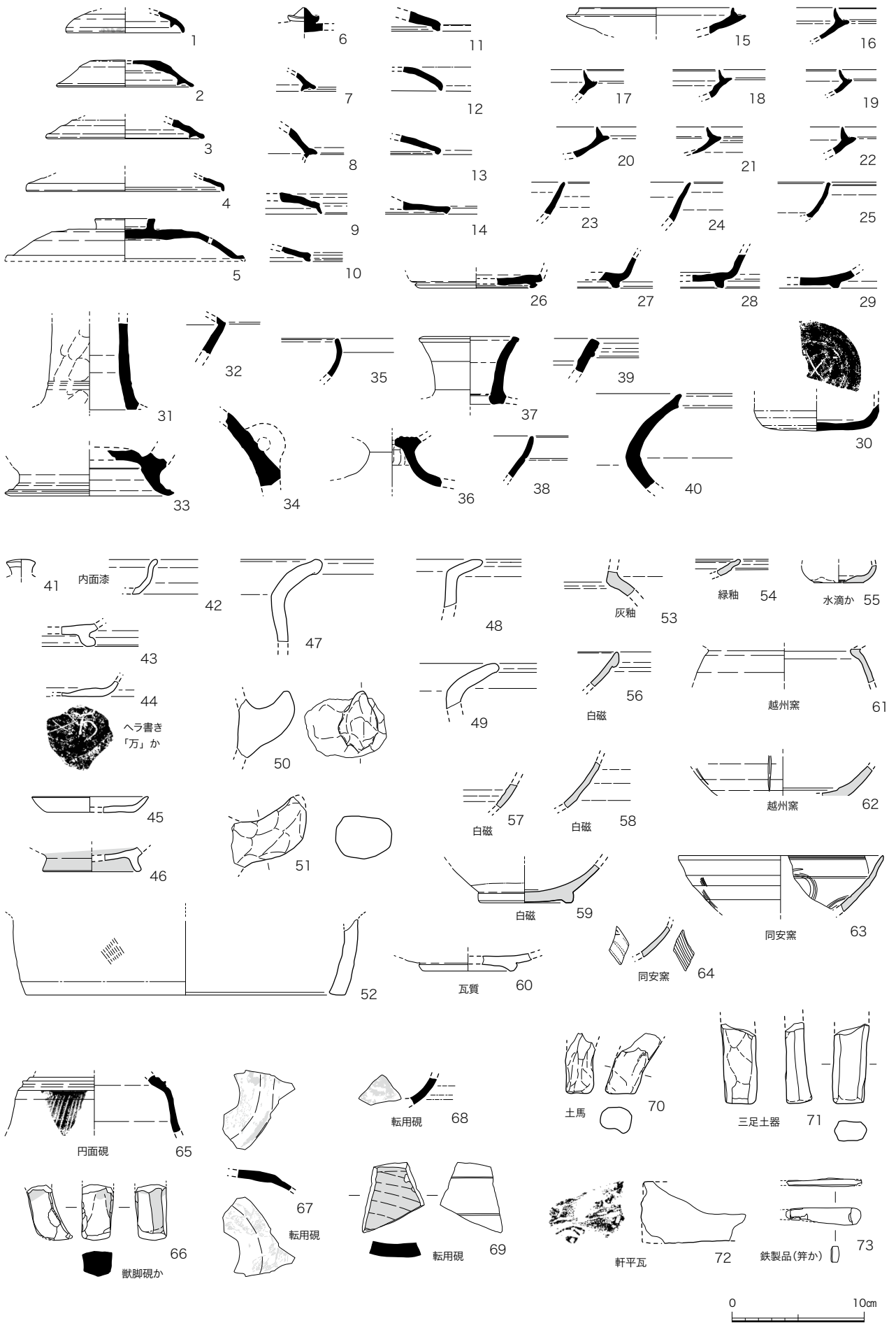
5層は、6層の上層に薄く堆積した粘土層で、遺物の多くは6層に近い最下部付近で出土した。6層に比べて遺物が極端に少なく、その内容も官衙にともなうものから中世の陶磁器まで時期幅が広い。これは、微高地に堆積した包含層が流出して2次堆積したものと考えられ、すでに官衙が廃絶したあとの中世以降のものだろう。

4層は、5層の上層に堆積した粘質土で、わずかに遺物を含むが、これも2次的な堆積で、中世～近世を想定しておく。

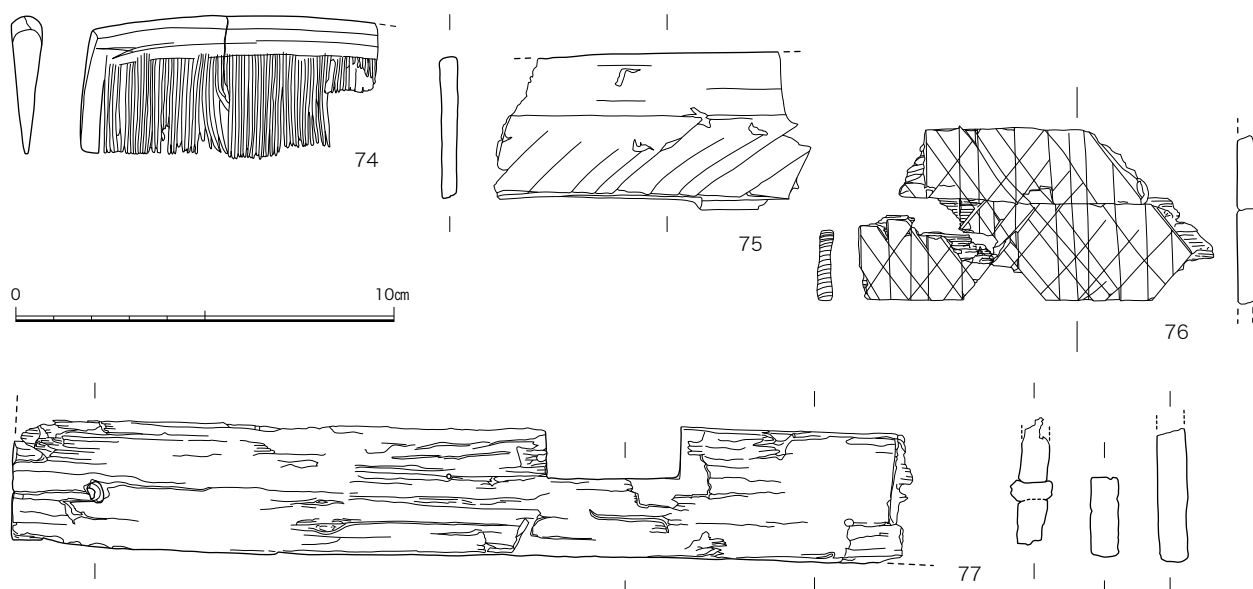
2層・3層は水田として利用されていた最後の段階であり、近世～現代に相当する。



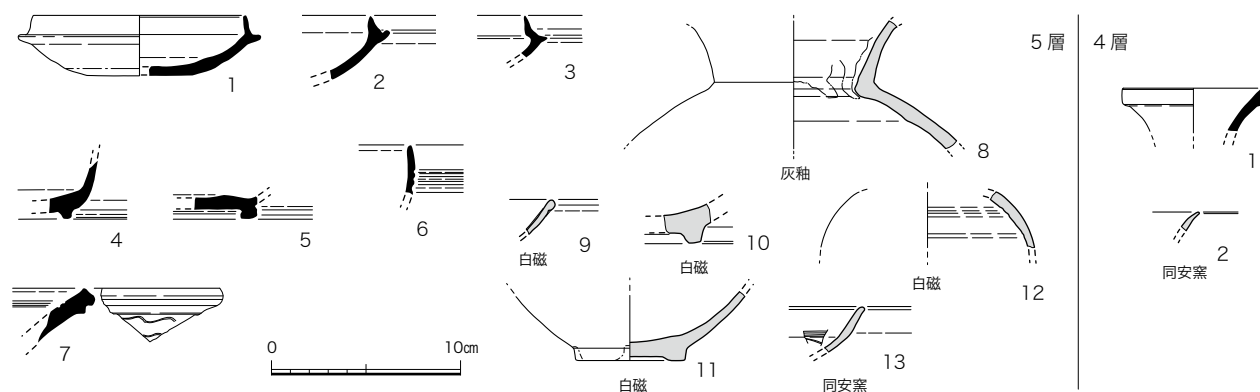
第54図 政庁南側地形落ち土層断面図(1/50)



第55図 政庁南側地形落ち6層出土遺物実測図(1/4)



第56図 政庁南側地形落ち6層出土遺物実測図(1/2)



第57図 政庁南側地形落ち4層、5層出土遺物実測図(1/4)

政庁南側地形落ち6層出土遺物 (第55、56図)

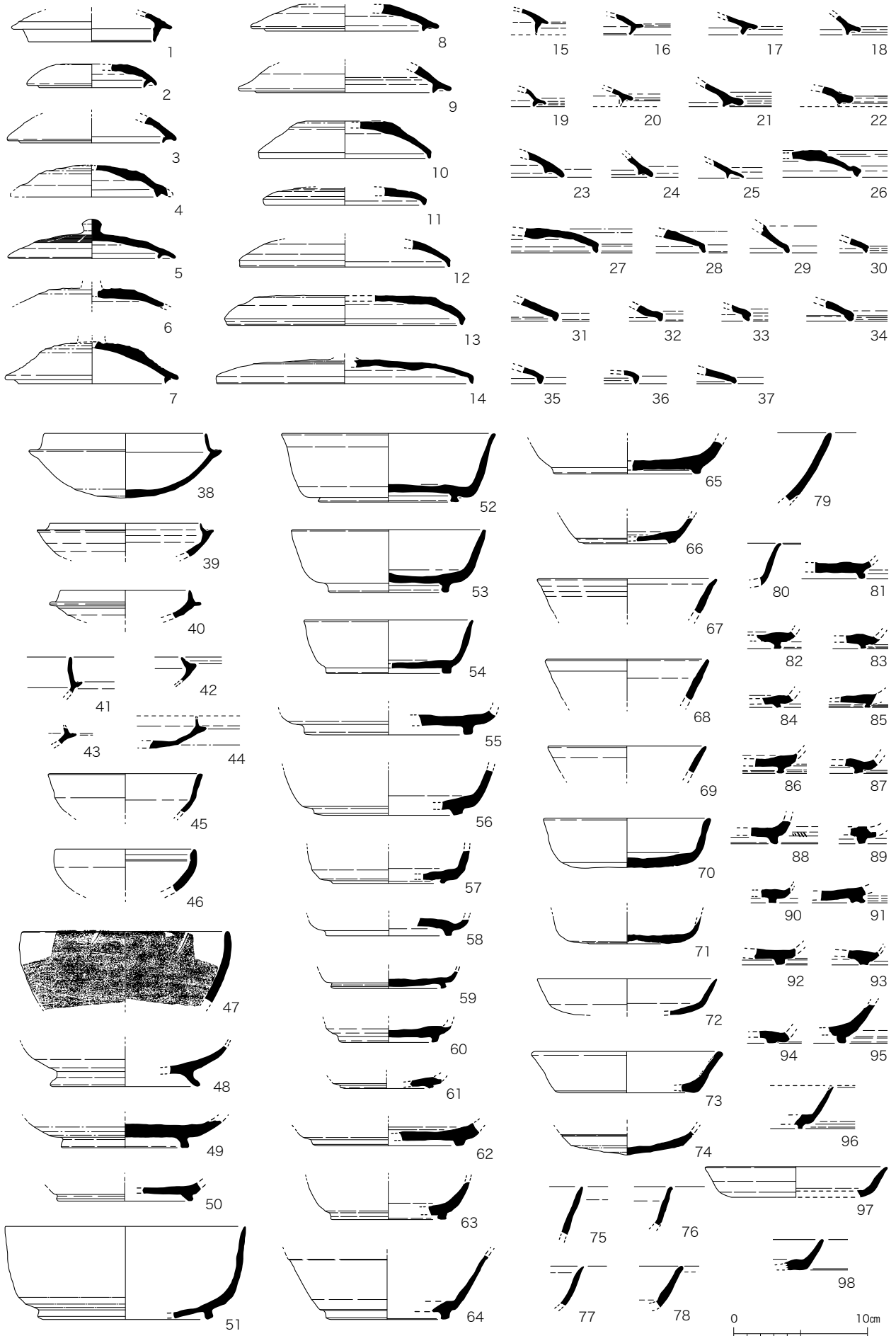
1～14は須恵器杯蓋。1は口縁部外面に墨が付着している。復元口径9.0cm。内外面とも丁寧なヨコナデ。2は天井部を回転ヘラケズリ後ナデを施す。復元口径10.2cm、器高2.0cm。3は天井部に回転ヘラケズリ。復元口径11.7cm。4は復元口径14.8cm。5は同一個体を図上復元した。輪状つまみで、口縁部は嘴状に折り曲げる。天井部は回転ヘラケズリ。胎土は精緻で焼成も良好であり、良品といえる。復元口径18.0cm、器高3.3cm、復元つまみ径4.6cm、つまみ高0.8cm。6は擬宝珠つまみで、つまみ径2.4cm、つまみ高1.1cm。7、8は口縁部にかえりがつき、9～14は口縁部を嘴状に折り曲げる。

15～30は須恵器杯身。15は復元口径11.5cm。26は高台端を外傾させて成形する。復元高台径8.7cm。30は底部内面にヘラ記号がある。底部外面は回転ヘラケズリ後ナデ。復元底径7.2cm。

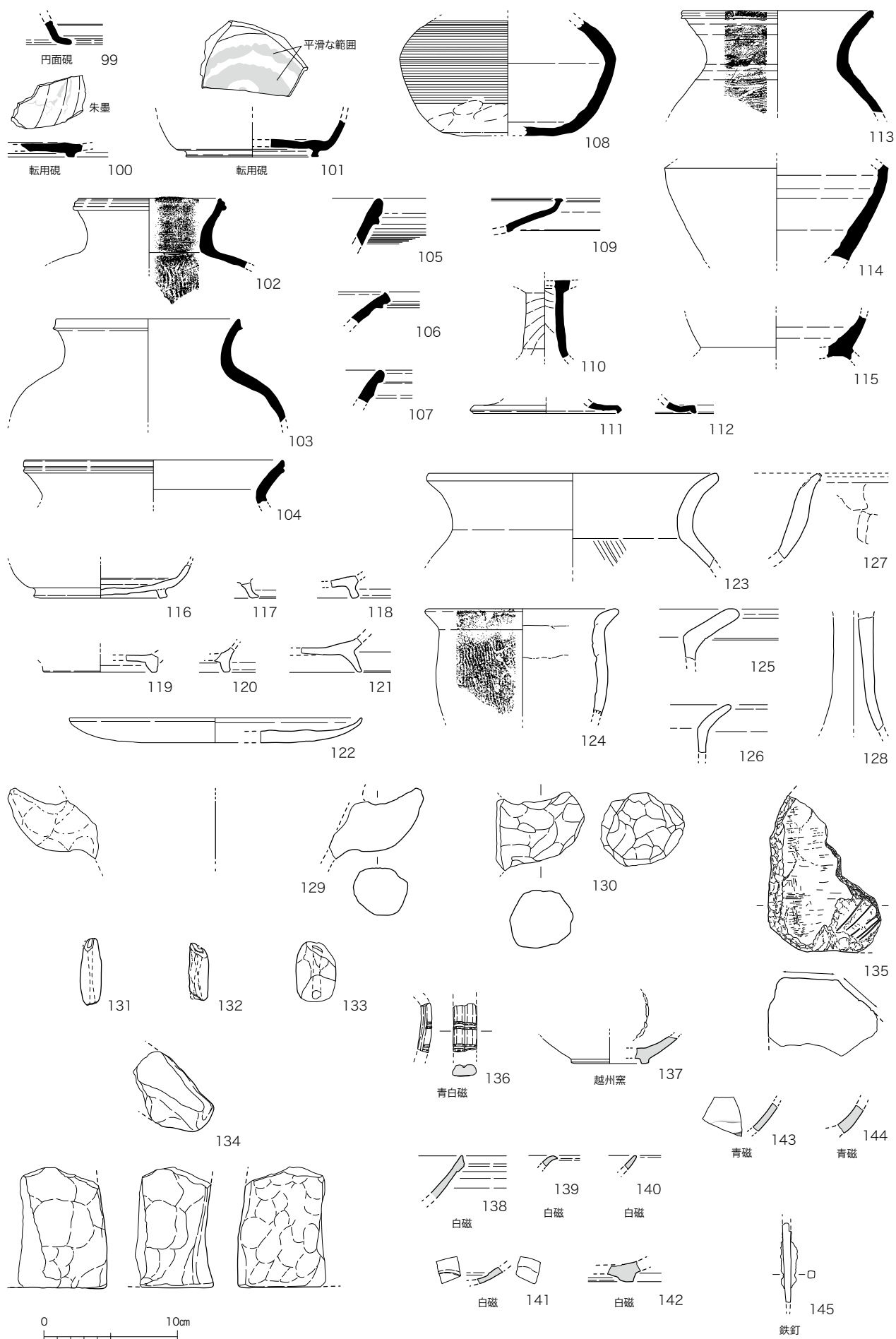
31～33は須恵器長頸壺。31は外面に指オサエ痕が残る。頸部径5.8cm。32は肩部が屈曲し、稜がつく。33は脚部で、復元脚部径12.8cm。34は須恵器双耳瓶の肩部。35は須恵器鉢で、体部外面に細かいカキメが入る。36は須恵器高杯の脚部。37、38は須恵器平瓶。37は口径6.4cm。39、40は須恵器甕。

41は土師器杯蓋のつまみ。つまみ径2.2cm、つまみ高1.2cm。42は小型の杯で、内面に厚く漆が付着する。漆専用の容器として使用されたとみられる。器高2.6cm。43は土師器高台付杯で、高台が外側に張り出す。44は土師器皿で、

底部外面にヘラ書きによる「万」とみられる文字がある。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。45は土師器小皿で、復元口径8.8cm、器高1.2cm、底径6.4cm。摩滅しているが、底部は糸切りとみられる。46は黒色土器B類。復元高台径7.2cm、高台高1.1cm。47～49は土師器甕。50、51は土師器甕の把手。52は土師器の移動式竈か。内外面はハケメで、底部外面は横方向のヘラケズリ、底部端面は細いハケメで仕上げる。破片の上部に孔の痕跡があり、把手の差し込み孔であろうか。53は灰釉陶器の頸部。釉薬は濃淡のある灰オリブ色で、胎土は精良である。54は緑釉陶器の皿。釉薬は透明なオリブ黄色。55は灰色の胎土で、灰赤色の釉が内外面にかかる。丸く内湾する小型の容器で、水滴か。56～59は白磁。57は内面の釉がない。



第 58 図 政庁包含層出土遺物実測図 (1/4)



第 59 図 政庁包含層出土遺物実測図 (1/4)

59は底径7.0cm。60は瓦器碗で、低平で厚い高台がつく。高台径6.9cm。61、62は越州窯系青磁。61は双耳壺か。釉葉は灰オリーブ色で、胎土は精良。頸部径11.4cm。62は輪花碗で、外面に縦方向の沈線が入り、内面見込みには目跡が残る。釉葉はオリーブ黄色で、胎土は精良。63、64は同安窯系青磁碗。63は復元口径15.5cm。

65～73は特殊遺物。65は円面硯で、外面にヘラ状工具による幅広の斜線文を施す。復元突帯部径10.6cm。胎土は精良。66は獣脚硯の脚部か。ヘラケズリによる面取りを行い、断面五角形に成形する。脚部には墨痕が付着する。残存高4.2cm、幅2.3cm、厚1.9cm。明青灰色を呈し、胎土は精良である。67～69は転用硯。70は土師質の土馬の脚部か。指オサエとナデによる成形で、脚部裏面は凹凸をなす。浅黄橙色を呈する。残存長4.7cm、幅2.0cm、厚2.0cm。71は土師器の三足土器の脚部。断面が横長の六角形になるように成形し、表側をヘラケズリで、外観に出ない裏側は指オサエで仕上げる。明赤褐色を呈する。残存長6.2cm、幅2.4cm、厚1.5cm。72は須恵器質の軒平瓦で、大宰府分類642A。この型式は、近隣の内橋坪見遺跡をはじめ、多々良込田遺跡、海の中道遺跡など、古代糟屋郡域の官衙遺跡に集中して出土する。73は斧形の鉄製品。基部は半円状の丸みをもち、先端部に向かって細くなる。漆が塗られていた可能性もある。残存長5.7cm、幅1.3cm、厚0.5cm。

74～77は木製品。74は櫛で、歯厚が0.25mmほどしかなく、精巧につくられた優品である。基部の厚さは0.8cm、残存幅7.8cm、縦3.7cm。75、76は曲物の側板。板材の片面のみに斜位、横位の切り込みが入れられる。板材の強度を弱めて加工しやすくしたもの。板厚の1/3ほどの深さまで達しており、目印として表面にいた罫書きの痕跡ではない。切り込みは乱雑ではなく、ある程度の規則性をもって入れられている。75は残存長8.4cm、残存幅4.2cm、厚0.5cm。片面の一部に2mmほどの深さの切り込みが連続して斜方向に入れられる。76は片面に斜位、横位の切り込みが入れられる。77は残存長23.8cm、残存幅3.6cm、厚0.8cmで、中央に方形の孔が開けられる。孔の近くには径1mmの小孔が貫通し、板材の隅

には木釘が残る。部材の一部であろうか。

政庁南側地形落ち5層出土遺物 (第57図)

1～7は須恵器。1～5は杯身で、1は、底部外面を回転ヘラケズリ。復元口径11.2cm、器高3.2cm、受け部径12.8cm。6は碗で、外面に3条の凹線が入る。7は甕で、外面に波状文がある。8は灰釉陶器。外面と、内面の頸部まで釉がかかる。濃淡のある灰オリーブ色を呈する。復元頸部径8.6cm。9～12は白磁。12は、水注か瓶の類か。胴部最大径11.3cm。13は同安窯系青磁碗。

政庁南側地形落ち4層出土遺物 (第57図)

1は須恵器提瓶の口縁部。復元口径7.4cm。2は同安窯系青磁碗。

包含層

政庁が立地する微高地の南裾、SB-4・SB-7・SB-11など政庁の南辺に位置する建物群が隠れるくらいの範囲に包含層が堆積していた。包含層の上面に遺構はなく、本遺跡が廃絶された後に堆積したと考えられる。政庁域の建物群を切るV字溝のSD-2も包含層の下層で検出している。

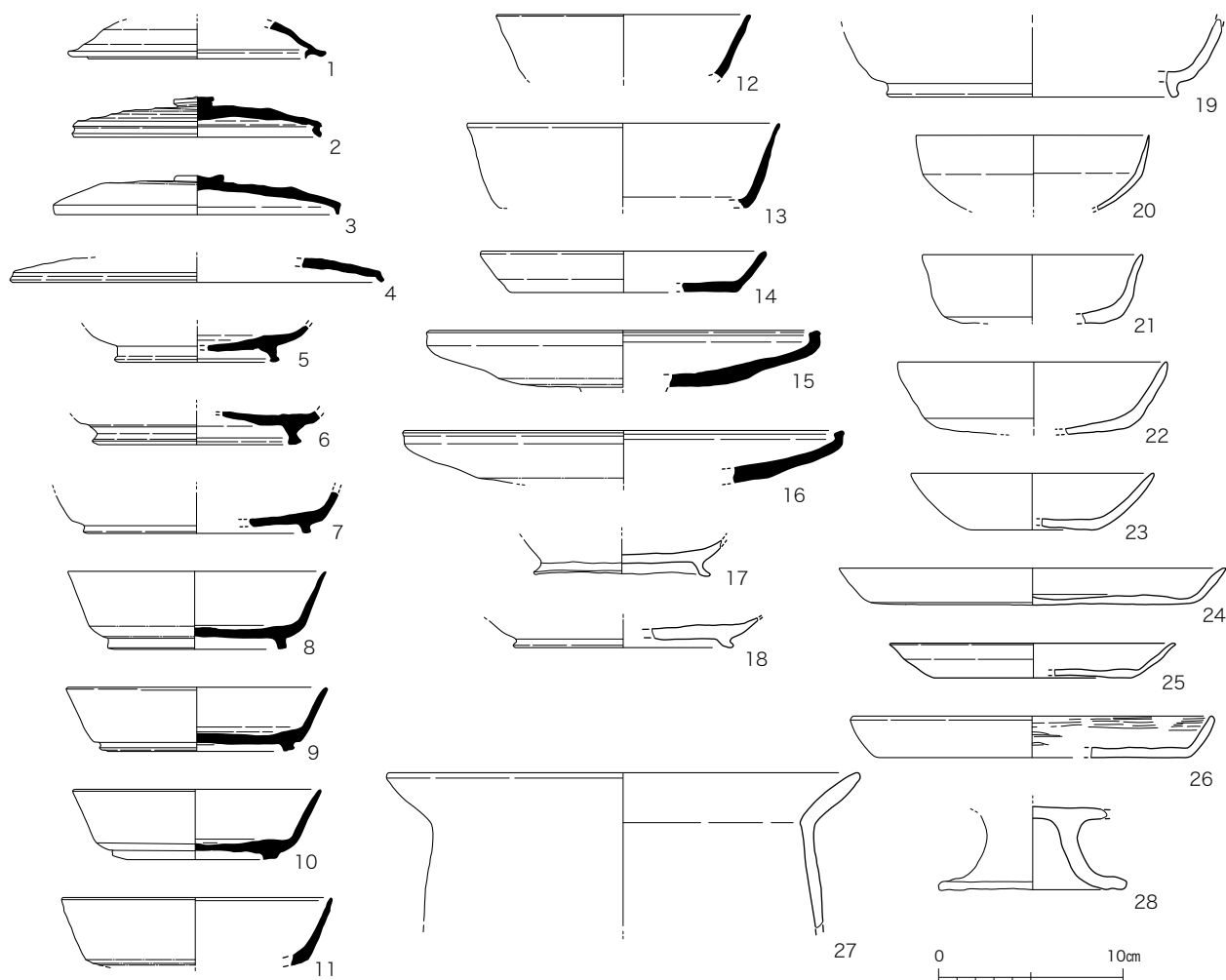
出土遺物の時期からみて、7世紀後半～8世紀前半を主として、8世紀後半～9世紀代ものを含むなど、前節の政庁南側地形落ち6層と同じ様相が認められる。9世紀代の青白磁の把手(136)といった特殊遺物もあり、政庁移転後も何らかの官衙施設が機能していたことを示している。

包含層出土遺物(第58、59図)

1～115は須恵器。1～37は杯蓋で、1はかえりが下方に大きく出る。復元口径9.4cm、受け部径12.0cm。2は天井部を回転ヘラ切り後ナデで仕上げる。径は小さく、復元口径7.8cm。3は内外面ヨコナデで、復元口径10.7cm。4は天井部に回転ヘラケズリ。色調は明褐色

で土師器に似る。復元口径9.8cm。5は天井部に回転カキメを施す。復元口径10.0cm。6、7はつまみが剥離したもので、天井部は回転ヘラケズリを施す。6は図示していないがヘラ記号がある。7は復元口径11.0cm。8は復元口径11.8cm。9は復元口径13.2cm。10～14は嘴状口縁。10は天井部を回転ヘラケズリ。復元口径12.8cm、器高2.8cm。11は復元口径11.8cm。12は復元口径15.8cm。13は天井部を回転ヘラケズリ。復元口径17.5cm。14はつまみがつき、天井部は回転ヘラケズリ。復元口径19.1cm。15～37は口縁部片。かえりがあるものと嘴状口縁と半々ほどで、37のように嘴状口縁が退化したものはほとんど出土しない。

38～96は杯身。38は底部を回転ヘラケズリ。復元口径12.0cm。39は復元口径11.2cm。40は復元口径9.6cm。45は復元口径11.4cm。46は器壁が厚く、丸く内湾する。復元口径10.4cm。47は体部下半を手持ちヘラケズリ。復元口径15.6cm。48は屈曲することなく底部から体部へ立ち上がり、細く長い高台が外方向に張り出す。復元高台径11.2cm。49は長頸壺の底部か。50は復元高台径10.2cm。51は高台が外方向に傾き、底部と体部の境は回転ヘラケズリを施して丸みをもつ。復元口径17.9cm、器高7.0cm、復元高台径13.2cm。52は底部外面を回転ヘラケズリ後ナデ。復元口径16.0cm、器高5.1cm、復元高台径10.5cm。53は復元口径14.8cm、器高9.0cm、復元高台径9.0cm。54、55は断面四角形の低い高台がつく。54は復元口径12.6cm、器高4.0cm、復元高台径9.3cm。55は復元高台径12.6cm。56は外方向に開く低い高台で、復元高台径11.2cm。57は体部と底部の境をヘラケズリで面取りをおこなう。高台は脆弱で内傾する。復元高台径8.4cm。58は復元高台径9.4cm。59は端部に稜がつく細い高台。復元高台径8.5cm。60は底部外面をヘラ切り後ナデ。復元高台径7.4cm。61は低く小さな高台で、復元高台径6.3cm。62は復元高台径11.4cm。63は復元高台径8.1cm。64は体部が直線的に開く。復元高台径8.7cm。65は高台と体部の境が不明瞭。復元高台径11.0cm。66は高台が底部の端につく。復元高台径6.2cm。67～69は口縁部



第60図 ピット出土遺物実測図(1/4)

のみ。復元口径はそれぞれ 13.2cm、12.0cm、11.8cm。70 は底部外面へラ切り後指オサエ。復元口径 12.6cm、器高 3.7cm、復元底径 9.8cm。71 は底部外面へラ切り後ナデ。底径 8.0cm。72 は底部外面を回転ヘラケズリ。復元口径 12.4cm。73 は復元口径 14.4cm、器高 3.1cm、復元底径 13.0cm。74 は突出気味の底部で回転ヘラケズリを施す。75～96 は破片資料。97、98 は皿。97 は復元口径 13.4cm、器高 2.3cm、底径 9.6cm。

99 は円面硯の脚部。100、101 は転用硯で、100 は朱墨が付着する。101 は内面を平滑にしており、転用硯とみられる。復元高台径 10.0cm。

102～107 は須恵器甕。102 は復元口径 10.4cm。103 は焼成不良の生焼け。復元口径 13.6cm。104 は復元口径 19.2cm。

108 は平瓶で、体部に回転カキメを施し、底部付近は手持ちヘラケズリ後にナデ。最大径 16.2cm。

109～112 は高杯。111 は端部が凹線状にくぼむ。復元底径 10.7cm。

113～115 は壺。113 は肩部に回転カキメを施す。復元口径 14.3cm。114 は長頸壺の胴部。

116～134 は土師器。116～121 は杯身。116 は底部と体部の境が不明瞭で、高台は外方向に開いて踏ん張る。復元高台径 10.0cm。117、118 も高台が外方向に踏ん張る。119 は復元高台径 8.4cm。121 は細長い高台で 9 世紀代のもの。

122 は大皿で口径 21.9cm、器高 1.9cm、底径 12.1cm。口縁部はやや屈曲気味になる。内外面とも摩滅のため調整不明。

123～126 は甕。123 は胴部内面にハケメで、口縁部内外面はナデ。口径 21.8cm。124 は外面ヘケメ、内面ナデ。復元口径 14.5cm。127 は鉢型の手握ね土器で、外面に指オサエが残る。胎土に砂粒を多く含み、焼成も不良。128 は高杯の脚部。129、130 は甕の把手。131～133 は土錘。134 は移動式竈の裾部。

内外面とも指オサエ。

135 は砂岩製の砥石。欠損しており、残存長 11.6cm、残存幅 8.4cm、厚 5.7cm。

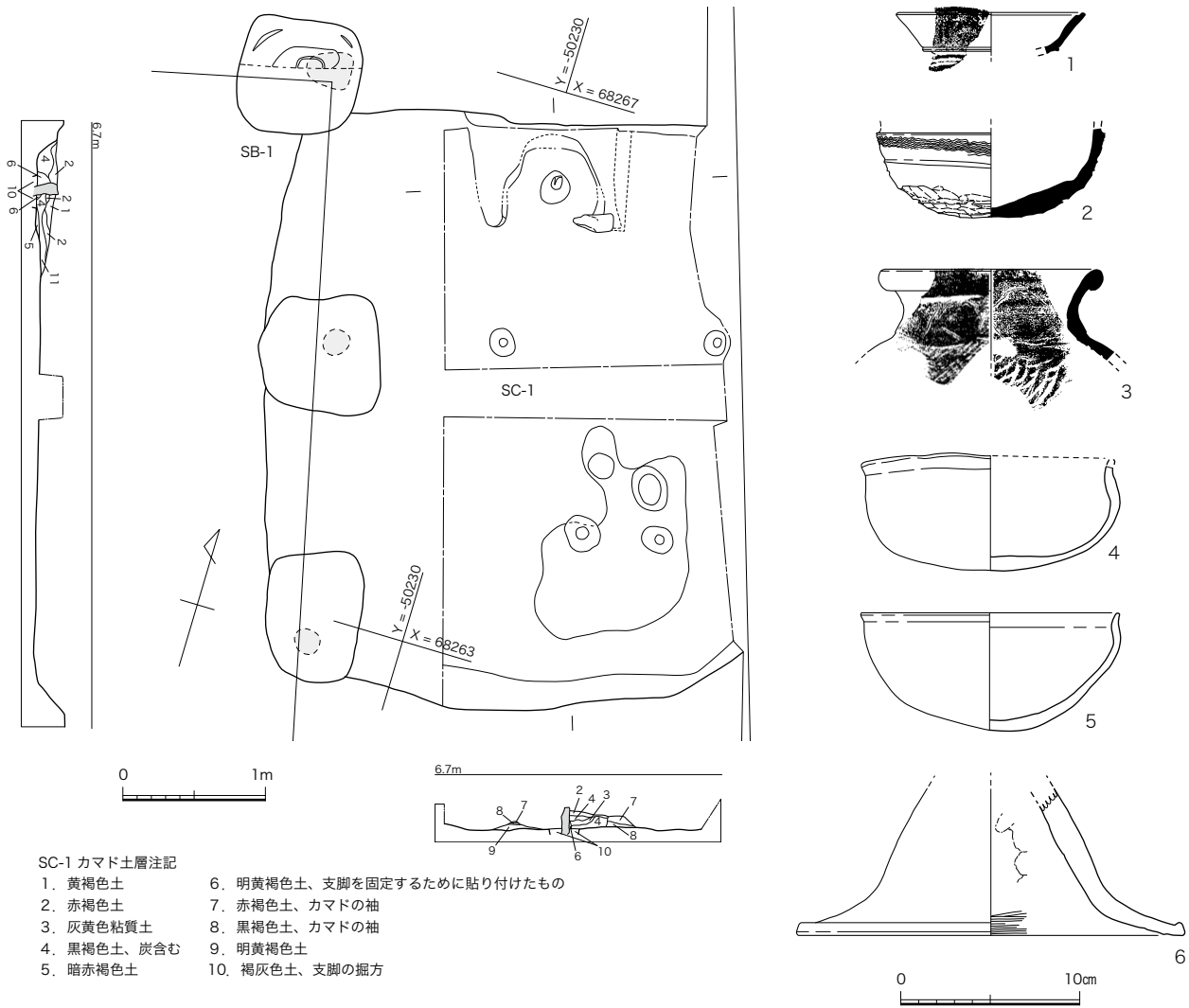
136～144 は陶磁器。136 は青白磁の水注の把手。釉の色調は緑灰色からオリープ灰色。137 は越州窯系青磁碗で浅黄色の釉。内面に目跡が残る。復元高台径 5.6cm。138～142 は白磁。143、144 は青磁。145 は鉄釘で、両端を折損する。残長 5.9cm、幅 0.5cm。

ピット

政庁域のピットについて、遺構と重複関係のないものは出土遺物のみ報告する。

ピット出土遺物(第60図)

1～16 は須恵器。1～4 は杯蓋で、1 はかえりもち、復元口径 11.6cm。



第61図 SC-1 平面図 (1/50)、出土遺物実測図 (1/4)

2は扁平な擬宝珠つまみをもち、天井部を回転ヘラケズリ。口縁部は凹線状にくぼむ。口径13.4cm、器高2.2cm。

3は天井部を回転ヘラケズリ。口径15.3cm、器高2.2cm。4は復元口径20.0cm。

5～13は杯身。5、6は端部が肥厚した細長い高台が外方向に開く。復元高台径は5が9.0cm、6は10.7cm。7～9は断面四角形の短い高台が外方向に踏ん張る。7は復元高台径12.2cm。8は復元口径13.7cm、器高4.3cm、復元高台径10.0cm。9は復元口径14.0cm、器高3.5cm、復元高台径9.4cm。10は扁平な高台がつき、端部には板状圧痕が残る。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。復元口径13.5cm、器高3.8cm、復元高台径8.9cm。11は底部を回転ヘラケズリ。復元口径14.6cm。12は復元口径13.8cm。13は復元口径16.8cm。

14は皿で、復元口径15.4cm、器高

2.2cm、復元底径12.4cm。15、16は高杯で、口縁端部が内傾する。復元口径は、15が21.4cmで、16が23.6cm。

17～28は土師器。17～23は杯身。17は細い高台が外方向に踏ん張る。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。高台径9.3cm。18は短い高台が外方向に踏ん張る。復元高台径12.0cm。19は復元高台径15.6cm。20は体部に屈曲部をもつ。摩滅のため調整不明。復元口径12.7cm。21は口縁部が外反する。摩滅のため調整不明。復元口径11.9cm、器高3.7cm。22は復元口径14.5cm、器高4.0cm。23は体部が直線的に開く。復元口径13.2cm、器高3.1cm、復元底径7.0cm。24～26は皿。24は復元口径21.0cm、器高2.0cm、復元底径18.0cm。25は復元口径15.5cm、器高1.9cm、復元底径10.7cm。26は内面を黒色処理し、横位のヘラミガキを施す。底部は糸切り。復元口径19.5cm、器高

2.2cm、復元底径16.0cm。

27は甕で、調整は摩滅のため不明。復元口径26.0cm。28は高杯の脚部。底径9.9cm。

■ 竪穴建物

官衙に先行する遺構について、竪穴建物をここで報告する。検出した11軒のうち遺構を断ち割って調査したのはSC-1のみで、そのほかは検出面で確認しただけにとどめている。

SC-1 (第7、9、61図)

SB-1の北東隅に位置し、柱穴に切られる。遺構の東側約1/3は調査区外に伸びている。掘方は、南北4.15m、東

西 $3.25 + \alpha$ m の方形で、深さは約 0.2m しか残っていない。北辺に両袖のカマドが設置され、中央には支脚の石が直立した状態で残っていた。また、右袖には袖石を検出している。カマドは東西 1.1m、南北 0.9m で、焚き口となる開口部を中心に、内部には炭と焼土が堆積している。

SC-1 出土遺物 (第 61 図)

1～3 は須恵器。1 はハソウの口縁部で、外面に櫛描波状文を施す。屈曲部は突帯状の段がつく。復元口径 10.6cm、胎土は精良である。2 はハソウの底部で、胴部中位の沈線による区画帯のなかに櫛描波状文を施す。底部外面は手持ちヘラケズリで仕上げる。胴部径 12.8cm。3 は甕の口縁部。外面タタキ、内面同心円文当て具痕。復元口径 12.0cm。4～6 は土師器。4、5 はいずれも口縁部が外反する丸底の杯である。底部はヘラ

ケズリを施す。4 は口径 14.1cm、器高 6.4cm、5 は口径 14.4cm、器高 6.5cm。6 は高杯の脚部で、底部付近の内面はヨコハケ後ナデ。復元底径 21.6cm。

SC-2 (第 63 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-4 の北側に位置し、SC-3 を切る方形の竪穴建物である。南側半分は削平により消失しているとみられる。南北長 2.6m、東西長 4.3m。出土遺物はない。

SC-3 (第 63 図)

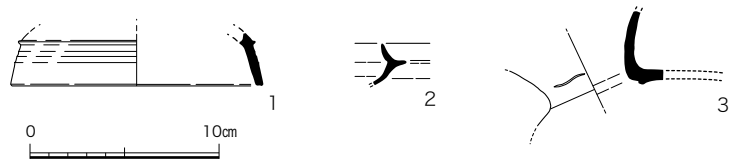
遺構検出面における確認のみ。SC-2 に切られる方形の竪穴建物で、南北長 4.3m、東西長 4.5m。

SC-3 出土遺物 (第 62 図)

1 は須恵器杯蓋で、検出面の出土である。復元口径 13.0cm。

SC-4 (第 63 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-4 に切れ、南側半分は削平で消失する。南北長 3.0m、東西長 3.5m。出土遺物はない。



第 62 図 SC-3、6、9 出土遺物実測図 (1/4)



第 63 図 SC-2、3、4、5 平面図 (1/100)

SC-5 (第 63 図)

遺構検出面における確認のみ。SC-4の西側に位置する方形の竪穴建物。掘方は残っておらず、壁溝のみを検出した。西端は他の遺構や攪乱と重なって不明である。南北長 3.9m、出土遺物はない。

SC-6 (第 27 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-12、SD-2 などに切られる。SC-5 と同じ方位で、4.4m 四方の方形を呈する。

SC-6 出土遺物 (第 62 図)

2 は須恵器杯身で、検出面の出土。

SC-7 (第 27 図)

遺構検出面における確認のみ。SC-6の南東に位置する。形は崩れているが方形になるとみられ、南北長 3.0m、東西長 3.5m である。出土遺物はない。

SC-8 (第 28 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-13 に切れ、中央を攪乱によって消失する。南北長 3.3m、東西長 3.7m。出土遺物はない。

SC-9 (第 64 図)

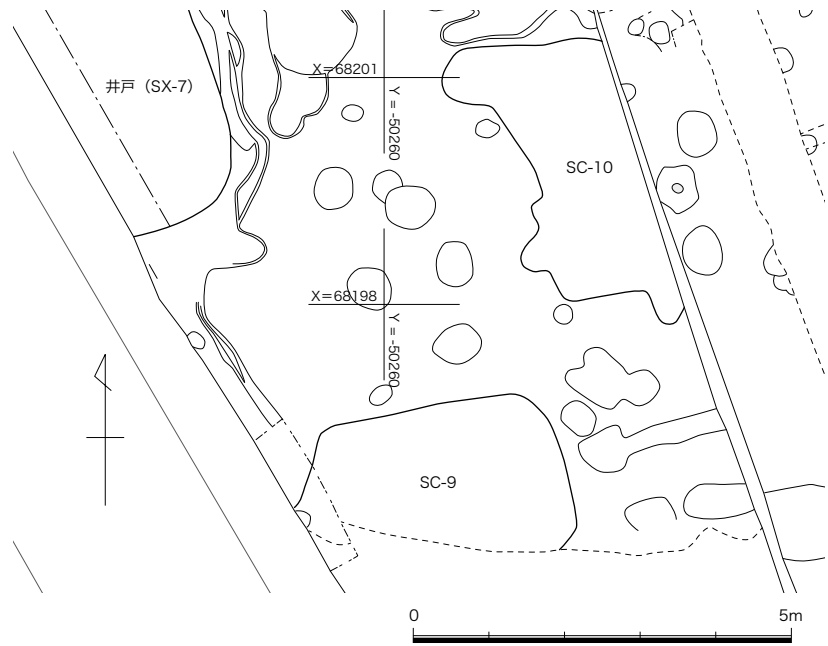
遺構検出における確認のみ。調査区の南西隅に位置する。南側は、地形変換点に設置された水路跡によって消失している。東西長 3.2m 前後。

SC-9 出土遺物 (第 62 図)

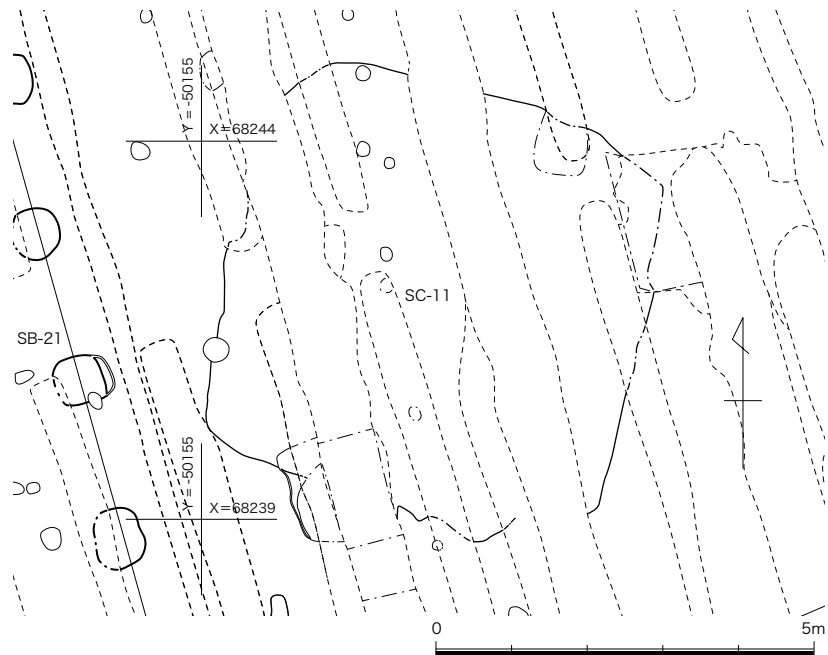
3 は須恵器の平瓶か提瓶の頸部。頸部にヘラ記号がある。

SC-10 (第 64 図)

遺構検出確認のみ。SC-9 の北側に位置する。調査区反転時に東側の覆土を消失してしまった。遺構に重複するピットなどを含めた輪郭線を図示しているが、本来は方形の竪穴建物と判断した。ただし不定形土坑の可能性もある。出土遺物はない。



第 64 図 SC-9、10 平面図 (1/100)



第 65 図 SC-11 平面図 (1/100)

SC-11 (第 65 図)

遺構検出面における確認のみ。調査区の東端に位置する 5.6m 四方の竪穴建物である。出土遺物はない。

正倉域

政庁の東方約80mの地点に正倉群を検出した。調査で確認した正倉は15棟で、鉤形に配置される。建物の主軸方位が異なる東側の一群は、8世紀中頃以降に増築されたものとみられる。阿恵遺跡は九州大学農学部附属原町農場の広い敷地内で発見できたため、古代の景観を今に残したまま政庁と正倉を一体的に把握できる。そのような点からみても、歴史的に非常に価値の高い遺跡といえる。

正倉域の概要

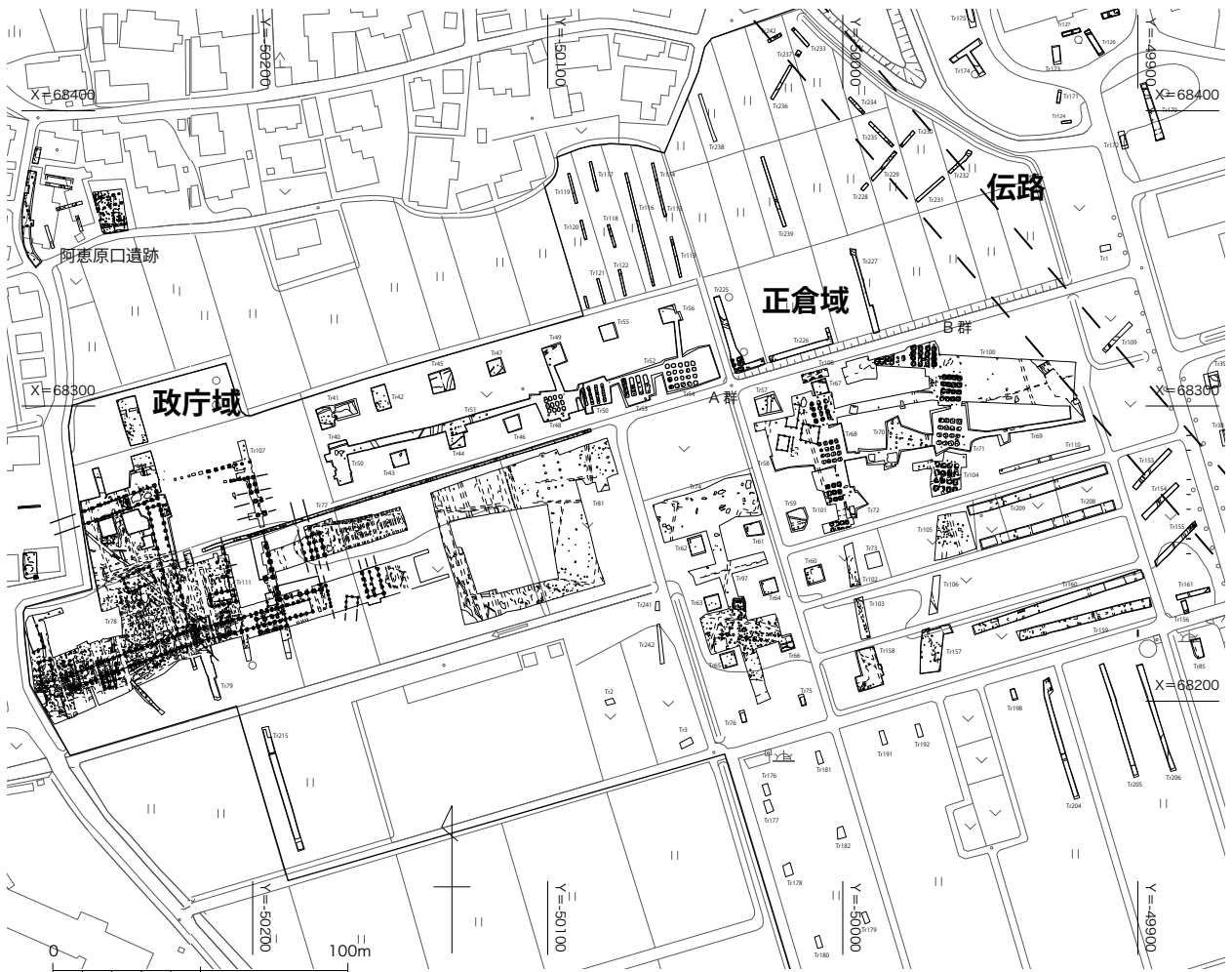
政庁と同じ微高地の東方約80m地点で、15棟の総柱建物群を検出した。この付近は政庁よりも約2m高燥の地となる。検出した総柱建物は鉤形に整然と配置され、その前面には空閑地が確保されている。これらは官衙にともなう正倉で

あり、政庁とともにその全体像を把握できる重要な発見となった。正倉群を検出した微高地付近を「正倉域」として区分し、調査状況を報告する。

正倉は、建物の主軸方位が政庁と同じA群と、正方位を向くB群に分かれる。7世紀後半に政庁が造営されると同時に、A群の正倉が順次建築されていき、8世紀中頃以降にB群が増築されたと想

定する。政庁域の建物群のなかでB群と同じ方位は小規模なSB-22のみであることから、政庁移転後も正倉の機能は維持されていたことが推測できる。

現在、政庁と正倉が立地する微高地の南側に水路が通り、須恵川に向かって流れている。古代においても、物資集積の手段として須恵川の水運を利用したことも想定される。



第66図 政庁、正倉群全体図 (1/2,500)



第 67 図 正倉群平面図 (1/1,000)

なお、正倉群の囲繞施設については、その可能性がある遺構を一部確認しているのみで全体像は不明である。また、正倉の東側で新たに発見した古代道路との関係も不明なところが多く、今後の調査における課題の一つである。

掘立柱建物

正倉域で検出した掘立柱建物は、総柱建物15棟、側柱建物4棟である。建物の主軸方位が9°～16.5°西偏し、政庁の建物(10.3°～23.8°西偏)と同じ方位の一群をA群、3～4°東偏する建物の一群をB群とする。A群はSB-27～SB-36、SB-42で、B群はSB-37～41である。7世紀後半からA群の正倉が順次建築されていき、8世紀中頃に主軸方位を正方位に向けるB群が造営されたとみられる。

SB-27 (第68図)

A群の西端に位置する東西棟の総柱建物で、桁行3間(5.13m)、梁行2間(3.92m)、主軸方位N-73.5°-E、建物

面積は約20㎡を測る。柱間隔は5尺(1.51m)～7尺(2.11m)がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は1.2～1.5m、短軸は0.9～1.2m、柱のアタリは径0.25mを測る。柱掘方の深さは0.2～0.3mほどしか残っていない。断面形状は、基底部分との境が直角ではなく、箱型にはならない。

正倉のなかで最も建物面積が小さく、柱掘方も均整が取れていない。主軸方位も16.5°西偏し、最も西に振れる。

出土遺物はない。

SB-28 (第69図)

SB-27の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行3間(6.64m)、梁行2間(4.54m)、主軸方位N-78.6°-E、建物面積は約30㎡を測る。柱間隔は、桁行が7尺(2.11m)と8尺(2.42m)で、梁行は7.5尺(2.27m)である。柱掘方は、梁行に並行して溝状の布掘りをおこなった後、一旦埋め戻して再び柱の部分に壺掘りをおこなう。壺掘りのほうが幅広いため、繭玉状の平面形を呈する。布掘りの長さ6.0～6.3m、幅0.4～0.8m、壺掘りの長軸1.2～1.9m、短軸0.8～0.9m、柱痕跡の径は0.4mである。

出土遺物はない。

SB-29 (第70図)

SB-28の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行3間(7.56m)、梁行3間(5.13m)、主軸方位N-79°-E、建物面積は約39㎡を測る。柱間隔は、桁行が8尺(2.42m)と9尺(2.72m)で、梁行が5尺(1.51m)と6尺(1.81m)である。柱掘方は、SB-28と同様の布掘りであるが、幅広で大型である。布掘りの長さ6.2～6.5m、幅1.1～1.3m、壺掘りの長軸1.2～1.9m、短軸0.8～0.9m、柱痕跡の径は0.3mである。

出土遺物はない。

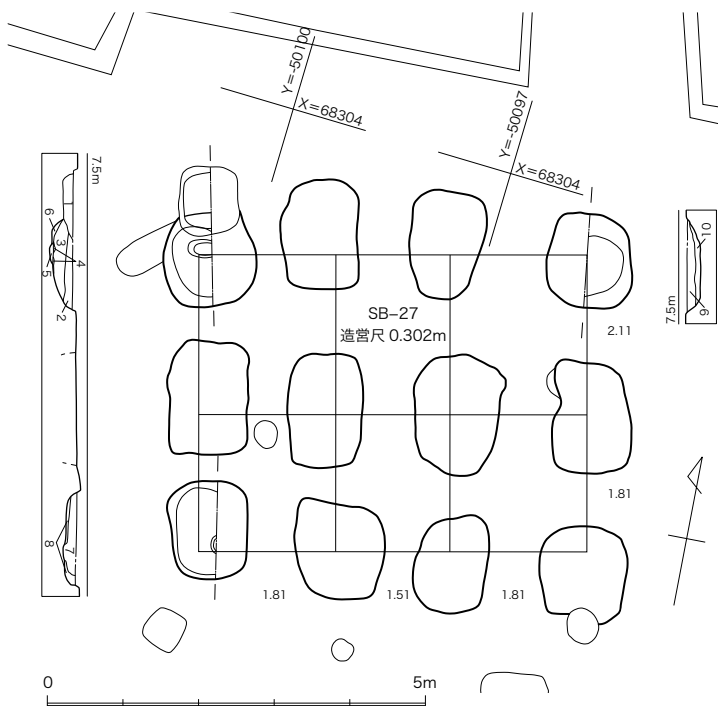
SB-30 (第71図)

SB-29の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行4間(8.44m)、梁行3間(6.95m)、主軸方位N-79°-E、建物面積は約59㎡を測る。柱間隔は、桁行が7尺(2.11m)で、梁行が7尺(2.11m)と8尺(2.42m)である。一部、柱の抜き取り穴が確認できる。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は1.0～1.4m、短軸は1.0～1.3m、柱のアタリは径0.3mである。東柱の柱掘方は一回り小さい傾向がある。

出土遺物はない。

SB-31 (第72図)

SB-30の東隣に位置する東西棟の総柱建物である。調査トレンチ内で確認できたのは、桁行1間(2.7m)と梁行2間(3.3m)のみであるが、SB-27～SB-30が南桁を揃えて配置されており、SB-31も同様の配置が想定されることと、隣接するTr54にはSB-31の柱穴が存在しないことから、桁行3間(7.5m)、梁行3間(4.8m)を想定して



- SB-27 柱穴土層注記
1. 灰黄褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる
 2. にぶい赤褐色土と黒褐色土の混土
 3. 灰褐色土とにぶい黄褐色土の混土
 4. 黒褐色土
 5. にぶい黄褐色土、柱のアタリであるか不明瞭
 6. 暗灰黄色土
 7. にぶい黄褐色土
 8. 明黄褐色土
 9. にぶい黄褐色土
 10. 褐色土に浅黄褐色土が混ざる

第68図 SB-27 平断面図 (1/100)

おく。主軸方位 N-79°-E、建物面積は推定 36㎡である。

正倉群のなかで SB-31 の場所だけが水田に利用されて周囲より土地が下がっている。本来は旧地形の微高地であった場所を、現況の水田を開削するために地山を削って低くしたものである。その影響で、遺構検出面の標高が隣の SB-30 よりも約 0.5m 低い。SB-31 の柱掘方は基底部付近の数 cm しか残っていないとみられる。

東妻だけ別建物と思われる柱穴が切り合っている。全体像が把握できないので、現段階では第 72 図掲載の想定図のように、別建物と重複する可能性を考えておく。ただし、同一場所で正倉を建て替えているものは他にないので、東妻だけを建て替えたものかもしれない。今後の調査によって全体像が把握できたときに検討する。

柱掘方の平面形状は崩れたものが多い。これは、検出している柱掘方が基底部付近であるため、本来の平面形状や規模を示していないと考えられる。

出土遺物はない。

SB-32 (第 73 図)

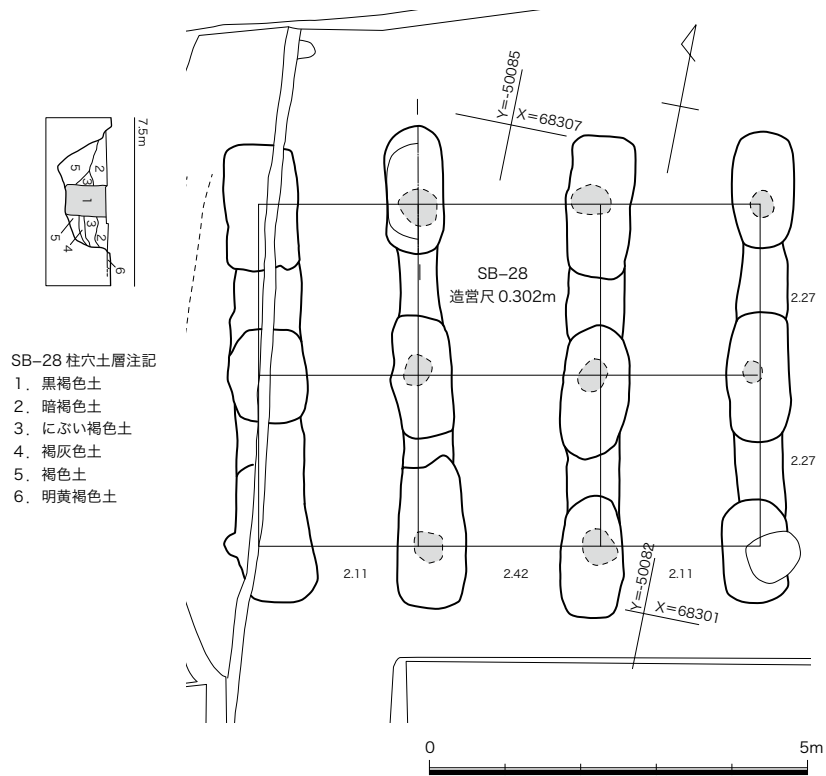
A 群のなかで南北に直列する正倉のうち、北端に位置する南北棟の総柱建物である。調査トレンチ内で確認できたのは、桁行 1 間 (2.4m) と梁行 2 間 (5.4m) のみであるが、北妻を SB-27 ~ SB-31 の南側柱に揃えると想定して、桁行は 3 間 (7.2m) と考えておく。柱間隔は 8 尺 (2.4m) と 9 尺 (2.7m) がある。建物面積は推定 39㎡である。

出土遺物はない。

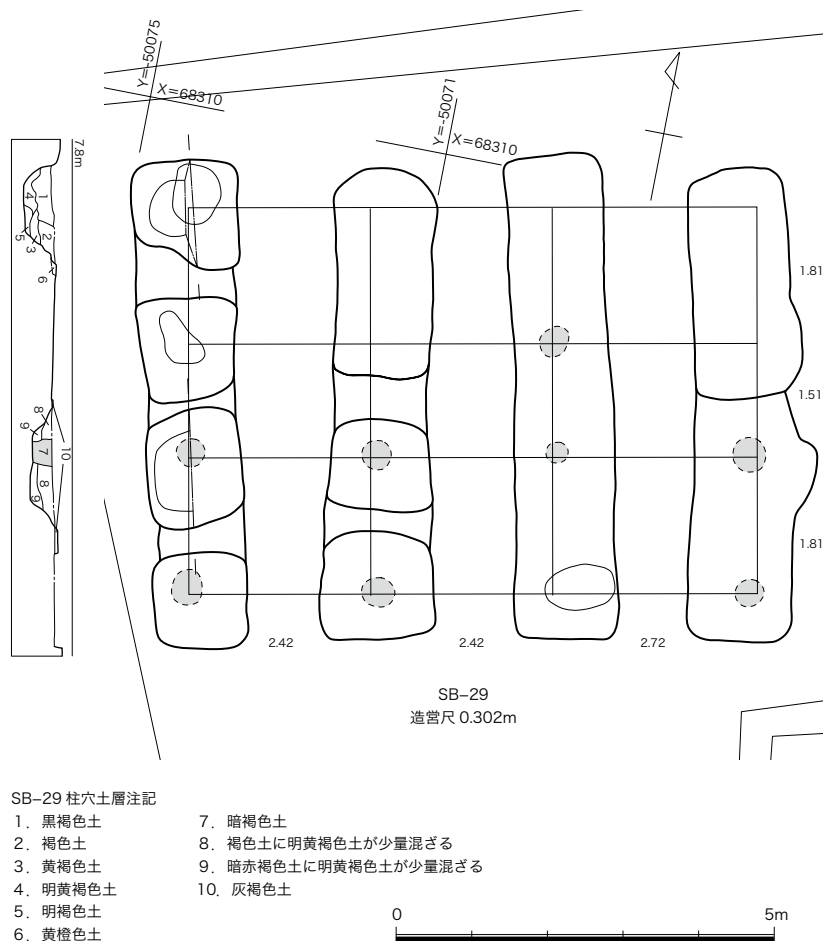
SB-33 (第 74 図)

SB-32 の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行 3 間 (5.7m)、梁行 2 間 (4.8m)、主軸方位 N-12.5°-W、建物面積は約 27㎡を測る。柱間隔は、桁行が 6 尺 (1.8m) と 6.5 尺 (1.95m) で、梁行が 8 尺 (2.4m) である。

南西隅の 1 間分のみ布掘りである。すべての柱穴に柱の抜き取り穴がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は 1.0 ~ 1.3m、短軸は 0.9 ~ 1.1m、柱痕跡は径 0.25m、深さは 0.6 ~ 0.9m ほど残っている。



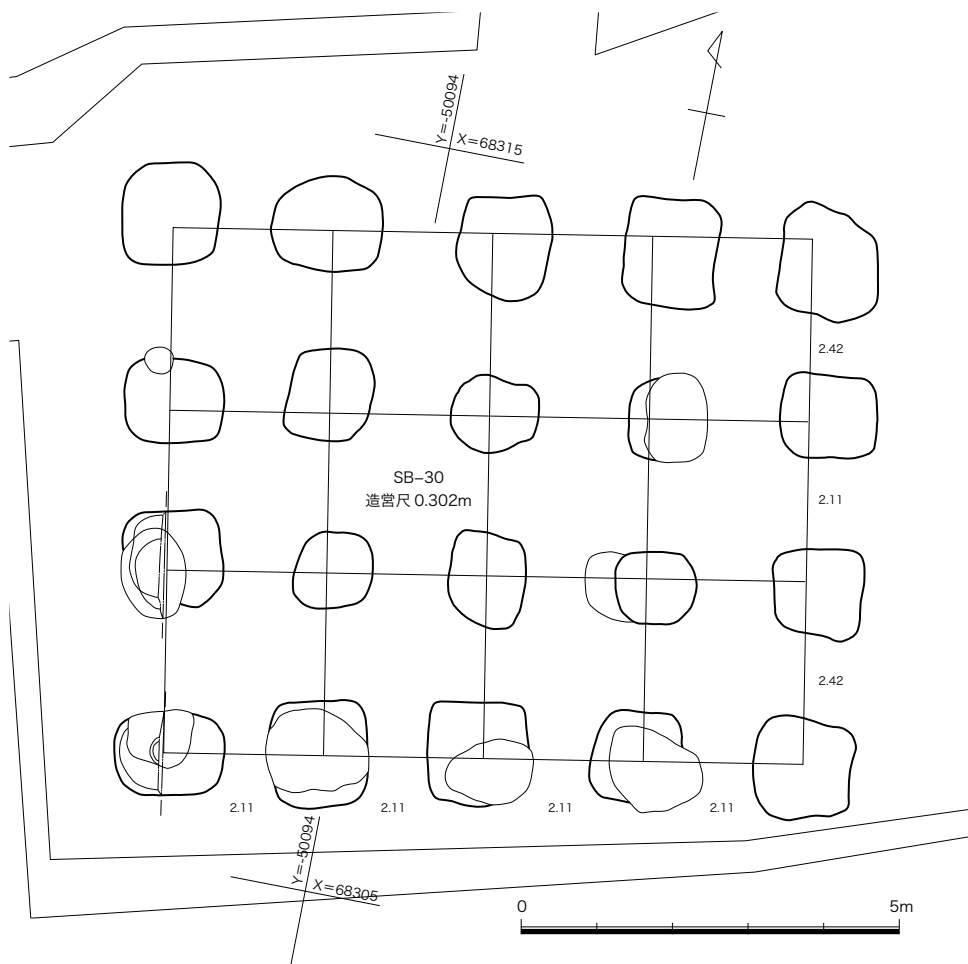
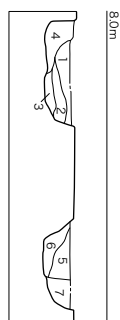
第 69 図 SB-28 平断面図 (1/100)



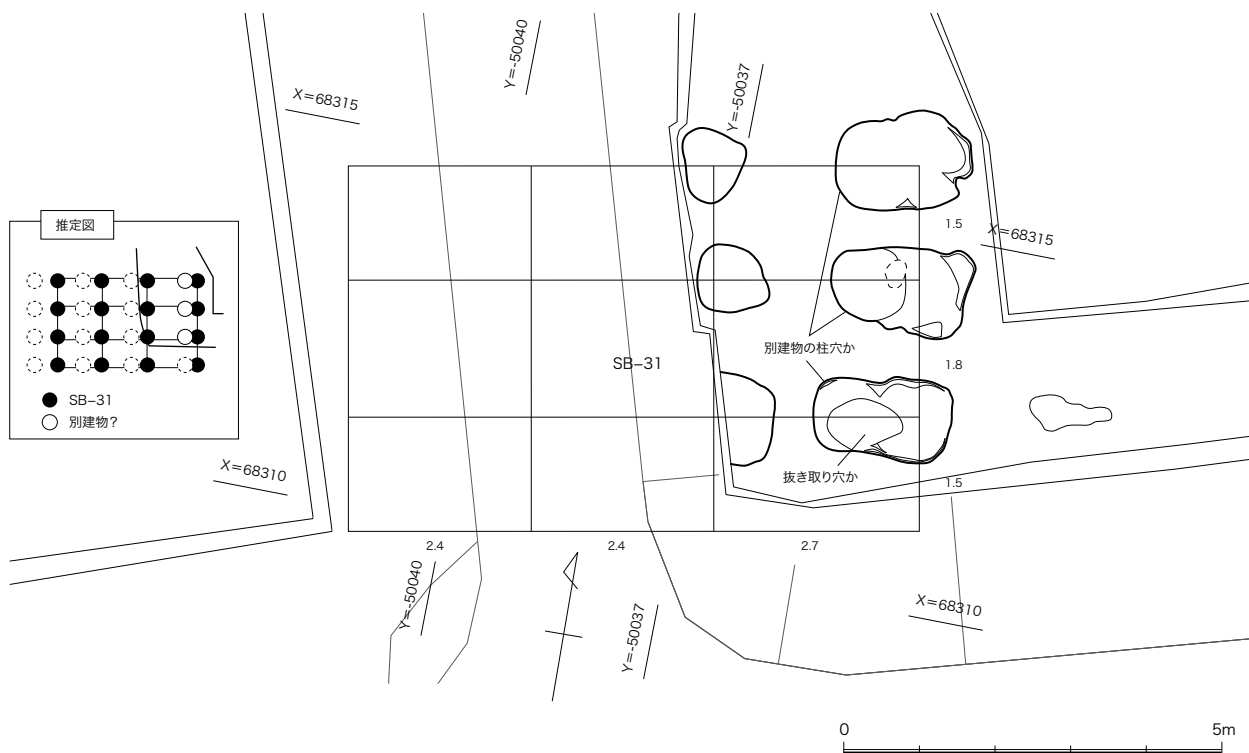
第 70 図 SB-29 平断面図 (1/100)

SB-30 柱穴土層注記

1. にぶい赤褐色土、抜き取り穴
2. 明黄褐色土、抜き取り穴
3. にぶい褐色土、抜き取り穴
4. 褐色土
5. 褐色土、抜き取り穴
6. 褐色土に明黄褐色土ブロックが混ざる、抜き取り穴
7. 暗赤褐色土に明黄褐色土が少量混ざる



第 71 図 SB-30 平断面図 (1/100)



第 72 図 SB-31 平面図 (1/100)

出土遺物はない。

SB-34 (第75図)

SB-33の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行3間(6.3m)、梁行3間(5.7m)、主軸方位N-11.7°-W、建物面積は約36㎡を測る。柱間隔は、桁行が7尺(2.1m)で、梁行が6尺(1.8m)と7尺(2.1m)である。

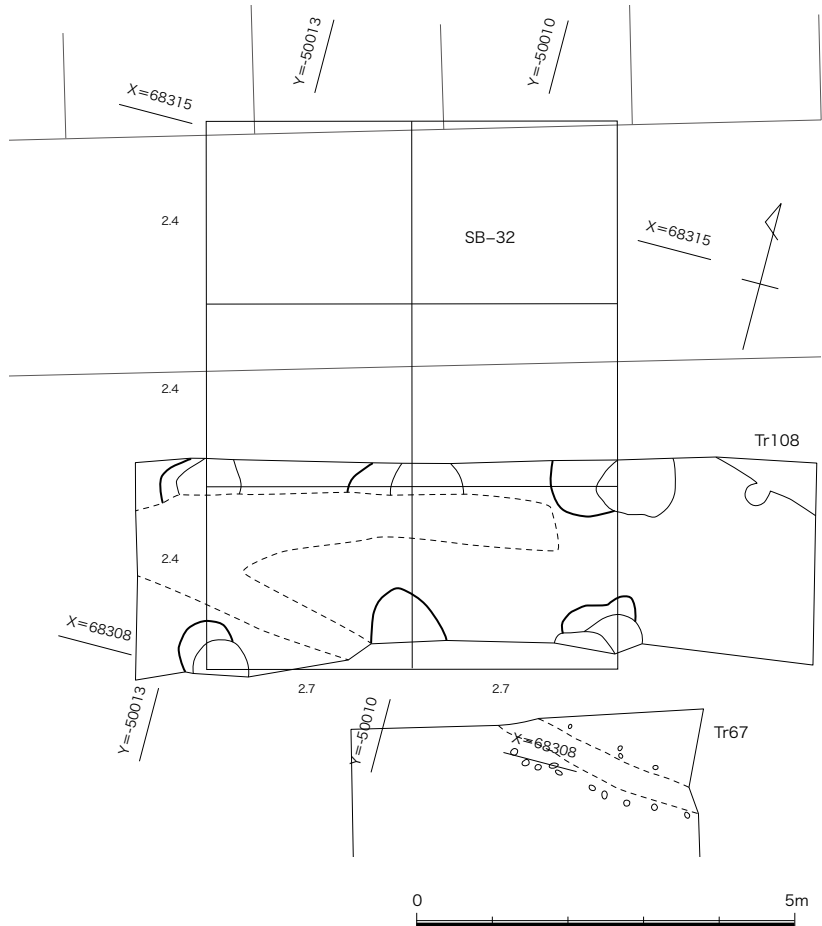
柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.9~1.3m、短軸は0.9~1.2m、深さは0.55mほど残っている。すべての柱穴に柱の抜き取り穴がある。

出土遺物はない。

SB-35 (第76図)

SB-34の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行2間(4.8m)、梁行2間(4.2m)、主軸方位N-9°-W、建物面積は約20㎡を測る。柱間隔は、桁行が8尺(2.4m)、梁行が7尺(2.1m)である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.1~1.4m、短軸は1.0~1.3m、深さは0.65mほど残っている。柱痕跡の径は0.3mである。南西隅の柱穴以外はすべて柱の抜き取り穴がある。



第73図 SB-32平面図(1/100)

SB-36 (第77図)

SB-33 柱穴土層注記

P1

1. 褐色土
2. 褐色土に黄色土と赤褐色土がブロック状に混ざる
3. 暗褐色土に黄色土と赤褐色土がブロック状に混ざる
4. 明黄褐色土に黄色土と褐色土がブロック状に混ざる

P2

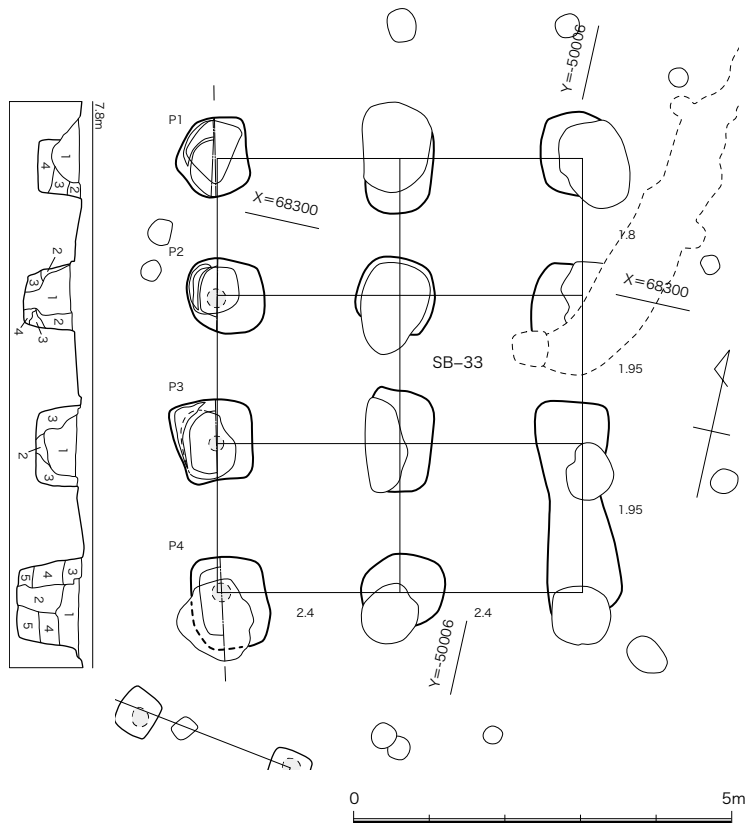
1. 褐色土
2. 暗褐色土に明黄褐色土と赤褐色土がブロック状に混ざる
3. 明褐色土に明黄褐色土ブロックが混ざる
4. 赤褐色土に明黄褐色土が混ざる

P3

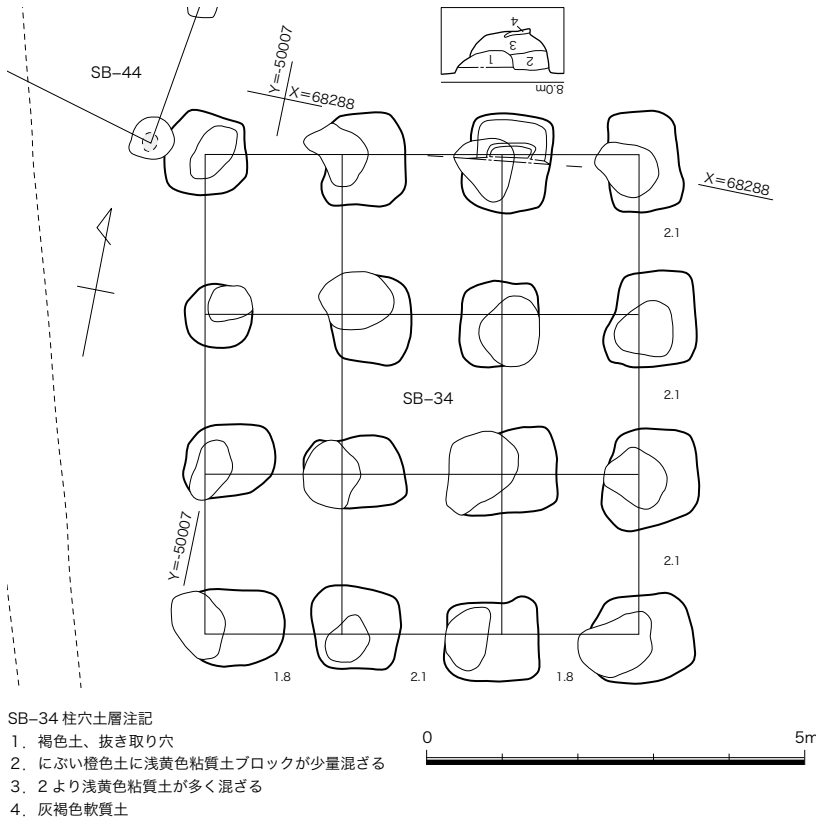
1. 褐色土
2. 赤褐色土に黄色土と灰黄褐色土がブロック状に少量混ざる
3. 赤褐色土に黄色土と灰黄褐色土がブロック状に混ざる

P4

1. 黄褐色土
2. 明褐色土に淡黄色土・黄褐色土・灰黄褐色土が細かなブロック状に混ざる
3. 明褐色土に淡黄色土・黄褐色土・灰黄褐色土がブロック状に混ざる
4. 3と類似するが、ブロック状の土が少ない
5. 黄褐色土に淡黄色土と明褐色土がブロック状に混ざる



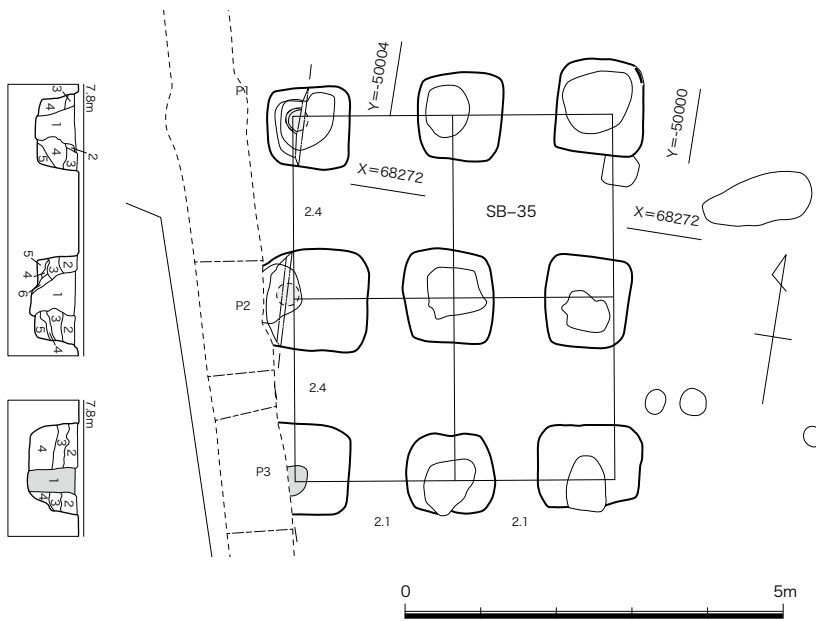
第74図 SB-33平断面図(1/100)



SB-34 柱穴土層注記

1. 褐色土、抜き取り穴
2. にぶい橙色土に浅黄色粘質土ブロックが少量混ざる
3. 2より浅黄色粘質土が多く混ざる
4. 灰褐色軟質土

第75図 SB-34 平断面図 (1/100)



SB-35 柱穴土層注記

- P1
1. 褐色土に黄褐色土ブロックが混ざる
 2. 黄褐色土ブロック
 3. 赤褐色土に黄褐色土ブロックが混ざる
 4. 黄褐色土に赤褐色土ブロックが混ざる
 5. 明黄褐色土
- P2
1. 赤褐色土に明黄褐色土と灰褐色土がブロック状に混ざる
 2. 赤褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる
- P3
3. 明黄褐色土に赤褐色土と灰褐色土が小ブロック状に混ざる
 4. 灰褐色土に明黄褐色土を少量含む
 5. 明褐色土に赤褐色土を含む
 6. 柱抜き取り時に掘方埋土が崩れた部分

第76図 SB-35 平断面図 (1/100)

SB-35の南に位置する南北棟の総柱建物で、建物の南側は調査区外に続く。検出した桁行は1間(2.1m)だけであるが、隣接するTr102には柱穴が存在しないことから、桁行は3間(6.3m)と推定する。梁行は3間(5.4m)、主軸方位N-9°-W、推定建物面積は34㎡である。柱間隔は、桁行が7尺(2.1m)、梁行が6尺(1.8m)である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.0~1.2m、短軸は0.9~1.1m、深さは0.36mほどしか残っていない。柱痕跡は検出面の精査では確認できなかった。

SB-37 (第78図)

B群の西端に位置する東西棟の総柱建物で、建物の北側は調査区外に続く。桁行3間(5.28m)で、梁行は2間分しか確認できていない。B群のその他の正倉は、すべて桁行3間、梁行3間の規格であることから、SB-37の梁行も3間(5.28m)を想定する。柱間隔は6尺(1.78m)で、主軸方位はN-3°-Eである。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.4m、短軸は1.1~1.2mを測る。柱の抜き取り穴は、隣り合う2つの柱を同時に抜き取っていることがわかる。

SB-37 出土遺物 (第79図)

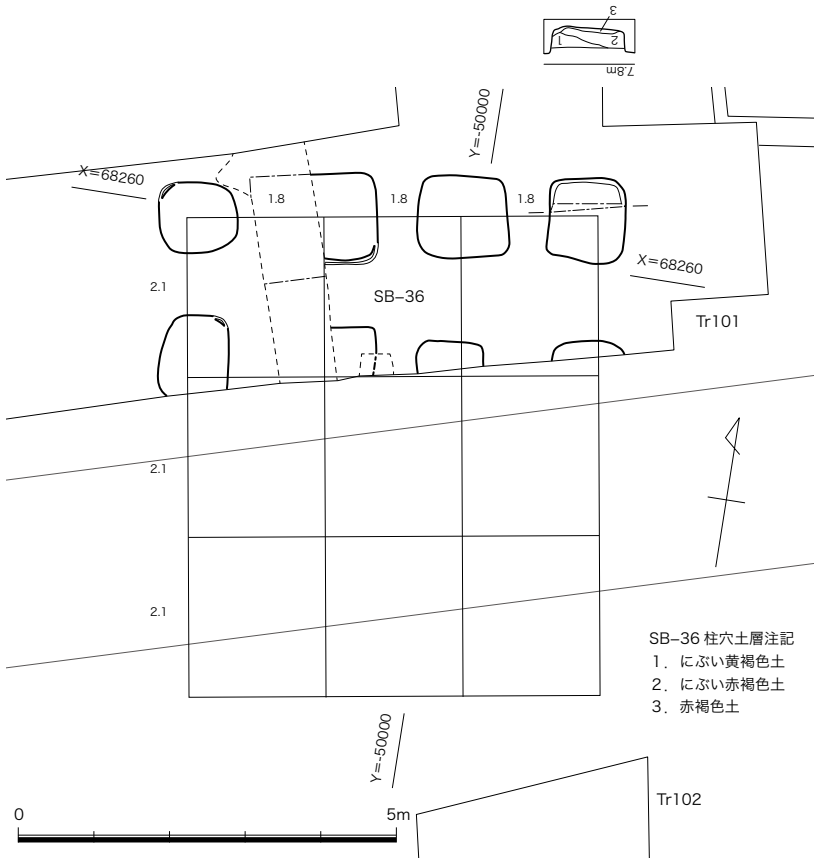
2点とも柱穴一段下げ時の検出面から出土。1は須恵器の高台付杯で、断面四角形の低い高台が付く。焼成不良の生焼けで、調整不明。復元高台径は9.8cm。2は須恵器甕の口縁部。

SB-38 (第80図)

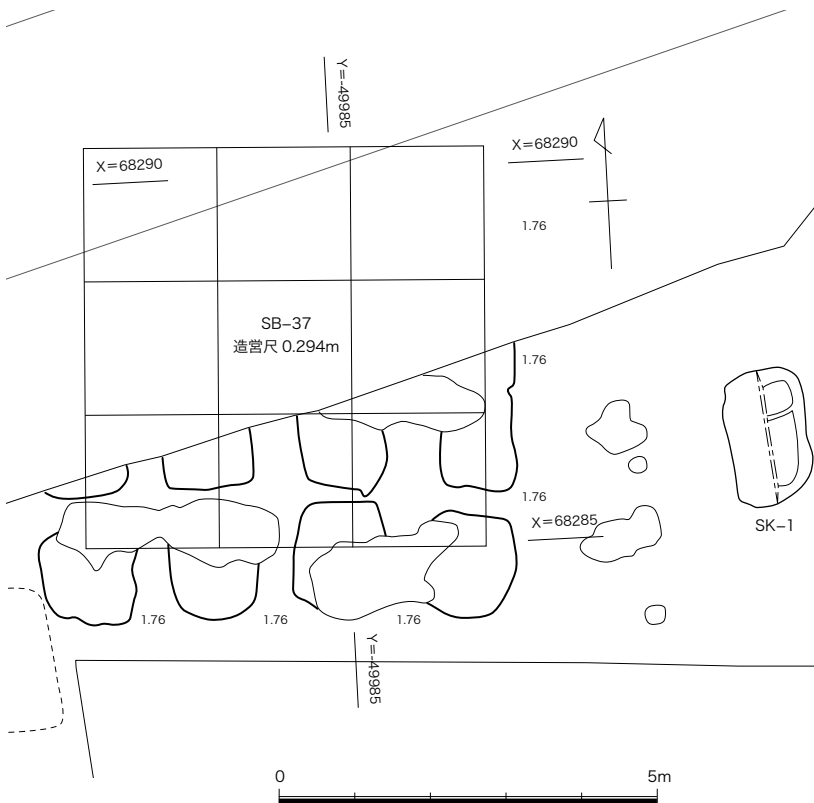
SB-37の東に位置する東西棟の総柱建物で、桁行3間(7.35m)、梁行3間(5.28m)、主軸方位N-3°-E、建物面積は約39㎡を測る。柱間隔は、桁行が8尺(2.35m)と9尺(2.65m)で、梁行が6尺(1.76m)である。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は1.3~1.6m、短軸は1.0~1.4m、深さは0.6~1.0mまで残っている。すべての柱が抜かれていて、SB-37のように一度に2本の柱を抜いた箇所もある。

出土遺物はない。



第 77 図 SB-36 平断面図 (1/100)



第 78 図 SB-37 平面図 (1/100)

SB-39 (第 81 図)

B 群のなかで南北に直列する正倉のうち、北端に位置する南北棟の総柱建物である。桁行 3 間 (7.35m)、梁行 3 間 (5.56m)、主軸方位 N-4°-E、建物面積は約 41㎡を測る。柱間隔は、桁行が 8 尺 (2.35m) と 9 尺 (2.65m) で、梁行が 6 尺 (1.76m) と 6.5 尺 (1.91m) である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.2~1.5m、短軸は 1.1~1.4m、深さは 0.7m ほど残っている。柱のアタリの径は 0.25~0.3m である。すべての柱が抜かれている。

なお、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で詳細に述べるが、北西隅の柱穴 (P1) に残っていた柱のアタリと、南に位置する SB-40 の北西隅の柱穴に残っていた柱のアタリの距離から、造営尺 0.294m を算出することができた。

出土遺物はない。

SB-40 (第 82 図)

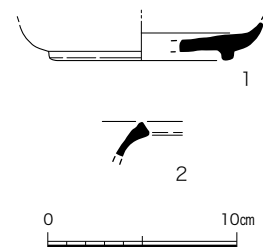
SB-39 の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行 3 間 (7.95m)、梁行 3 間 (6.18m)、主軸方位 N-4°-E、建物面積は約 49㎡を測る。柱間隔は、桁行が 9 尺 (2.65m) で、梁行が 7 尺 (2.06m) である。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は 1.2~1.7m、短軸は 1.0~1.7m、深さは 0.8m ほど残っている。柱のアタリの径は 0.25m である。すべての柱が抜き取られている。

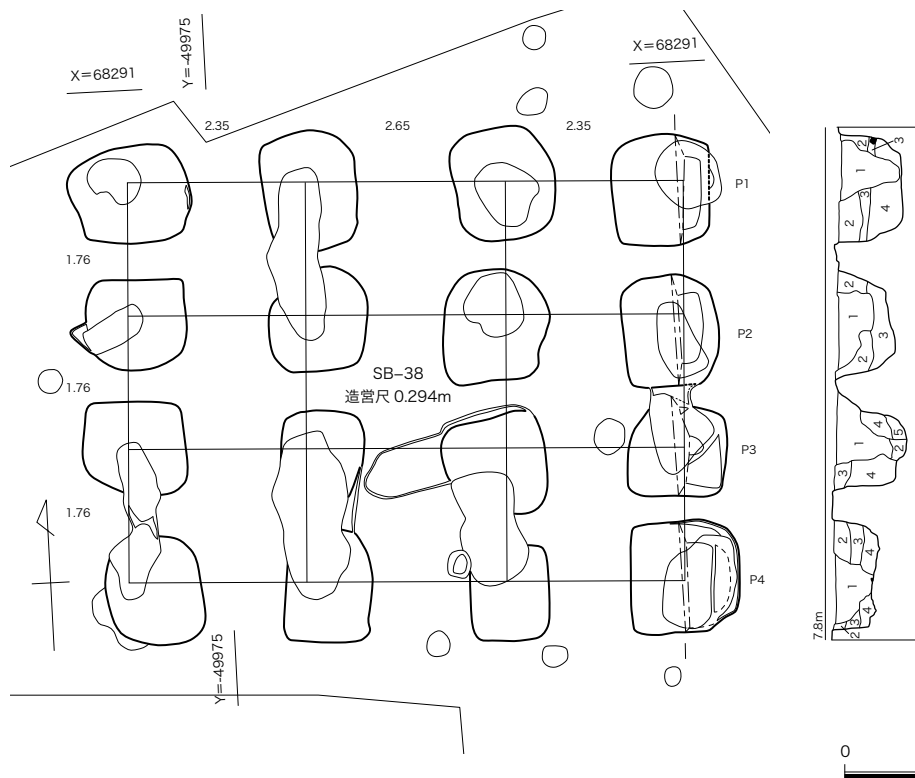
出土遺物はない。

SB-41 (第 83 図)

SB-40 の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行 3 間 (8.82m)、梁行 3 間



第 79 図 SB-37 出土遺物実測図 (1/4)



SB-38 柱穴土層注記

P1

1. 抜き取り穴、にぶい赤褐色土に明赤褐色土ブロックが少量混ざる
2. にぶい黄褐色土に明赤褐色土ブロックが少量混ざる
3. 褐色土
4. 黄褐色土

P2

1. 抜き取り穴、にぶい赤褐色土に明赤褐色土ブロックが少量混ざる
2. にぶい黄褐色土に明赤褐色土ブロックが少量混ざる
3. 黄褐色土

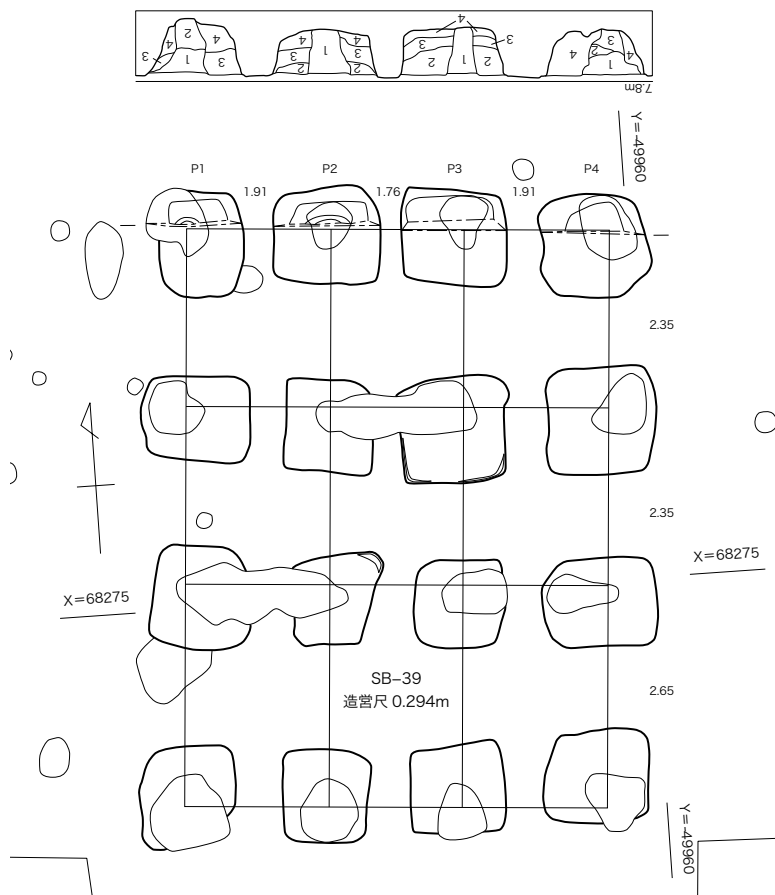
P3

1. 抜き取り穴、赤褐色土に明褐色細礫を含む
2. 抜き取り穴、にぶい黄褐色土
3. 灰黄褐色土
4. にぶい黄褐色土ににぶい黄褐色土を含む
5. 褐色土

P4

1. 抜き取り穴、明褐色土に明褐色細礫を含む
2. 抜き取り穴、にぶい黄褐色土に黄褐色土を含む
3. 褐灰色土に黄褐色土を縞状に含む
4. にぶい黄褐色土

第 80 図 SB-38 平断面図 (1/100)



SB-39 柱穴土層注記

P1

1. 抜き取り穴、褐色土に赤褐色土と明黄褐色礫を含む
2. 抜き取り穴、暗褐色土に明褐色土と赤褐色土をブロック状に含む
3. にぶい黄褐色土に明黄褐色土と赤褐色土を縞状に含む
4. にぶい黄褐色土に暗褐色土、褐色土、明褐色細礫を含む

P2

1. 抜き取り穴、褐色土に赤褐色土、明黄褐色土、明褐色小礫を含む
2. 褐色土に明黄褐色土と明褐色小礫を含む
3. にぶい明褐色土に黄褐色土を多く含む
4. にぶい黄褐色土に褐色土を含む

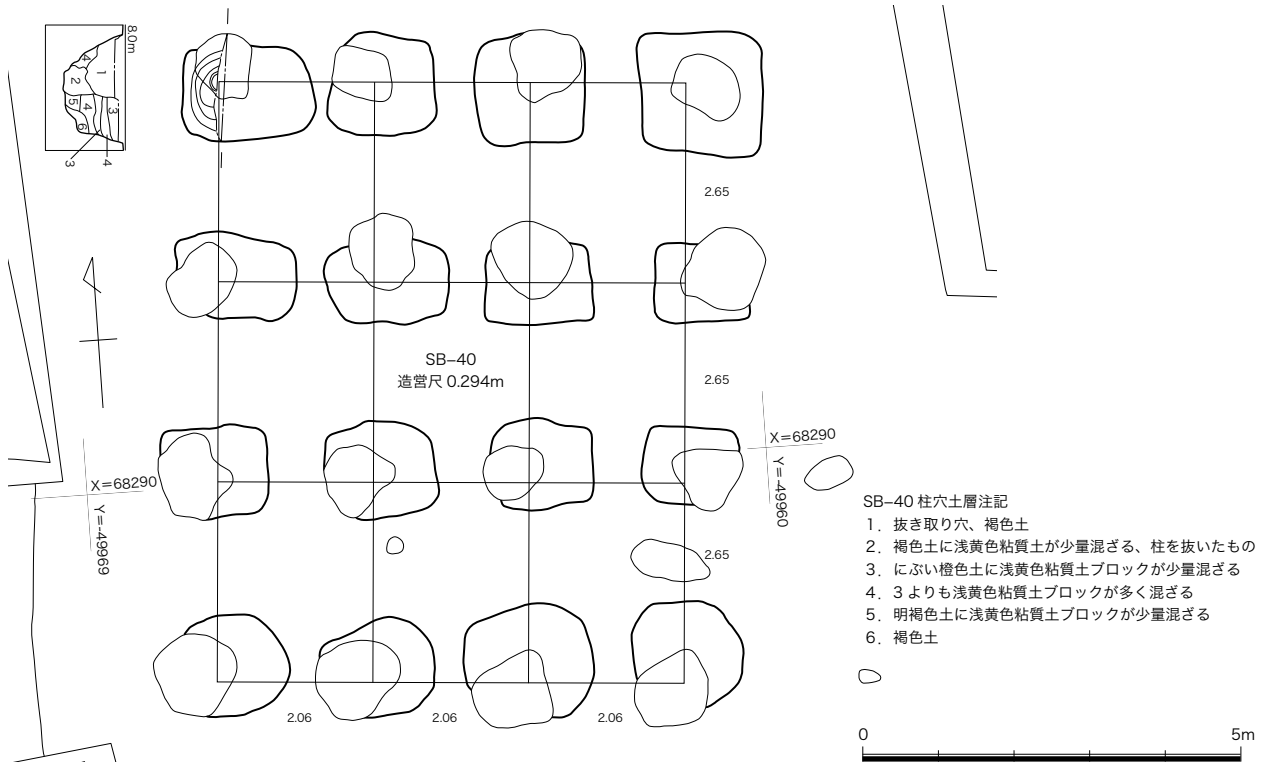
P3

1. 抜き取り穴、褐色土ににぶい黄褐色土と赤褐色土をブロック状に含む
2. 灰褐色土ににぶい黄褐色土を含む
3. 暗褐色土ににぶい黄褐色土を含む
4. 黄褐色土に黄褐色礫を多く含む

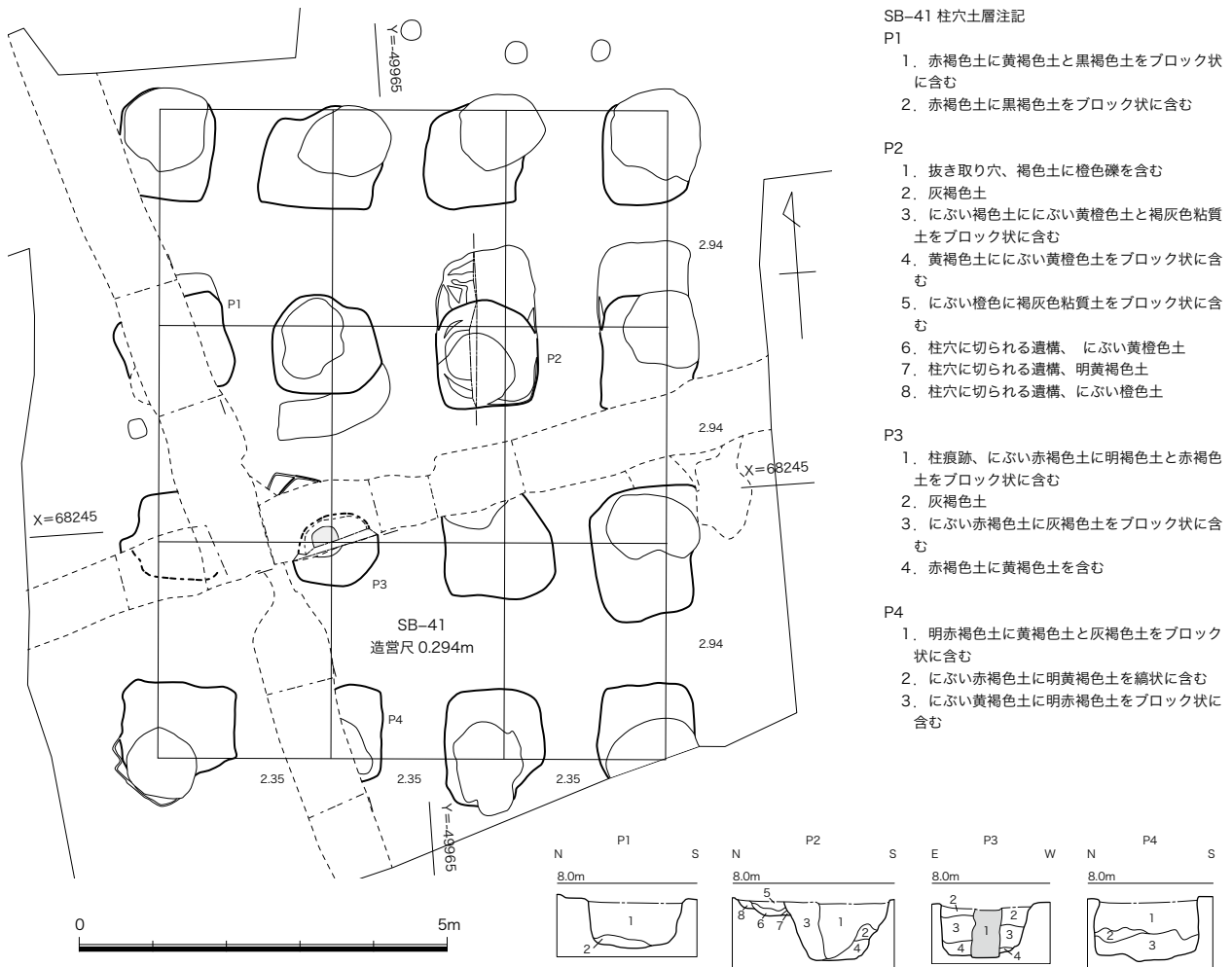
P4

1. 抜き取り穴、褐色土に明褐色土と明褐色礫を含む
2. 抜き取り穴、褐色土に赤褐色土と明黄褐色土を含む
3. 抜き取り穴、にぶい黄褐色土に赤褐色土と明黄褐色土を含む
4. にぶい黄褐色土に明黄褐色土と明褐色礫を含む

第 81 図 SB-39 平断面図 (1/100)



第 82 図 SB-40 平断面図 (1/100)



第 83 図 SB-41 平断面図 (1/100)

(7.05m)、主軸方位 N-4°-E、建物面積は約 62㎡を測る。柱間隔は、桁行が 10 尺(2.94m)で、梁行が 7 尺(2.06m)である。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は 1.4~1.8m、短軸は 1.2~1.3m、深さは 0.8m ほど残っている。柱痕跡の径は 0.38m である。ほとんどの柱が抜き取られている。

出土遺物はない。

SB-42 (第 84 図)

A 群の西端に位置する南北棟の側柱建物で、北側は調査区外に続く。桁行 4 間以上(11.18m 以上)、梁行 2 間(4.84m)、主軸方位 N-12°-W、建物面積は 54㎡以上を測る。柱間隔は、桁行が 9 尺(2.72m)と 10 尺(3.02m)で、梁行が 8 尺(2.42m)である。

柱掘方の平面形状は円形で、径は 0.4

~0.7m、柱痕跡の径は 0.15~0.2m である。

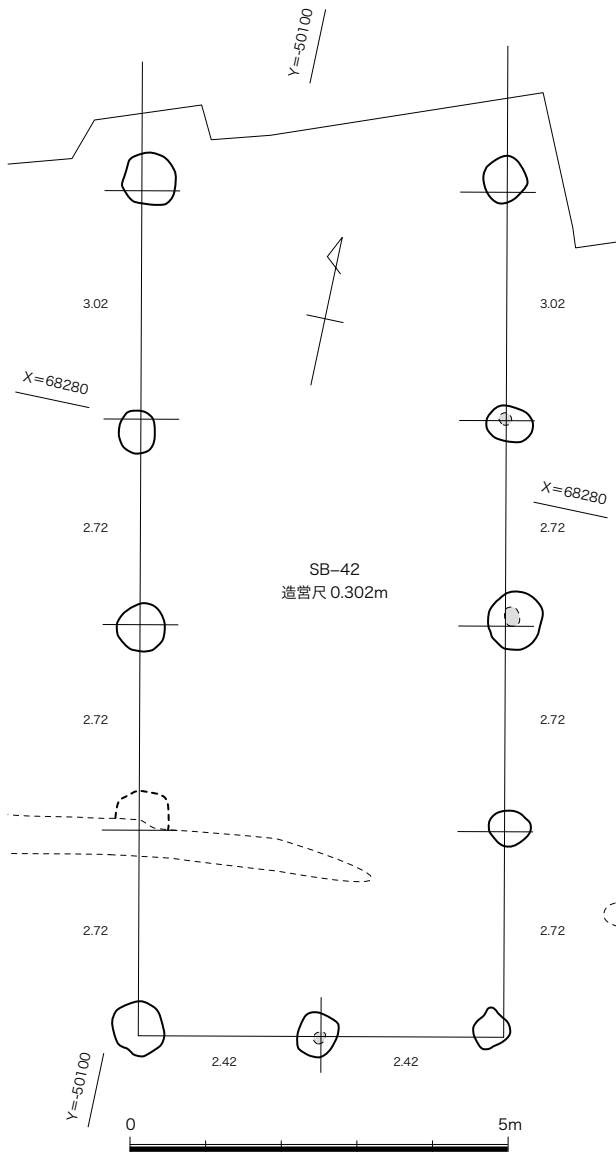
SB-42 出土遺物 (第 85 図)

掘方出土。1 は須恵器の杯身で、復元受け部径 12.7cm。6 世紀前半の所産。正倉域に点在する竪穴建物にともなうものか。

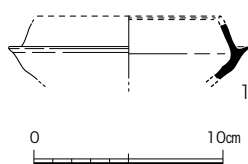
SB-43 (第 86 図)

SB-33 の西に位置する南北棟の側柱建物である。桁行 3 間(7.5m)、梁行 2 間(3.6m)、主軸方位 N-7°-E、建物面積は 27㎡を測る。柱間隔は、桁行が 8 尺(2.4m)と 9 尺(2.7m)で、梁行が 6 尺(1.8m)である。

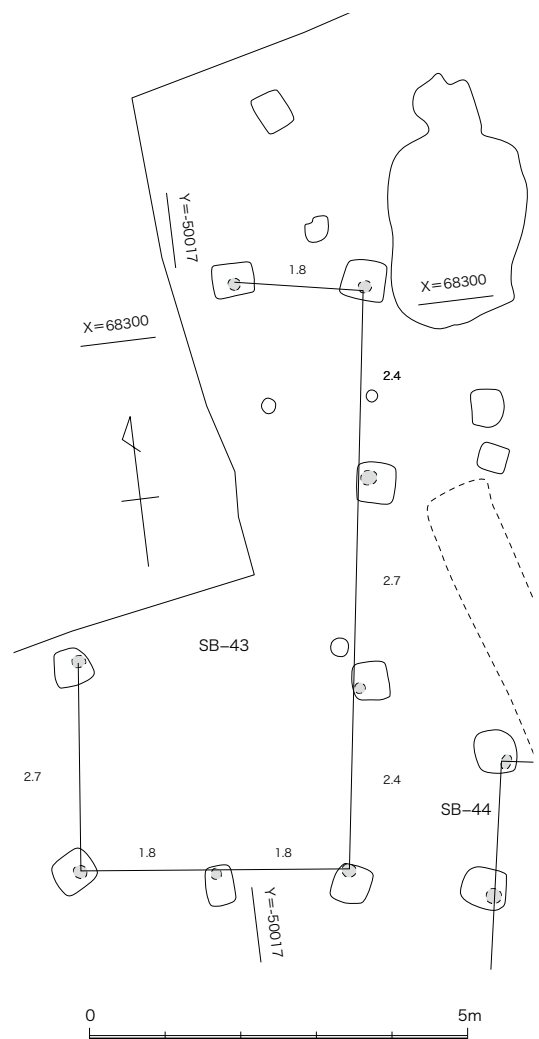
柱掘方の平面形状は方形で、長軸は



第 84 図 SB-42 平面図 (1/100)



第 85 図 SB-42 出土遺物実測図(1/4)



第 86 図 SB-43 平面図 (1/100)

0.5m、短軸は0.4～0.5m、柱痕跡の径は0.15～0.2mである。隅の柱穴が斜めを向く。

出土遺物はない。

SB-43～SB-45は正倉群を切り、正倉よりも新しい時期の建物。

SB-44 (第87図)

SB-43の南東に位置する側柱建物で、正倉のSB-34を切る。建物の平面形に

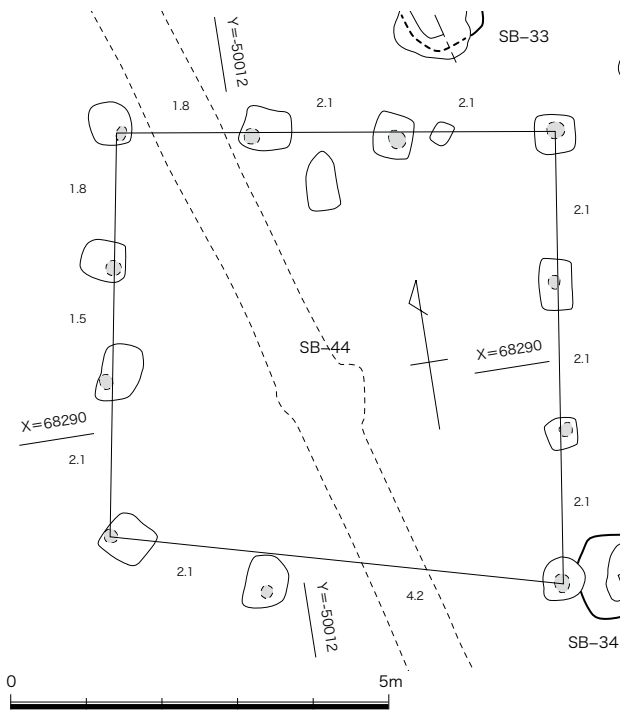
歪みが生じている。桁行3間(6.3m)、梁行3間(6.0m)、主軸方位N-9°-E、建物面積は約38㎡を測る。柱間隔は5尺(1.5m)～7尺(2.1m)でばらつきがある。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.7m、短軸は0.4～0.5m、柱痕跡の径は0.15～0.2mである。出土遺物はない。正倉群と異なる時期の建物。

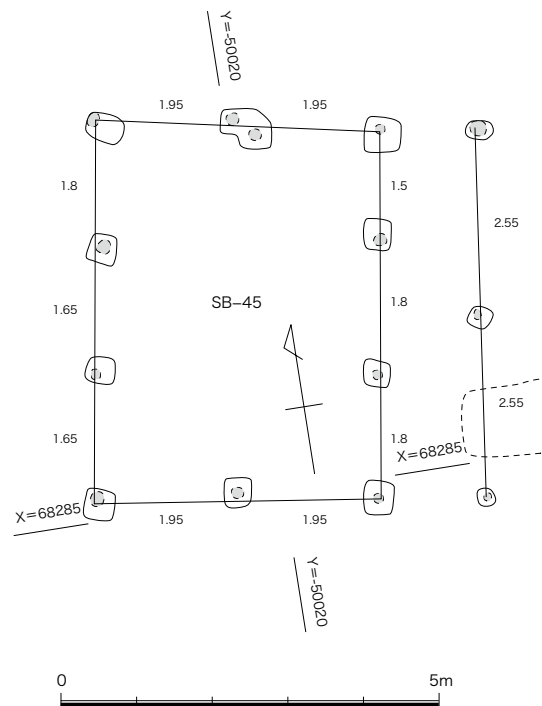
SB-45 (第88図)

SB-44の西に位置する南北棟の側柱で、東に塀をもつ。桁行3間(5.1m)、梁行2間(3.9m)、主軸方位N-9°-E、建物面積は約20㎡を図る。柱間隔は、5尺(1.5m)、5.5尺(1.65m)、6尺(1.8m)、6.5尺(1.95m)でばらつきがある。

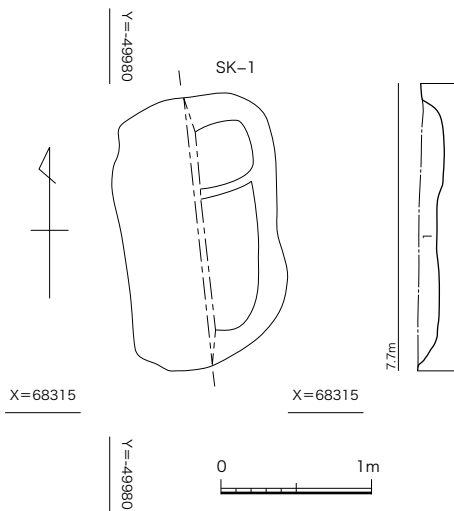
柱掘方の平面形は方形で、長軸は0.5m、短軸は0.4m、柱痕跡の径は0.15



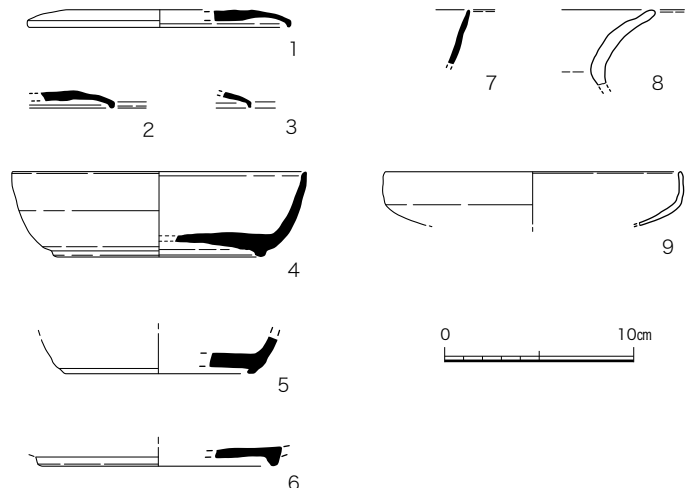
第87図 SB-44平面図(1/100)



第88図 SB-45平面図(1/100)



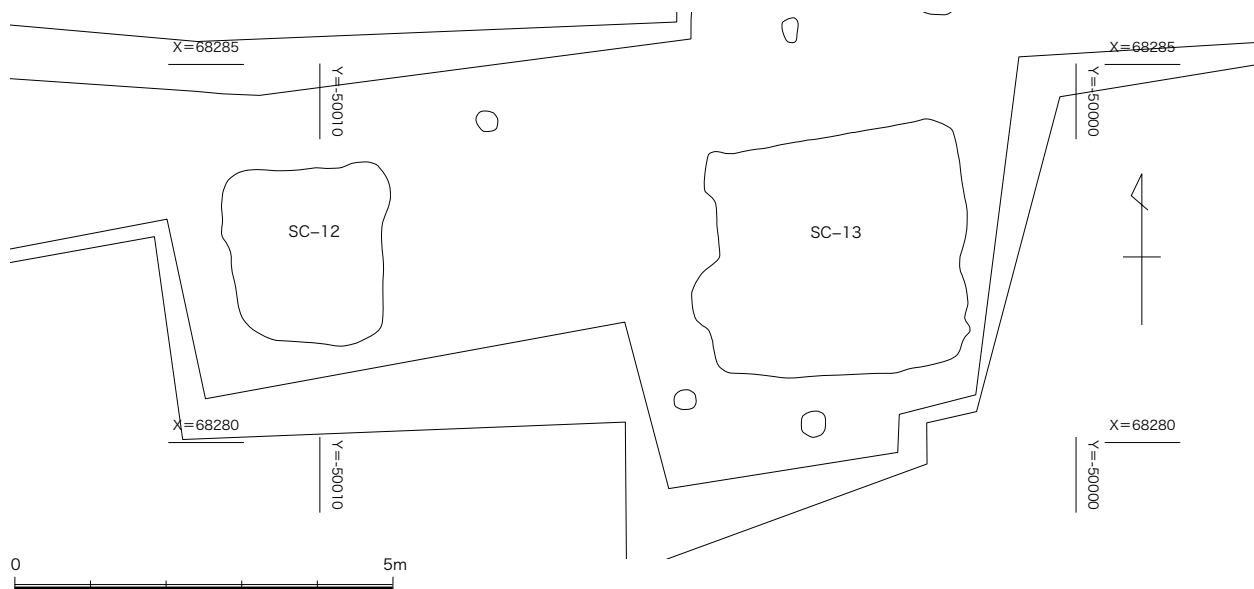
第89図 SK-1平面図(1/50)



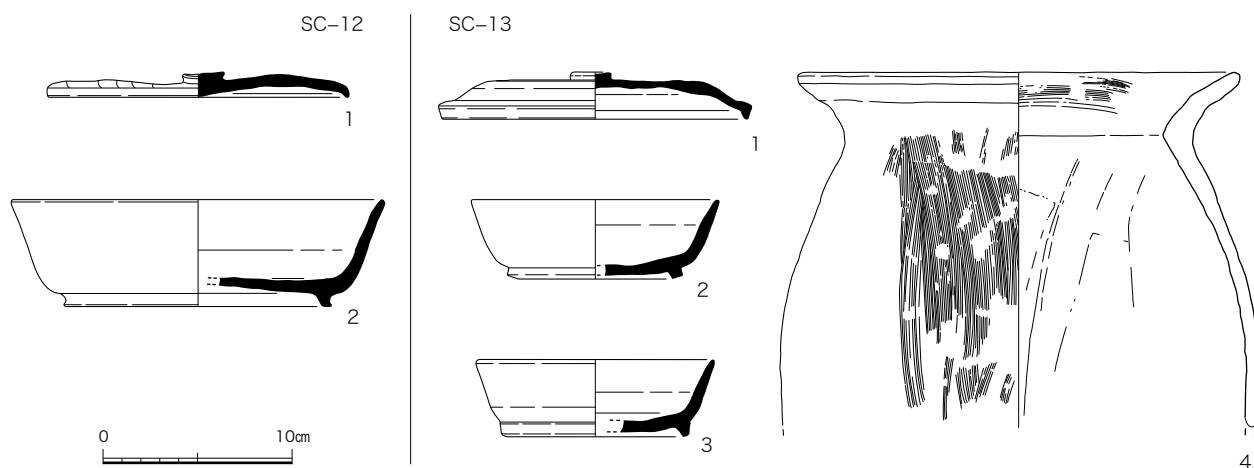
第90図 SK-1出土遺物実測図(1/4)

SK-1 土層注記

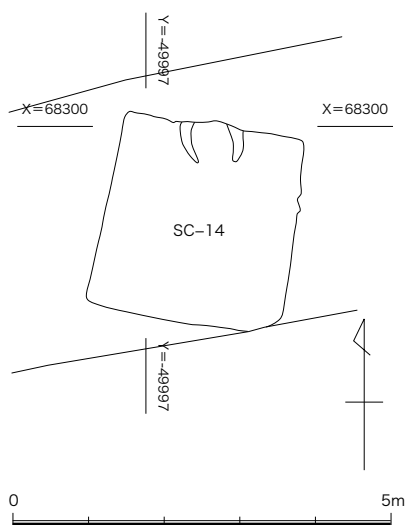
1. 褐色土。炭化物を水平状に含む。須恵器・土師器片出土。



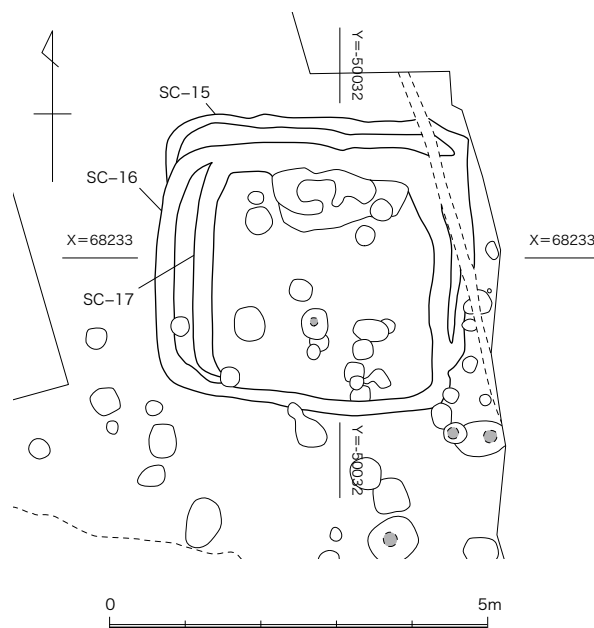
第91図 SC-12、13平面図 (1/100)



第92図 SC-12、13出土遺物実測図 (1/4)



第93図 SC-14平面図 (1/100)



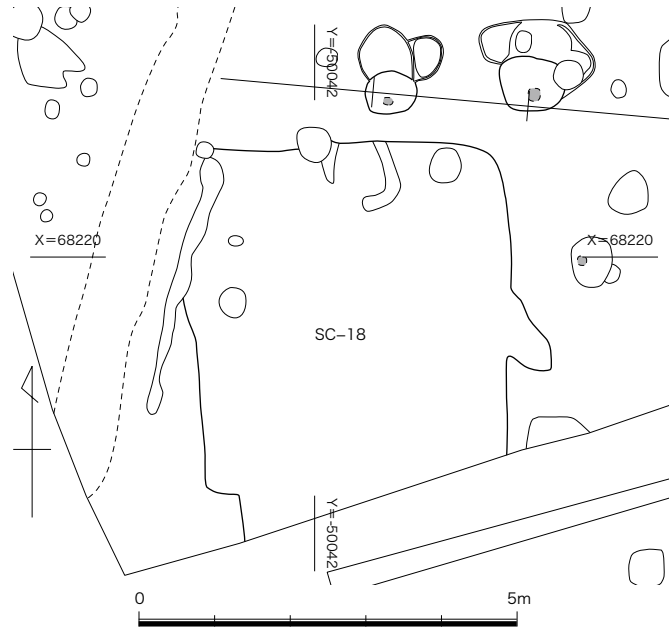
第94図 SC-15、16、17平面図 (1/100)

～0.2mである。出土遺物はない。正倉群と異なる時期の建物。

土坑

SK-1 (第78、89図)

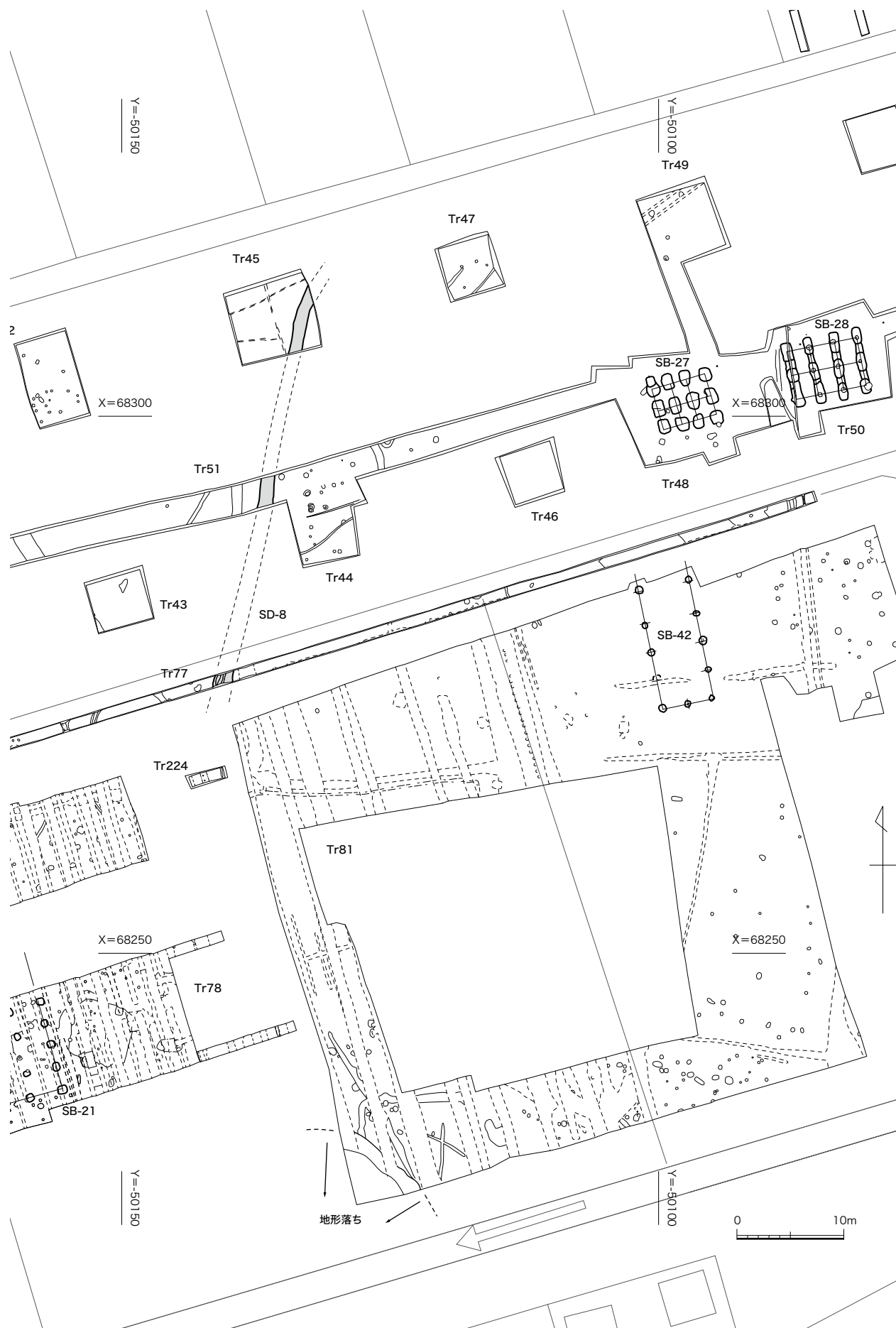
SB-37とSB-38の間に位置する。掘方は長軸1.75m、短軸1.0mの楕円形で、断面は深さ0.13mの皿状を呈する。北側はさらに5cmほど一段下がる。長軸の方位はN-7°-Wである。遺物の出土状況や埋土の炭化物などから判断して、



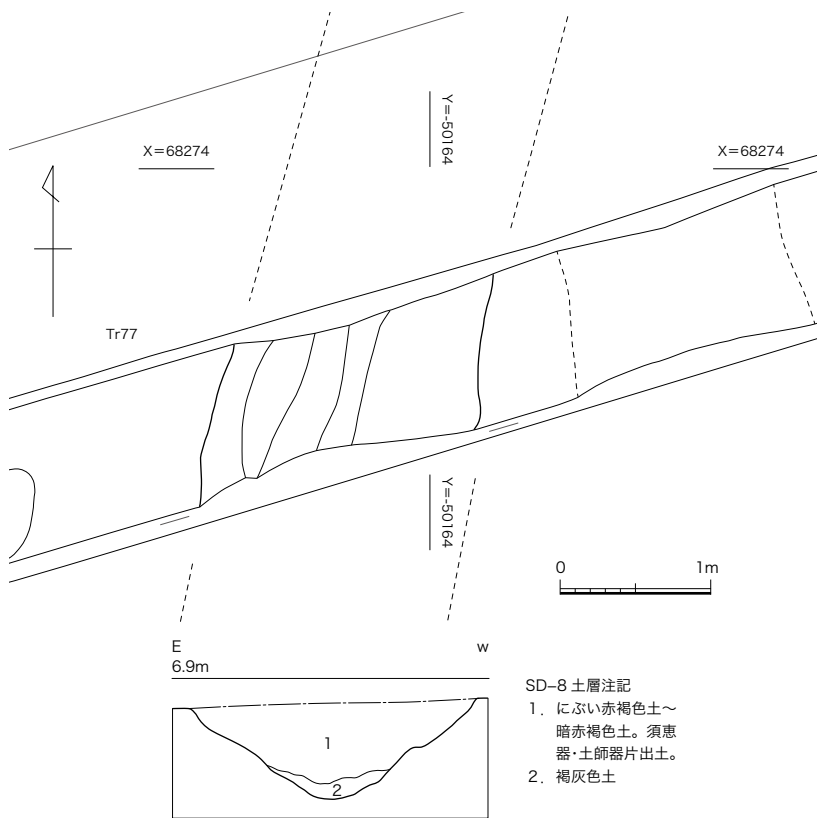
第95図 SC-18平面図(1/100)



第96図 SA-2平面図(1/200)

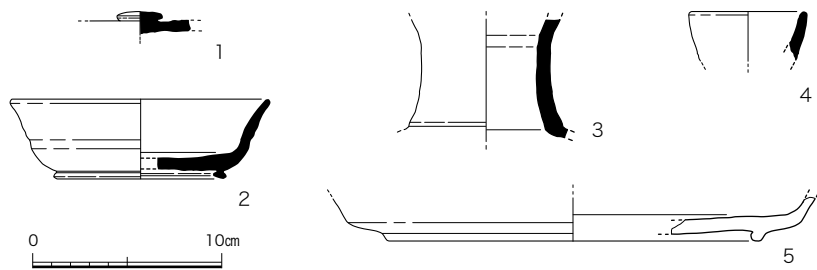


第97図 SD-8平面図(1/500)

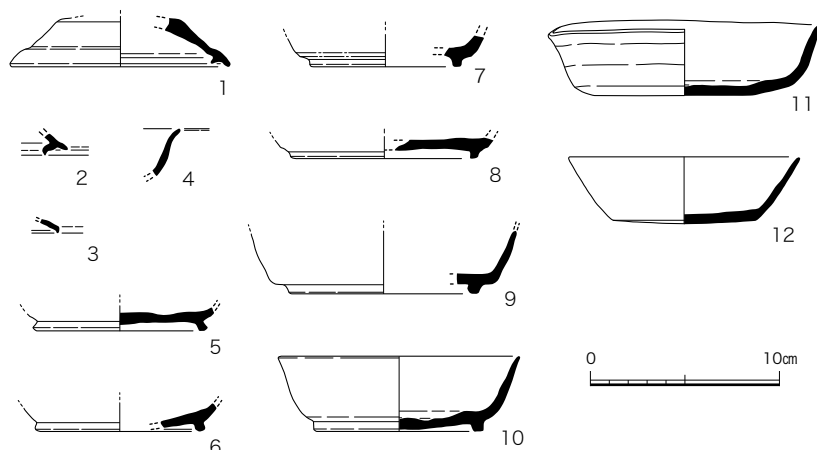


第98図 SD-8 平断面図(1/50)

SD-8 土層注記
 1. にぶい赤褐色土～暗赤褐色土。須恵器・土師器片出土。
 2. 褐灰色土



第99図 SD-8 出土遺物実測図(1/4)



第100図 正倉域その他遺構出土遺物実測図(1/4)

廃棄土坑とみられる。

正倉の真横に廃棄物を遺棄するとは考えにくく、正倉の建築作業にともなうものか。遺物からみて、時期は8世紀中頃である。

SK-1 出土遺物 (90 図)

1～7は須恵器。1～3は杯蓋で、口縁部を嘴状に下方に折り曲げて、内面には綾がつく。1、2の天井部は回転ヘラケズリを施す。1は復元口径13.8cm。4～7は杯身。高台は低くて小さく、簡略化されたものである。4は内湾気味の体部で、底部との境に丸みをもつ。復元口径15.4cm、復元高台径11.2cm、器高4.5cmである。5は復元高台径10.2cm。6は復元高台径12.8cm。8は土師器甕の口縁部。内外面ともナデ。9は土師器の杯。復元口径15.8cm。磨滅のため調整不明。

堅穴建物

SC-12 (第91 図)

SB-34の東方約10mの場所にあり、正倉のA群とB群の間に位置する。掘方は、南北2.3m、東西2.0mの方形を呈する。遺構検出面における確認のみであるが、炭、焼土、遺物を多く含んでいて、正倉の建築作業にともなう作業小屋、工房、または土坑の可能性があり。隣接するSC-13も同様の性格が考えられる。

SC-12、SC-13が位置するのは、B群の正倉の前面に設けられた空閑地であり、正倉に納める物資の荷解き、検査、正倉の開閉における儀礼行為がおこなわれる場所である。ただし、B群が成立する以前であれば、遺構はA群の背後に位置することになる。A群の建築にともなうと考える方が無理がないだろう。遺物からみて、時期は8世紀前半である。

SC-12 出土遺物 (第92 図)

1は須恵器杯蓋。低平なつまみが付き、口縁部を嘴状に折り曲げる。天井部は回転ヘラケズリを施す。口径16.0cm、器

高1.4cm。2は須恵器の高台付杯で、高台は端部が外方向に広がる。底部は回転ヘラ切り後未調整である。復元口径19.8cm、復元高台径14.2cm、器高5.7cm。

SC-13 (第91図)

SC-12の東に位置し、南北3.2m、東西3.5mの方形を呈する。遺構検出面における確認のみであるが、遺物を多く含んでいるのがわかった。遺構の性格は、SC-12と同様に、A群の正倉と関連すると思われる。

遺物からみて、時期は8世紀前半であるが、SC-12よりやや古い可能性もある。A群の造営時期を示すものとする。

SC-13 出土遺物 (第92図)

1は須恵器杯蓋で、低平なつまみが付き、口縁部は嘴状に折り曲げて内面に綾がある。天井部は回転ヘラ切り後ナデである。復元口径16.2cm、器高2.5cm。2、3は須恵器の高台付杯で、端部が外傾する高台をもつ。底部と体部に境は丸味がある。底部は回転ヘラ切り後ナデである。2は復元口径13.2cm、復元高台径9.2cm、器高4.2cm。3は復元口径12.6cm、復元高台径10.0cm、器高4.1cm。4は土師器甕で、口縁部内面と体部外面はハケメ、体部内面はヘラケズリ。復元口径12.8cm。

SC-14 (第93図)

SB-33の東に位置し、南北2.7m、東西2.5mの方形を呈し、北辺に竈をもつ。出土遺物はなく時期は不明だが、官衙に先行するもの。

SC-15、16、17 (第94、96図)

SB-36の南西約40mに位置し、建て替えにより3軒が重複する。古いものから順に、SC-15、SC-16、SC-17である。いずれも、南北3.5m、東西3.8～4.0mの方形で、SC-17の北辺には竈が確認できる。出土遺物はなく時期は不明だが、官衙に先行するもの。

SC-18 (第95、96図)

SC-15・16・17の南に位置し、南北4.5m、東西4.1mの方形を呈する。北辺に竈をもつ。出土遺物はなく時期は不明だが、官衙に先行するもの。

柵

SA-1 (第96図)

SC-18の北に位置する東西方向の柵である。方位はN-85°-Wで、B群の正倉に直交する。また、B群が立地する微高地の北端からSA-1までの南北距離が約109mで1町に相当することなどから、正倉の圍繞施設の一部と考える。ただし、検出できたのは長さ約17mであり、全体像は不明である。

柱掘方の形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.5～1.0m、短軸は0.4～0.7m、柱痕跡は0.15～0.2mである。

出土遺物はない。

溝

SD-8 (第97、98図)

SB-27の西方約35mに位置する南北方向の溝である。幅1.65m、深さ0.65mで、断面はV字となる。埋土の状況から、Tr45、Tr51、Tr77で検出した溝が同一のものと考えられる。検出した長さは約38mである。

Tr45の北側は微高地の北端であり、SD-8が微高地の縁に沿うように東へ曲がるか、微高地を南北に切るようにそのまま谷部へつながることが考えられる。

溝を南側へ延長すると、Tr224やTr78に続きが検出できるはずであるが、いずれも延長部分が攪乱で消滅していて、状況が確認できていない。Tr81で微高地の南端である地形の落ちを検出し

ているが、その周囲に溝はなく、微高地の端で東に曲がる可能性は低いと思われる。SD-8の南側は谷部へつながることが想定される。

以上のことから、SD-8は微高地の鞍部を南北に切る正倉の区画溝と考えられる。

SD-8 出土遺物 (第99図)

1～4は須恵器。1は杯蓋で偏平なつまみが付き。2は高台付杯で、端部を内外に拡張して丁寧に成形された高台が付く。底部と体部の境は丸味があり、口縁部は外反する。底部は回転ヘラ切り後に丁寧なナデを施す。復元口径13.8cm、復元高台径9.2cm、器高4.2cm。3は長頸壺の頸部。4は平瓶か提瓶の口縁部。復元口径6.3cm。5は土師器の盤。復元高台径19.8cm。磨滅のため調整不明。

8世紀前半の遺物である。

その他出土遺物

正倉域のピットや検出面などで出土した遺物を報告する。すべて須恵器である。

1～3は杯蓋。1の天井部は回転ヘラ切り後未調整。復元口径11.6cm。4～10は高台付杯。5は外傾する細い高台。復元高台径9.2cm。6は外傾する高台。復元高台径9.0cm。7は底部の境に綾が付く。復元高台径8.0cm。8は底部の境に綾が付き、低く小さい高台をもつ。復元高台径10.0cm。9は復元高台径10.0cm。10は底部の境に丸味をもち、復元口径12.8cm、復元高台径9.0cm、器高4.0cm。11、12は杯。11は底部回転ヘラ切り後ナデ。口径14.4cm、底径8.7cm、器高3.7cm。12は底部ヘラ切り後未調整。復元口径12.2cm、復元底径7.2cm、器高3.6cm。

7世紀後半から8世紀後半の遺物があり、正倉の存続時期を補強するものである。

古代道路

正倉域と鶴見塚古墳の間を通過して、駅路に直交する伝路の側溝を約 400m 検出した。約 21m の幅で平行する 2 条の側溝が正倉域と鶴見塚古墳の間を通過する。駅路と伝路が交差する地点に官衙が立地することが判明した。

古代道路の概要

山陽道から大宰府へ接続する駅路が阿恵遺跡の北を通過することは以前から想定されていた。今回の調査により、駅路に直交する新たな古代道路の存在が明らかになった。

広範囲に設定した調査トレンチにおい

て、地形の傾斜や官衙建物の方位に規制されることなく直線に伸びる溝を検出した。7 世紀後半～8 世紀後半の遺物が出土し、官衙と共通する時期である。

第 101 図は、明治に遡るとみられる地籍図と調査で検出した溝の平面図を重ねたものである。地籍図に記された「畑」を網掛けで表示し、「田」は白地とした。これは旧地形の起伏を反映しており、

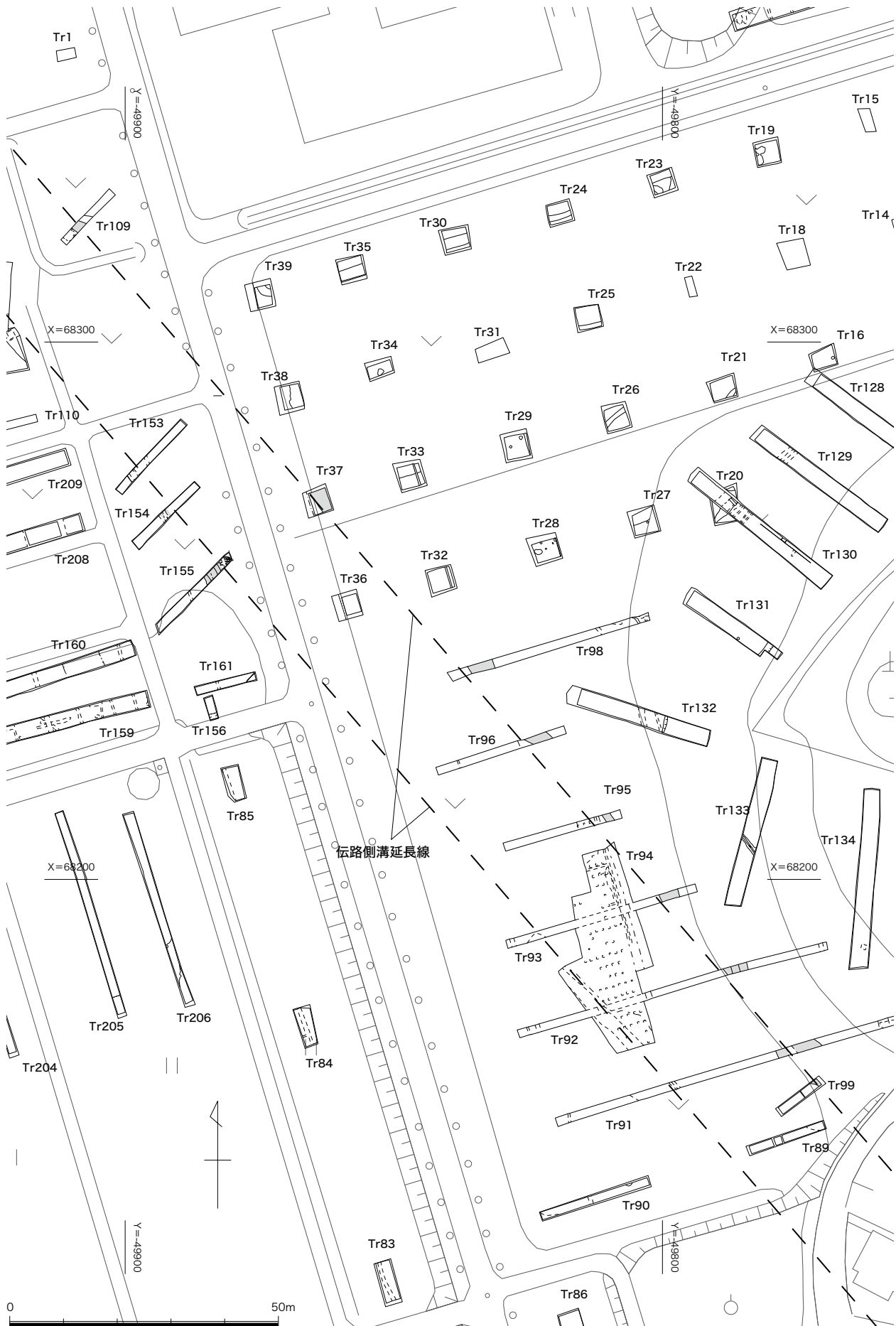
「畑」は周囲よりも高い微高地を示すものである。このうち、正倉域が立地する微高地と鶴見塚古墳が立地する微高地の間に、細長い帯状の微高地が存在する。そして、調査で検出した 2 条の溝がこの帯状の微高地の両端に沿っている。これは、微高地に挟まれた谷部を渡すために人工的に積土を施した陸橋であり、2 条の溝は古代道路の側溝と判断できる。



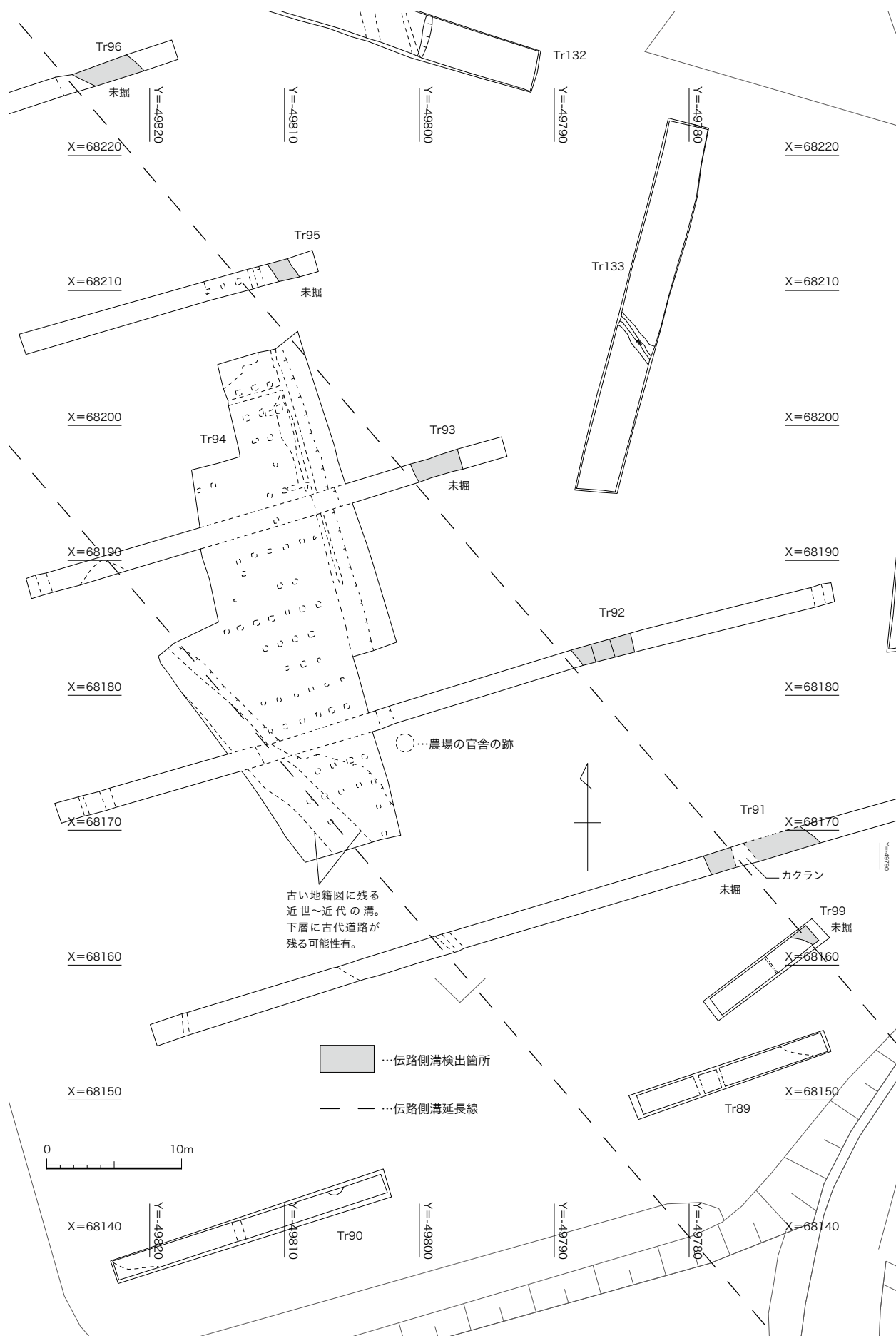
第 102 図中の正倉域から鶴見塚古墳の範囲の微高地を拡大し、古い地籍図（製作年不明）を重ね合わせたもの。地籍図は、地目を示す「畑一枚」を棒線で消して「官用地」に書き直している。これは大正 10 年（1921）に九州大学農学部付属原町農場が整備されたことによる訂正であり、「畑一枚」はそれ以前の状況を示す。

第 101 図 古代道路関連遺構平面図 (1/1,000)

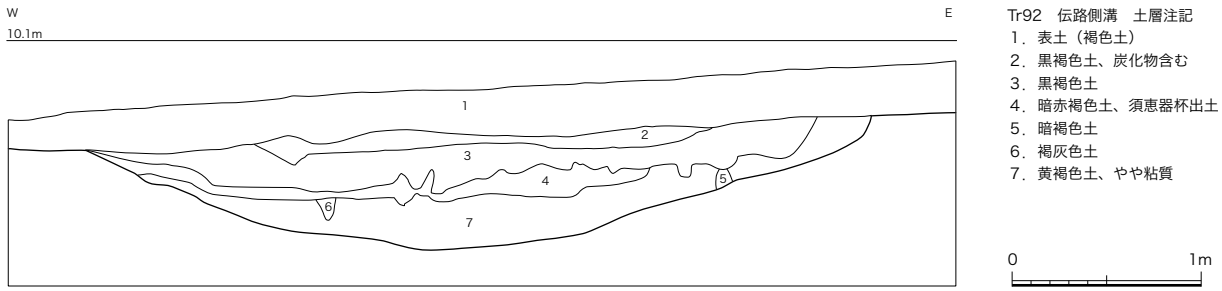
--- 地籍図中の畑、微高地を示す
 ■■■ 伝路の側溝



第103図 古代道路関連遺構平面図(1/1,000)



第104図 伝路側溝平面図 [Tr89～96、99] (1/400)



第105図 Tr92 伝路側溝土層断面図 (1/40)

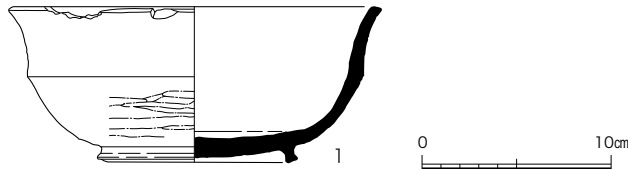
そして、この古代道路を南東に延長すると、大宰府や隣接する穂波郡に繋がることが想定でき、伝路と考えられる。

側溝に挟まれた道路面の幅（側溝の肩を測点とする）は、検出した範囲を総体的にみると、概ね21m前後とみられる。道路面に明確な硬化面や波板状凹凸面は検出していない。低地では積土が施されるが、微高地上は地山をそのまま道路に使用している。伝路の方位は、各トレンチで検出した側溝の肩の、道路に接する側を結んで方位を求めた。第102図のように、東側溝では、南東端のTr99と北西端のTr230の間で検出した各トレンチの側溝肩を結び、西側溝も同様に、南東端のTr91と北西端の専用住宅確認調査地（後述する）の間で検出した各トレンチの側溝肩を結ぶラインを基準とした。伝路の側溝は、近世～近代の溝と重なるところもあり、今回のように遺構検出面の調査だけでは確認できていない箇所もあるが、その場合は道路面として残る地山の範囲を参考にした。このようにして求めた伝路の方位はN-40.7°-Wである。周辺の条里地割から推定される駅路の方位がN-52.6°-Eであることから、両者は厳密には直交しない（阿恵遺跡が位置する南側の角度が93.3°であり、やや南に開く）。おそらく伝路の方位が周辺の条里と少しずれている可能性がある。

伝路の発見により、駅路と伝路が交差する場所に官衙が位置することがあきらかになった。官衙と古代道路の関連を考えるうえでも重要な遺跡である。

伝路

検出した伝路のうち、主な調査箇所を



第106図 Tr92 伝路側溝出土遺物実測図 (1/4)

南側から順番に報告する。

Tr92 (第103、104、105図)

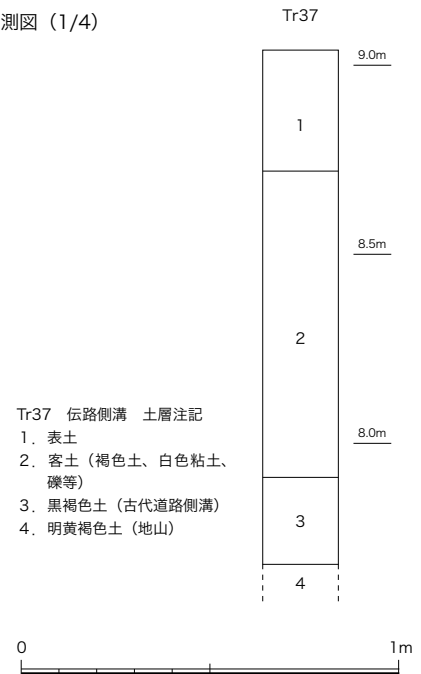
鶴見塚古墳南側の丘陵緩斜面に位置し、トレンチの東から西へ傾斜する。検出したのは伝路の東側溝で、西側溝は近世～近代の溝と重なるため不明である。溝の幅は4.1mで、深さは0.7mを測る。道路面は地山を検出したのみで、道路状遺構は認められない。

Tr92周辺のその他のトレンチで検出した側溝は、いずれも検出面のみの確認であるため個別の報告は割愛するが、溝の幅は1.5～8.0mとばらつきがあり、削平による影響が考えられる。Tr89・91～96・99の道路面の状況は、攪乱の影響で判然としないものの、地山を検出するだけで道路に関連する遺構は認められない。また、道路面を水平に整備することはなく、地形に沿って東から西に傾斜しているとみられる。

Tr92 側溝出土遺物 (第106図)

1は溝の第4層から出土した須恵器の高台付杯で、金属器を模倣した優品である。全体の2/3が残っている。

外方向に踏ん張る細い高台で、端部は内外に拡張し、丁寧に成形される。底部は回転ヘラケズリで腰は丸みをもつ。体部の上半に屈曲部があり、屈曲部より下位の外面に横方向のヘラミガキを施して暗文風の効果を意図している。その他の



第107図 Tr37土層断面模式図(1/20)

部分は丁寧にヨコナデで仕上げる。口縁端部はヨコナデによりやや平坦に成形され、外方向に綾をもってわずかに突出する。全体の器壁は肉厚で重厚なつくりである。

口径19.7cm、高台径10.6cm、器高8.3cmである。

Tr37 (第103、107、108図)

伝路の東側溝を検出し、西側溝のTr155と対に伝路の両端を抑えることができる。ただし、Tr37の調査時はまだ古代道路の存在を把握していなかった

ため、道路側溝を丘陵傾斜地の堆積土と誤認していた。遺構認識が不十分だった影響で見落としている事柄があるかもしれない。出土遺物は須恵器の細片がある。

Tr153 (第 108、109 図)

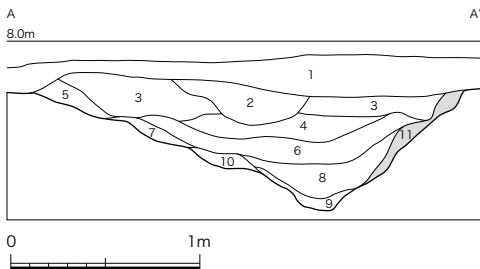
Tr37 の西側に位置し、伝路の西側溝を検出した。ただし、近世～近代の溝が重複して掘られているため、伝路の側溝はわずかに残るだけである。近世～近代の溝は、第 101 図の地籍図に記された水路跡と同一である。

検出した溝は、幅 1.9m、深さ 0.6m、断面 V 字状を呈する。伝路の側溝は、土層断面図 (第 109 図) の 11 層のみである。溝の東側は道路路面であるが、地山を検出ただけで道路関連遺構は確認できない。図示していないが、出土遺物は近世～近代磁器のほか、須恵器と土師器の細片がある。

Tr154 (第 108、110 図)

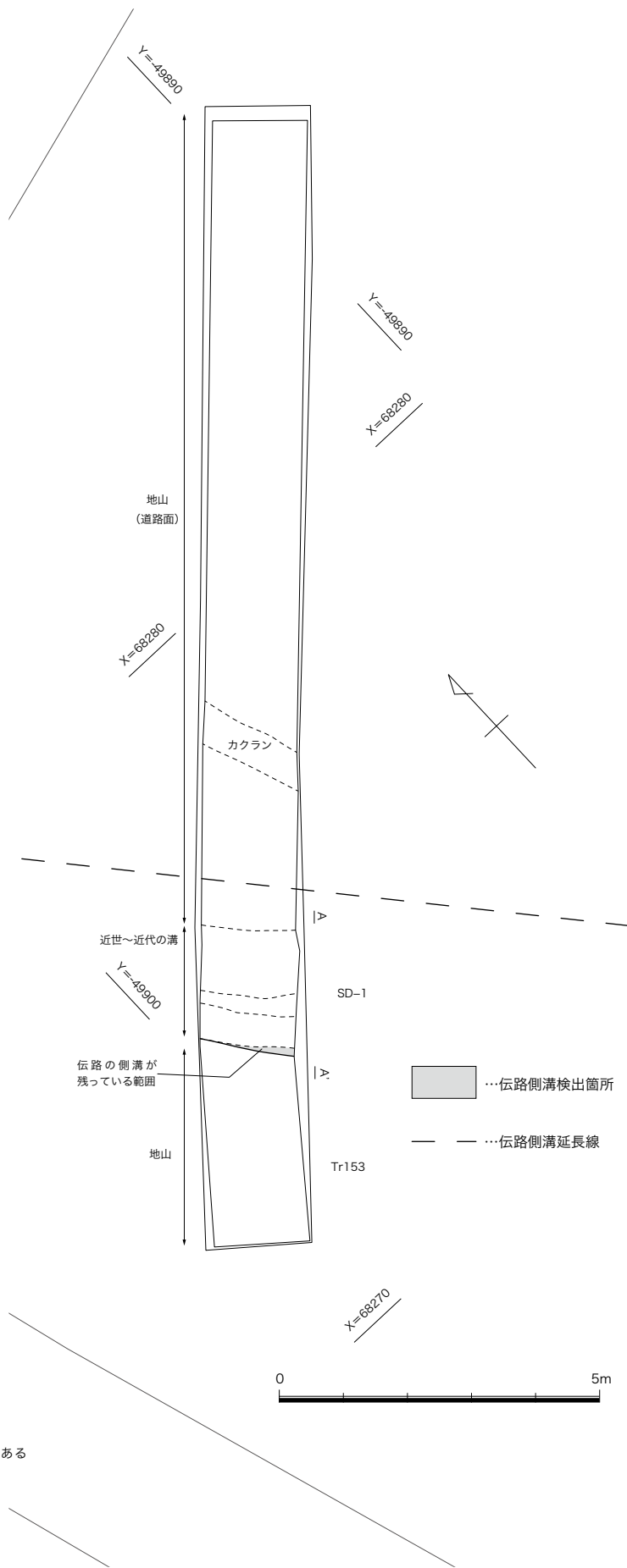
Tr153 の南に位置し、伝路の西側溝を検出した。Tr153 と同様に、近世～近代の溝が重複し、伝路の側溝はわずかに残っていない。

検出した溝は、幅 3.0m、深さ 0.8m を測る。このうち伝路の側溝は土層断面図 (第 110 図) の 8 層と 9 層である。図示していないが、出土遺物は近世～近代の磁器がある。



- Tr153 SD-1 土層注記
1. 暗赤褐色土 (耕作土)
 2. 黒褐色土、砂利・ガラス瓶等含む (近代)
 3. にぶい赤褐色土、近世磁器出土
 4. 褐灰色土
 5. 明赤褐色土
 6. 灰褐色土
 7. 褐灰色土
 8. 褐灰色土
 9. 暗褐色土
 10. 明褐色土
 11. 橙色土に灰褐色粘質土が混ざる、伝路側溝

第 101 図地籍図中にある近世～近代の水路跡



第 109 図 Tr153 伝路側溝断面図 (1/100、1/40)

Tr155 (第108、111図)

Tr154の南に位置し、伝路の西側溝を検出した。検出した溝は、幅約5.5m、深さ0.85mを測る。

伝路の側溝は近世～近代の溝に破壊されて土層断面図(第111図)の21層と22層しか残っていない。伝路の側溝の土層は須恵器の細片が出土し、近世～近代の遺物は一切含まない。

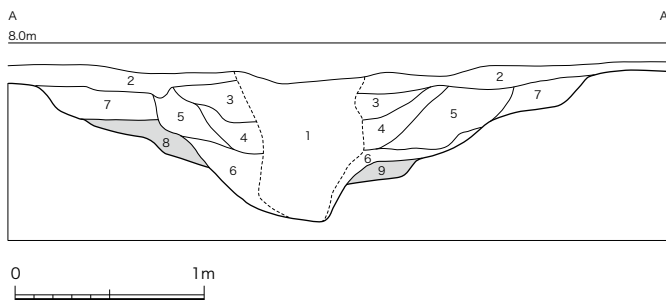
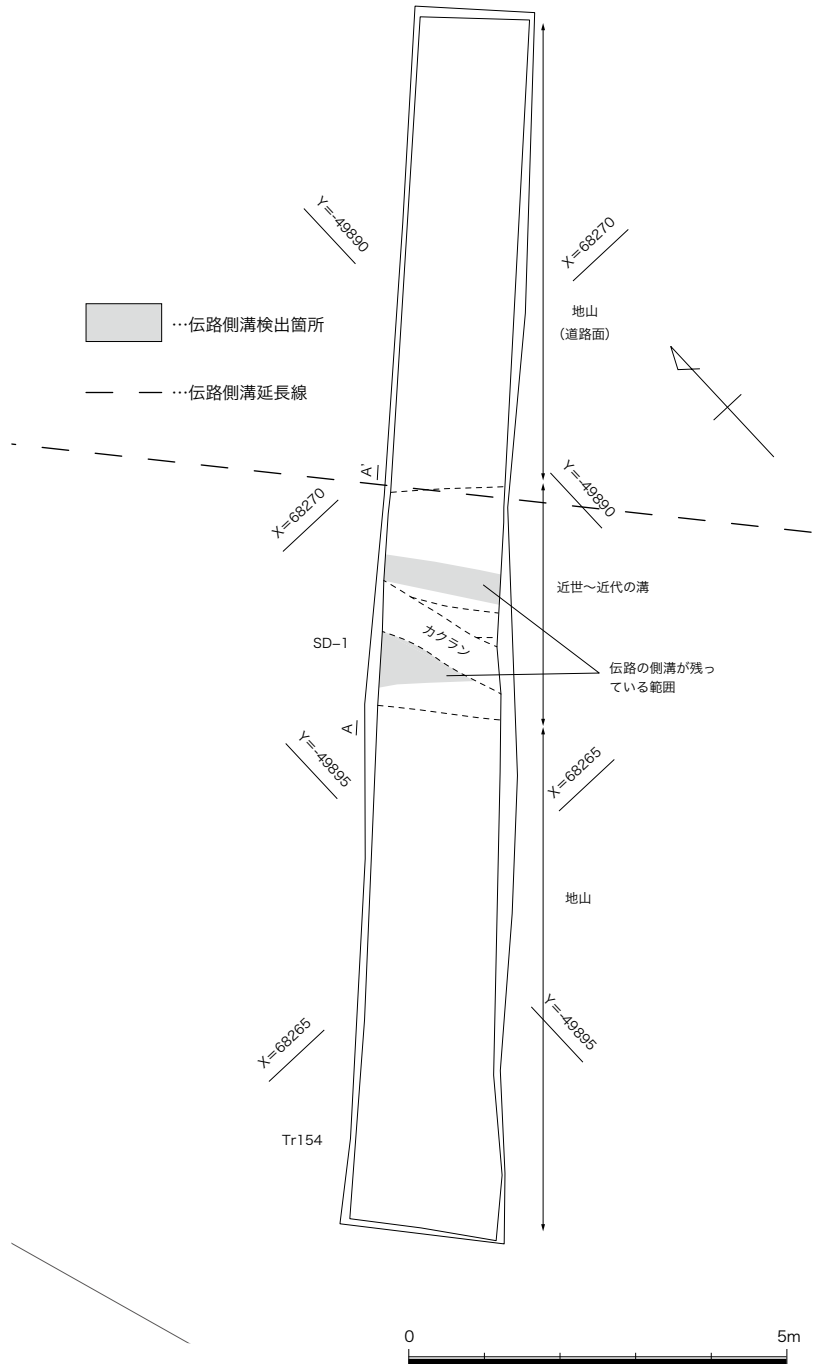
調査トレンチの東端で、地山を掘り込む溝状遺構を検出した。幅0.4m、深さ0.2mほどで、不定形な輪郭をもつ。溝内から緑釉陶器が出土し、溝の上層は硬く締まった粘質土(第111図19層)が堆積する。第101図の地籍図の検討では、溝状遺構は伝路の積土が想定される場所に位置していることから、19層は道路整備にともなう積土の可能性が考えられる。ただし、溝状遺構のくぼみを平らにするための部分的な補修整備を示すものかもしれない。なお、溝状遺構の形状は、古代道路にみられる波板状凹凸面に似るものの、一部の検出にとどまっているため、今後の周辺調査で全体像が明らかになってから判断したい。

Tr155 出土遺物 (第112図)

1は22層出土の須恵器の皿。8世紀前半。2は溝状遺構出土の緑釉陶器の椀。9世紀か。3は近世溝出土の陶器の摺鉢。4は溝状遺構出土の円筒埴輪。隣接する鶴見塚古墳にともなう。最大径28.8cm、器厚2.5cm前後。橙色を呈し、焼成はやや甘く軟質。

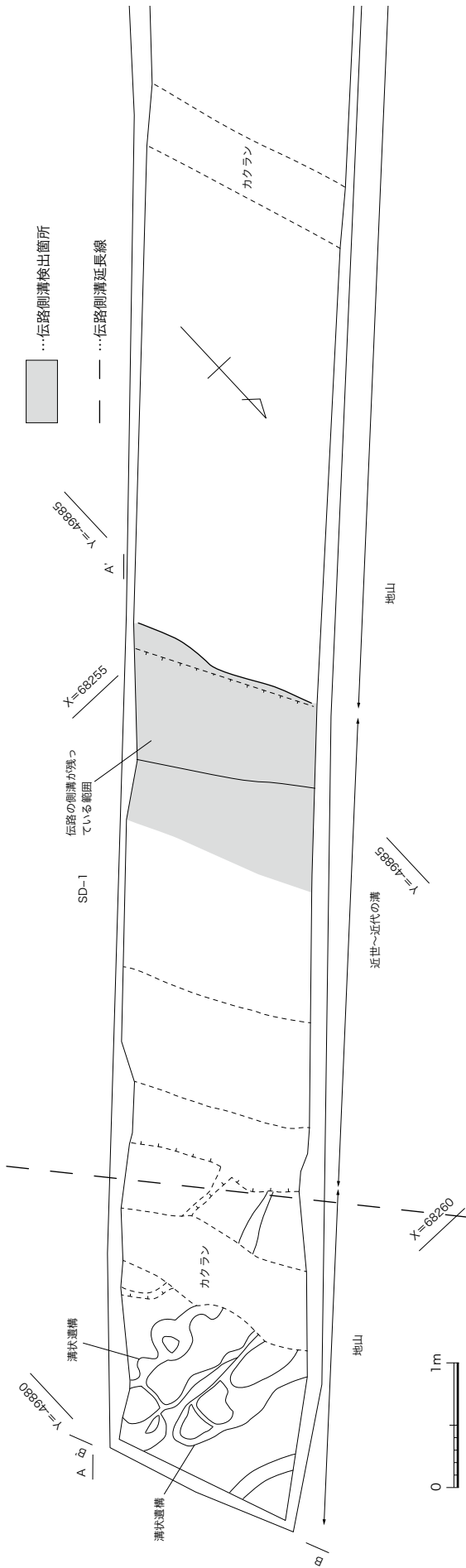
Tr100 (第113、114、115図)

正倉群の東約27mで伝路の西側溝を

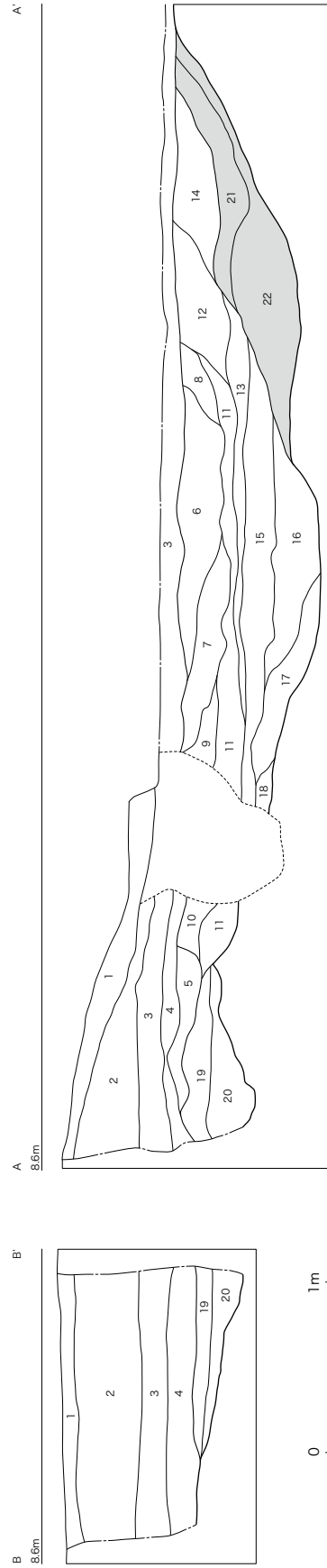


- Tr154 SD-1 土層注記
1. 攪乱 (土管理設時の掘削)
 2. 暗赤褐色土 (耕作土)
 3. 灰褐色土
 4. 褐灰色土
 5. にぶい褐色土
 6. 灰褐色土
 7. 赤褐色土
 8. 橙色土、伝路側溝
 9. 明赤褐色土、伝路側溝
- 第101図地籍図中にある近世の水路跡

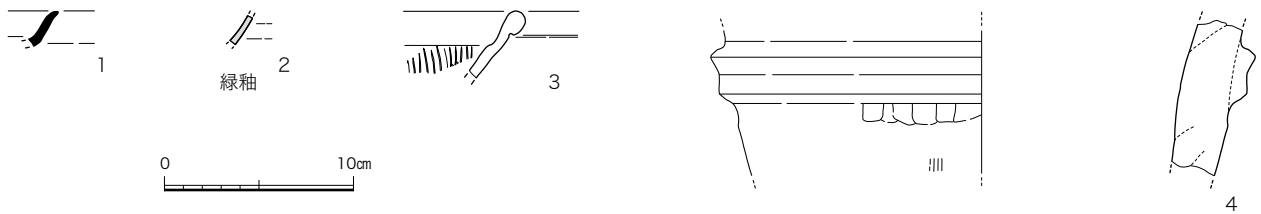
第110図 Tr154 伝路側溝平断面図 (1/100、1/40)



- Tr155 SD-1 東壁・南壁土層注記
1. 赤土
 2. 明黄褐色砂質土 (造成土：農場道路路面)
 3. 暗褐色粘質土 (耕作土)
 4. 褐灰色粘質土 (耕作土)
 5. 褐色粘質土 (耕作土)
 6. 黄色土と褐色土の混土
 7. 褐色粘質土
 8. 暗灰褐色土
 9. にぶい黄褐色粘質土
 10. にぶい赤褐色粘質土
 11. 灰褐色粘質土
 12. にぶい黄褐色粘質土
 13. 明黄褐色粘質土
 14. 明黄褐色粘質土
 15. 明黄褐色粘質土に黒褐色粘質土が混ざる
 16. 灰褐色粘質土
 17. 黄褐色粘質土
 18. 黄褐色粘質土に赤褐色土が混ざる
 19. 灰褐色粘質土、極めて硬質
 20. 明黄褐色砂質土 (線軸陶器出土)
 21. 灰褐色粘質土 (須恵器出土)
 22. 灰褐色砂質土 (須恵器出土)
- 【所見】
- 6～18 近世～近代の溝
 - 19 上面が伝路の道路面か
 - 20 溝状遺構
 - 21・22 伝路側溝



第111図 Tr155 伝路側溝平断面図 (1/50、1/40)



第112図 Tr155出土遺物実測図(1/4)

検出した。幅約3mの近世～近代溝に破壊されているため、伝路の側溝は幅約1mほどしか残っていない。深さは0.7mである。8世紀前半から後半の遺物が出土する。

Tr100 出土遺物 (第116図)

1～4は須恵器の高台付杯。1は底部との境に丸味をもち、断面四角形の高台を貼り付ける。底部外面はヘラ切り未調整である。復元口径15.8cm、器高4.1cm、復元高台径11.4cmを測る。焼成はやや不良で、赤みがかった灰褐色を呈する。2の高台は端部を外傾させて成形する。復元口径13.6cm、器高4.3cm、復元高台径10.0cm。焼成はやや不良で、灰白色を呈する。3は断面方形の高台を貼り付ける。復元高台径9.3cm。焼成はやや不良で、灰白色を呈する。4は口縁部が外反する。5は須恵器の蓋で、退化した嘴状口縁をもち、器高は低い。6、7は須恵器杯または皿の底部。外面は回転ヘラケズリを施す。8は須恵器の甕。9は土師器の蓋のつまみ。中央はわずかに突出し、擬宝珠の名残がある。つまみを貼り付け後、上面を押さえて成形したもの。10は土師器の杯。磨滅しているため調整は不明。復元口径15.8cm、器高10.4cm、復元底径10.4cmである。11は土師器の高台付杯。端部が外傾した高台である。12は17世紀後半の陶器。小型の鉢か。釉は浅黄色を呈する。13は19世紀後半以降の磁器。復元高台径3.9cm。12と13は近世～近代の溝出土で、その他の遺物は8層～10層の伝路側溝から出土した。

Tr109 (第113、114図)

Tr100の伝路側溝の東に位置する。遺構検出のみで掘り下げはおこなっていない。溝幅は約2mを測る。Tr100の伝路側溝との距離は、溝の中心間で約

24mに達する。出土遺物はない。

Tr232 (第117、118図)

Tr109の伝路側溝から北西に約80mの位置にあり、Tr109から続く伝路の東側溝(褐灰色砂質土)を検出した。検出した溝幅が広いので、近世～近代の溝と重複している可能性がある。遺構の掘削はおこなっておらず、出土遺物はない。

Tr231 (第117、118図)

Tr232の南西に位置し、伝路の道路面にあたる。表土直下に地山が露出し、硬化面や遺構は認められない。第102図に記した微高地(地籍図中の畑)にあたるはずであるが、周辺トレンチのレベル値と違いはなく、現況では水平である。現在は水田に利用されていることから、農場の整備時に旧地形を削平した可能性が考えられる。出土遺物はない。

Tr229 (第117、118図)

Tr231の北西に位置し、伝路の西側溝(灰黄褐色土)を検出した。埋土に須恵器の細片が含まれている。溝の幅は5.6m以上であるが、掘り下げしていないため、近世～近代の溝と重複している可能性がある。伝路の道路面は、Tr231と同様に表土直下に地山が露出する。

Tr230 (第117、118図)

Tr229の北東に設定したトレンチで、伝路の東側溝(灰黄褐色土)を検出した。掘り下げしていないため、近世～近代の溝と重複している可能性がある。道路面は表土直下に地山が露出する。出土遺物はない。

Tr235 (第117、118図)

Tr230の西に位置する。伝路の道路面を確認するために設定したトレンチである。表土直下に地山が露出し、その他に暗灰黄色土～褐色粘質土の堆積も確認できるが、遺構かどうか不明である。出土遺物はない。

Tr233 (第117、119図)

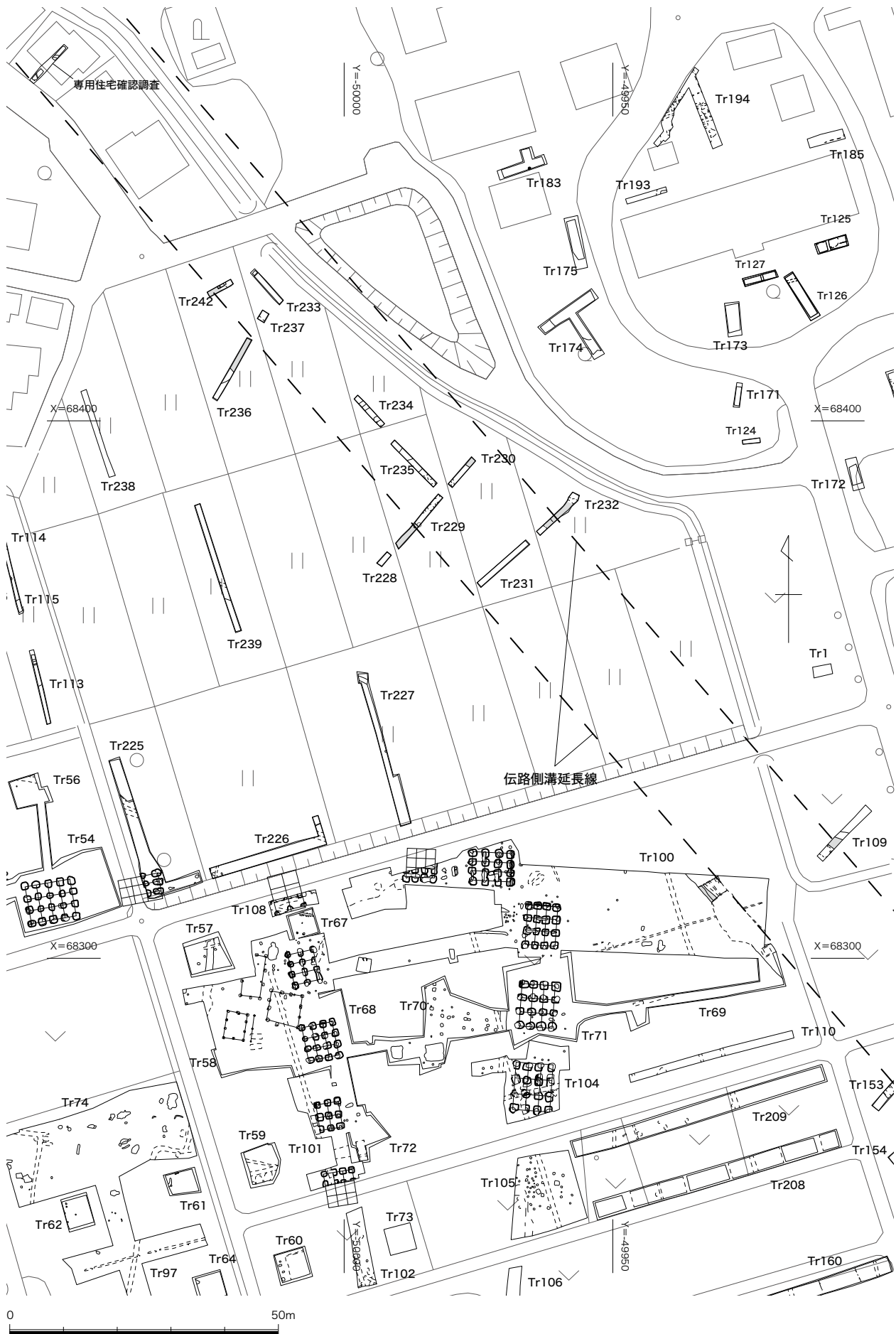
伝路の道路面に設定したトレンチのなかで最も北に位置する。表土を除去後、他の伝路道路面の様相と異なり、地山ではなく明赤褐色土が堆積する状況を検出した。トレンチの北端を断ち割って堆積状況を確認したところ(第119図左下の土層断面図)、最下層の地山(7層)の上に自然堆積土(6層)が堆積し、その上層に明黄褐色粘質土(4層)と暗灰黄色土(5層)が混ざりあうように相互に堆積していることが判明した。

4層と5層は人為的なものであり、伝路を整備するときの積土と考えられる。Tr233付近は微高地に挟まれた谷部であり、低地に伝路を通すために積土が施されたときとみられる。積土下層の6層は自然堆積のままであり、敷粗朶などは施されていない。

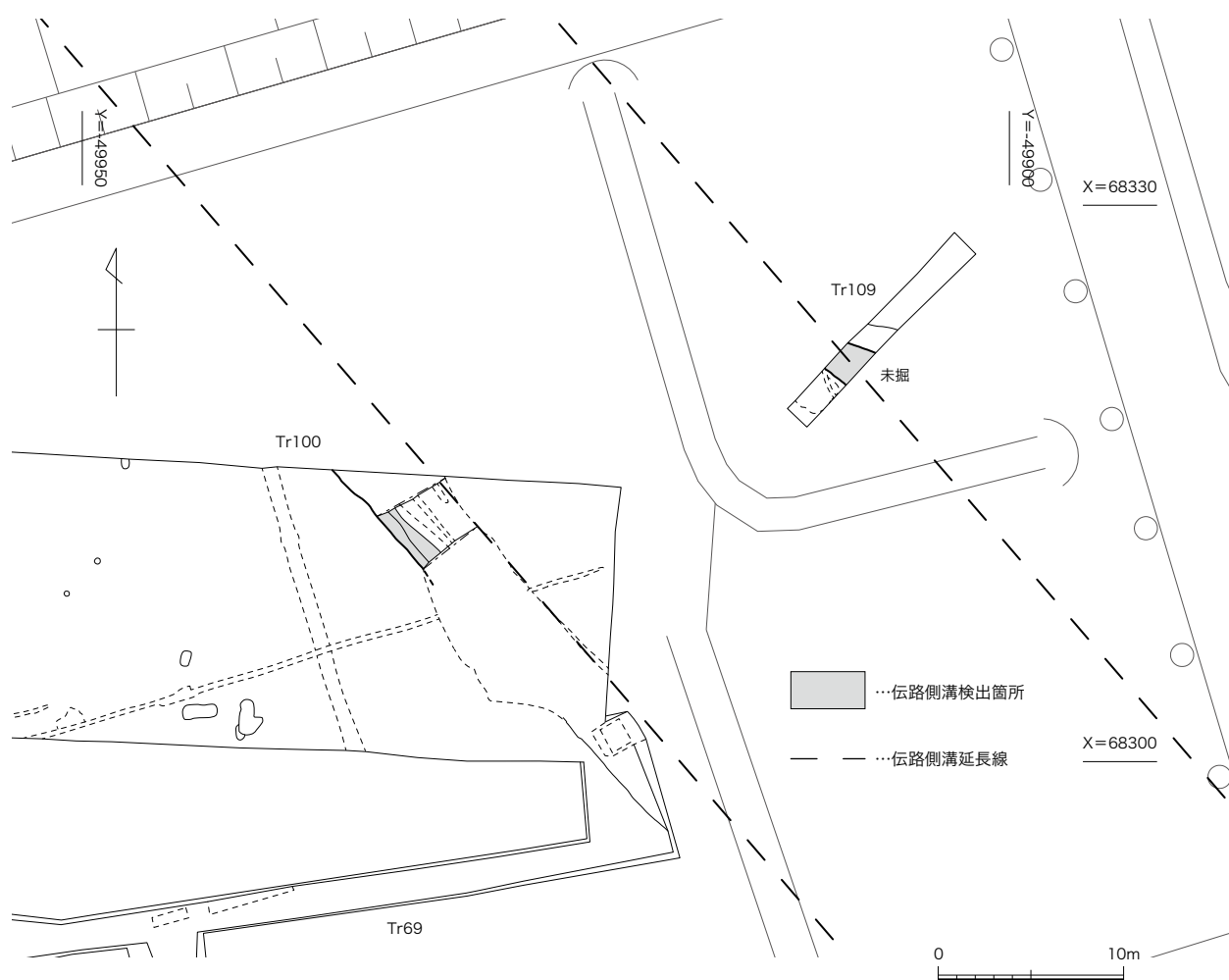
積土の上層にある明赤褐色土(2層)と灰色土(3層)は近代以降の客土である。積土を施したとはいえ周囲よりも低地であるため、農場を整備する際に水田基盤の水平を保つ目的で入れられた土と考えられる。この客土は、Tr234、237にも共通してみられ(第119図の「客土」)、伝路の道路面に重なる。逆にいえば、客土が存在する伝路の部分は、もともと周囲よりも低い土地であり、伝路整備時に積土が施された可能性が高い場所といえる。

Tr242 (第113、119図)

Tr233の西に位置し、伝路の西側溝と道路基礎の積土を検出した。土層断面



第113図 古代道路関連遺構平面図(1/1,000)



第114図 伝路側溝平面図 [Tr100、109] (1/400)

の観察から(第119図左上)、自然堆積土(6層 [Tr233の自然堆積土と同一])の上に積土(5層)を施し、西側に伝路の側溝(4層)を掘削していることがわかる。さらに、近世～近代の溝(2・3層)が伝路の積土と側溝の両方を破壊している。

Tr242が伝路の側溝を土層断面で確認できた最も北の場所である。出土遺物はない。

Tr237 (第117、119図)

Tr233の西に位置し、伝路の積土と客土を検出した。積土はTr242の5層(黄褐色粘質土)と同一で、客土はTr233の2層(明赤褐色土)と同一である。出土遺物はない。

Tr236 (第117、119図)

Tr237の西に位置し、伝路の西側溝を検出した。一部、近世～近代の溝と重

複している可能性がある。

側溝の西側にある自然堆積土(暗赤灰色粘質土)は、積土の下層で検出した自然堆積土(Tr233の6層・Tr242の6層)と同一とみられる。

Tr234 (第117、119図)

Tr235の北西に位置し、伝路の道路面を確認するために設定したトレンチである。表土直下に地山が露出し、地山面に遺構とみられるものを検出したが性格や時期は不明である。

Tr233、237に共通してみられる明赤褐色土の客土をトレンチの北端で検出した。この地点より北は地形が低くなることが推測できる。

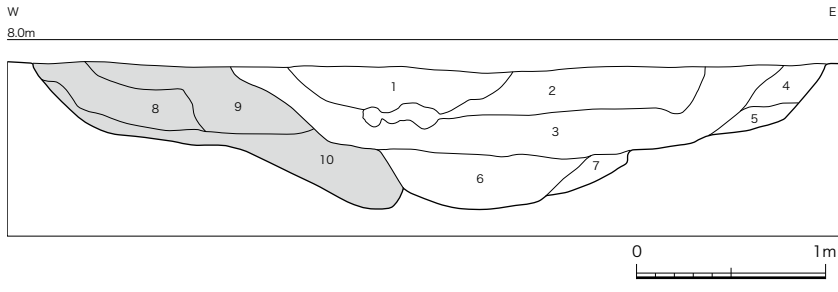
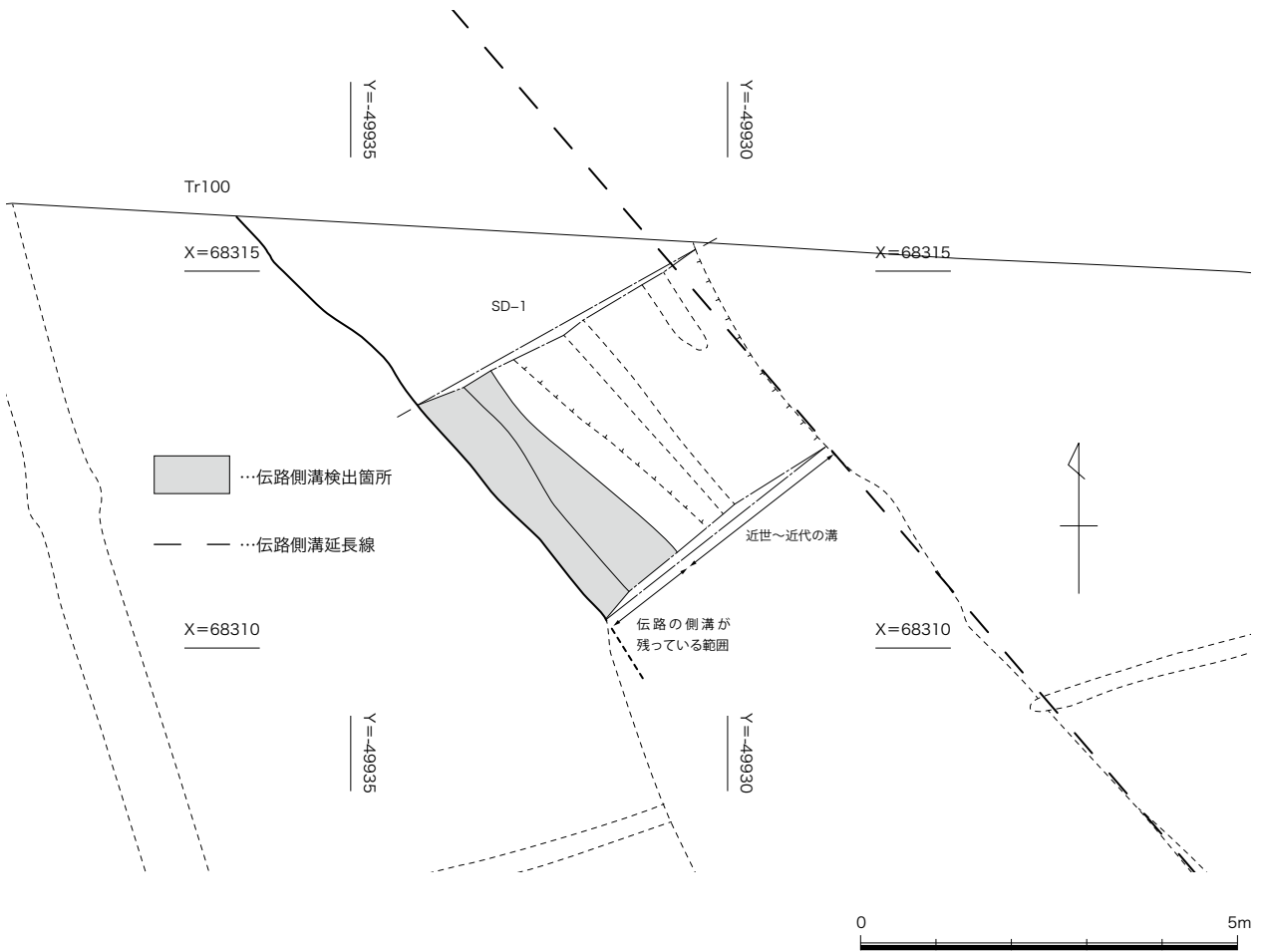
専用住宅確認調査 (第113、120図)

阿恵遺跡の調査とは別件であるが、農場内から続く伝路の側溝を確認した箇所があるのでここで紹介する。

阿恵遺跡調査中の平成26年度に、Tr242の北西約50mの地点で専用住宅の建築が計画された。伝路側溝の延長線に該当することから、工事着工前に確認調査を実施したところ、調査トレンチの西端で地山を掘り込む遺構を検出した。掘り込みは深さ0.25m程度しか確認できなかったが、埋土が伝路の側溝と似ることや検出場所が側溝の延長線と重なることから、伝路の側溝と判断できる。出土遺物はない。

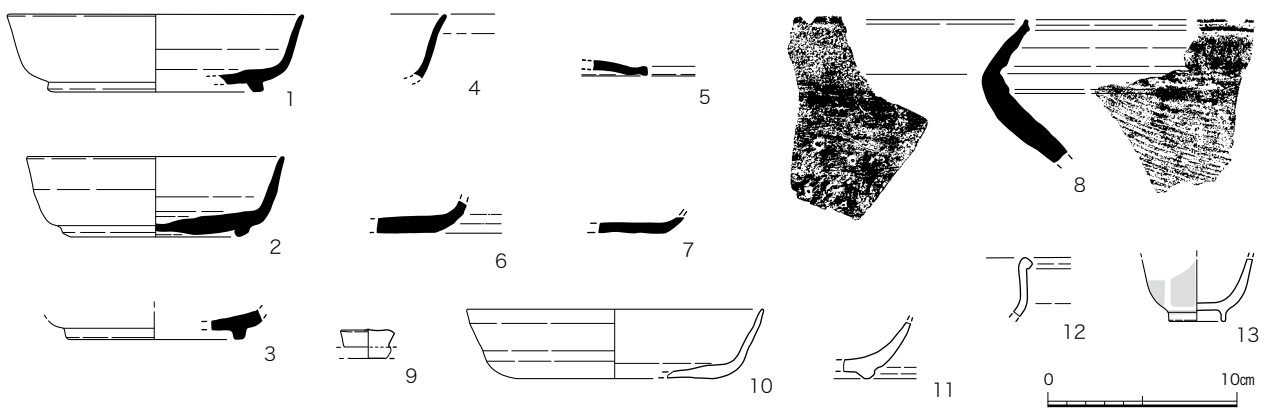
Tr217～219 (第102、121図)

駅路と伝路が交差する近辺に位置する。いずれも伝路の側溝を検出するために設定したトレンチであるが、遺構・遺物の検出には至らなかった。調査箇所は微高地に挟まれた谷部であり、低地に自然堆積した土層を確認している。

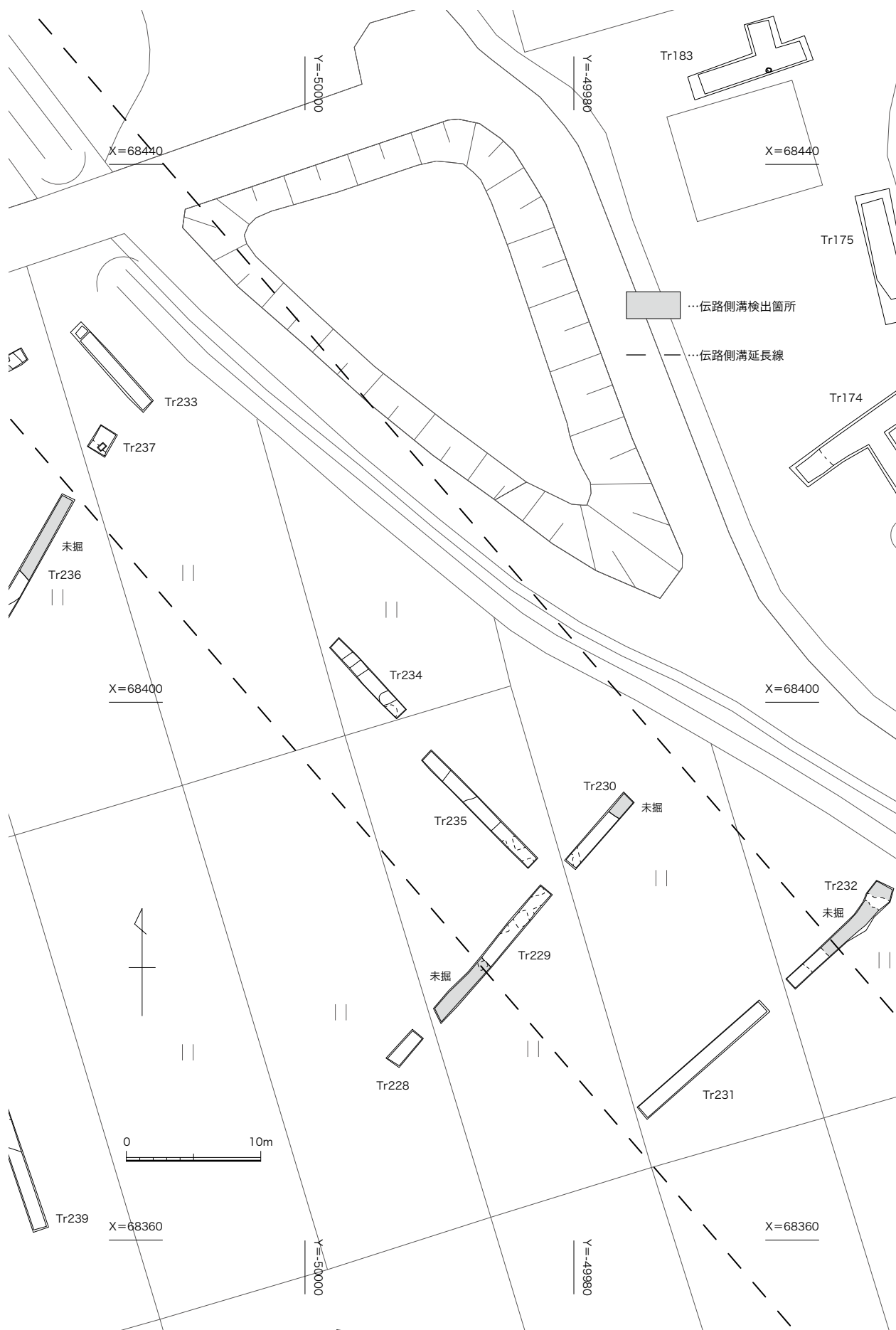


- Tr100 SD-1 土層注記
- 1. にふい黄褐色土
 - 2. 明黄褐色土
 - 3. 黒褐色土
 - 4. にふい褐色土
 - 5. 褐灰色土
 - 6. 褐灰色土
 - 7. 黄褐色土
 - 8. 黒褐色土
 - 9. 明黄褐色土
 - 10. 灰褐色土
- 近世～近代の溝
- 伝路側溝

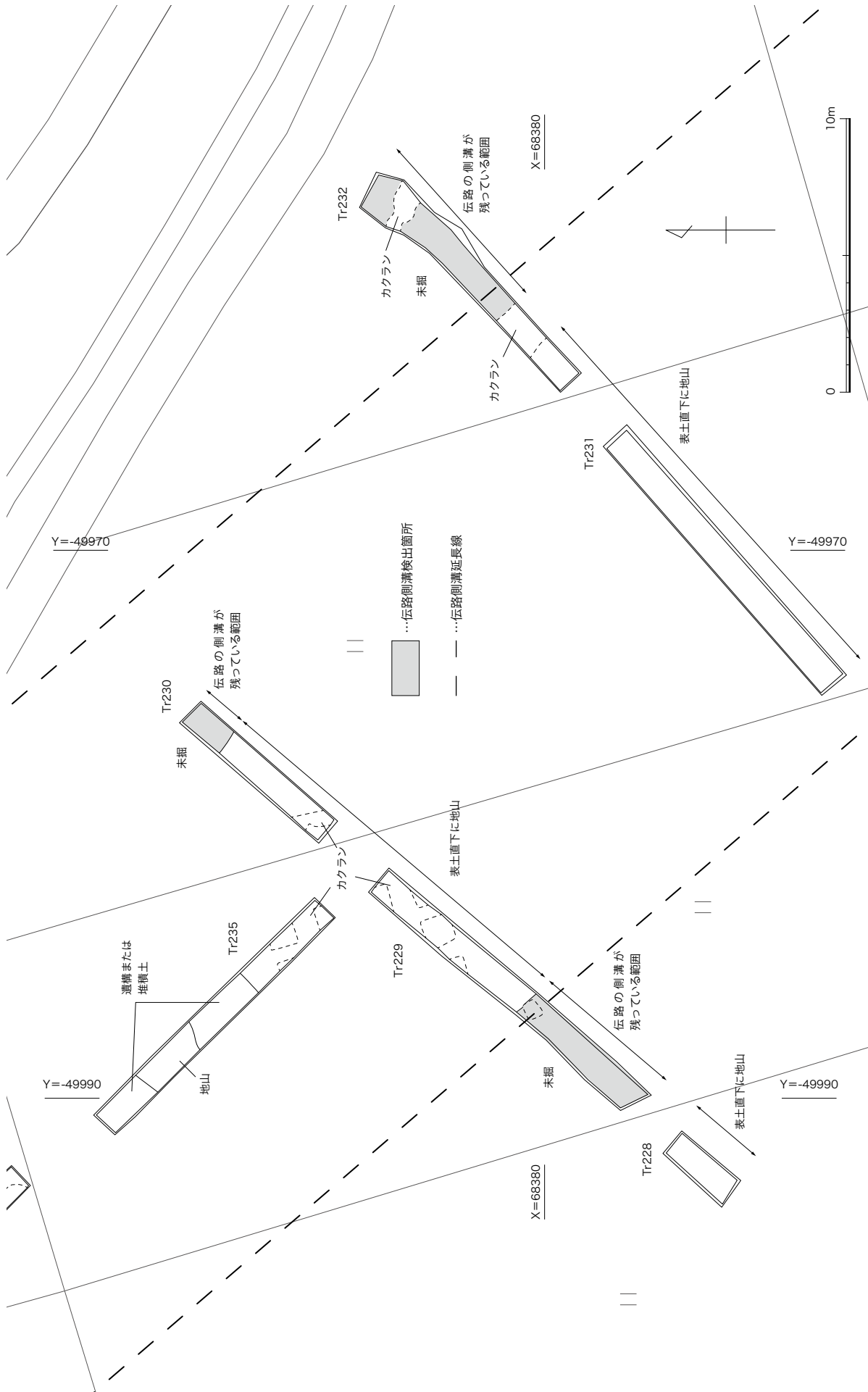
第 115 図 Tr100 伝路側溝断面図 (1/100、1/40)



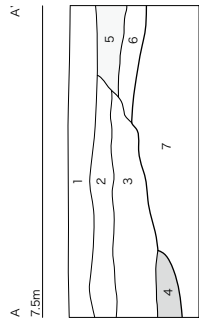
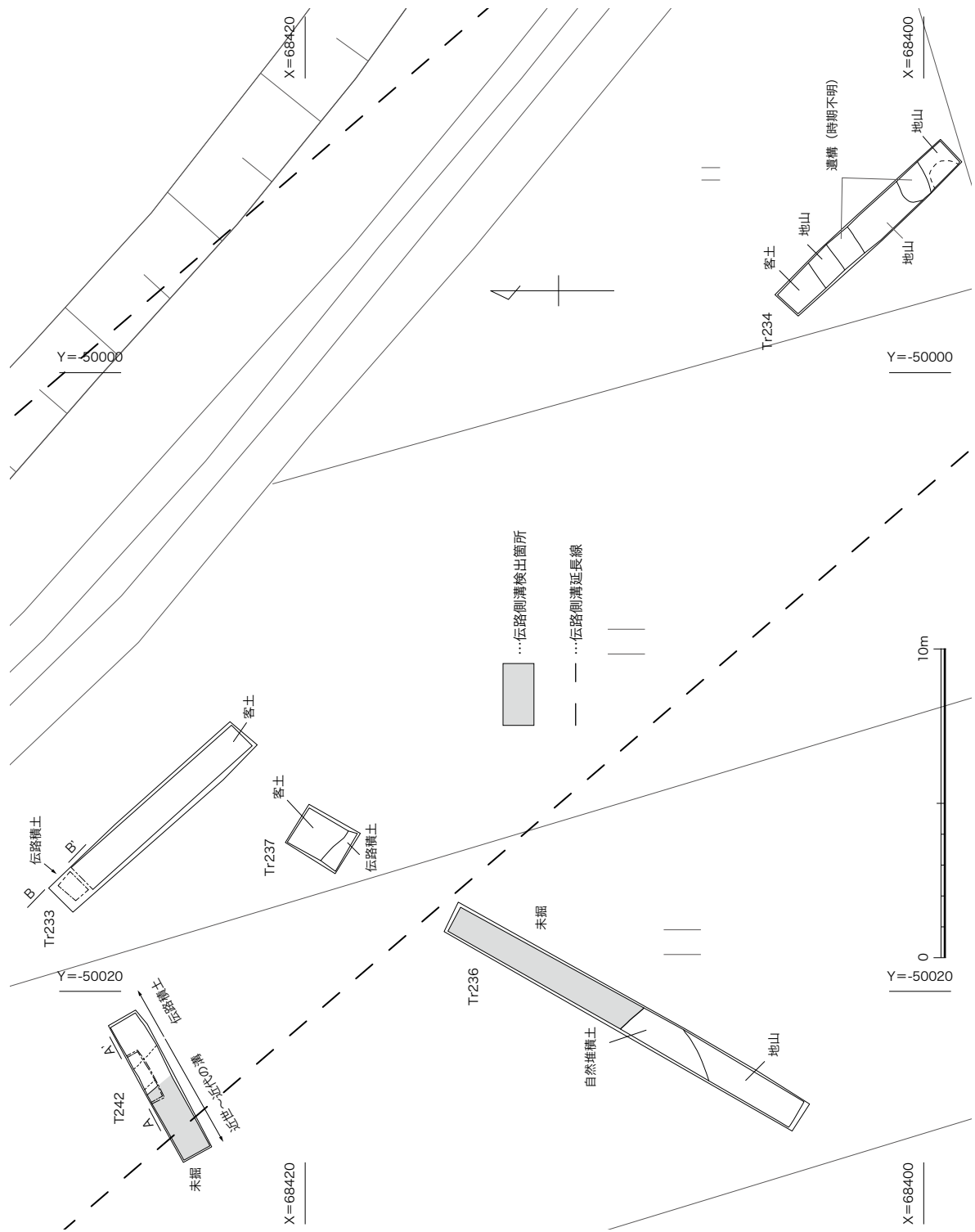
第 116 図 Tr100 SD-1 出土遺物実測図(1/4)



第117図 伝路側溝平面図 [Tr229 ~ 236] (1/400)

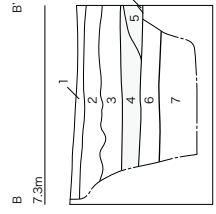


第118図 Tr228～232 伝路側溝平面図 (1/200)



Tr242 伝路土層注記

1. 水田表土
2. にぶい黄褐色土 (近世～近代の溝)
3. にぶい黄褐色土 (近世～近代の溝)
4. 灰黄褐色粘質土 (伝路側溝)
5. 黄褐色粘質土 (伝路構土)
6. 黒褐色粘質土 (自然堆積土)
7. 灰黄色土 (地山)

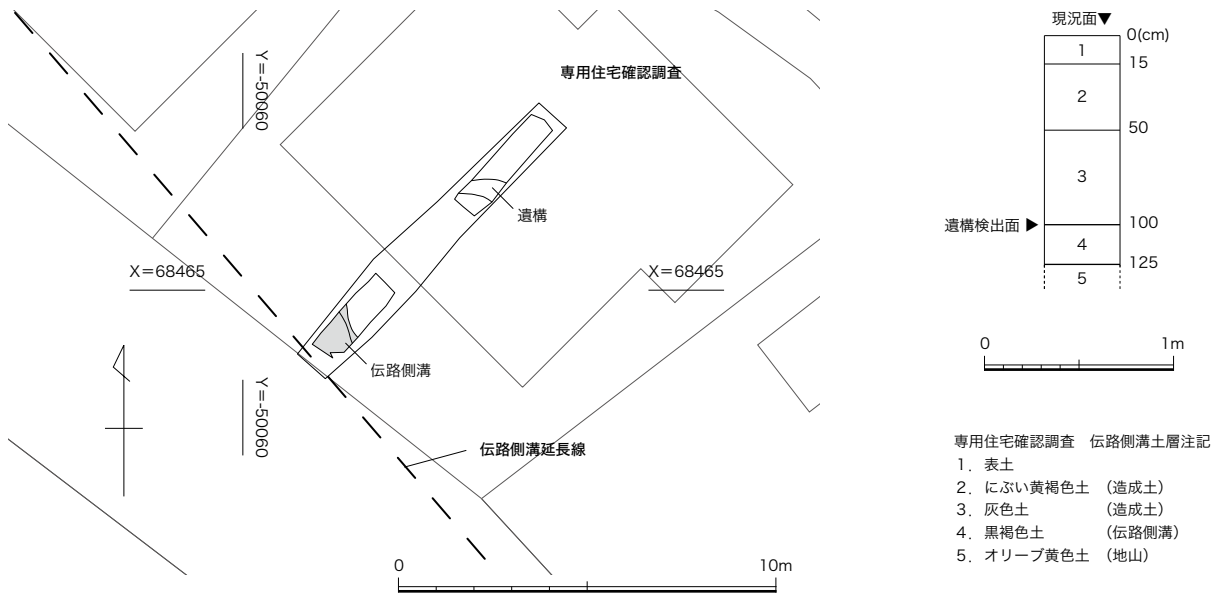


Tr233 伝路土層注記

1. 水田表土
2. 明赤褐色土 (近代以降の客土)
3. 灰色土 (近代以降の客土)
4. 明黄褐色粘質土 (伝路構土)
5. 暗灰黄色土 (伝路構土)
6. 黒褐色粘質土 (自然堆積土)
7. 灰オリーブ色土 (地山)



第119図 Tr233～237、242 伝路側溝平面断面図 (1/200、1/40)



第120図 専用住宅確認調査（伝路）平断面図（1/200、1/40）

駅路

阿恵遺跡の調査とは別件で、駅路と伝路が交差する箇所が開発にともなう確認調査を実施し、駅路の遺構を検出した。水城の東門ルートを除くと、九州内において福岡市以北で駅路に関連する遺構を確認できたのは初めての事例である。駅路が阿恵遺跡の近隣を通っていることが事実となったのは、官衙と古代道路の関係を考える上でも重要であり、ここで触れておく。

阿恵茶屋遺跡について(第121、122図)

平成29年度に、駅路と伝路が交差する箇所専用住宅の建築が計画された。調査前の現況地形は、北西の駅路側から南東の伝路側へ向けてスロープ状に緩やかに傾斜していた。古代道路の整備にあたり、微高地の上を通る駅路と低地を通る伝路の高低差（約2m）を緩和して両者を接続するために、積土を施してスロープ状の地形を造成したのではないかと想定していた。

建築工事計画を受けて、遺構面に影響が及ぶ擁壁部分の確認調査を実施したところ、スロープ状の地形が積土によるものであることは確認できたものの、古代道路の整備時ではなく、古代道路廃絶後の所産であることが判明した。出土遺物からみて12世紀後半以降とみられる。

駅路整備時にともなうものとしては、調査トレンチ中央付近で人為的に地山を深く掘り込む状況を検出した。掘り込みが溝状の遺構になるか、微高地の端を切り落として道路を成形したものか確認できていないが、いずれにしても掘り込みが駅路の道路端を示すと考えられる。掘り込みの方位はN-53.8°-Eで、駅路の方位N-52.6°-Eとはほぼ同じである。道路面には、硬化した状況や波板状凹凸面などは認められなかった。

土層断面図（第122図）の2層と3層はともに掘り込みを埋めた土であり、駅路廃絶後のものである。2層と3層の層理面は水平ではなく南東に傾斜しているので、3層の粘質土は水田利用の痕跡ではない。3層から遺物が全く出土しないことは、生活面の土を搬入したものではないことを示しており、色味・質感が水田土壌に似ていることから、周辺の水田の土を積土として搬入した可能性が考えられる。3層を平面的に精査したところ、上層の2層が網目状に貫入していることが確認できた。土層断面においても2層が3層の中に貫入している状況がわかる。これは造成後の地盤力維持のため、含水量が多い軟質な粘質土を乾燥させる必要があり、3層が干割れて乾燥した状態の時に砂質土の2層を積んだことよって干割れの隙間に入り込んだものとみられる。2層は積土による造成後の最終的な地表面であり、古い地籍図に記された畑地の範囲（第102図の微高地と

同じ）に一致する。駅路廃絶後は、積土で造成した土地を含めて駅路も畑地に転用された可能性を考えておきたい。

出土遺物は細片のみで図示し得ないが、須恵器、土師器、丸瓦、龍泉窯系青磁碗がある。

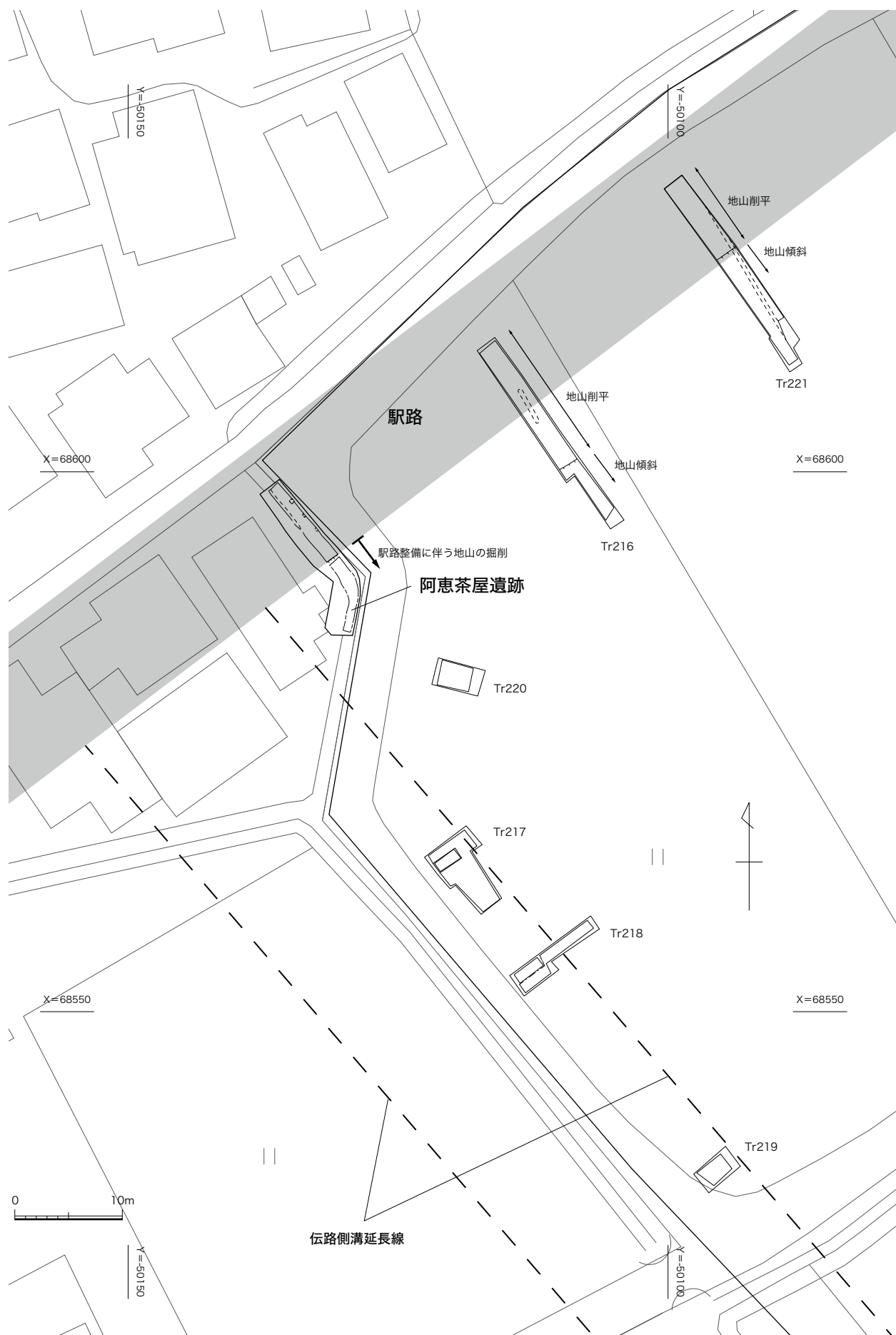
Tr216（第102、121図）

阿恵茶屋遺跡の東に位置する。駅路に関連する遺構を検出するために設定したトレンチである。

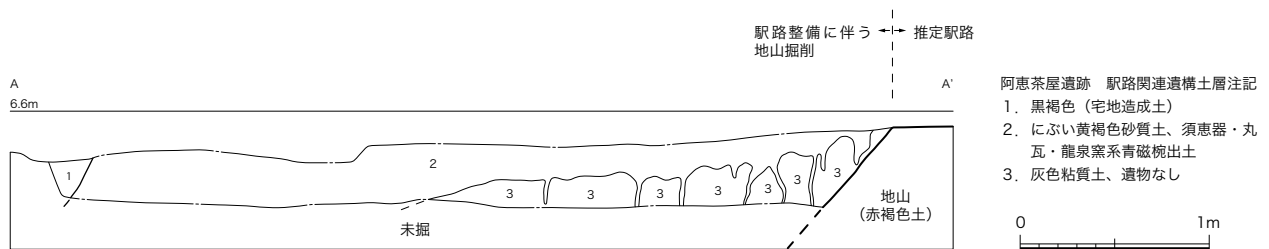
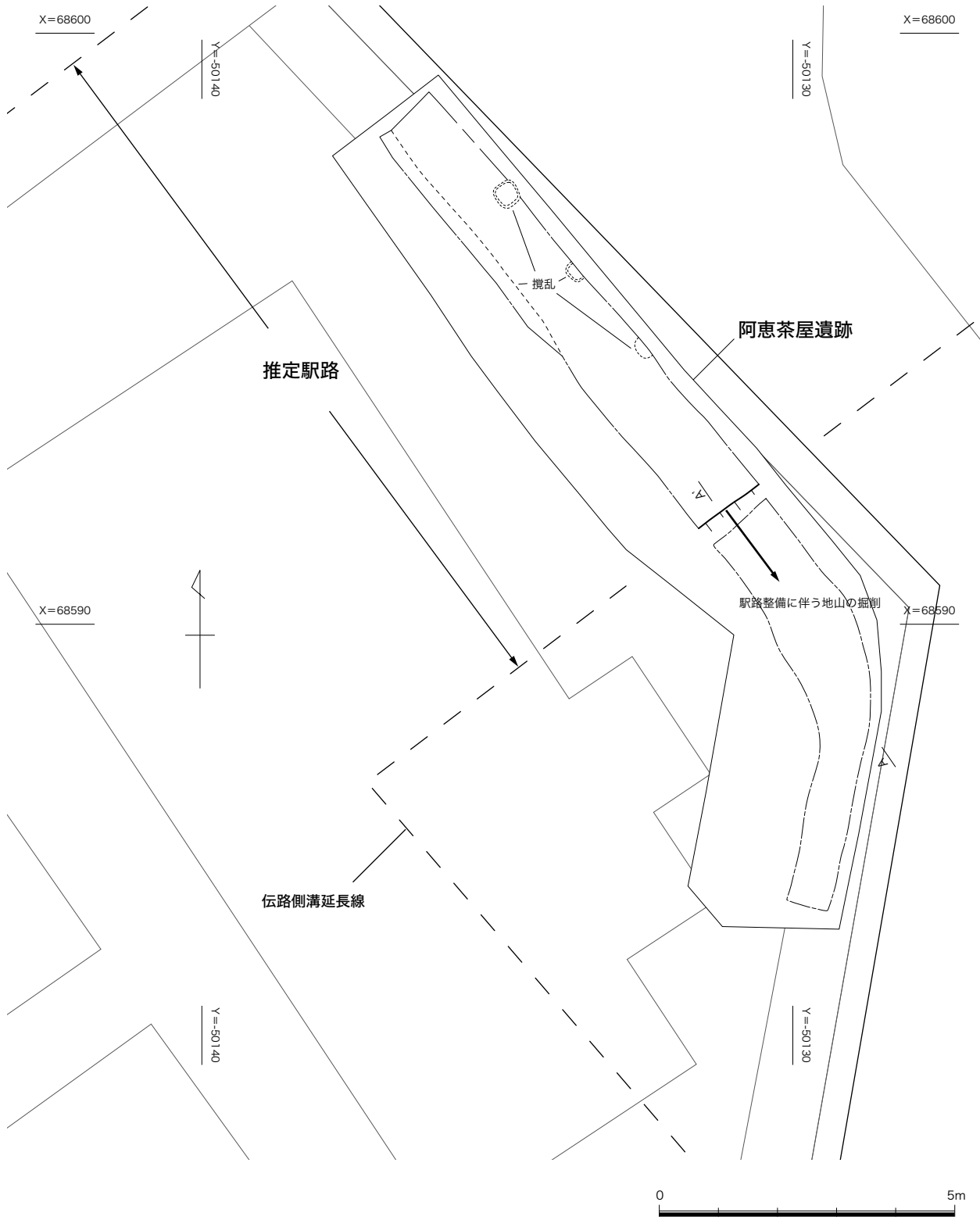
第121図では、Tr216の北側は駅路が通過する微高地に含まれているが、現況の地形は隣接する農場敷地外の宅地より1m以上低く、水田に利用されている。農場整備時に水田を拡張するために畑地を削平したものとみられる。Tr216の地山は阿恵茶屋遺跡で確認した駅路の路面から約1m下がっており、地山が著しく削平を受けているのはそのためであろう。駅路の痕跡は既に消滅しているとみられる。出土遺物はない。

Tr221（第102、121図）

Tr216の東に位置する。駅路が通過する場所であるが、Tr216と同じように旧地形の微高地が削平されて水田に利用されている。地山の削平は著しく、駅路の痕跡は消滅しているとみられる。出土遺物はない。



第 121 図 古代道路関連遺構平面図 (1/500)



第 122 図 阿恵茶屋遺跡平断面図 (1/100、1/40)

官衙関連地区

正倉域の北東に位置する微高地で官衙関連建物を2棟検出した。建物は直交に配置され、主軸方位は政庁建物と同じ方位を向いている。駅路と伝路の交差点の西側に政庁域と正倉域があり、東側にこの官衙関連地区が位置している。

官衙関連地区の概要

官衙関連遺構について（第123図）

正倉域の北東方向に、鶴見塚古墳の丘陵から派生した微高地が展開する（第102、123図）。このエリアは、現在、九州大学農学部附属原町農場の事務所棟や農業用倉庫などが密集して建ち並んでいる。建物の間にトレンチを設定して確認調査を実施したが、地中に水道管や送電線などのライフラインが通っているため、限られた範囲しか調査できていない。

検出した遺構は掘立柱建物2棟とピット数基のみである。出土遺物はなく、時期比定の根拠に乏しいが、建物の主軸方位がN-16°～17°-Eで政庁建物と同じであること、柱掘方が方形・隅丸方形を呈して長軸が0.8m以上あること、柱掘方の埋土が政庁建物と類似することから、政庁と同時期の官衙関連建物と判断する。

微高地上に設定したその他の調査トレンチでは遺物や遺構がほとんど検出できなかった。農場の造成による削平の影響もあるが、削平を受けずに地山が残っている箇所も多く、もともと遺構の密度が低いことが考えられる。官衙遺跡であればそのような出土状況も十分想定できる。また、駅路と伝路の交差点の西側に政庁域と正倉域があり、東側がこのエリアにあたる。何らかの官衙施設が存在する可能性が高く、検出した2棟の建物はその施設の一部と推測できる。今後の調

査において注意を要するエリアである。

一方、谷部は微高地から2m以上低くなるところもあり、Tr136～139、144、147、174、202、203では地形変換点を検出している。図示した微高地の範囲は、古い地籍図に記された畑地を参考にしたものであるが、調査で確認した地形変換点と地籍図の畑地の範囲が概ね重なっており、地籍図の測量水準がある程度保証されるといえる。翻って考えると、伝路の根拠の一つとした帯状の微高地（微高地の間をつなぐ陸橋状の微高地）についてもその正確性を補強するものである。

掘立柱建物

限られた調査範囲の中で検出した掘立柱建物は、直交に配置された2棟のみである。その他にも、この微高地上に直交または並列配置された掘立柱建物が展開している可能性が高い。

SB-46（第124図）

微高地の中心付近に位置する南北棟の側柱建物で、南側は既存の農業用倉庫の下へ伸びている。農業用倉庫の基礎の根入れは深くないと思われるので、SB-46のその他の柱穴は残っている可能性が高い。桁行3間以上（5.73m以上）、梁行2間（3.92m）、主軸方位N-16°-W、建物面積は22㎡以上を測る。柱間

間隔は、6尺（1.81m）と7尺（2.11m）がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.8～0.9m、短軸は0.6～0.7m、柱痕跡は0.3mである。出土遺物はない。

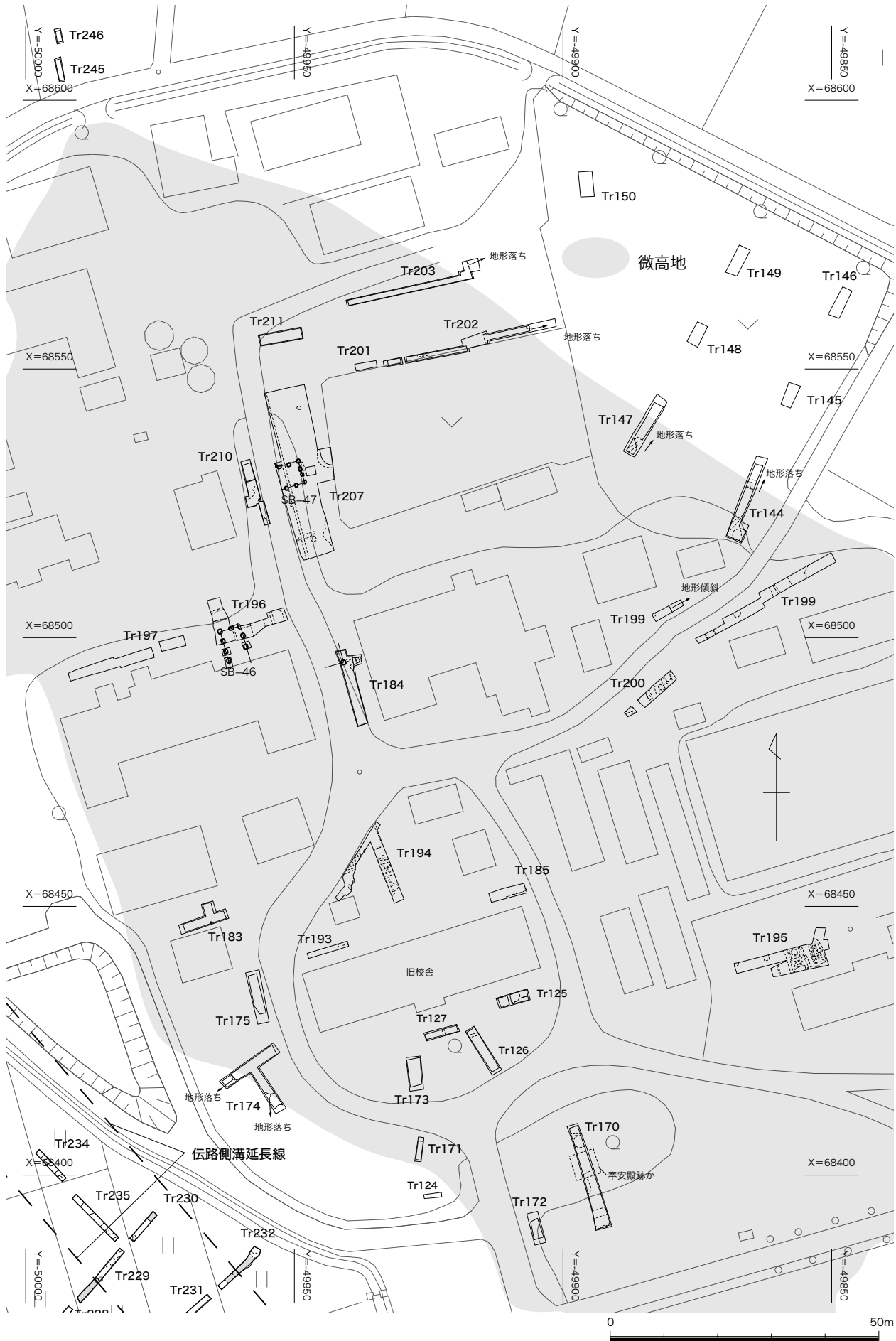
なお、SB-46から東に約17mの地点に柱穴を1基検出している（第123図のTr184）。平面形は方形で、柱掘方の長軸0.9m、短軸0.8mを測る。SB-46と同じ規模であり、官衙に関連する掘立柱建物の柱穴の可能性が考えられる。

SB-47（第125図）

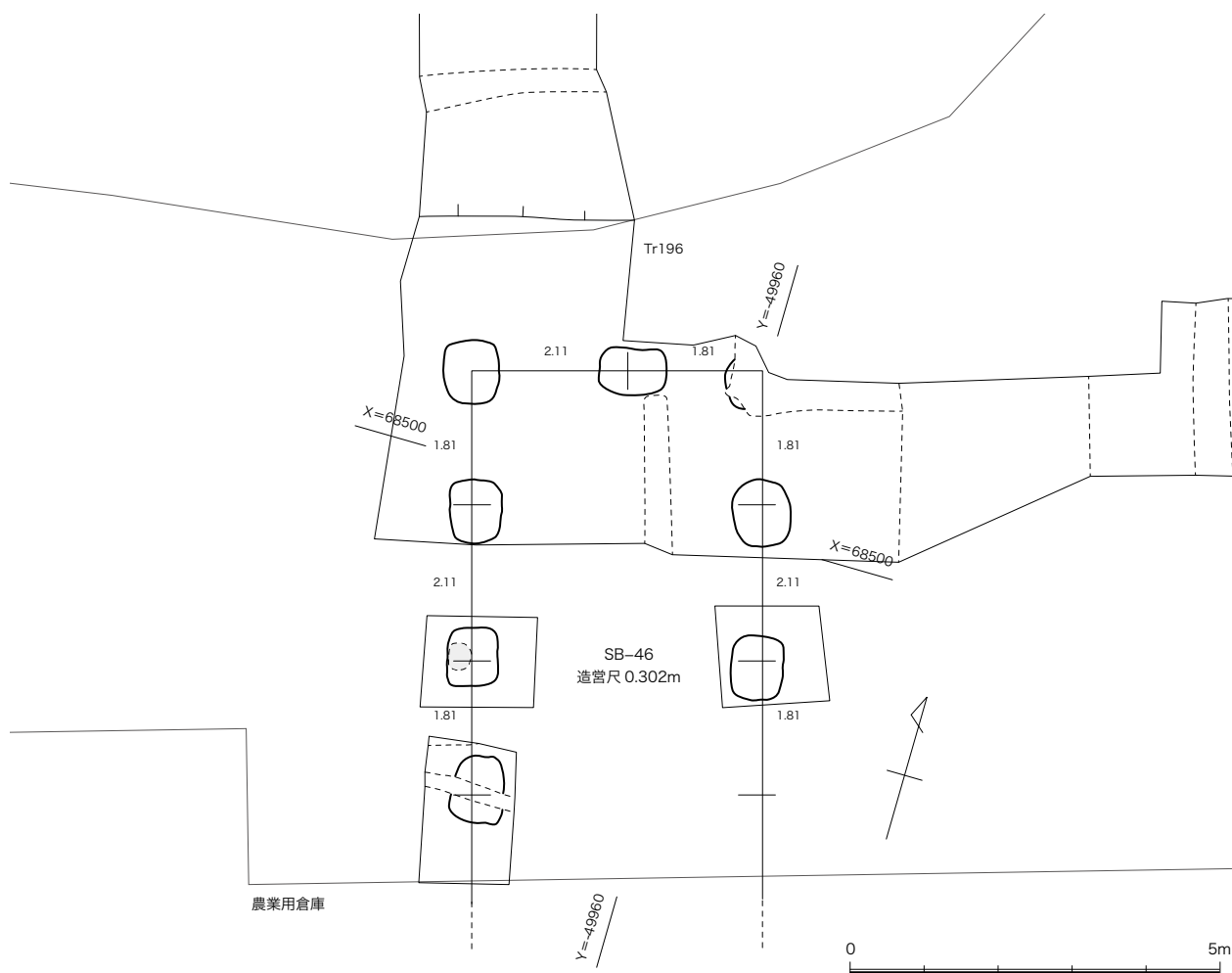
SB-46の北東約26mの地点に位置する東西棟の側柱建物で、桁行2間以上（3.62m以上）、梁行3間（4.23m）、主軸方位N-73°-E、建物面積は15㎡以上を測る。柱間間隔は、桁行が6尺（1.81m）で、梁行が4尺（1.21m）と5尺（1.51m）である。

西に隣接するTr210には柱穴が認められないので、桁行は長くても4間程度とみられる。ただし、この付近は削平度合いが大きいため、柱穴が消滅している可能性も否定できない。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.6～0.7m、短軸は0.5～0.6mである。SB-46の柱掘方と比較して一回り小さく、官衙関連建物としても小規模なものと思われる。出土遺物はない。

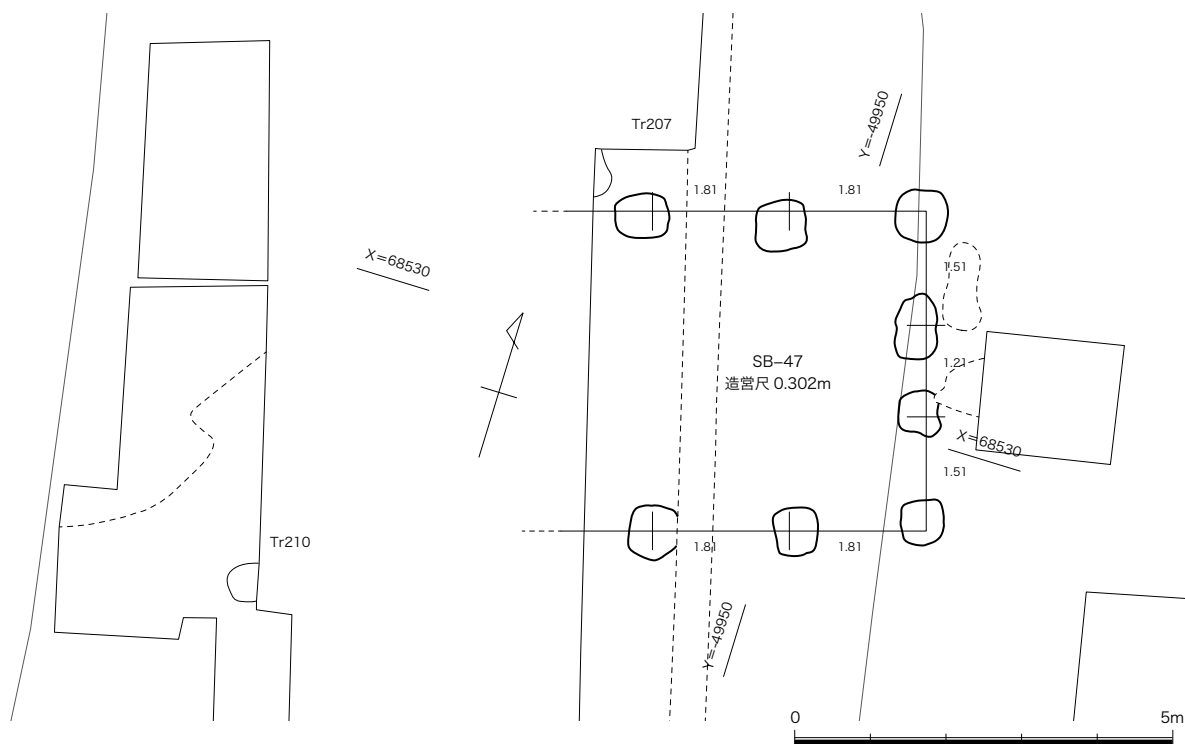
建物の主軸方位がSB-46と直交する配置になっており、同時に存在した可能性が考えられる。



第123図 官衙関連遺構平面図(1/1,000)



第 124 図 SB-46 平面図 (1/100)



第 125 図 SB-47 平面図 (1/100)

鶴見塚古墳

正倉域の東約200mに6世紀後半の前方後円墳である鶴見塚古墳が位置する。後円部は宅地化が進んで原形をとどめておらず、前方部も一部墳丘を失っている。くびれ部付近は古墳を切り通して道路が通り、古墳の遺存状況は必ずしも良いものではない。

鶴見塚古墳の概要

鶴見塚古墳の立地について

正倉域の東約200mの地点に位置する。鶴見塚古墳が立地する丘陵は、乙犬丘陵から博多湾へ向かって西に伸びる舌状丘陵の一つであり、沖積地へ突き出した先端に鶴見塚古墳が築造されている。くびれ部付近の地山の標高は15～16mで、その上に3mほどの盛土と削り出しによる整形を施して墳丘を築造している。丘陵の先端に位置する前方部前面の標高が11～12mであることから、地

形の高低差を利用して、盛土の土木量以上に墳丘が大きくみえる視覚的効果を最大限に活かしている。

鶴見塚古墳は、阿恵遺跡に官衙が造営されたときも前時代の権力者の墓としてシンボリックに認識されていたことは想像に難くない。また、律令国家の権威を象徴する正倉と前時代の首長墳である鶴見塚古墳の間を、大規模な公共事業として整備された伝路が通過するという位置関係は、官衙の全体計画を考えるうえで非常に示唆的である。

近世地誌の記述にみる古墳の規模

鶴見塚古墳は、宅地化による影響で後

円部が原形をとどめておらず、墳丘とともに石室も消滅しているとみられる。前方部の一部も墳丘を失い、くびれ部付近には切り通しの道が通っている。過去に発掘調査がおこなわれたことはなく、現時点では墳丘規模の復元は困難な状況である。

破壊が進む以前の鶴見塚古墳の状況を知る手掛かりとして、19世紀前半に青柳種信が編纂した近世地誌『筑前国統風土記拾遺』(以下『拾遺』とする)の記述が参考になる。

「鶴見塚とて大なる塚有。高さ弐間半上に古松立ち。中に小径ありて両山の如し。其東方丸き山の南の方に窟口開たり。口の高弐尺五寸巾弐尺有。其前に廊

		墳丘	周溝※1	開口部	羨道	石室	石屋形	蓋石(石屋形)
鶴見塚古墳	記述値	高2間半	東西長48間	高2尺5寸	高2尺5寸	高6尺8寸	高4尺	長6尺1寸餘
	換算値	4.5m	86.4m	0.75m	0.75m	2.04m	1.2m	約1.83m
	記述値	長17間半※2	南北長40間	巾2尺	巾4尺7寸	巾1間半	長6尺3寸	巾4尺
	換算値	31.5m	72m	0.6m	1.41m	2.7m	1.89m	1.2m
東光寺剣塚古墳	記述値	巾5間※2	巾3～8間		奥1間	奥3間	巾4尺	
	換算値	9m	5.4～14.4m		1.8m	5.4m	1.2m	
	記述値	高記述なし	東西長40間	方3尺	高記述なし	高1間半	高記述なし	長記述なし
	換算値		72m	0.9m		2.7m		
東光寺剣塚古墳	測量値	5.5m(2段目のみ)	88m	巾0.8m前後 高1.0m前後	1.11m	2.8～3.0m	1.96m	2.46m
	記述値	長記述なし	南北長47間		巾記述なし	巾1間半	長記述なし	巾記述なし
	換算値		84.6m			2.7m		
	測量値	約75m(全長)	92m			2.78m	2.37m	1.28m
東光寺剣塚古墳	記述値	巾記述なし	巾記述なし		奥3間※3	奥記述なし	巾記述なし	
	換算値				5.4m			
	測量値	約59m(前方部幅)	9～10m		4.97m	4.18m	1.11m	

換算値は、記述内容をもとに換算した数値。

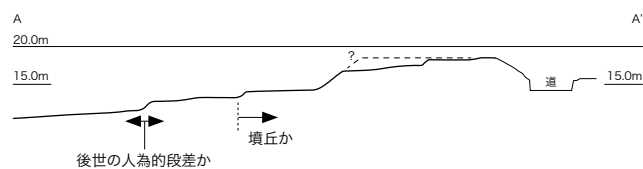
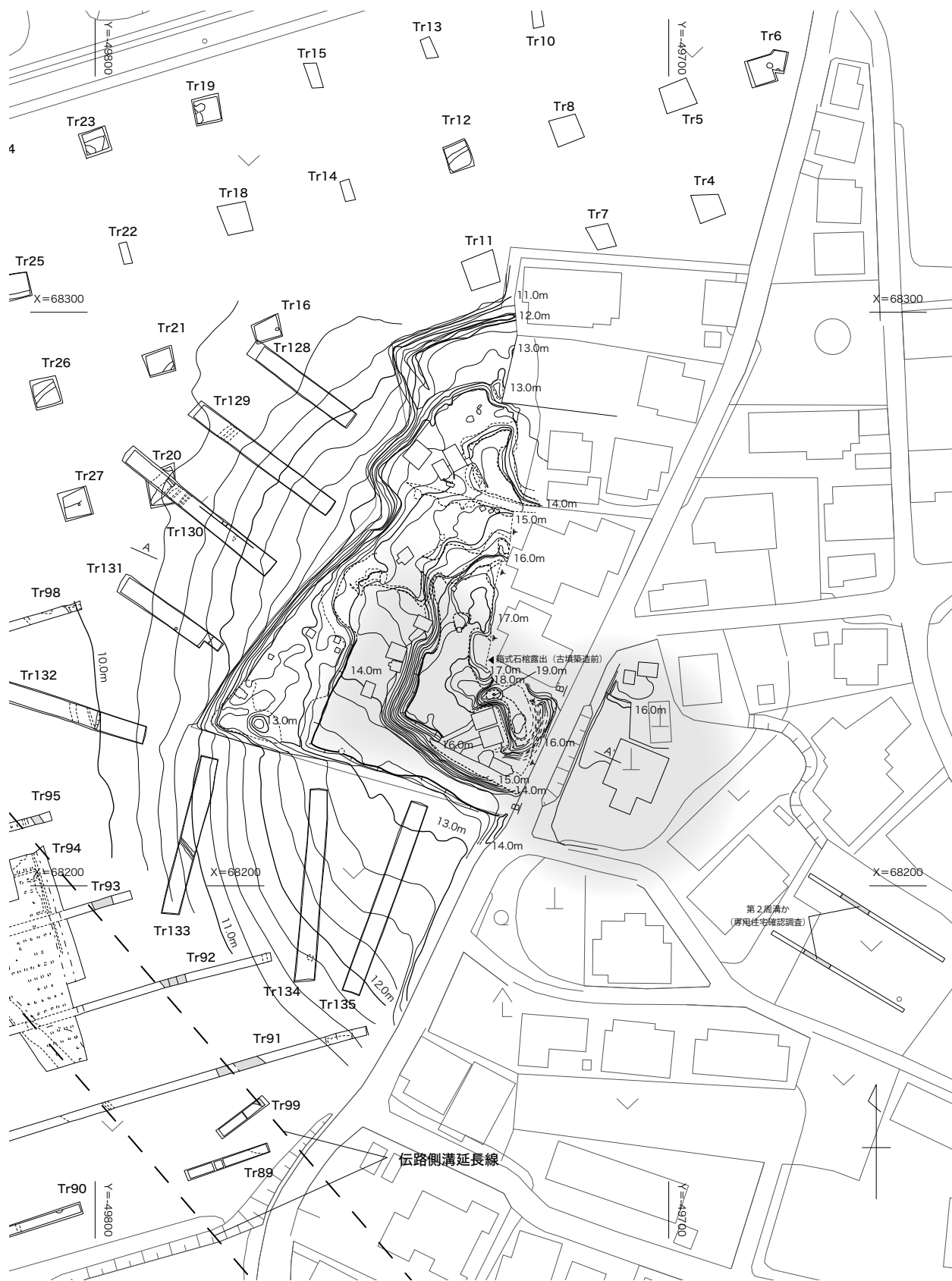
測量値は、『東光寺剣塚古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書第267集 福岡市教育委員会1991による数値。

※1 第1周溝の外縁の規模

※2 前方部頂部の平坦面を計測した数値とみられる

※3 羨道と前室を合わせた数値

表1 『筑前国統風土記拾遺』の記述にみる墳丘規模の比較



第126図 鶴見塚古墳平断面図(1/1,000)



第127図 鶴見塚古墳断面図 (1/500)

の如き所高式尺五寸中四尺七寸入壺間、窟中高六尺八寸中壺間半入三間奥に石槨あり。前の側石なし。人の発きしものなるへし。石槨高四尺長六尺三寸口の中四尺、蓋石長六尺寸餘横中四尺寸杵石也。西の方の山東西に長し。高同し程也。長さ十七間半南北五間山上平か也。廻りに松立り。兩塚の周りに堀切有。堀の廣さ東西にて四拾八間南北四拾間、中廣き所八間狭き所或は五間或は三間有。那珂郡中村の劔塚に似たり。帝陵の状也。古への高貴の人の墓也へし。」

以上が鶴見塚古墳の記述である。文中にある「那珂郡中村の劔塚」とは、那珂遺跡群の中に位置し、被葬者が那津官家の管掌者と目される東光寺劔塚古墳のことを指す。以下は東光寺劔塚古墳に関する記述である。

「小山の如し。冢上西の方高し。周りに堀あり。堀より掘の間東西四十間南北四十七間南方に窟開けり。入口方三尺奥に入ると三間高壺間半横壺間半奥の間は壘六枚を敷へし。奥の方石壁に添て石棺あり。前の方側石なし。發きし時に取捨しなるへし。依て其形柵を構へたる如し。

—略— 上古に高貴の人を葬りし墳家なり。周りに堀をほり廻せり。」

鶴見塚古墳と東光寺劔塚古墳の記述内容をまとめて比較したものを表1に示した。

周溝の規模がほとんど変わらないことから、墳丘規模も同程度と推測することができる。東光寺劔塚古墳は複室の横穴式石室であるため、開口部から後室まで3間と長いが、鶴見塚古墳は1間しかない。石室の平面規模に大差はないが、高さはやや異なるようである。両者とも主体部は石屋形で、鶴見塚古墳が一回り小さい。

これは19世紀前半の計測値であるので、そのまま使用することはできないが、石室内部など狭い範囲の計測値はほとんど誤差がなく、古墳の様相を類推するデータとして充分に参考となる。なお、『拾遺』の記述から、鶴見塚古墳の横穴式石室は後部の南側に開口部があったことがわかるが、現況を見る限り既に消滅していることは確実である。

墳丘測量の調査成果

墳丘の規格について（第126、127図）

平成26年度に前方部を中心として墳丘測量をおこなった。前方部は墳丘が残っているとはいえ、共同墓地に利用されていることもあり、改変を受けている部分も多い。

前方部の最高所は標高19mにピークがあるが、そこだけ周辺よりも高いためやや違和感がある。すぐ南に墳丘を削り取って墓が建てられているところがあり、墓地を造成する際に掘削した土の一部を墳頂に積み上げた可能性も考えられる。比較的等高線が緩やかな標高18.5m付近を墳頂に想定しておく。

上記を墳丘の上段とすると、その下の標高17m付近に存在するテラスを中段の平坦面とする考え方もできるかもしれない。ただし、平坦面が前方部の北側へ広がり、墳丘としての形状をかなり逸脱してしまうため、判断には慎重を要する。前方部の北側は、標高17m付近から緩やかに北に傾斜する等高線が表れていて、自然地形を示しているとみられる。標高17mを墳丘の中段テラスにすると自然地形と同じレベルになり、墳丘と周辺地形の境目がなくなってしまう。『拾遺』が前方部墳頂の平坦面を、長さ31.5m、幅9mと記述していることから考えて、一見してわかる程度に墳丘は自然地形から独立しているはずである。この平坦面は墓地として利用するために造成した可能性もあり、判断は保留したい。また、『拾遺』の記述によると、墳丘の高さは4.5mほどであり、標高14m付近にある平坦面から測れば前方部の墳頂（標高18.5m）までの高さに一致する（『拾遺』は1段目の墳丘を認識していないとみられる）。以上のことから、標高14mから墳頂部までを2段目の墳丘とすることも充分考えられるだろう。

最下段となる1段目の墳丘は、前方部前面の標高13.25m～14mにみられる段を考えておきたい。1段目と2段目の前方部前面が平行することから、本来の墳形を表しているとみられる。

なお、前方部前面側の標高12m付近にも段がみられる。調査前はこの段を墳裾と想定していたが、調査結果から古墳

とは無関係と考えている。古墳は農場の敷地外に位置し、この段は農場と古墳の敷地境界に沿っている。農場職員の方からの聞き取りによると、低地に位置する耕作地をかき上げるため、過去に鶴見塚古墳周辺の農場の土を削り取った経緯があるとのことである。後述するが、その状況を示すように、古墳周囲に設定した調査トレンチは地山が著しく削平されていた。敷地境界に沿う段は、農場の土取りによるものであり、古墳とは無関係と判断する。

鶴見塚古墳は、東光寺劔塚古墳と同様に、2段築成の墳丘を想定しておきたい。後部の規模は判断できないので、『拾遺』で同規模に認識されている東光寺劔塚古墳を参考にして、第126図に墳丘規模の推定を網掛けで示した。全長は東光寺劔塚古墳と同じ75mとしている。

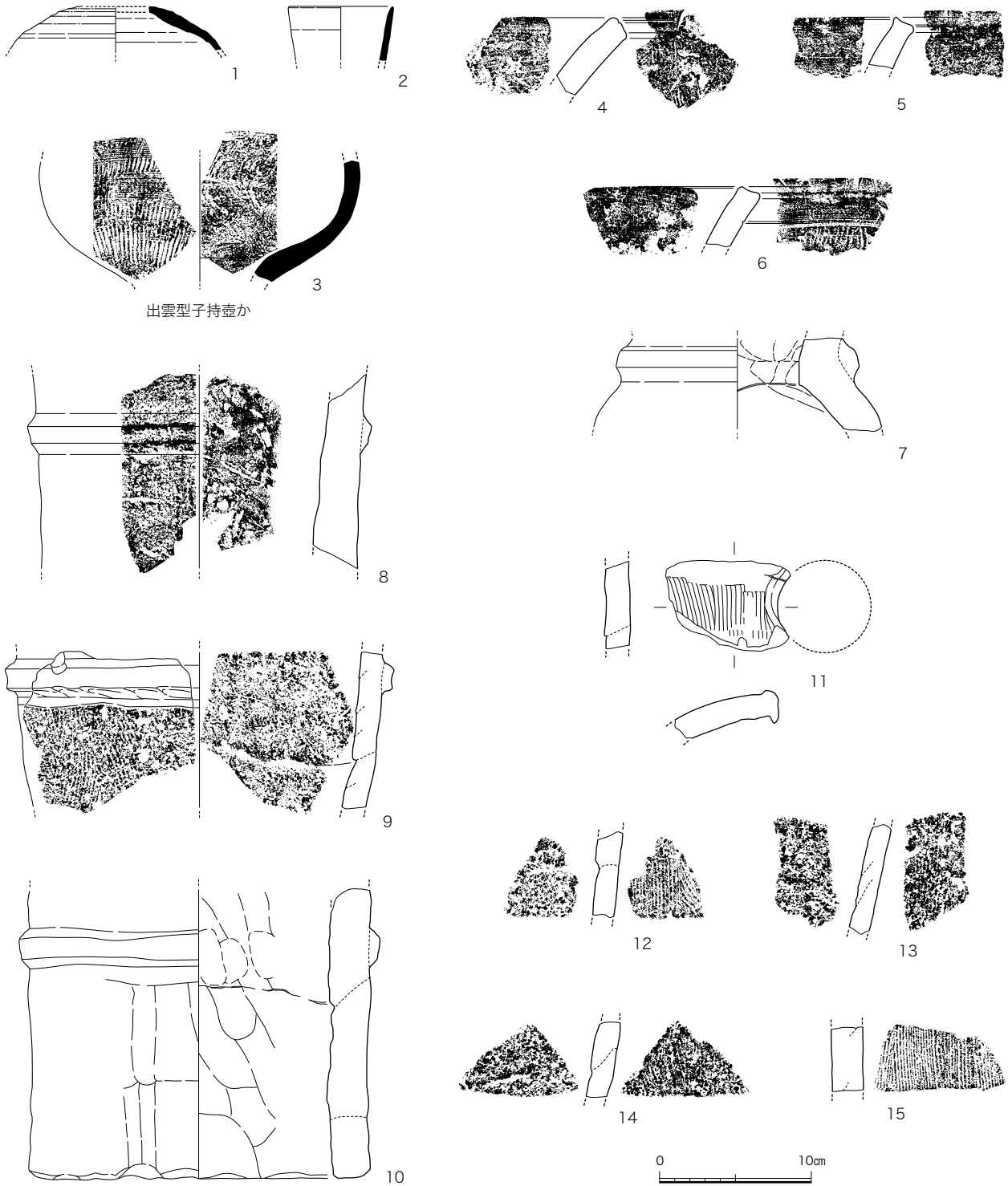
ただし断っておくが、この推定図はおおよその主軸方位や規模を認識しやすくするためのものである。今回の調査では墳丘に調査トレンチを設定していないので、規模や墳形の確たる根拠は乏しく、この推定図をもって鶴見塚古墳の規格を論じることはできない。取り扱いには注意されたい。

鶴見塚古墳表採遺物（第128図）

前方部の墳丘で表採した遺物を報告する。

1～3は須恵器。1は杯蓋で、天井部に回転ヘラケズリを施す。屈曲部は明瞭ではなく、浅い沈線状の段が付くのみである。6世紀後半。2は長頸壺の口縁部。復元口径6.8cm。3は出雲型子持壺か。底のない親壺の底部で、破損部付近から脚部につながるとみられる。外面は平行タタキの後、カキメを施す。内面は同心円状の当て具痕が残る。内面の脚部付け根はヨコナデである。器壁は1.0～1.5cmと厚手のつくりである。胴部最大径は22cm前後を測る。胎土は、一部荒い石英粒を含むものの精良で、全体に灰黄褐色を呈し、ガラス状の光沢があり良質。近隣ではみない質感である。色調は、外面が暗赤灰色で内面は青灰色。

4～15は埴輪。7のみ朝顔形埴輪で、他は円筒埴輪である。4～6は口縁部で、色調は明赤褐色を呈する。4はやや丸みをもった方形で、端部に沈線が1条巡る。内面ヨコハケ、外面タテハケで



出雲型子持壺か

第128図 鶴見塚古墳表採遺物実測図(1/4)

一部にヨコナデ。5はナデにより端部が凹面状になる。内外面ともヨコナデ。6は5と同様に端部が凹む。口縁部下の外面に沈線がある。内面ヨコハケ、外面タテハケ、口唇部はヨコナデ。7は朝顔形埴輪の頸部。内面は指ナデ後に指オサエで、肩部の内面は斜位のナデ。外面は剥離のため調整不明。頸部突帯の復元最大径は16.0cm。色調は橙色、焼成はや

や甘く軟質気味。8は外面に荒いタテハケが残る。突帯は低平なM字状になる。復元最大径22.7cm。色調は明赤褐色。9はM字状の突帯で、下側のみ連続的な指オサエが残る。1.5cmほどの間隔で粘土の継ぎ目がある。復元最大径24.0cm。色調は明赤褐色。やや軟質。10は基底部で、低い台形の突帯が付く。外面は縦位のナデ、内面は斜位のナデで

ある。復元底径22.4cm。色調は橙色、焼成はやや甘く軟質気味。11は円形透孔で、推定孔径6.2cm。外側から孔を開ける。外面はタテハケ、内面は指オサエとナデ。色調は明赤褐色、焼成はやや甘く軟質気味。12～15は外面タテハケで、内面は調整不明。

墳丘の断面測量

町道拡幅工事に係る調査 (第 129 図)

鶴見塚古墳のくびれ部には、古くから切り通しの道が通っており、平成 22 年度におこなわれた道路の拡幅工事ともなっており、墳丘断面の調査を実施した。

第 129 図はくびれ部から前方部側を見た土層断面図である。古墳が共同墓地に利用されていることや、切り通しにより法面が風化している影響で墳丘の遺存状態は悪い。前節で想定した墳頂の標高値は約 18.5m であり、土層断面測量箇所は 2m 以上墳丘が消滅していることになる。

旧地形の地山は標高 15.75m 付近にあり、一部旧表土を薄く残したまま墳丘が積み上げられる。4・7・8 層はブロック状に硬化した橙色土であり、人為的な盛土を示す。このブロック状の土層は土嚢積みのように規則的な配置にはならない。

後円部側の土層断面図は図示していないが、後円部は既に宅地化されて低平な地形になっており、現地における断面調査においても墳丘が消滅して削平された地山しか残っていないことを確認している。

なお、前方部の北側は、一部宅地により古墳が削られている箇所がある。その削られた法面に、箱式石棺の小口側の石材が露出している (第 126 図)。箱式石棺は地山面から掘り込まれ、石棺の上層に墳丘が築造されているとみられることから、鶴見塚古墳築造前のものと考えられる。

古墳周辺のトレンチ調査

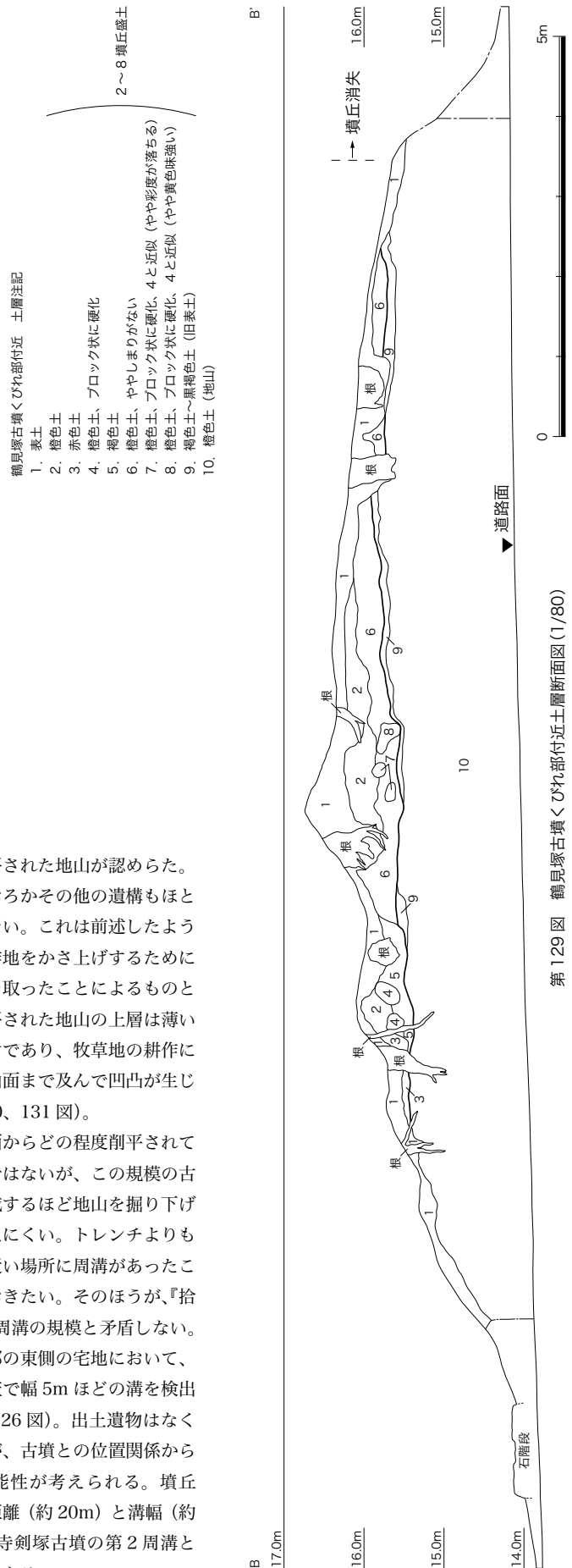
前方部周辺トレンチ (第 126、130、131 図)

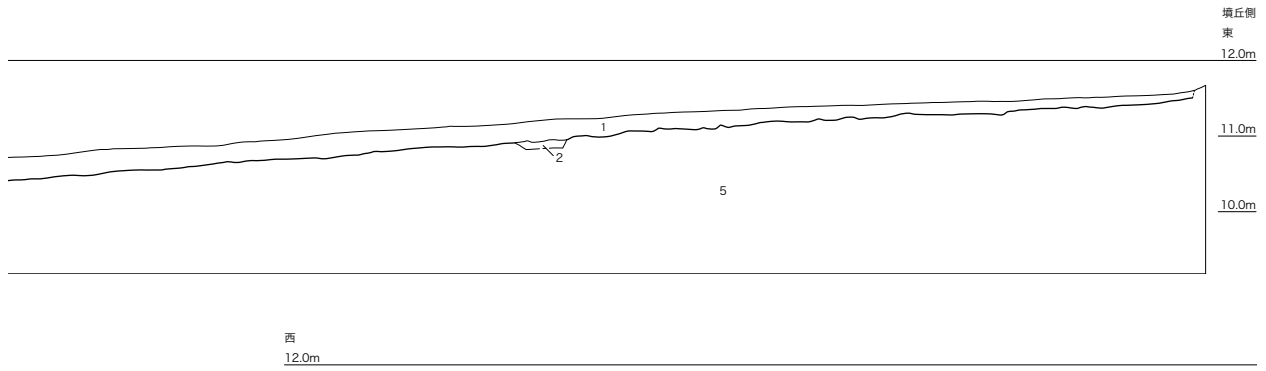
周溝の検出を目的として、前方部の周辺に 8 本のトレンチ (Tr128 ~ Tr135) を設定して確認調査をおこなった。すべてのトレンチにおいて、表土直

下に著しく削平された地山が認められた。周溝の痕跡はおろかその他の遺構もほとんど検出できない。これは前述したように、低地の耕作地をかき上げるために古墳周辺の土を取ったことによるものとみられる。削平された地山の上層は薄い表土が覆うだけであり、牧草地の耕作による影響が地山面まで及んで凹凸が生じている (第 130、131 図)。

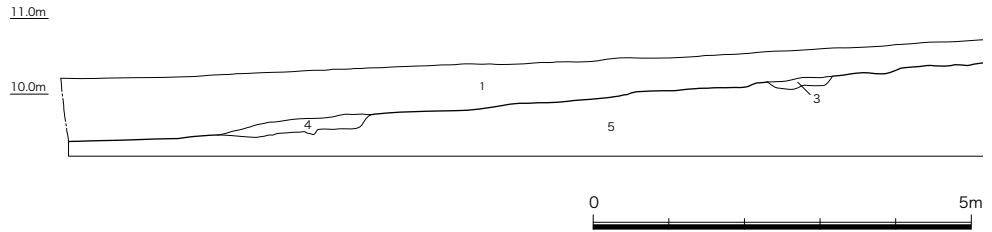
本来の地山面からどの程度削平されているかは定かではないが、この規模の古墳の周溝が消滅するほど地山を掘り下げているとは考えにくい。トレンチよりもさらに古墳に近い場所に周溝があったことを想定しておきたい。そのほうが、『拾遺』に記された周溝の規模と矛盾しない。

一方、後円部の東側の宅地において、過去の確認調査で幅 5m ほどの溝を検出している (第 126 図)。出土遺物はなく時期は不明だが、古墳との位置関係から第 2 周溝の可能性が考えられる。墳丘から溝までの距離 (約 20m) と溝幅 (約 5m) は、東光寺剣塚古墳の第 2 周溝とほぼ同じ規模である。

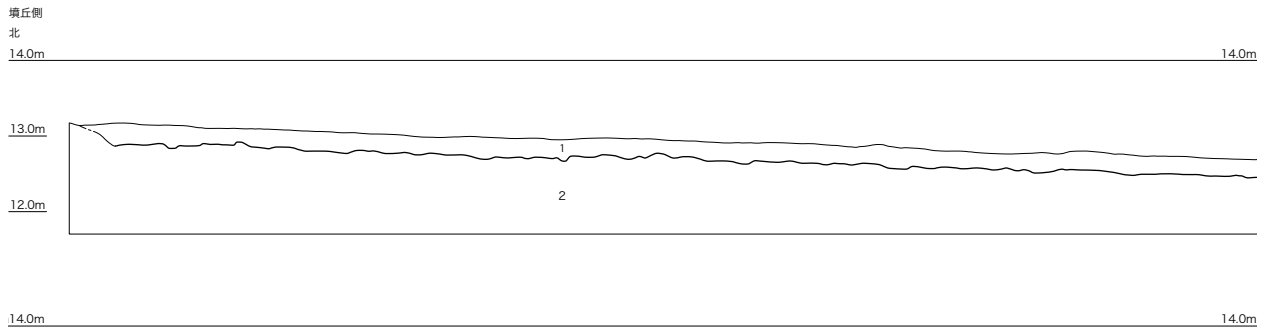




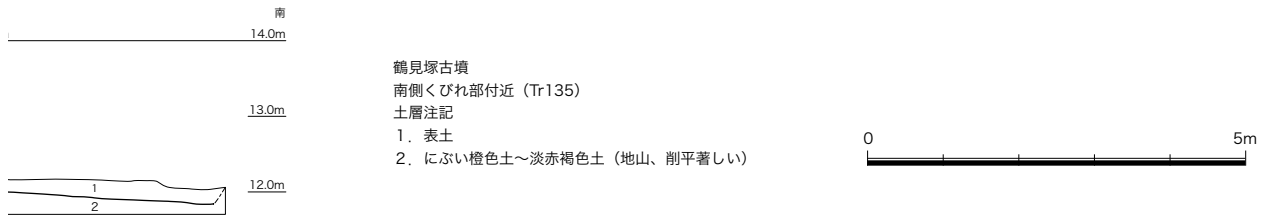
- 鶴見塚古墳
前方部前面 (Tr130)
土層注記
1. 表土
 2. にぶい黄褐色土 (攪乱)
 3. 橙色土 (攪乱)
 4. にぶい褐色土 (攪乱)
 5. 明赤褐色土～浅黄褐色土 (地山、削平著しい)



第 130 図 鶴見塚古墳前方部前面 (Tr130) 土層断面図 (1/100)



- 鶴見塚古墳
南側くびれ部付近 (Tr135)
土層注記
1. 表土
 2. にぶい橙色土～淡赤褐色土 (地山、削平著しい)



第 131 図 鶴見塚古墳前方部前面 (Tr135) 土層断面図 (1/100)

その他の調査箇所

政庁域、正倉域、古代道路、官衙関連地区、鶴見塚古墳のほかにも確認調査トレンチを設定している。その他の調査箇所を「鶴見塚古墳周辺」、「官衙関連地区北側低地」、「正倉域北側低地」、「正倉域南側低地」、「政庁域南側低地」に区分して報告する。各調査トレンチの土層断面柱状図は末尾にまとめて掲載している。

鶴見塚古墳周辺

鶴見塚古墳周辺トレンチ

鶴見塚古墳の周囲に設定した Tr128～Tr135 については、既述のとおり削平が著しく遺構がほとんど存在しない。古墳から離れた場所においても遺構は乏しく、遺物も須恵器や土師器の細片がわずかに出土する程度である。これはもともと遺構が存在しないのではなく、農場として利用されてきた間に、地形の改変がかなりおこなわれたことが明らかになった。

丘陵の先端にある鶴見塚古墳を頂点として、なだらかな斜面に牧草場が広がるエリアであり、調査前は古代の景観を残しているかにみえた。しかし、北西部は微高地の間の谷状の地形であり、それを埋め戻してかさ上げしていることがわかった。北東部の微高地にいたってはかつてため池がつくられていて、ため池を 2m 以上埋め戻して現況の農地を造成している状況である。ため池をつくったときも旧地形の改変がおこなわれた可能性がある。

このエリアは鶴見塚古墳に隣接するという好条件の場所であるが、残念ながら旧地形の残りが悪く、遺構・遺物ともに多くを期待することはできない。

官衙関連地区北側低地

官衙関連地区が位置する微高地に沿っ

て北側に広がる低地である。低地のさらに北側は駅路が通る微高地があり、微高地に挟まれた谷状の地形を呈する。東端に設定した Tr136～Tr139 では微高地と谷の地形変換点を検出しており、その変換点が古い地籍図の「畑」と「田」の境界に対応することを確認している。

主な遺構は見当たらず、遺物も土師器や陶磁器の細片が数点出土するのみである。

正倉域北側低地

正倉域の北側にある低地で、正倉域とは別の微高地との間に挟まれている。谷状の地形を想定していたが、思いのほか谷は浅く、現況の水田の表土を剥ぐとすぐに地山が確認できた。低地と正倉域の比高差は約 1m である。遺構・遺物とも検出できず、正倉と関連するものは認められなかった。

正倉域南側低地

正倉域の南側約 300m を流れる須恵川の後背湿地にあたり、ほとんどのトレンチにおいて粘質土が 2m 以上堆積する状況を確認した。場所によってはバックホーが届かないほど深いところもあり、広範囲に渡って遺構・遺物がみられないエリアである。

ただし、第 133 図で微高地として示した範囲に粘質土の堆積はなく、遺構

を検出している。Tr88 では遺物を出土していないものの、溝、土坑、ピットなどを確認している（第 134 図）。同じ微高地であっても、水田に利用されている Tr83、Tr151、Tr152、Tr162、Tr198、Tr204～206 においては、微高地が削平され、遺構・遺物とも検出していない。

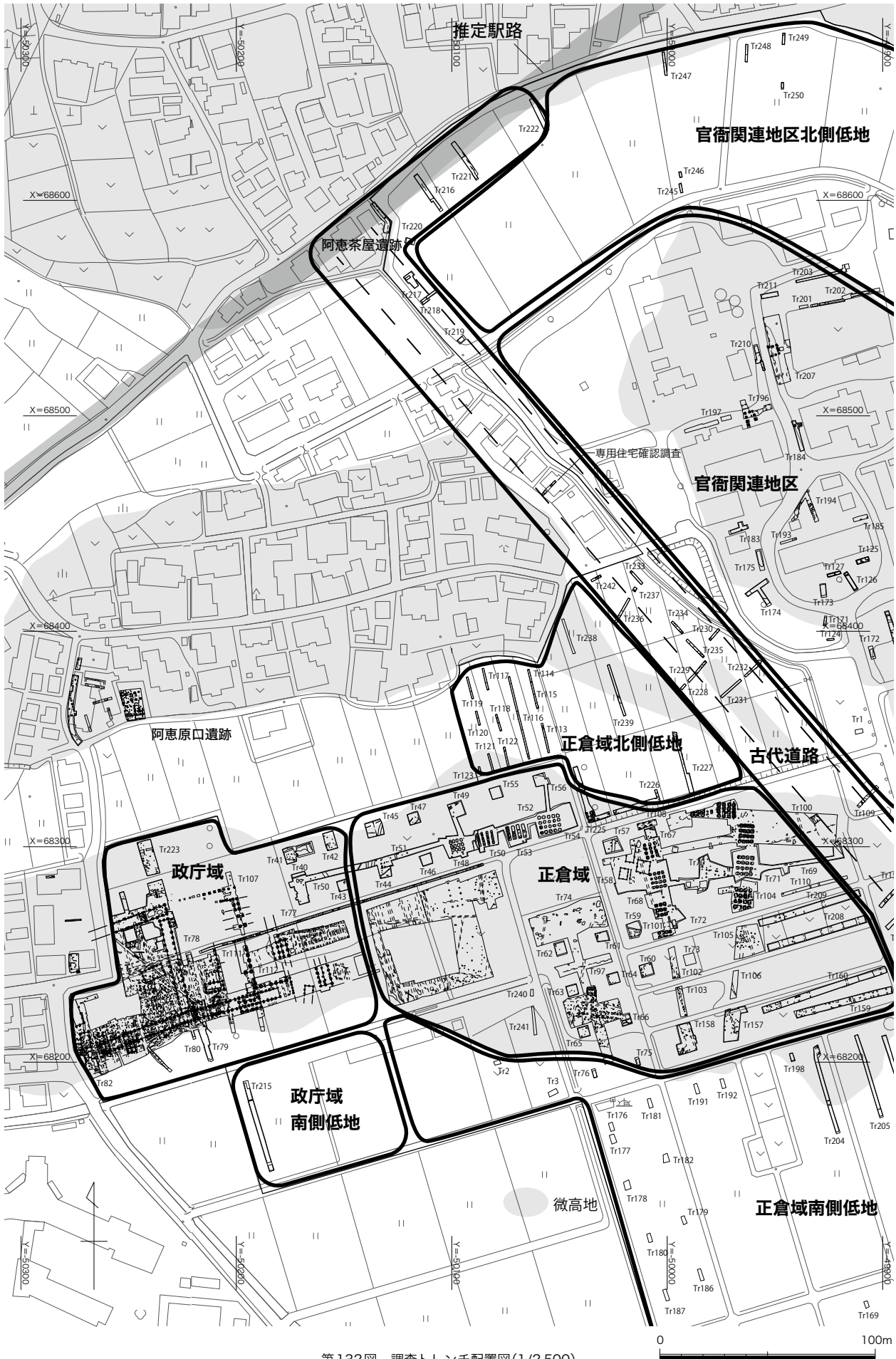
政庁域南側低地

Tr215（第 135 図）

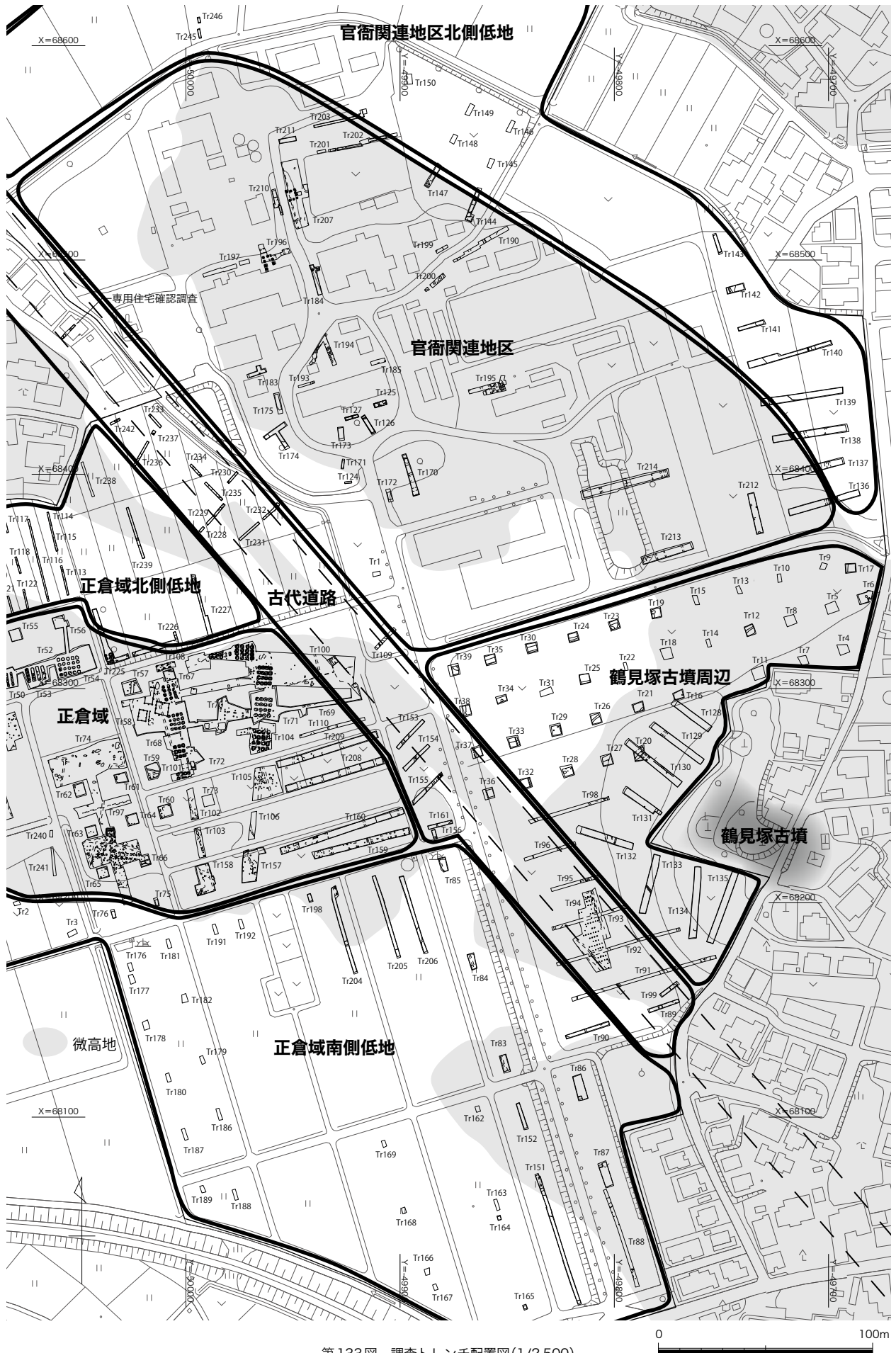
正倉域の南側と同様に須恵川の後背湿地が広がる。木製品などの遺物が出土した政庁南側地形落ち（第 53～57 図）の南約 20m の場所に調査トレンチを設定した。

現況面から 0.5～0.8m の深さに遺物包含層が堆積している。トレンチの中央付近は包含層の上面を確認しただけで掘り下げていない。南北の両端のみ掘り下げたところ、出土量は少ないながらも政庁域と同時期の遺物を検出した。図示していないが、部材らしき木製品の小片なども出土している。遺物を含む粘質土は含水率が高く、政庁付近では木簡などの文字資料が遺存している可能性も考えられ、今後の調査においては注意を要するエリアである。

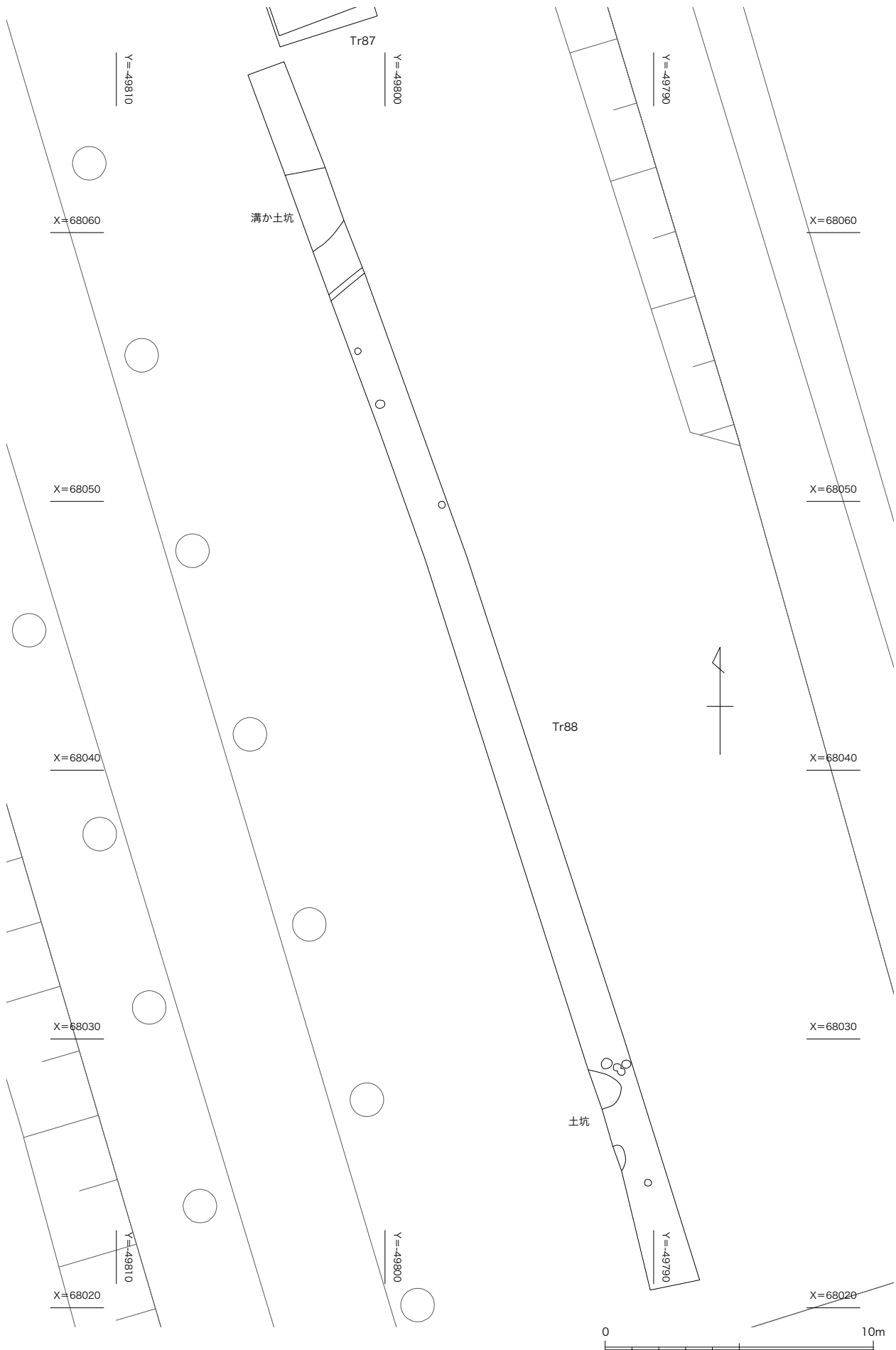
包含層の下層は細かい砂を含む粘質土であることから、水流のある環境を示しており、須恵川の氾濫域であったことが考えられる。最下層の地山は、政庁南側地形落ちから Tr215 にかけて 2° 前後の



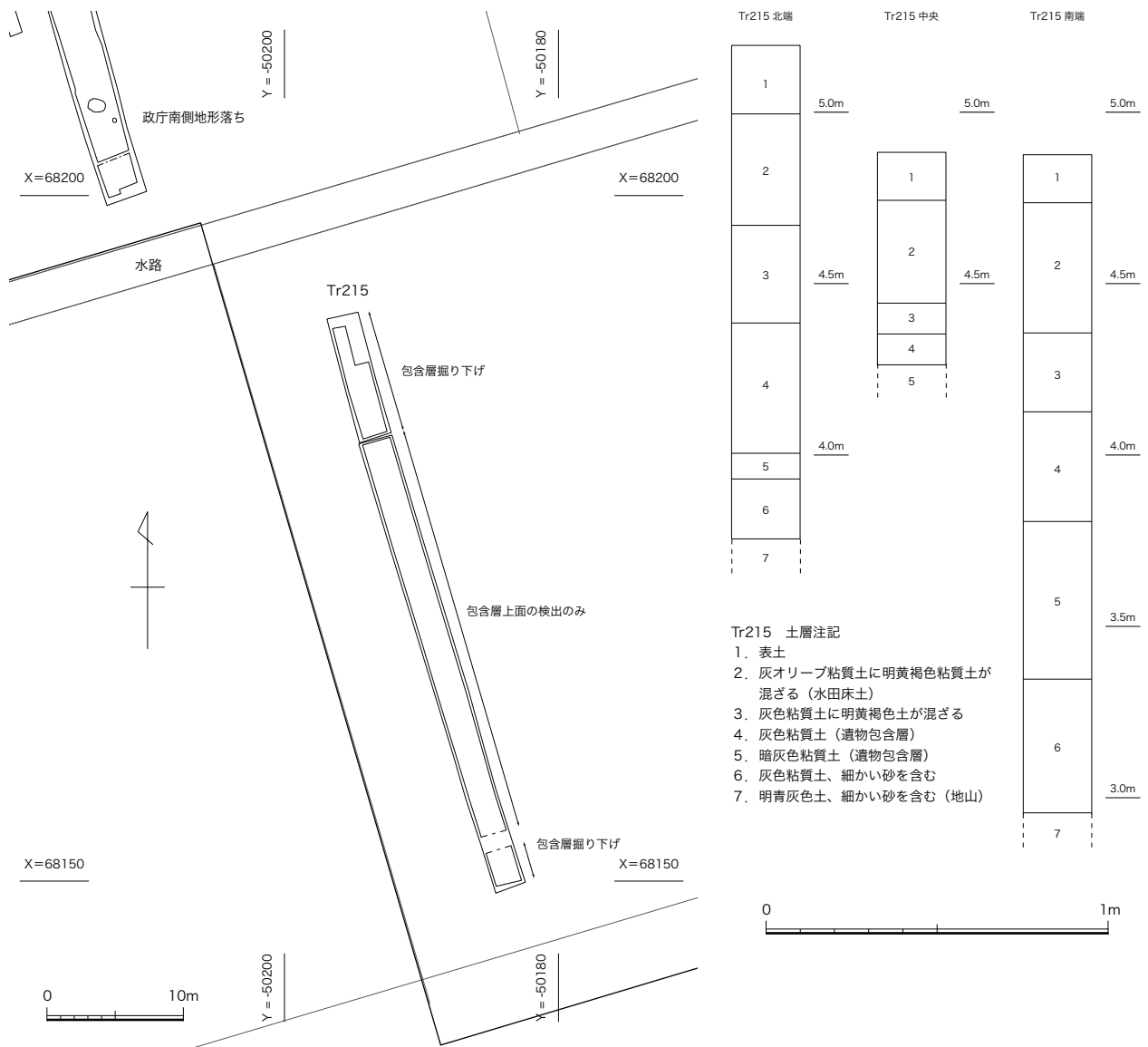
第132図 調査トレンチ配置図(1/2,500)



第133図 調査トレンチ配置図(1/2,500)



第 134 図 Tr88 平面図(1/200)



- Tr215 土層注記
1. 表土
 2. 灰オリーブ粘質土に明黄褐色粘質土が混ざる (水田床土)
 3. 灰色粘質土に明黄褐色土が混ざる
 4. 灰色粘質土 (遺物包含層)
 5. 暗灰色粘質土 (遺物包含層)
 6. 灰色粘質土、細かい砂を含む
 7. 明青灰色土、細かい砂を含む (地山)

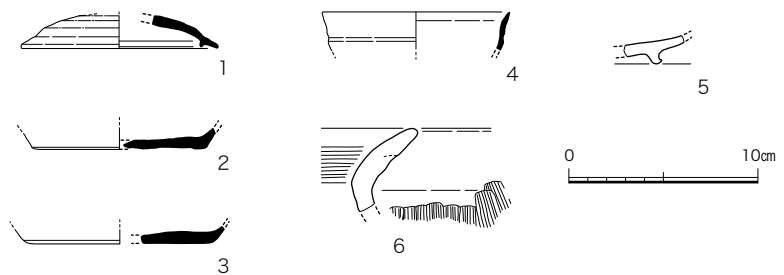
その他の調査箇所

第 135 図 Tr215 平面図、土層断面柱状図 (1/500、1/20)

勾配で緩やかに傾斜している。その後、湿地状の地形が形成され、官衙にともなう遺物が流れ込んだものとみられる。

Tr215 出土遺物実測図 (第 136 図)

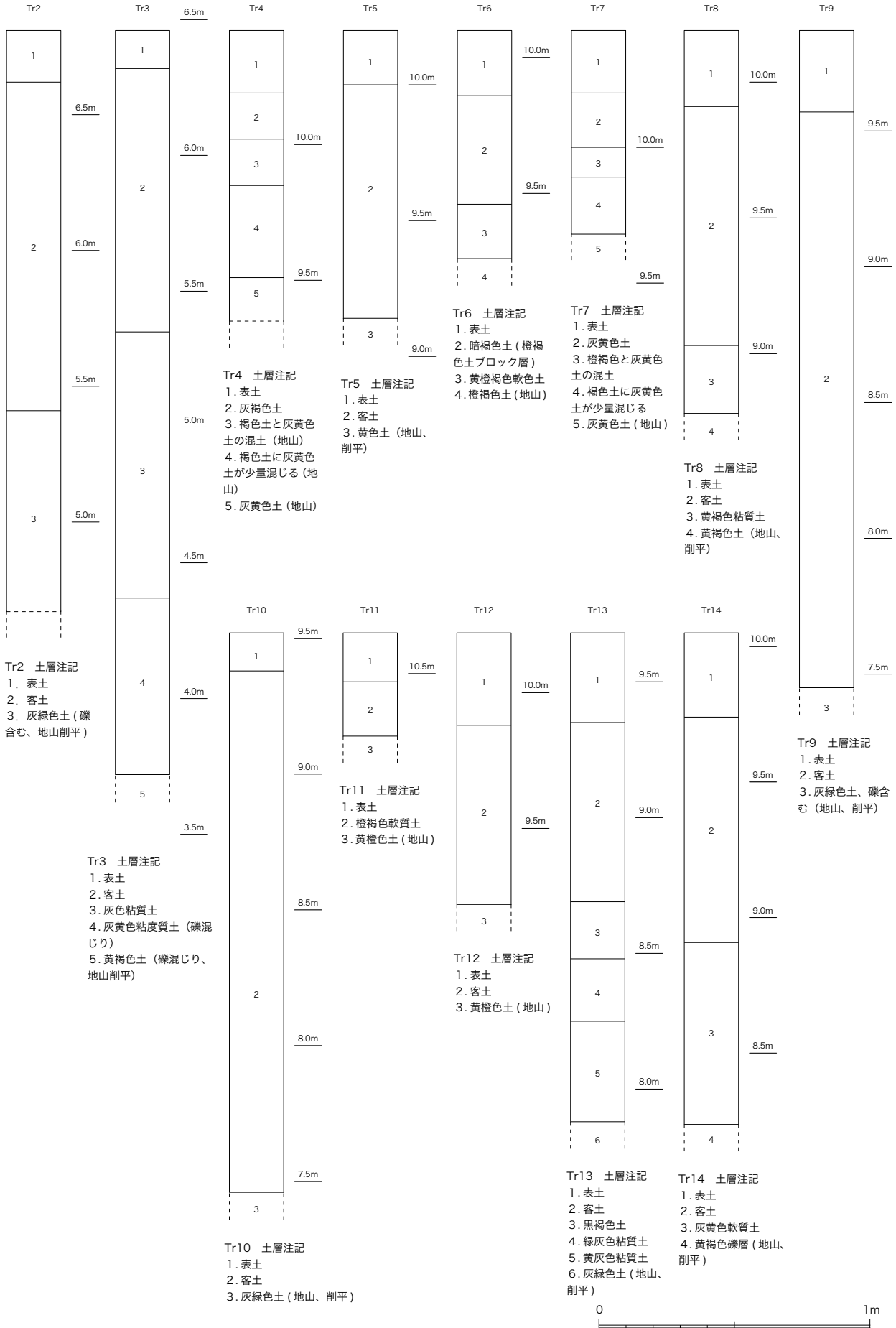
遺物は 4 層と 5 層から出土しているが、層ごとの取り上げはできていない。1～4 は須恵器。1 は杯蓋で、天井部の 2/3 に回転ヘラケズリを施す。復元口径 10.4cm。7 世紀後半。2、3 は杯身でいずれも底部は平坦である。8 世紀中頃か。2 の底部はヘラ切りで、復元底径 10.0cm。3 は磨滅のため調整不明。体部との境は明瞭に屈曲する。復元底径 9.3cm。4 は高杯の杯部。口縁部は外傾



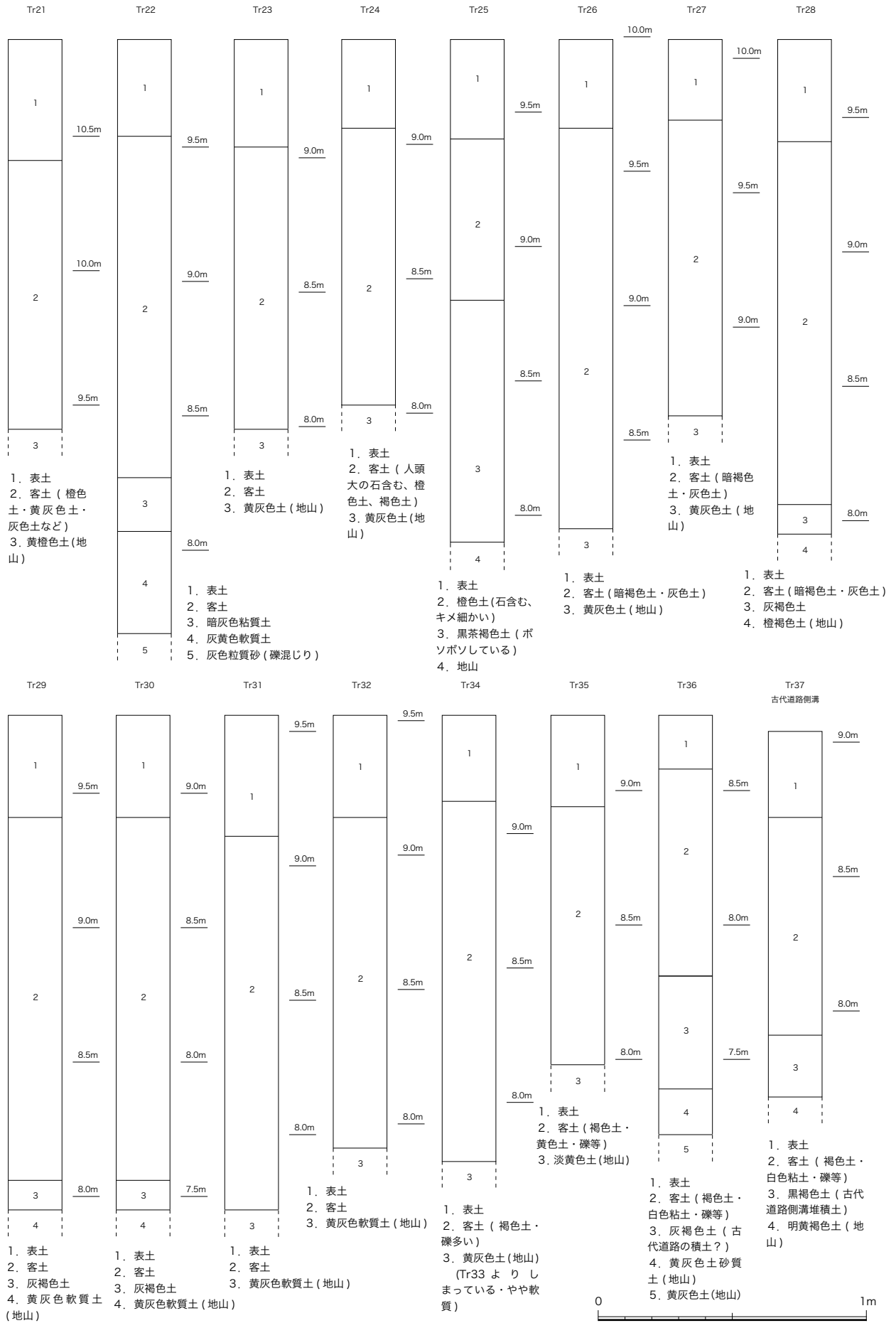
第 136 図 Tr215 出土遺物実測図 (1/4)

し、体部の中ほどに凹線状の段がつく。官衙以前の 7 世紀前半。5、6 は土師器。5 は高台付杯の底部。外方向に踏ん張る高台をもち、底部から体部にかけて丸みをもつ。7 世紀後半。6 は甕の口縁部。頸部は綾をもって屈曲する。口縁部内面

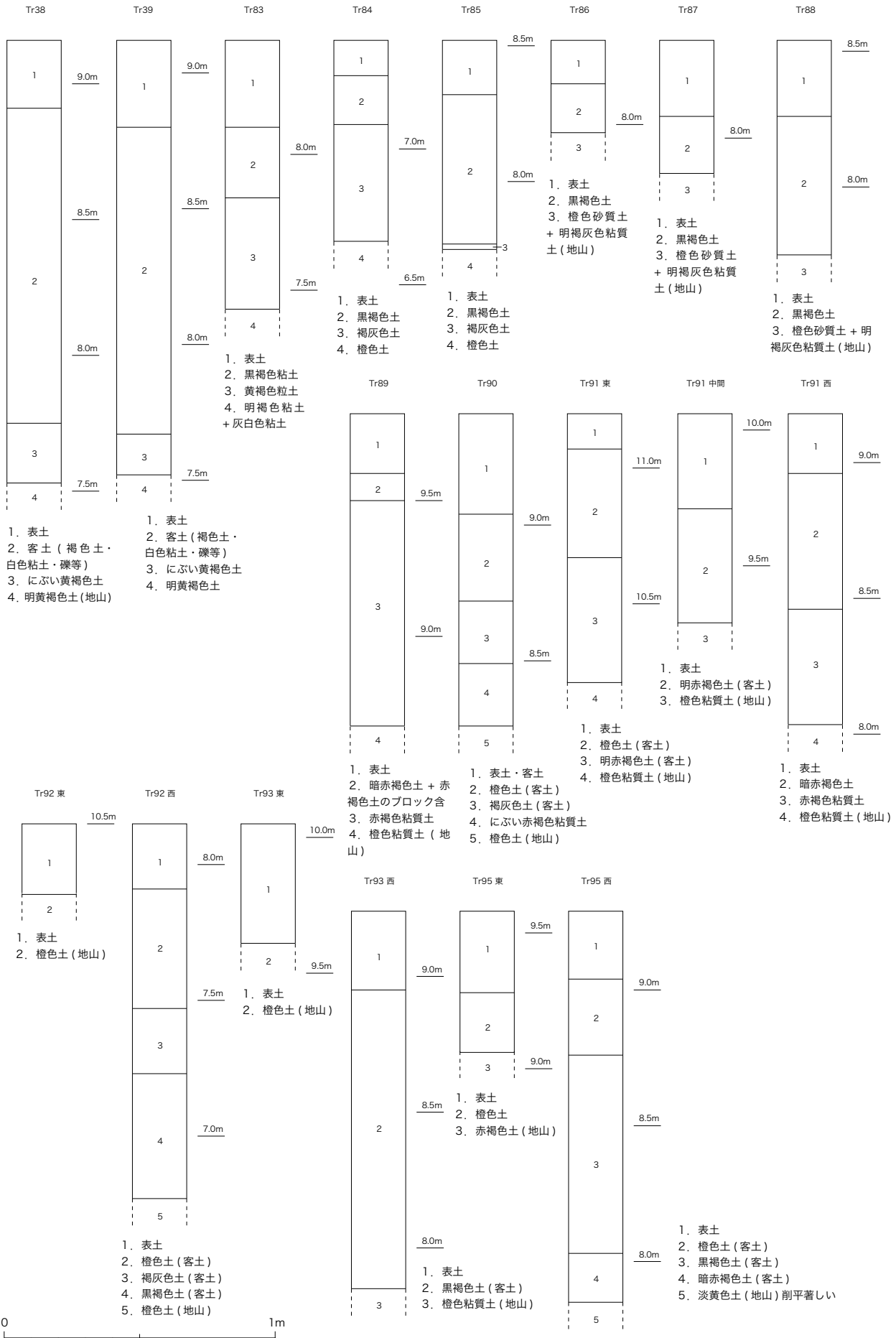
はヨコハケ。体部内面はヘラケズリで、体部外面はタテハケを施す。8 世紀代。時期は 7 世紀後半から 8 世紀代までを含み、4 は政庁域にある官衙以前の堅穴建物の時期にともなうものである。政庁域の出土遺物と同じ様相を示すといえる。



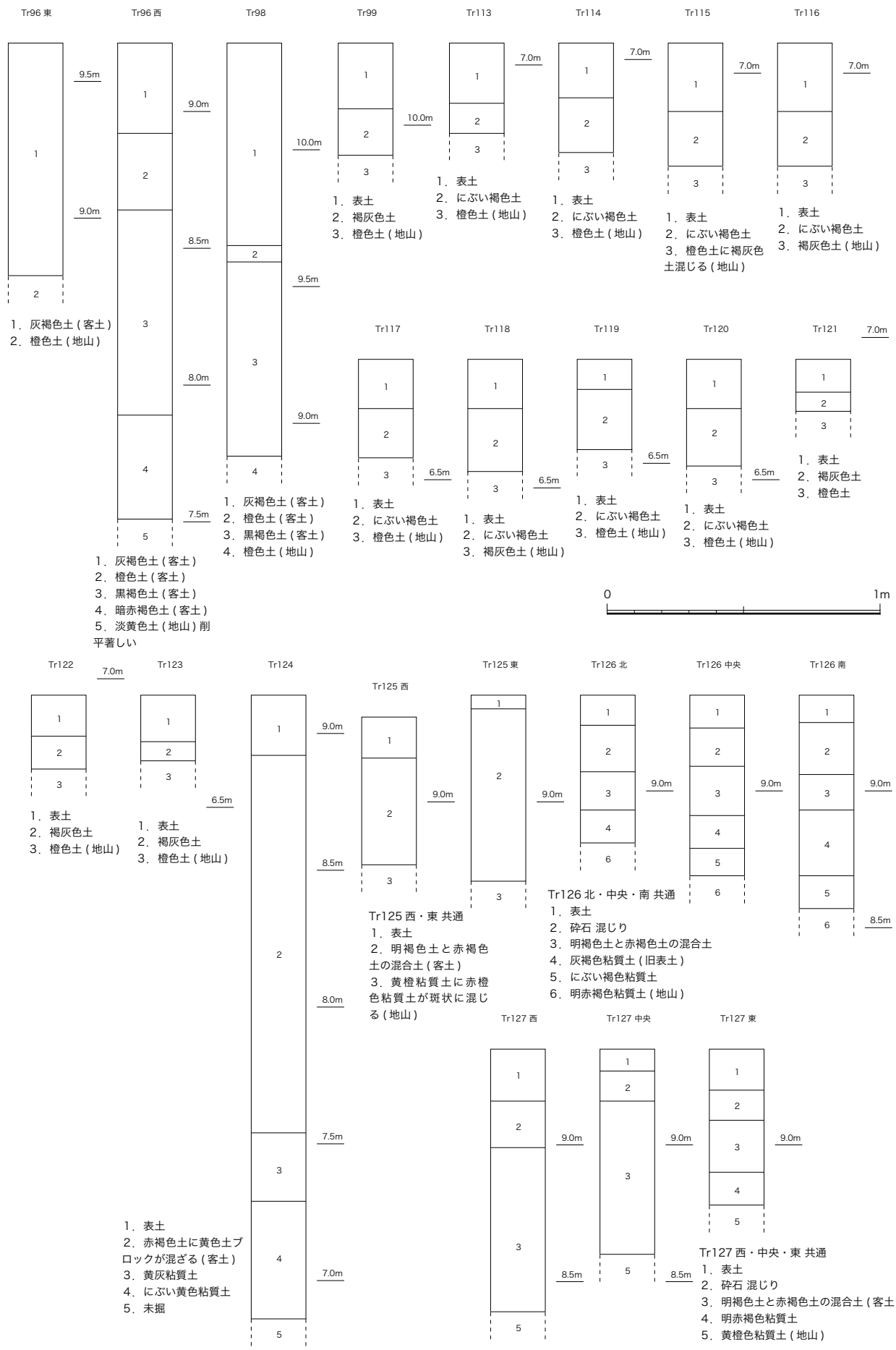
第 137 図 Tr2 ~ Tr14 土層断面柱状図 (1/20)



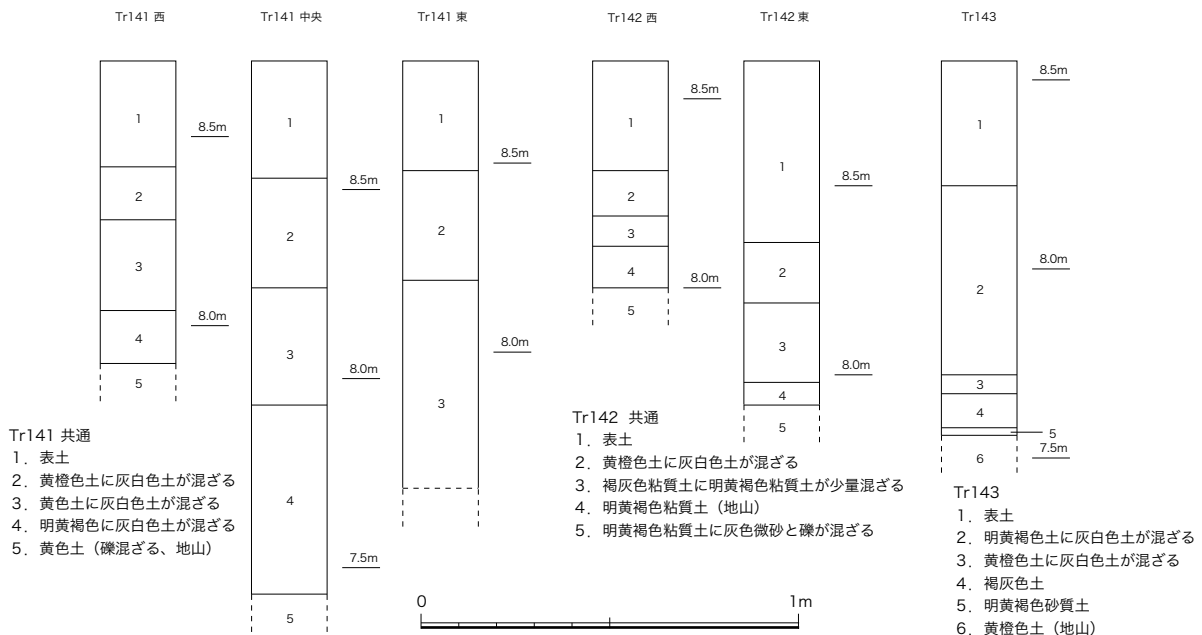
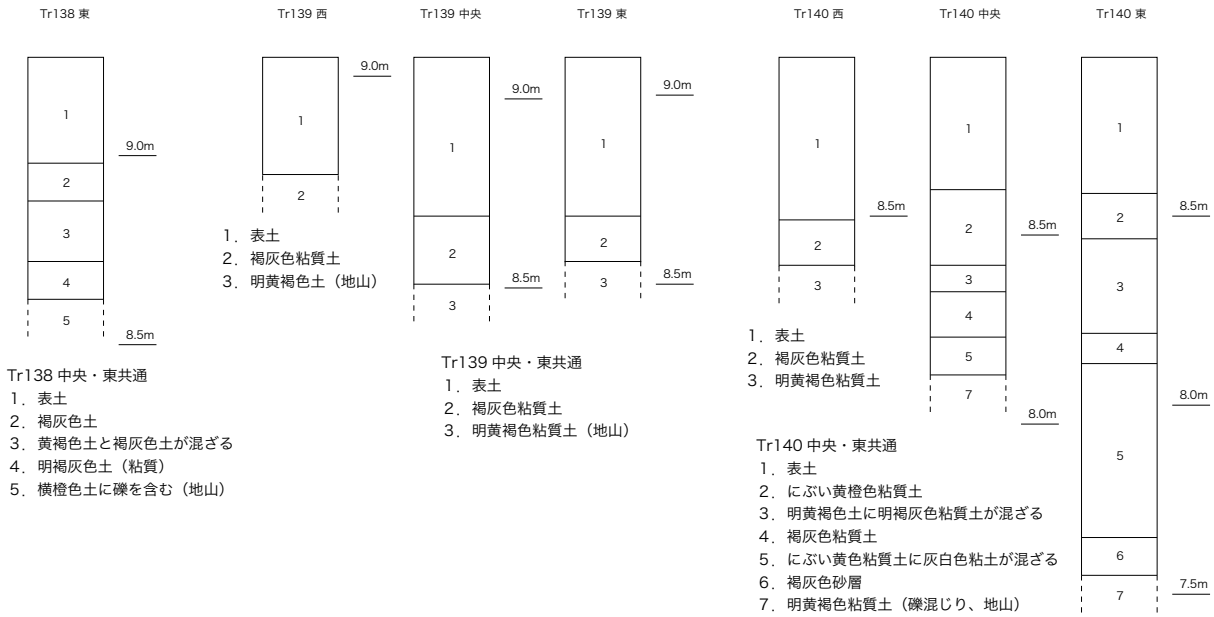
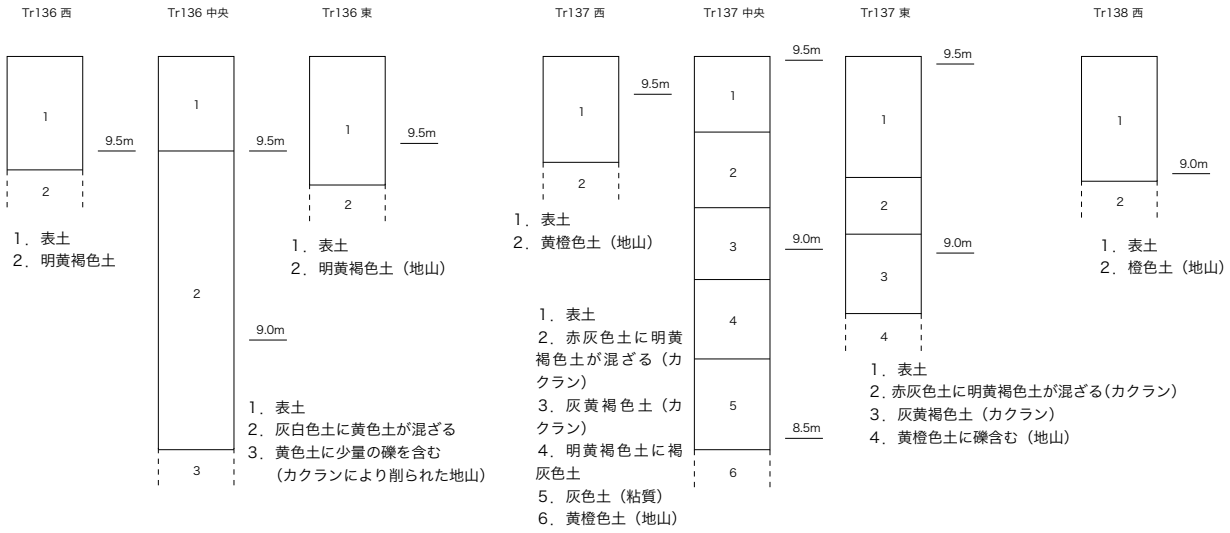
第 138 図 Tr21 ~ Tr37 土層断面柱状図(1/20)



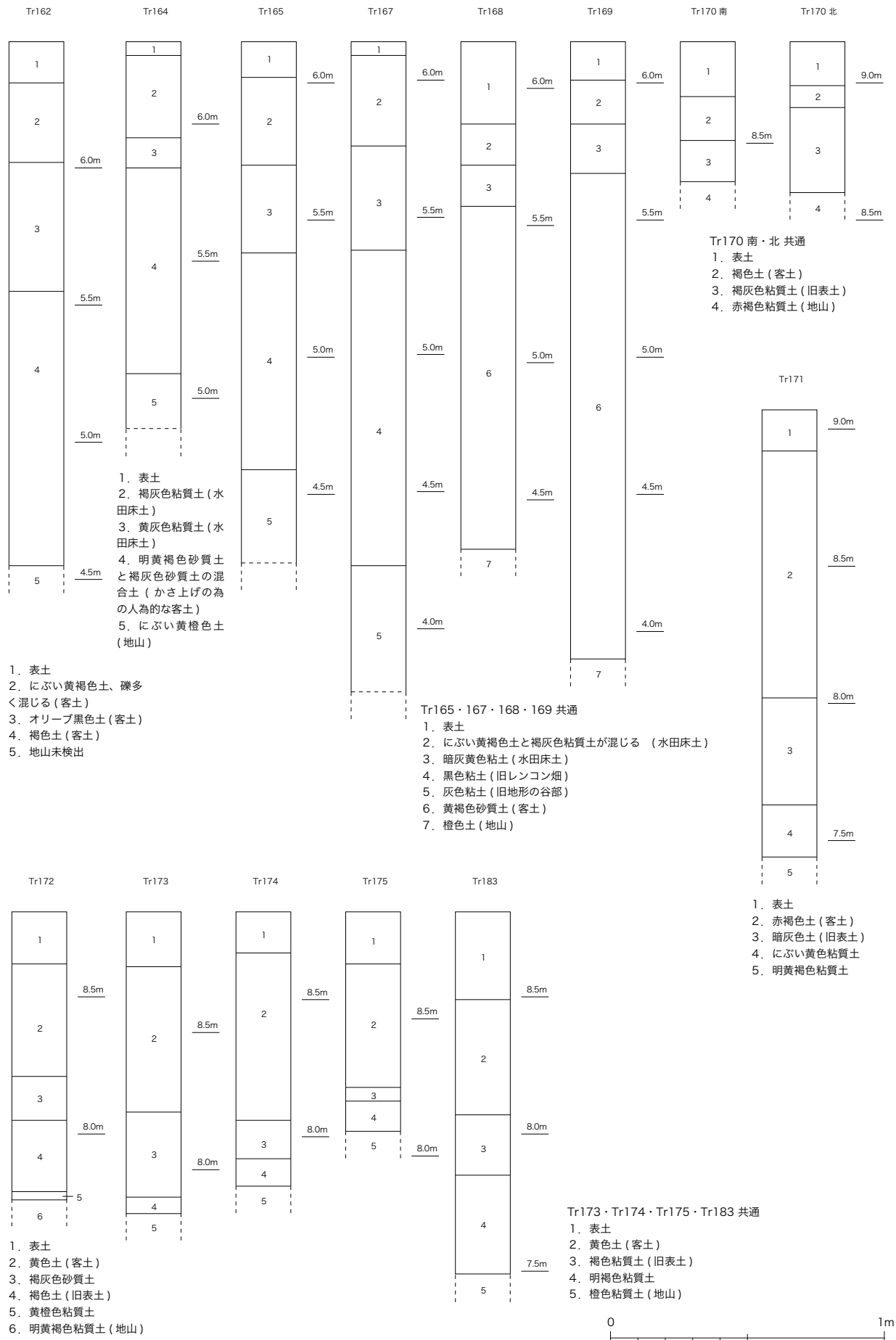
第 139 図 Tr38、39、83～93、95 土層断面柱状図 (1/20)



第 140 図 Tr96 ~ 99、113 ~ 127 土層断面柱状図 (1/20)

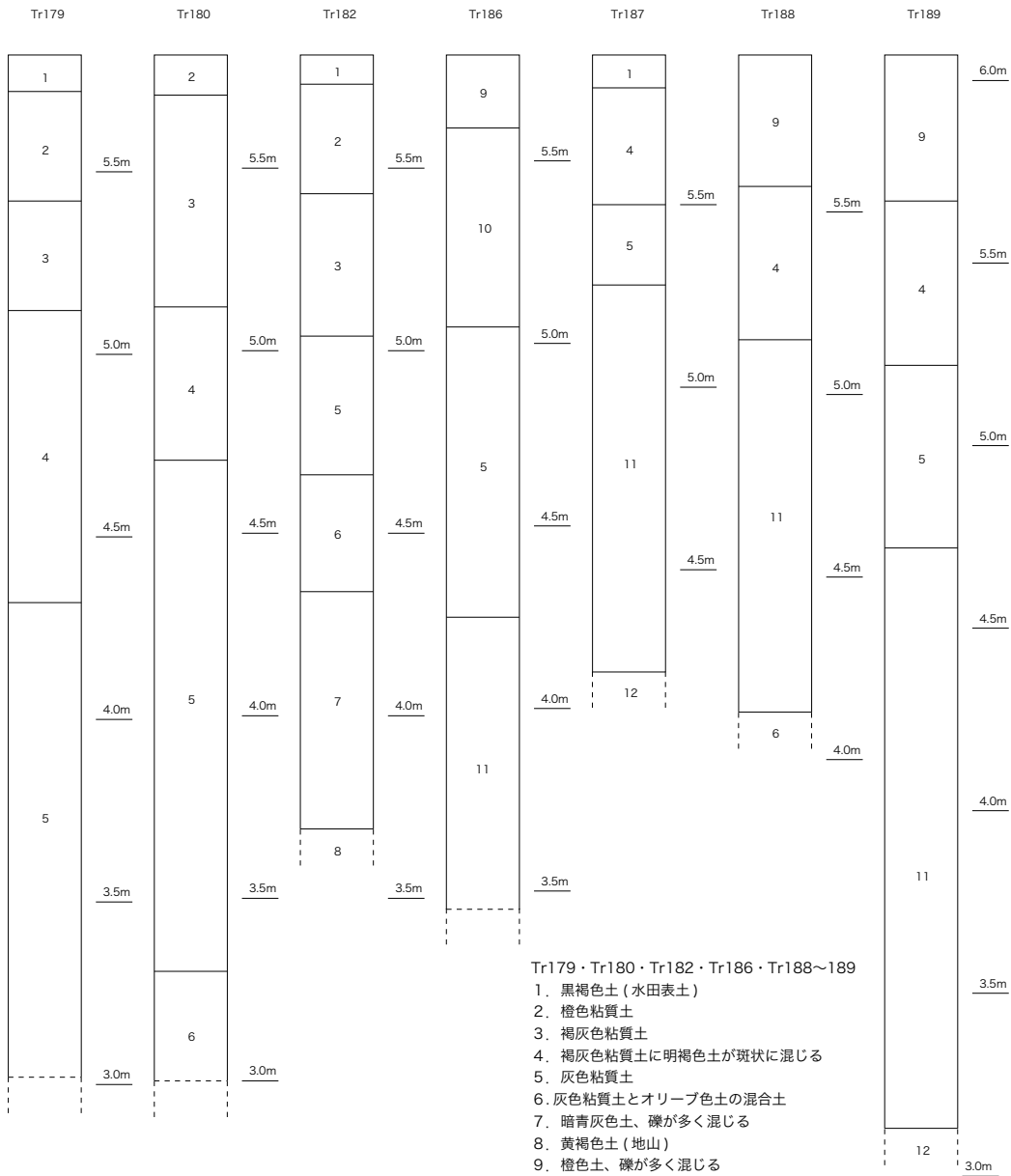


第 141 図 Tr136 ~ 143 土層断面柱状図 (1/20)



その他の調査箇所

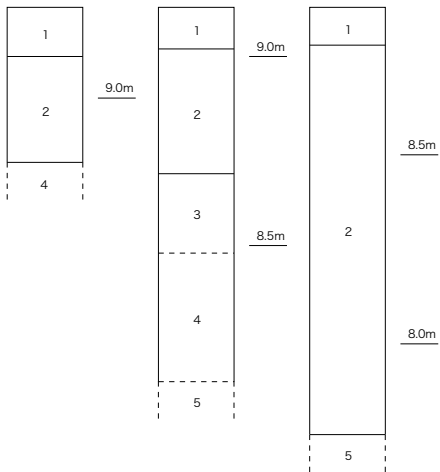
第 142 図 Tr162、164、165、167～175、183 土層断面柱状図 (1/20)



Tr179・Tr180・Tr182・Tr186・Tr188～189

- 1. 黒褐色土 (水田表土)
- 2. 橙色粘質土
- 3. 褐灰色粘質土
- 4. 褐灰色粘質土に明褐色土が斑状に混じる
- 5. 灰色粘質土
- 6. 灰色粘質土とオリーブ色土の混合土
- 7. 暗青灰色土、礫が多く混じる
- 8. 黄褐色土 (地山)
- 9. 橙色土、礫が多く混じる
- 10. 褐灰色土
- 11. 紫黑色粘質土
- 12. 明紫色粘質土
- 13. 褐灰色土、礫が多く混じる

Tr190 西 Tr190 中央 Tr190 東

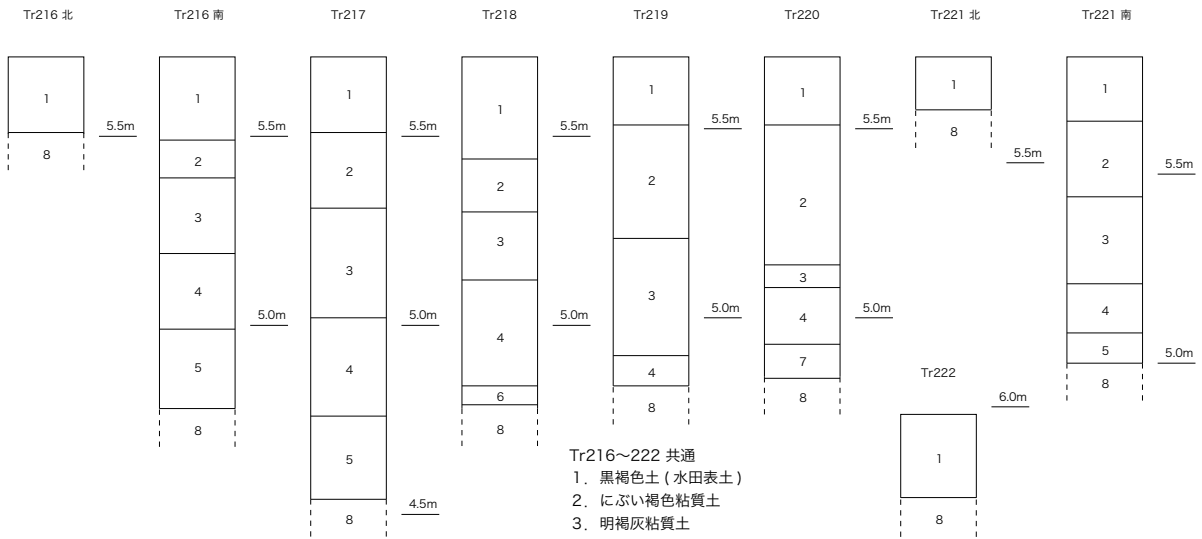


Tr190

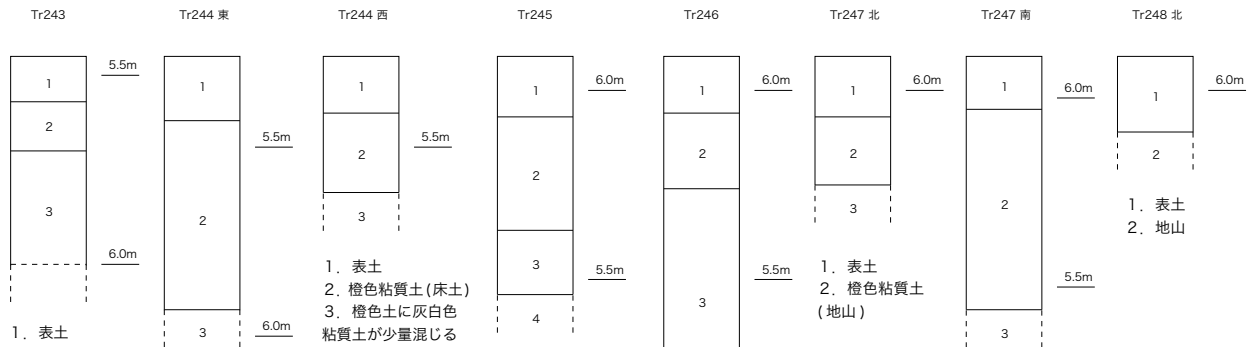
- 1. 表土
- 2. 客土
- 3. 明褐色粘質土 (地山)
- 4. 黄褐色粘質土 (地山)
- 5. 橙色粘質土 (地山)



第 143 図 Tr179、180、182、186～190 土層断面柱状図 (1/20)



- Tr216~222 共通
1. 黒褐色土 (水田表土)
 2. にぶい褐色粘質土
 3. 明褐灰粘質土
 4. 褐灰色粘質土
 5. 褐灰色粘質土
 6. 灰白色粘質土と明黄褐色粘質土の混合土
 7. 褐灰色砂質土
 8. 橙色土、礫混じり (地山)



1. 表土
2. 明黄褐色粘質土と灰白色粘質土の混合土(床土?)
3. 橙色粘質土お灰白色粘質土の混合土に3~4cmの礫が混じる(地山)

1. 表土
2. 床土
3. 橙色土に灰色粘質土が少量混じる(地山)

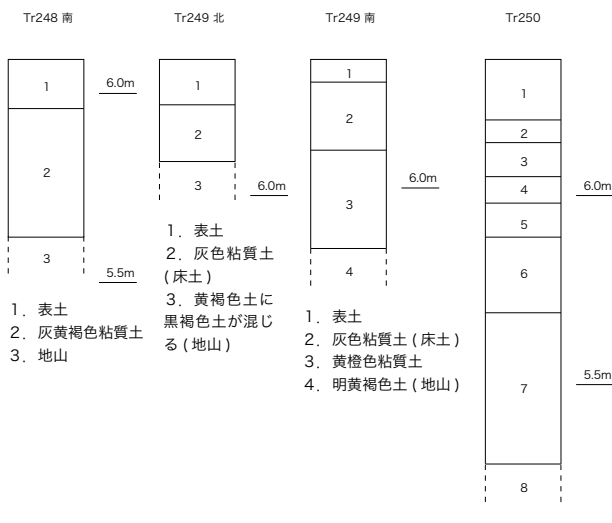
1. 表土
2. 橙色粘質土(床土)
3. 橙色土に灰白色粘質土が少量混じる(地山)

1. 表土
2. にぶい赤褐色粘質土
3. 褐灰色砂質土、礫が混じる
4. 黄橙色粘質土(地山)

1. 表土
2. にぶい赤褐色粘質土
3. 灰白色粘質土に明褐色土が混じる
4. 黄橙色粘質土(地山)

1. 表土
2. 灰黄褐色粘質土
3. 褐灰色粘質土に明赤褐色土が混じる、礫が多く混じる(地山)

1. 表土
2. 地山



1. 表土
2. 灰黄褐色粘質土
3. 地山

1. 表土
2. 灰色粘質土(床土)
3. 黄褐色土に黒褐色土が混じる(地山)

1. 表土
2. 灰色粘質土(床土)
3. 黄橙色粘質土
4. 明黄褐色土(地山)

1. 表土
2. 灰色粘質土(床土)
3. 明黄褐色粘質土
4. 褐灰色粘質土
5. 褐灰色粘質土
6. 明黄褐色粘質土
7. 灰白色粘質土
8. オリーブ灰色真砂質土(地山)



第 144 図 Tr216 ~ 221、243 ~ 250 土層断面柱状図 (1/20)

3. 阿恵遺跡の歴史的特質

阿恵遺跡の歴史的特質

博多湾沿岸に位置する阿恵遺跡において、糟屋評から糟屋郡へ移行する段階の官衙遺跡が発見された。大宰府に近接する特殊な地域であり、律令国家形成過程における地方支配体制を考えるうえで重要な遺跡である。

阿恵遺跡の変遷について

調査で確認した主な遺構の分布は、政庁域、正倉域、古代道路、官衙関連地区に分けられる。

遺跡の西端に位置する政庁域では、政庁を構成する長舎などの建物群、政庁移転後の建物群などがある。政庁域と同じ微高地の東方約80mに位置し、政庁域よりも約2m高燥となる正倉域では、15棟の総柱建物を検出した。正倉のなかには柱掘方が布掘りとなるものも2棟認められる。正倉域の東には道幅約21mの伝路が通り、伝路を挟んだ向かい側にも官衙関連建物を検出した。広範囲にわたって官衙関連遺構が展開し、官衙の全体像を把握することができる遺跡である。なお、今回の調査では、館や厨などの施設は検出していない。遺跡周辺の未調査地に存在すると推測される。

阿恵遺跡の官衙遺構については、発掘調査の状況から、7世紀後半から8世紀後半の時期で1期～5期の変遷が想定される(表2)。長舎囲いの政庁は、2期から3期へ建て替えがおこなわれ、4期

には調査区外へ移転してしまう。正倉は2期頃から建築が開始され、5期には建物の主軸方位が正方位に変化する。古代道路は2期頃には整備されていたと思われる。官衙遺構の方位は条里や伝路には沿わず、正方位の時期を除いて、立地する微高地の形状に規制を受けている。

時期設定の根拠は、出土遺物のほかに、建物の重複関係、建物の主軸方位、造営尺が0.302mから0.294mに変わること(後述する)などを踏まえて検討した。

ただし、全面的な発掘調査を行っていないため、各時期の建物配置が確定しているわけではない。特に、正倉の成立時期は前後する可能性もある。各時期の年代観についてもある程度幅を持って設定した。

1期(7世紀第3四半期～第4四半期)

政庁域に官衙建物が出現する時期である。遺構にともなう時期比定可能な遺物がなく、2期の建物との重複関係から想定している。正倉域については、出土遺物がさらに少なく、この時期まで遺構の出現が遡るか現段階では判断は難しい。

【政庁域】(第146図)

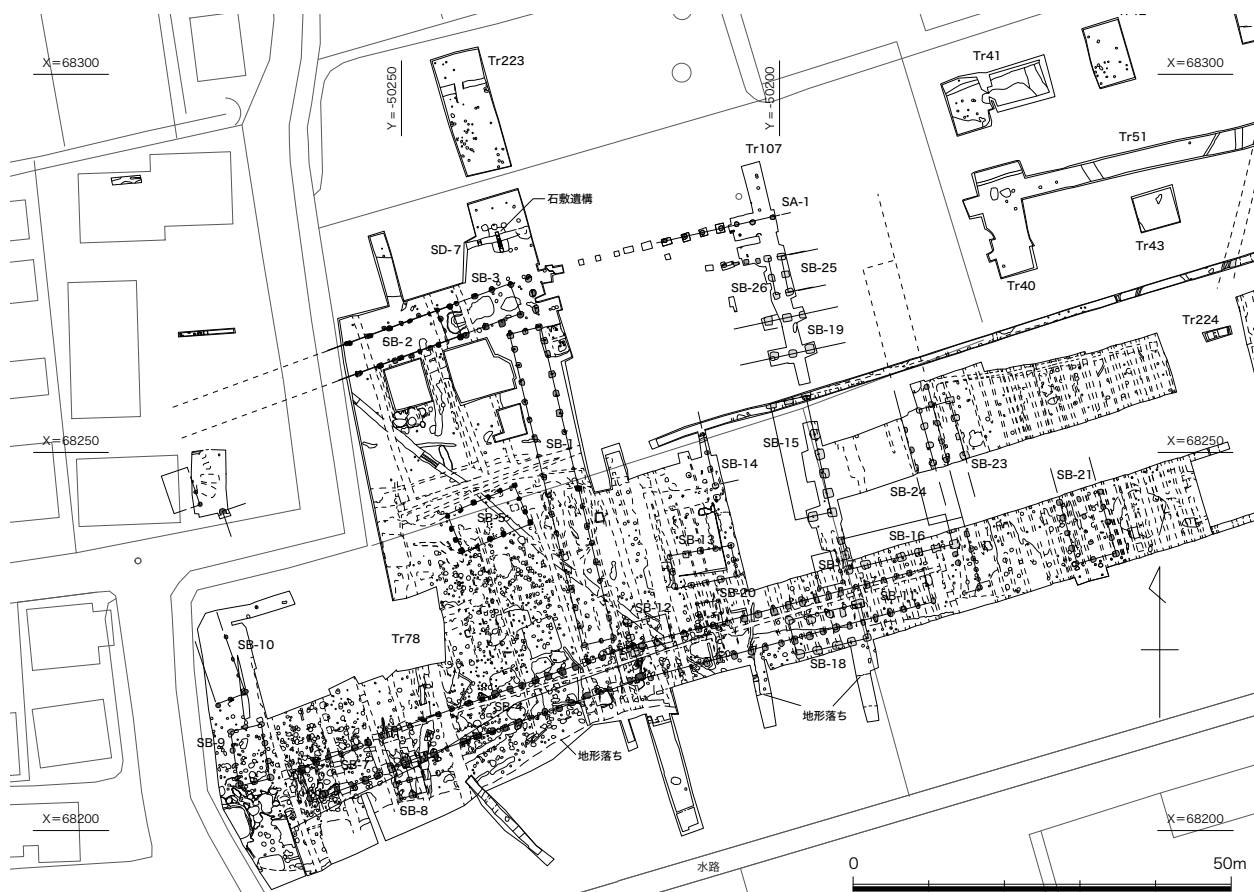
政庁域における出現期の官衙建物は、2棟の建物が東妻を揃えて相対する。2期のSB-3に切られるSB-2と、SB-2に東妻を揃えるSB-5である。建物の主軸方位は20°～23°西偏し、これは2期も同様である(表3)。SB-2は、柱間間隔が9尺(2.72m)～10尺(3.02m)で、政庁変遷の建物のなかでもっとも長い間隔になる。桁行は5間以上で、おそらく長舎建物になると思われる。

長舎建物のSB-2と、政庁域で唯一の梁行3間となるSB-5の組みあわせである。建物配置から、それぞれの建物の前面が儀式のための広場と考えられるが、遮蔽施設はなく開かれた空間となり、官衙域の範囲が明確ではない。ただし、SB-2が次の2期においてSB-3へ同じ場所で建て替えられているが、このような同一場所の建替は全時期を通して唯一である。建物の機能や性格を継承している連続性が認められる点は重要である。後述するように、2期でSB-3は正殿を兼ねるとみられ、その前身となるSB-2が1期においては中心建物と考えられる。建物面積が約53㎡で中規模クラスのSB-5は、SB-2に付属する建物と位置付けられる。1期は遮蔽施設が明確ではないが、族制的建物構造から脱却し、官衙的性格の萌芽がうかがわれる段階と考ええる。

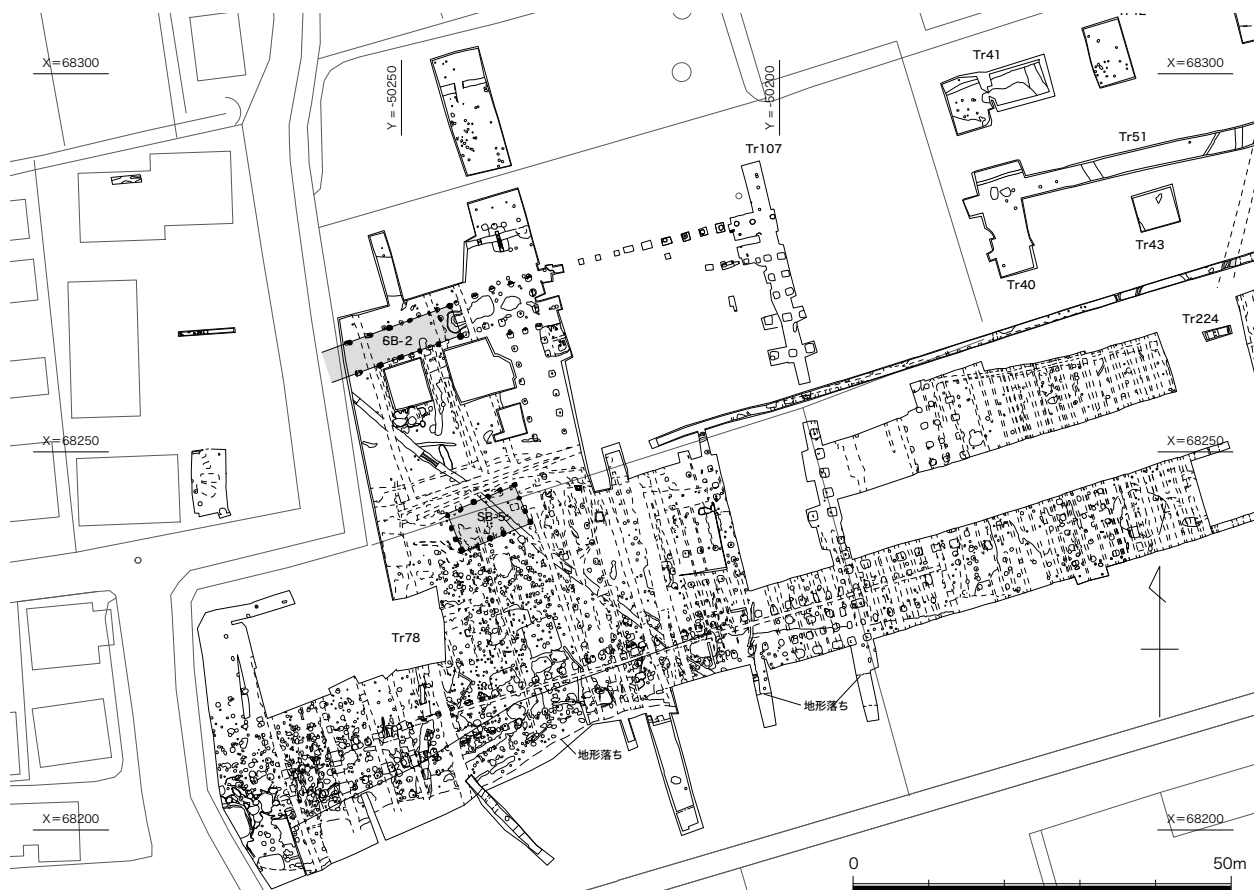
政庁域の出土遺物のなかに、身にかえりをもつ7世紀代の杯が一定量出土している。未調査の堅穴建物にともなうものかもしれないが、7世紀前半の他の器種に乏しいことや、この杯は7世紀中頃まで共伴することを考えると、1期が7世紀第3四半期に遡る可能性も残っており

時期	概要
1期(7世紀第3四半期～第4四半期)	官衙建物出現。
2期(7世紀第4四半期)	長舎囲いの政庁成立。正倉の建築開始。伝路の整備。
3期(7世紀第4四半期～8世紀第1四半期)	長舎囲いの政庁を建て替え。
4期(8世紀第1四半期～第2四半期)	正倉を残して政庁が移転。政庁の跡地には官衙建物。造営尺が0.302mから0.294mに変化。
5期(8世紀中頃～後半)	主な建物は正倉のみ。建物の主軸方位が正方位に変化。

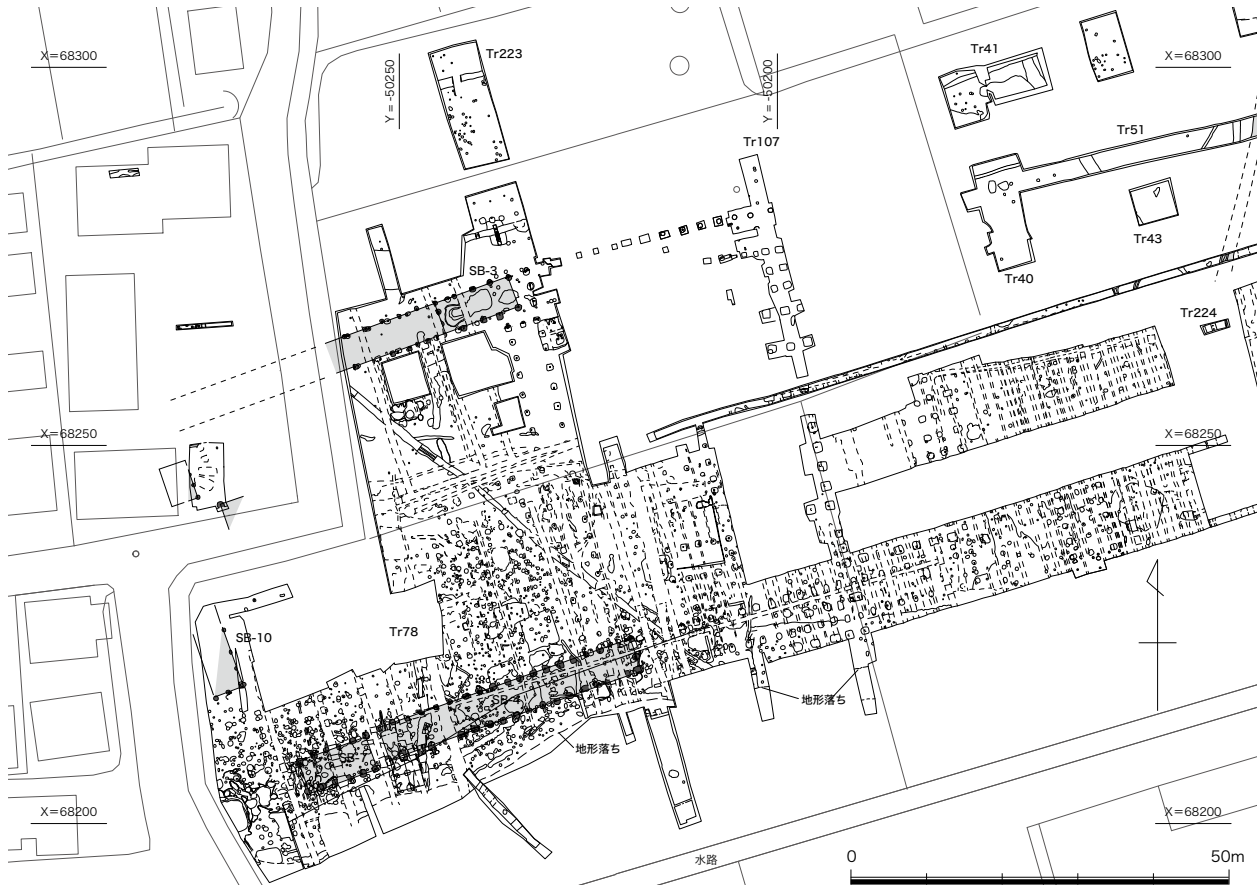
表2 阿恵遺跡の遺構変遷



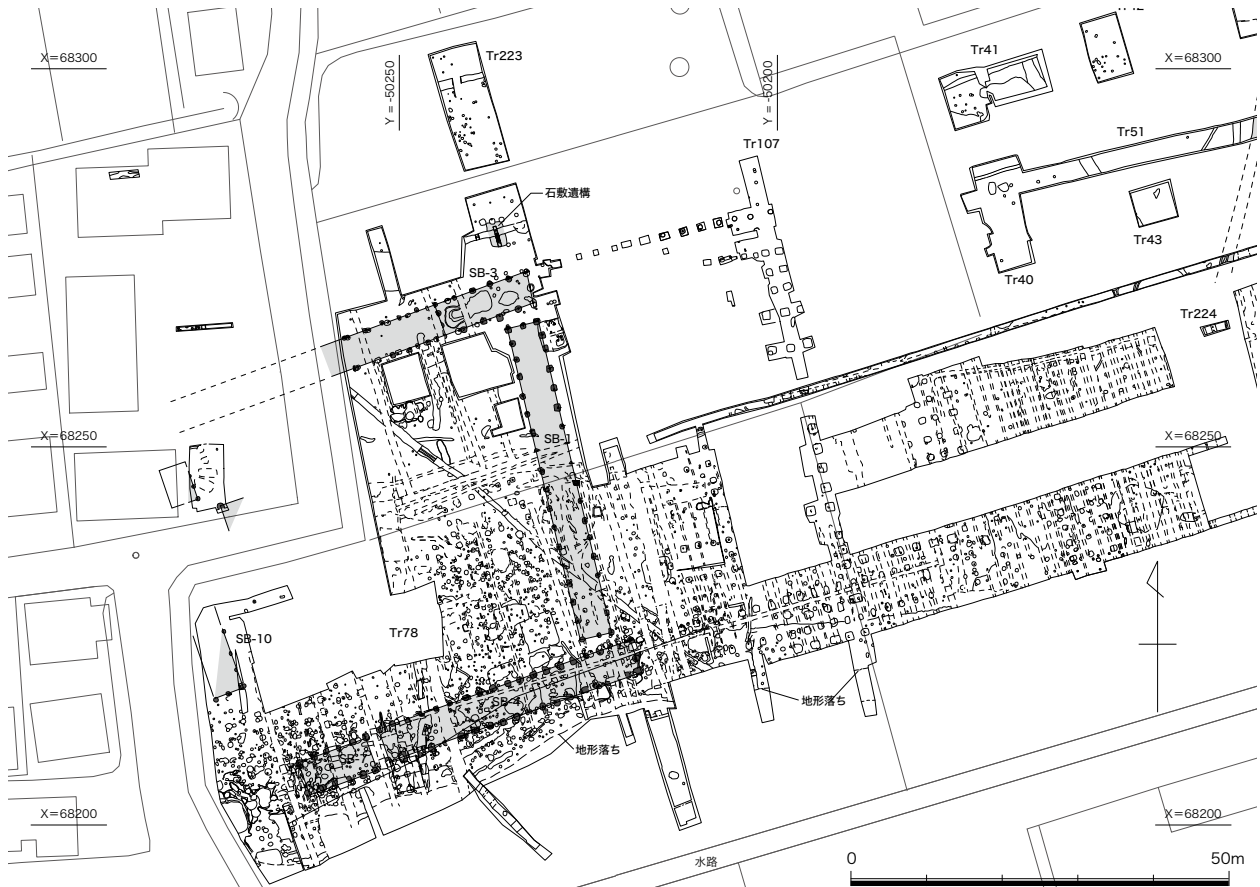
第145図 阿恵遺跡政庁域平面図(1/1,000)



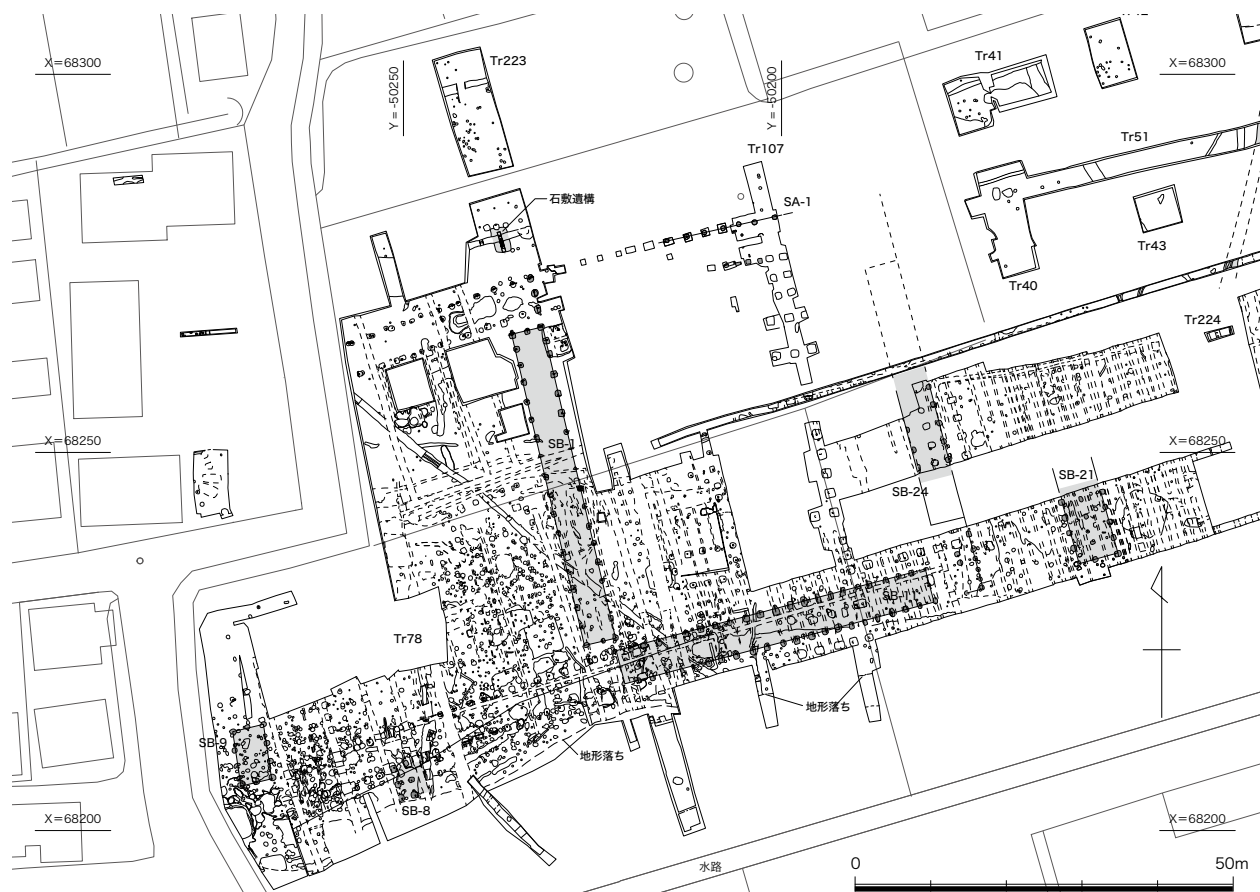
第146図 阿恵遺跡1期政庁域平面図(1/1,000)



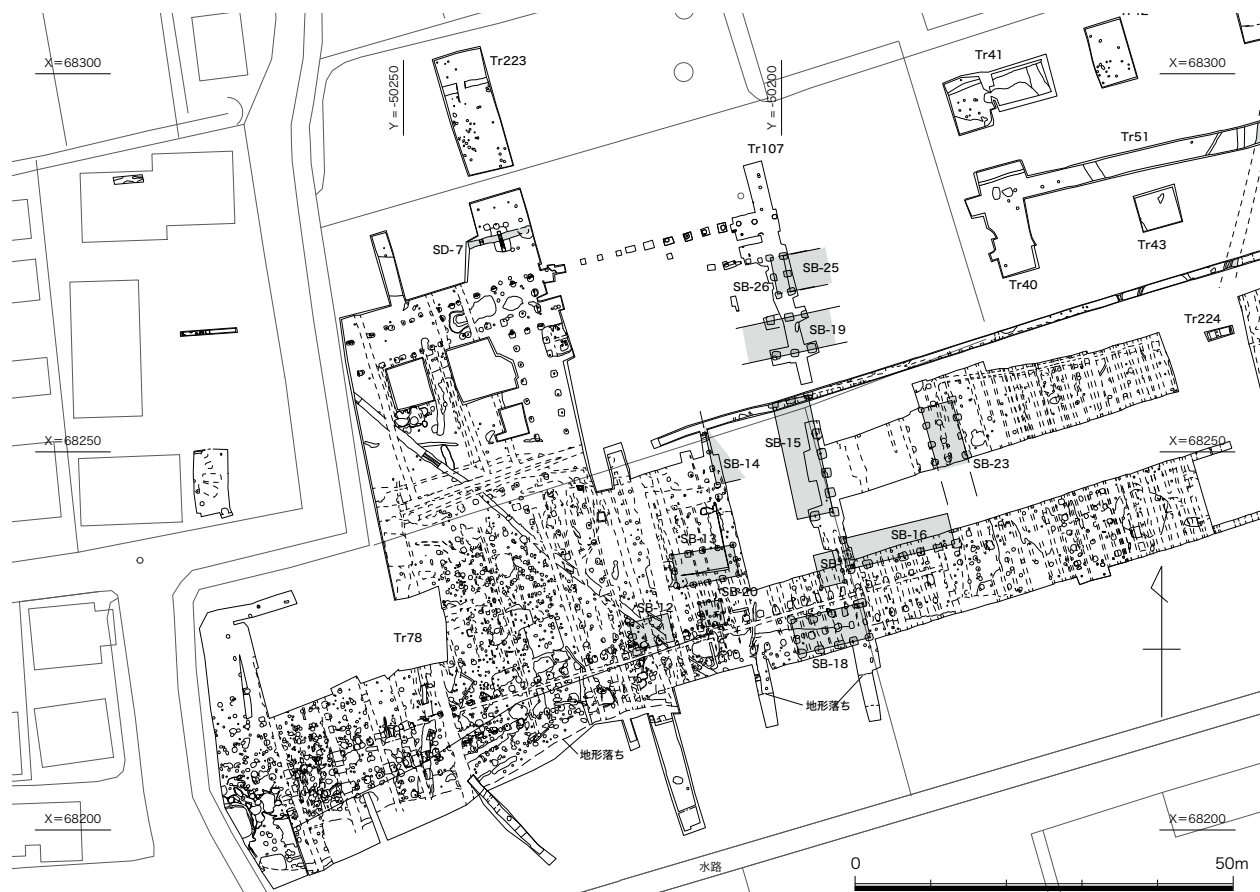
第 147 図 阿恵遺跡 2 期政庁変遷案①平面図 (1/1,000) ※本文中で示した政庁案



第 148 図 阿恵遺跡 2 期政庁変遷案②平面図 (1/1,000) ※註 1 で示した政庁案



第 149 図 阿恵遺跡 3 期政庁域平面図 (1/1,000)



第 150 図 阿恵遺跡 4 期政庁域平面図 (1/1,000)

たい。口径 10cm 程の小型の杯が存在することも古い要素としてあげられる。ただし、これらの遺物は 1 期の建物にともなっていないため、時期比定は慎重にならざるを得ない。

なお、政庁域で検出した竪穴建物はほとんど掘り下げられていないため出土遺物は限られているが、5 世紀後半から 6 世紀代とみられ、官衙以前のものである。

2 期（7 世紀第 4 半期）

遺構にともなう出土遺物からみて、この時期に長舎囲いの政庁が成立し、正倉の建築、伝路の整備がおこなわれたと考える。官衙の造営が本格的に進められた時期とみられる。ただし、政庁域における 2 期から 3 期への変遷については、峻別の難しい部分が多く、変遷案にいくつかの可能性を残しておきたい（第 148 図、註 1）。

【政庁域】（第 147 図）

SB-2 を切る SB-3 と、それに東妻を揃える SB-4、SB-4 と連なって配置される SB-7、直交に配置される SB-10 を設定する。東側が開くコの字配置で、門に相当する遺構は確認できない。また、前庭に建物は見当たらず、長舎建物が正殿の役割を果たしたと考えている。なお、西側は未調査地や削平の影響で建物配置が不明確な部分がある。

SB-3 は、前段階からの建替による建物で、間仕切りが建替前の SB-2 東妻と近い位置にある。SB-3 そのものが SB-2 の性格を継承しているとみられ、特に間仕切りにより機能分化された SB-2 とほぼ重なる箇所（間仕切り以西）が機能的にも同様の性格を有していたと考えられるだろうか。柱間は 8 尺（2.42m）～10 尺（3.02m）で依然として長く、SB-3 だけの特徴である。また、政庁の北辺に位置する SB-3 と南辺に位置する SB-4 の柱穴基底部の標高を比較すると、北辺側が南辺側よりも約 1.2m 高くな


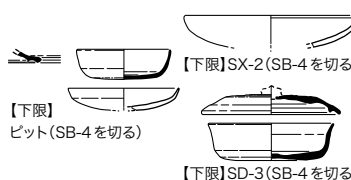

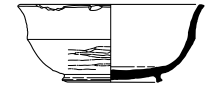
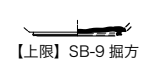
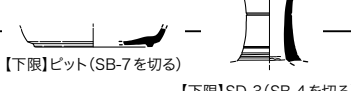
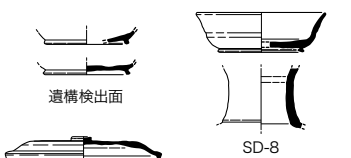
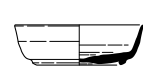
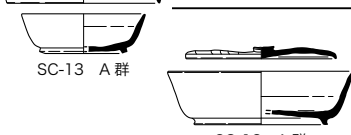

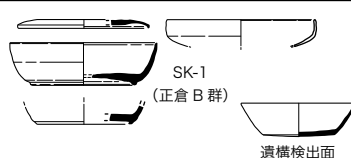

る。このようなことから、SB-3 が正殿を兼ねる構造であることを想定する。同時に、1 期の中心建物が長舎の SB-2 であることも確認できる。

政庁の南辺は SB-4 と SB-7 の 2 棟の建物を直列配置することで構成している。SB-4 と SB-7 の柱間は 6 尺（1.81m）～7 尺（2.11m）で、SB-3 とは対照的に政庁内でもっとも狭くなる。梁行は 15 尺（4.53m）で、他の建物より 1 尺長いことも特徴的である。

おそらく政庁の西辺も SB-10 を中心として複数の建物で構成されるとみられる。ただし、SB-9 については 1 棟だけ建物の主軸方位が異なることと出土遺物の時期からみて、次の 3 期にともなう建物と判断している。

長舎建物が中央の儀式空間である広場を囲んで配置されており、官衙としての機能が整った時期といえるだろう。

2 期は、政庁の南北範囲を確実に抑えられたので、SB-3 の北側柱と SB-4 の南側柱のうち、断面で確認できる確実な柱痕跡を基準にして造営尺を割り出し

	政庁域	正倉域	伝路
1 期 675 年	 【上限】 SB-4 掘方		
2 期 700 年	 【下限】SX-2(SB-4 を切る) ビット(SB-4 を切る) 【下限】SD-3(SB-4 を切る)	 遺構検出面	 Tr92 金属器模倣
3 期 725 年	 【上限】SB-9 掘方  【下限】ビット(SB-7 を切る) 【下限】SD-3(SB-4 を切る)	 遺構検出面 SD-8	 Tr100
4 期 750 年		 SC-13 A 群 SC-12 A 群	
5 期	 落ち出土 未発見の官衙建物	 SK-1 (正倉 B 群) 遺構検出面	 Tr100

第 151 図 各時期の遺構出土遺物変遷図(1/8)

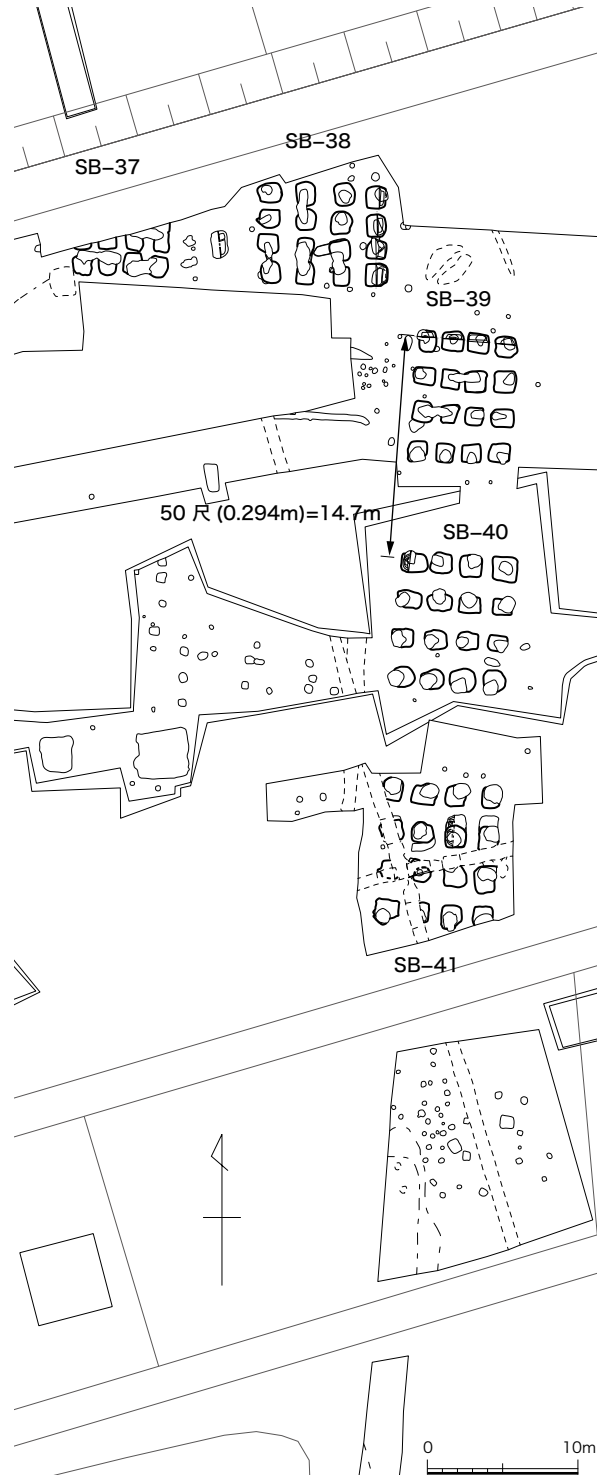
	遺構番号	時期	桁行		梁行		面積 (㎡)	方位	建物形式	備考	
			間数	総長 (m)	間数	総長 (m)					
政庁域	SB-1	3期	17	42.28	2	4.22	178	13.2°西偏	側柱建物	長舎	
	SB-2	1期	5+	14.19+	2	4.22	60+	20.3°西偏	側柱建物	長舎	
	SB-3	2期	9+	22.95+	2	4.22	97+	20.3°西偏	側柱建物	長舎、建替、間仕切り	
	SB-4	2期	16	39.86	2	4.53	181	19.5°西偏	側柱建物	長舎	
	SB-5	1期	5	9.66	3	5.44	53	23.8°西偏	側柱建物		
	SB-6	欠番									
	SB-7	2期	5	9.36	2	4.53	42	19.9°西偏	側柱建物		
	SB-8	3期	2	4.22	2	3.62	15	14°西偏	総柱建物		
	SB-9	3期	3	7.26	2	4.22	31	11.1°西偏	側柱建物		
	SB-10	2期	3+	7.85+	2	3.93	31+	20.7°西偏	側柱建物		
	SB-11	3期	22	42.28	2	4.53	192	14.8°西偏	側柱建物	長舎	
	SB-12	4期	2	4.70	2	4.12	19	14.4°西偏	側柱建物		
	SB-13	4期	4	8.23	2	4.12	34	10.3°西偏	側柱建物		
	SB-14	4期	3+	7.05+	—	—	—	12°西偏	側柱建物		
	SB-15	4期	6	15.9	2	4.7	75	12.2°西偏	側柱建物		
	SB-16	4期	6	14.1	2	4.12	58	13.6°西偏	側柱建物		
	SB-17	4期	3	4.41	2	3.23	14	13.9°西偏	側柱建物		
	SB-18	4期	4	9.71	2	4.7	46	13.3°西偏	側柱建物		
	SB-19	4期	2+	4.7+	—	—	—	12°西偏	側柱建物		
	SB-20	4期	2	3.24	2	2.94	10	10.9°西偏	側柱建物		
	SB-21	3期	4+	8.44+	2	5.43	46+	14.5°西偏	側柱建物	床束	
	SB-22	5期	2+	5.29+	2	3.82	20+	4°東偏	側柱建物		
	SB-23	4期	3+	7.35+	2	4.12	30+	14°西偏	側柱建物		
	SB-24	3期	3+	9.98+	2	4.22	42+	14°西偏	側柱建物		
	SB-25	4期	—	—	2	4.7	—	11.5°西偏	側柱建物		
	SB-26	4期	—	—	2	4.7	—	11.5°西偏	側柱建物		
SA-1	3期	—	—	—	—	—	12.7°西偏	—			
正倉域	SB-27	2～3期	3	5.13	2	3.92	20	16.5°西偏	総柱建物		
	SB-28	2～3期	3	6.64	2	4.54	30	11.4°西偏	総柱建物	布掘り	
	SB-29	2～3期	3	7.56	3	5.13	39	11°西偏	総柱建物	布掘り	
	SB-30	2～3期	4	8.44	3	6.95	59	11°西偏	総柱建物		
	SB-31	2～4期	(3)	(7.5)	(3)	(4.8)	(36)	11°西偏	総柱建物		
	SB-32	3～4期	(3)	(7.2)	2	5.4	(39)	—	総柱建物		
	SB-33	3～4期	3	5.7	2	4.8	27	12.5°西偏	総柱建物		
	SB-34	3～4期	3	6.3	3	5.7	36	11.7°西偏	総柱建物		
	SB-35	3～4期	2	4.8	2	4.2	20	9°西偏	総柱建物		
	SB-36	3～4期	(3)	(6.3)	3	5.4	(34)	9°西偏	総柱建物		
	SB-37	5期	3	5.28	(3)	(5.28)	(28)	3°東偏	総柱建物		
	SB-38	5期	3	7.35	3	5.28	39	3°東偏	総柱建物		
	SB-39	5期	3	7.35	3	5.56	41	4°東偏	総柱建物		
	SB-40	5期	3	7.95	3	6.18	49	4°東偏	総柱建物		
	SB-41	5期	3	8.82	3	7.05	62	4°東偏	総柱建物		
	SB-42	2～3期	4+	11.18+	2	4.84	54+	12°西偏	側柱建物		
	SB-43	対象外	3	7.5	2	3.6	27	7°東偏	側柱建物		
	SB-44	対象外	3	6.3	3	6.0	38	9°東偏	側柱建物		
	SB-45	対象外	3	5.1	2	3.9	20	9°東偏	側柱建物		
	SA-2	5期	—	—	—	—	—	5°東偏	—		
官衙関連地区	SB-46	2～3期	3+	5.73+	2	3.92	22+	16°西偏	側柱建物		
	SB-47	2～3期	2+	3.62+	3	4.23	15+	17°西偏	側柱建物		

※正倉は存続期間ではなく出現期を示す。+は全体像が不明なため増加する項目。()は推定。

表3 阿恵遺跡の掘立柱建物・柵計測一覧



第 152 図 阿惠遺跡造管尺 (0.302m) 計測平面図 (1/500)



第 153 図 阿惠遺跡造管尺 (0.294m) 計測平面図 (1/500)

た(第152図)。柱穴間の南北距離は約54.4mであり、この数値をもとに、完数となる近似値1尺=0.302mを算出した(0.302m×180尺=54.36m)。政庁の東西幅も54.36mであり、半町四方に設計されている。この0.302mの造営尺は、1期～3期を通して使用される。

遺物を見ると、SB-4の上限を示す柱掘方出土遺物(第13図)は7世紀第3四半期頃の特徴を示す。一方、SB-4の柱穴を切るSD-3(第43図)・SX-2(第48図)・ピット(第13図)及びSB-7の柱穴を切るピット(第17図)からは7世紀後半～8世紀第1四半期頃の遺物が出土し、下限を補強する資料となる。

その他の建物は出土遺物がないため、SB-4とSB-7の出土遺物からみると、7世紀第3四半期～8世紀第1四半期までの時期幅がある。総体的に判断すると、政庁域全体の出土遺物のピークは7世紀第4四半期から8世紀前半にあり、政庁が成立する2期を出土量が増加する7世紀第4四半期と考える。

【正倉域】

正倉域において遺物が確認できるのは、2期の7世紀第4四半期頃からである。ただし、絶対量が少ないため、遺物だけで建物の時期を求めるのは難しい。建物の主軸方位、構造、配置なども含めて総体的に推定する。

正倉域は、建物の主軸方位が政庁建物と同じA群(SB-27～SB-36)と正方位を向くB群(SB-37～SB-41)に区分できる。A群が順次建築されていき、5期にB群が建築されたとみられる。

正倉の出現期は、A群の西端に位置するSB-27～29を想定する。SB-27は、正倉のなかで最も小規模で、柱穴の平面形は規格性に乏しく、他の正倉に比べて稚拙な印象を受ける。造営初期の所産と考えられるだろう。またSB-28とSB-29は布掘りの柱掘方をもつ。博多湾沿岸では、ミヤケ関連施設が所在する比恵遺跡や有田遺跡に限られていた建築技法であり、それゆえ正倉群のなかでも古くみることができよう。後述するように、布掘りの正倉が博多湾東岸の粕屋平野で発見されたことや、それが長倉囲いの政庁にともなうことが明らかになったのは重要である。

建物の主軸方位をみると(表3)、SB-27が16.5°西偏で、その他のA群の建物は9°～12.5°西偏に集中している。一方、政庁建物の主軸方位は1期と2期が20°～23°西偏し、3期と4期は11°～14.8°西偏する。SB-27は、政庁の1・2期と3・4期の中間値で、その他のA群の建物は3・4期と同じである。主軸方位だけをみると、2期の政庁に対応する可能性があるのはSB-27だけになるが、あまりに偏りすぎて現実的ではない。また、正倉域の北東に位置する官衙関連地区の建物は、主軸方位がSB-27と同じ16°～17°西偏する。このように、必ずしも政庁建物の主軸方位とその他のすべての建物が厳密に呼応しているとはいえず、離れた位置にある施設同士はある程度の誤差を考慮しておく必要がある。主軸方位による区分は、正方位への変化を基準としたA群とB群の差だけにとどめる。

造営尺でみると、1～3期に政庁域の建物で使用された1尺=0.302mは、SB-27～30、42にも使われているとみられる。後述の4～5期に使用された1尺=0.294mでは、柱の通りが悪くなる。SB-31～36については、両方の造営尺が当てはまる。これは建物総長が短いため、2つの造営尺の違いが区別できないことによる。

遺物、建物の主軸方位、造営尺を総体的にみても正倉の時期設定を細分することは難しい。表3に示したように、正倉が出現する時期は、造営尺で区別できるSB-27～30、42を2期～3期とする。その他のA群の建物は、東西方向に並ぶ正倉のうち東端に位置するSB-31を、幅をもたせて2期～4期とする。南北方向に並ぶSB-32～36も2期に遡る可能性がないわけではないが、A群の出現期は4期まで時期幅があることを踏まえて、3期～4期に位置付けておく。

【伝路】

伝路の側溝より、7世紀第4四半期から9世紀頃までの遺物が出土している。第106図の金属器模倣の須恵器杯は優品で、官人や貴賓用に供されたものであろう。7世紀第4四半期の遺物で、2期には伝路が整備されていたとみられる。また、Tr155の道路面で検出した溝状遺構から緑釉陶器が出土していて(第

112図)、下限は9世紀頃までの遺物がある。

阿恵遺跡から駅路沿いに北へ約1kmの地点に位置する内橋坪見遺跡は、夷守駅の可能性が高い遺跡であり、7世紀末から9世紀初頭頃までの存続期間を想定している。夷守駅は和名抄に記載があるので9世紀以降も存在した駅家であるが、9世紀初頭に駅路の改変があり、それにともなって駅家の施設も何らかの影響を受けたとみられる。時期が同じことから、駅路の動向が伝路へも影響を及ぼしていることがうかがわれる。

【官衙関連地区】

正倉域から伝路を挟んで北東に位置し、小規模な建物2棟が直交に配置される。調査範囲が狭いためその他にも建物群が展開することが十分に考えられる。遺物が出土していないので詳細な時期は不明であるが、正倉域の項目で述べたように、SB-46、SB-47の主軸方位が16°～17°西偏していることや、1尺=0.302mの造営尺が当てはまることから、2～3期に該当するとみられる。

3期(7世紀第4四半期～8世紀第1四半期)

3期に政庁の建て替えがおこなわれる。2期と3期は評制から郡制へ移行変わる時期にあたる。698年の京都妙心寺梵鐘の銘にある「糟屋評造春米連廣國」が政務をおこなっていた場所がまさにこれらの政庁である。

正倉は3期においても必要に応じてA群のなかで増築されたと考えられる。

政庁の建て替えが行われるが、それ以外に大きな変革はなく、2期から継続して官衙経営が進められたことがうかがわれる。

【政庁域】(第149図)

2期の政庁の東側に、新たに政庁が建て替えられる。つまり2つ存在する政庁のうち、西側の政庁が2期で、東側の政庁が3期に建て替えられたものである。この新旧関係は、南辺に位置するSB-4とSB-11の柱穴の切り合いによって確定している(第12図)。

3期の政庁は、SB-1、SB-11、SB-24、SA-1などで構成される。西辺に位

置する長舎建物のSB-1は、桁行17間(42.28m)、梁行2間(4.22m)を測る。南辺に位置する長舎建物のSB-11は桁行22間(42.28m)、梁行2間(4.53m)を測る。長舎建物の桁行総長が同じ長さで設計されている。南辺に位置するSB-11は、2期で南辺に位置したSB-4・SB-7と同様に、柱間が6尺(1.81m)～7尺(2.11m)と短く、梁行は15尺(4.53m)を維持している。南辺の建物の機能や性格を継承していることが考えられる。

東辺に位置するSB-24は、東側柱に柵が取り付けるとみられ、建物と柵の組み合わせで配置されている可能性がある。

北辺は調査範囲が少なく、柱穴列のSA-1しか検出できていない。SA-1の南側にある柱穴は、SA-1と対向しないため別の遺構とみられる。北辺も東辺と同じように、柵と建物の組み合わせで配置されるのか現段階では判断が難しい。

政庁の南北距離は2期と同じ54.36mであるが、東西距離は52.55mと短くなる。建物群の方位は、次の4期を通じて10.9°～14.8°西偏に変化している。

北辺と東辺の建物配置が不明であるものの、長舎囲いを基本とし、柵を併用しながら政庁内部に儀礼空間を確保した構造と判断したい(註2)。正殿と門については、未調査部分が多く、その有無が確認できていない。

政庁の外側に位置する建物は、東側のSB-21が南妻をSB-11に揃えていることから3期に含めている。西側のSB-8、SB-9は出土遺物、建物の主軸方位、造営尺から3期と判断できる。3期の建物にともなう遺物は極めて少なく、しかもほとんどが柱穴検出時のものである。確実に建物にともなうものは、SB-9の柱掘方から出土した須恵器の高台付杯1点である(第22図2)。低平な高台は端部のつくり出しが丁寧であり、8世紀第1四半期頃を想定しておく。掘方出土遺物なので建物の上限を示す資料ではあるが、SB-9は政庁を構成する建物ではなく、政庁の外側に位置する建物である。政庁の建て替えと同時に限らず、建築時期が遅れる可能性も考えられるので、3期の時期は幅をもたせておきたい。

政庁の選地に目を向けると、北から南に傾斜する微高地の緩斜面上に立地し、政庁の南北で約1.2mの高低差がある。つまり、政庁を微高地の南端に寄せてい

て、2期・3期ともに南辺建物の外側には平坦地が幅3～7mほどしかなく、その先は地形が落ちて湿地状になることを確認している。政庁の正面となるはずの南側に十分なスペースが確保されていない。

それでは、このような選地をおこなった理由はどこにあるのだろうか。注目したいのは、微高地北側の高所にある石敷遺構である。南北3.3m、東西2.1m、深さ0.37mの土坑状の掘り込みの底に石を敷いている。出土遺物はないものの、SB-1の延長線上に位置し、方位を同じくすることから、3期にともなうものと考えられる。具体的な性格は不明だが、儀礼行為に関連する可能性が考えられ、政庁北側の空地が意図を持って設計されていたことを考慮すべきであろう。この空地を遡ると、1期の段階から計画されていた可能性もある。1期から2期の変化は、SB-2からSB-3へ北辺の建物を継承し、その位置を動かすことなく方形の政庁区画を設計している。2期から3期の変化は、政庁の南北位置を固定したまま東へ平行移動したものである。この期間、政庁の北側は一貫して空地であった。1期にSB-2を設置したのは、単純に微高地の中央を選地しただけかもしれないが、少なくともそれ以降は、北辺建物の位置、つまり政庁と政庁北側の空地を確保する設計基準が継承されていたのではなかろうか。

4期(8世紀第1四半期～第2四半期)

4期になると政庁が調査地外に移転し、政庁の跡地には新たに官衙建物が建築されて別の機能を担った施設になる。そして、造営尺が1尺=0.294mに変化する。また、柱穴規模が大きくなり、柱掘方の平面形も規格性が高まる。

正倉は3期から大きな変化はなく継続的に増築がおこなわれたとみられる。

官衙関連地区はこの時期に該当する遺構が検出できていない。これは調査範囲が限られているため、遺構の有無が不明ということであって、遺構が存在しないと確定したわけではない。

【政庁域】(第150図)

長舎建物はなくなり、桁行4間～6間程度の建物群で構成される。遮蔽施設

もなくなり、儀礼空間と呼べるものも認められない。建物群は直列・並列を基本とし、政庁とは別の機能をもつ施設に変わっている。また、SD-7が3期の石敷遺構を切り、儀礼的機能を必要としなくなっている状況も、4期の建物群が政庁ではないことを示している。

建物群の柱掘方は方形に規格化され、規模も大型化する。3期までの柱掘方の大部分が1m未満だったことに比べて、4期では6棟の建物においてすべての柱掘方が1mを超えている。また、ばらつきのあった柱間も等間隔に揃えられる。さらに、造営尺が0.294mに変わるという大きな画期がある。

4期の建物群にはそれまでの造営尺(1尺=0.302m)が合致せず、造営尺の変化が想定されたが、政庁域には柱痕跡を断面で確認できる建物がないことから(遺構検出のみのため)、正倉建物のうち、柱のアタリや断面観察で柱痕跡が確認できるSB-39の北側妻とSB-40の北側妻の距離を用いて求めた(第153図)。柱穴間の南北距離は約14.7mであり、この数値をもとに完数となる近似値1尺=0.294mを算出した(50尺×0.294m=14.7m)。検討対象としたSB-39とSB-40は5期の建物であるが、この造営尺が4期の建物群にも合致することを確認している。

3期以前の政庁に比べて建物規模は規格化や大型化が進むが、建物配置をみると、4期の建物群は政庁の条件を満たすものではなく曹司・館等の官衙域と考える。谷を挟んだ北側の微高地には、2棟の建物が直交に配置された阿恵原口遺跡があり、これらの建物も0.294m尺とみられ、4期に該当する可能性がある。阿恵原口遺跡が位置する微高地、あるいは、東方約1kmの丘陵上に長者屋敷伝説が残る1町四方の区画地を政庁移転先の候補地に想定する。

4期の時期については、建物にともなう遺物がないため、包含層や落ちに堆積した遺物の状況から判断せざるをえない。遺物の中心は8世紀前半までをピークとしているので、官衙が機能していた4期も概ねこのなかにおさまることが想定できる。4期も建物の建て替えはなく、実働時期はあまり長くないと考えられる。5期の上限を8世紀中頃とみるので、4期は8世紀第2四半期を中心とし、上限を8世紀第1四半期まで含めておく。

【正倉域】

A群のうち南北に並ぶSB-32～SB-36が3期～4期に該当すると考える。SC-12、SC-13は遺構の位置関係からみて、B群の前面広場を掘削することは考えにくいので、B群が成立する前のSB-32～SB-36の建築作業にともなうとみられる。遺構からは8世紀前半の遺物が出土している。

5期（8世紀中頃～後半）

主な建物は正倉域だけになり、建物の方位は正方位に変わる。正確には3°～5°東偏する。この変化は広域的な現象であり、夷守駅とみられる内橋坪見遺跡では、8世紀の中頃に瓦葺きの建物に建て替えられると同時に、施設の区画がそれ以前の条里に沿った方位から5°～6°東偏する方位へ変化する。その他にも、多々良川河口の港湾施設と考えられる多々良川中流に位置する末端官衙の江辻遺跡第6地点など、8世紀後半の官衙は建物配置が正方位である。

【政庁域】

4期にみられた官衙建物はなくなり、SB-22のみになる。小規模で柱穴も小さく、官衙建物とは見なし難い。

主な遺構は確認できなくなるが、8世紀後半の軒平瓦（第55図72）が出土しているので、周辺に何らかの官衙建物があつたとみられる。この軒平瓦は大宰府分類642Aであり、古代糟屋郡域の官衙施設に集中して出土する。そのほかにも緑釉陶器や灰釉陶器などの遺物や、下限が9世紀代の井戸（SX-7）もある。政庁は移転しても正倉は引き続き維持されていることから、管理施設が付近に存在していたことが想定される。

【正倉域】

建物と柵の主軸方位が3°～5°東偏するB群が5期にあたる。3期～4期の正倉建築にともなうとみられるSC-12、SC-13以降にB群が建築される。また、B群に位置するSK-1から8世紀中頃の遺物が出土している。

A群に比べ、柱穴規模がやや大きくな

り、柱穴の平面形や柱筋の通り具合も規格性が高くなる。建物面積は40～60㎡になり、A群に30㎡前後の建物が多い状況とは異なる。

政庁の移転先について

4期の政庁候補地（第154図）

阿恵遺跡の政庁は3期を最後に移転する。4期の政庁の候補地は2カ所が想定される。一つは、阿恵遺跡と小さな谷を挟んで北側に位置する微高地上である。この微高地に立地する阿恵原口遺跡では官衙建物を検出している。出土遺物は乏しいが、1尺＝0.294mの造営尺が合致することや、建物の主軸方位が14°西偏することから、4期の可能性が高い。阿恵原口遺跡の周囲に官衙建物が展開しているとみられ、政庁の候補地として考えられる。

もう一つは、阿恵遺跡の東方約0.9kmの丘陵に位置する長者の屋敷跡推定地である。阿恵遺跡は、近世の阿恵村と原町村にまたがっている。原町村の付近は、中世においては「長者原」という地名の一部であった（註3）。「長者原」の地名は「長者の屋敷跡」に由来し、近世地誌の『筑前国続風土記拾遺』に記されている。

「村の東方一町斗に古への長者の屋敷跡有。方吉町斗りに堀切有。北の方に馬場址有。長五十五間巾東にて八間西にて五間有。今ハ此屋敷の跡を通衢として、諸人往来す。長者原の名是より起れり。」

この記述が指す場所は、現在も1町四方の区画が残り、官衙関連施設が存在する可能性が高い。官衙関連遺構は確認されていないが、方形区画は9°～10°西偏しており、4期の方位と同じである。

5期の政庁候補地（第154、155図）

上記の長者の屋敷跡推定地から南に約100mに位置する原町平原遺跡で、大規模な柱穴をもつ官衙建物が見つかった（註4）。

1.3m四方の柱掘方をもつ建物があり、それを切って、幅1m以上・長さ約

2mの2段掘りの柱掘方を持つ建物がある。いずれも東西棟の側柱建物で、主軸方位は5期と同じ2°～4°東偏する。特に2段掘りの柱穴は規模が大きく、深さも検出面から約1.3mあり、大規模な建物が存在したことがわかる。郡衙の中核に位置する建物の可能性がある。

出土遺物はないが、このように柱掘方や建物の規模が大型化するのは郡衙が盛期を向かえる8世紀中頃以降の特徴であり（註5）、建物の主軸方位が5期と同じであることもそれを補強する。4期に阿恵遺跡で政庁が移転したあとも、短期間で場所を変えていることが想定される。一方、正倉は当初の位置から変わらずに継続して管理されている。

西海道の郡衙について

阿恵遺跡の変遷や特徴について、西海道の主な郡衙遺跡と比較して検討する。

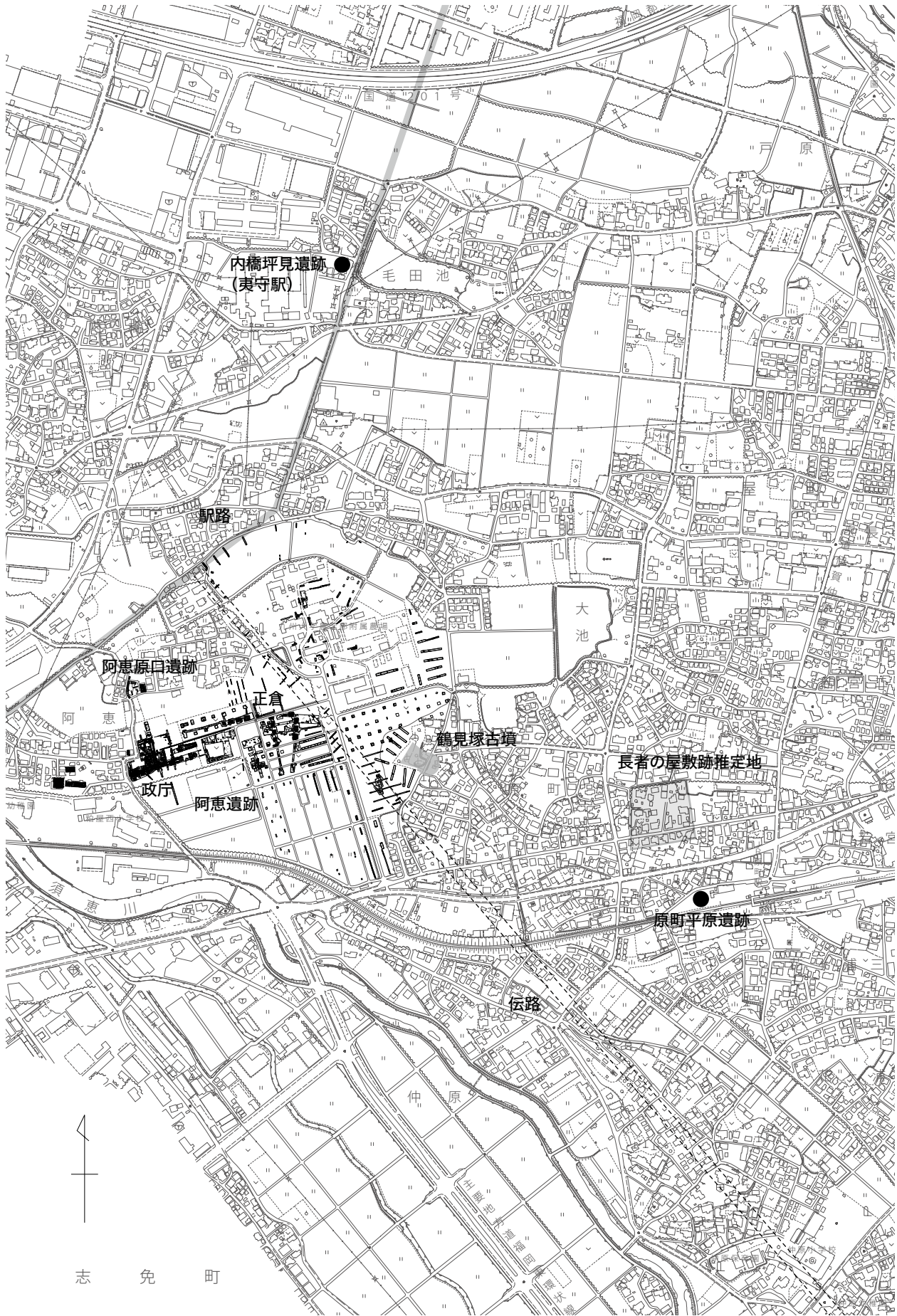
(1) 有田遺跡【福岡県福岡市】（第156、157図）

早良平野を貫流する室見川下流の低丘陵上に立地する。遺跡は田部郷に位置し、ミヤケに関わる地名と遺構が存在している。古墳時代後期から古代にかけて、A群～D群の遺構変遷が検討されている。

A群（6世紀中頃～）は、一本柱柵で区画した内部に総柱建物を配置する。複数の区画が併設されていた可能性が考えられている。

B群（6世紀後半～7世紀前半）は、区画施設が一本柱柵から三本柱柵に変わる。比恵遺跡にも見られる特徴的な柵状遺構である。ただし、比恵遺跡では区画が散在的で、有田遺跡のように併設されることはない。区画規模や内部構造などの類似性や、位置を同じくしていることから、A群からの連続性が指摘されている。

C群（7世紀末～8世紀前半）は、B群廃絶後に空白期が存在するとみられる。郡庁の北側を東西方向に西海道駅路が通過し、郡庁との間に官衙域が展開する。硬化面等の道路状遺構は検出されていないが、両脇に幅6mの溝が2条並行し、隣接する原遺跡でも延長した溝が



志免町

第154図 政庁移転候補地位置図(1/10,000)

0 500m

確認されている。溝間が25mと広いのは、官衙の前面部分だけに限ったものとも考えられる。官衙と古代道路の関係は阿恵遺跡と同様の立地環境にある。

駅路の側溝に直交する溝が南北方向に270mほど確認されている。この溝の西1町場所にも並行する溝が存在することから、官衙ブロックを形成していたことがわかる。官衙ブロックの一つに郡衙の正倉群が配置され、その東側には側柱建物が並び、南側に郡庁が位置する。

郡庁は、長舎建物が四方を囲って遮蔽する配置で、正殿となる桁行8間、梁行4間の四面廂建物の前面に空地が作られる。全体像がわかる郡庁の東辺の長舎建物は桁行21間(42.6m)、梁行2間(4.2m)で、阿恵遺跡のSB-1は桁行17

間(42.28m)、梁行2間(4.23m)と近似する。郡庁の西半分は未調査であるが、正殿の中心で反転すると、東西40.2m、南北約55mになる。

確認されている郡庁は1時期の短期間のみで、阿恵遺跡1期のような政庁成立前段階の過渡的な建物構成はみられない。ただし、A群・B群のミヤケ関連施設以降、C群の郡庁成立までの空白期間については、未調査地区に遺構が存在する可能性が考えられていて、そこに郡庁の前身施設を想定することもできる。

D群(8世紀中頃～)は、官衙ブロックが正方位となる。新たな区画溝(東西約82m、南北約96m)の内部には側柱建物が配置され、正倉も引き続き存続したとみられている。C群の郡庁は廃絶す

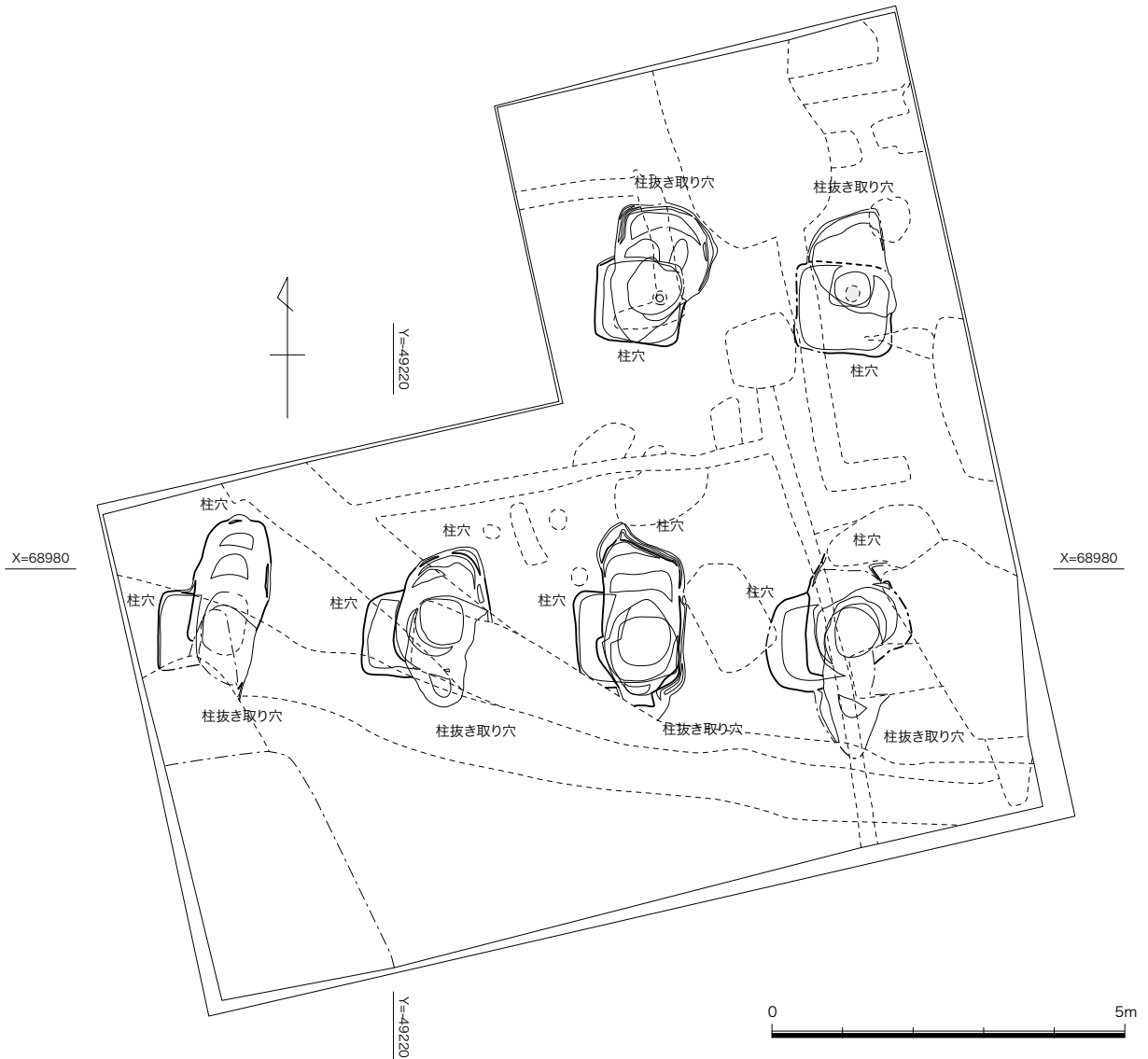
るが、未調査部分に該期の郡庁が移転して存在する可能性が想定されている。

なお、阿恵遺跡1期～3期で使用された造営尺である1尺=0.302mに近い値のものが有田遺跡でも使用されている可能性があり(註6)、博多湾沿岸の官衙における特徴の一端を示すものかもしれない。

(2) 小郡遺跡【福岡県小郡市】(第158図)

筑後国御原郡に属し、上岩田遺跡(註7)から官衙機能が移転されて成立する。その後、8世紀中頃には再び官衙が下高橋遺跡に移転すると考えられている。

遺構変遷は、7世紀後半から8世紀に



第155図 原町平原遺跡平面図(1/100)

かけて、Ⅰ期（7世紀後半）、Ⅱ期（7世紀末～8世紀中頃）、Ⅲ期（8世紀中頃～8世紀後半）に区分される。Ⅰ期は数棟の倉のみで、その他の官衙関連建物は確認されていない。

Ⅱ期に上岩田遺跡から官衙が移転する。方2町の区画（柵と溝）の内部に、正倉群、ロ（コ）の字配置の郡庁、その他の官衙群が形成され、郡衙の典型例として学史上著名な遺跡である。郡庁の構造は、連結した長舎建物で囲って、内部に正殿と前庭空間をもつ。門は、正倉が位置する北東側と、正門の可能性のある南東側にある。

Ⅲ期になると、設計軸が正方位に変わり、直列・並列配置の建物群に建て替えられる。郡庁が存在した場所には、二面廂建物や四面廂（？）建物などがある。これらの建物群を区画する施設は存在しない。このⅢ期に、南東3.4kmの下高橋官衙遺跡へ郡庁が移転する。また、建物群の北側に、2条の溝と築地で圍繞する南北180m・東西125mの区画が出現する。この長方形区画の内部に建物は未発見であり、区画の性格については諸説あって結論は出ていない。

御原評衙・郡衙の成立については、古墳の動向などから、突出した在地勢力が存在せず、文献上も評造らしき人物を確認できない地域であり、空白地ともいえる場所に一線を画するような評衙と、整然とした建物配置の郡衙が造営される特異な状況にある。この背景には諸説ある

が、郡庁の各建物の規格性や建物相互の整然とした配置に加え、方2町に区画された内部の構造をみても、曹司・館などの官衙や正倉を、郡庁を中心とした周囲四面に区分けするように集約している。このような空間構成は、造営当初の区画整備の段階から、郡衙・郡庁として必要となる機能が明確に想定されていたことを示すのではないだろうか。一円的な領域支配の確立を前提として、要求される儀礼的・職務的機能を体現する形で造営された郡衙という印象を受ける。

(3) 下高橋官衙遺跡【福岡県大刀洗町】 (第159図)

8世紀中頃に小郡遺跡から御原郡衙が移転して成立する。二重の区画溝で圍繞された正倉院と郡庁・曹司院が東西に並んで造営される。郡庁・曹司院の大きさは約170m四方で、内部には区画に沿うように建物群が配置されている。これらは曹司の建物とみられ、その多くは同じ場所で1～3回の建替が行われており、執務機能の継続性が認められる。郡庁の建物は確認されておらず、未調査部分に存在するとみられる。

(4) 井出野遺跡【福岡県朝倉市】

筑前国上座郡に属する。郡庁の変遷はⅠ期～Ⅲ期に区分されて、8世紀後半を下限とするが、上限は不明なところがある

り、8世紀前半に遡る可能性も考えられる。

Ⅰ期は、両脇殿が長舎で、正殿が桁行5間程度の建物を配置し、南北約42m、東西約54mの大きさになる。区画施設は存在しないようである。

Ⅱ期は、Ⅰ期郡庁の東約90mに移設され、東西幅59mの長舎囲いの郡庁が造営される。北側および郡庁の内部は不明だが、確認できる建物はすべて梁行が3間という特徴がある。

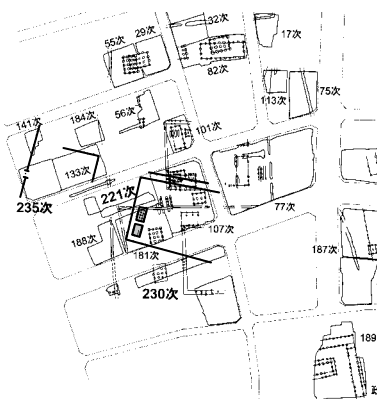
Ⅲ期は、郡庁の西に隣接して、溝で囲われた南北約75m、東西約78mの区画が出現する。内部に数棟の倉はあるが、正倉とするには区画内に位置する数が少なすぎる。区画の性格が不明であるため、下高橋官衙遺跡のような正倉院を想定すべきか、小郡遺跡Ⅲ期のような区画を想定すべきか判断は難しい。

郡庁の空間構成としては、Ⅰ期の区画を持たない配置から、Ⅱ期には長舎囲いの郡庁に変わり、門と遮蔽施設が付加される。Ⅲ期には郡庁の横に新たな区画が造営され、郡衙の機能や隔絶性が段階的に拡大されている状況を読み取れる。

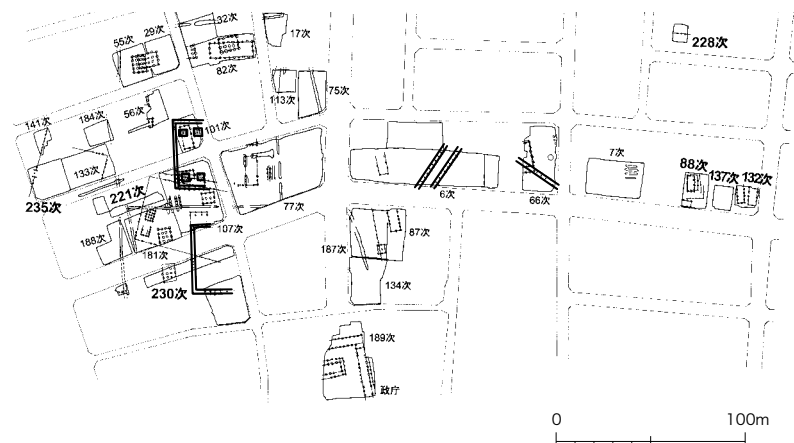
(4) 大ノ瀬官衙遺跡【福岡県上毛町】

瀬戸内海に面する豊前国上毛郡に属する。8世紀第2四半期から9世紀初頭までの存続時期が想定されている。柵と溝で囲われた150m四方の区画の中に、柵で囲われた東西53.4m・南北58.5m

A群(6c中～)

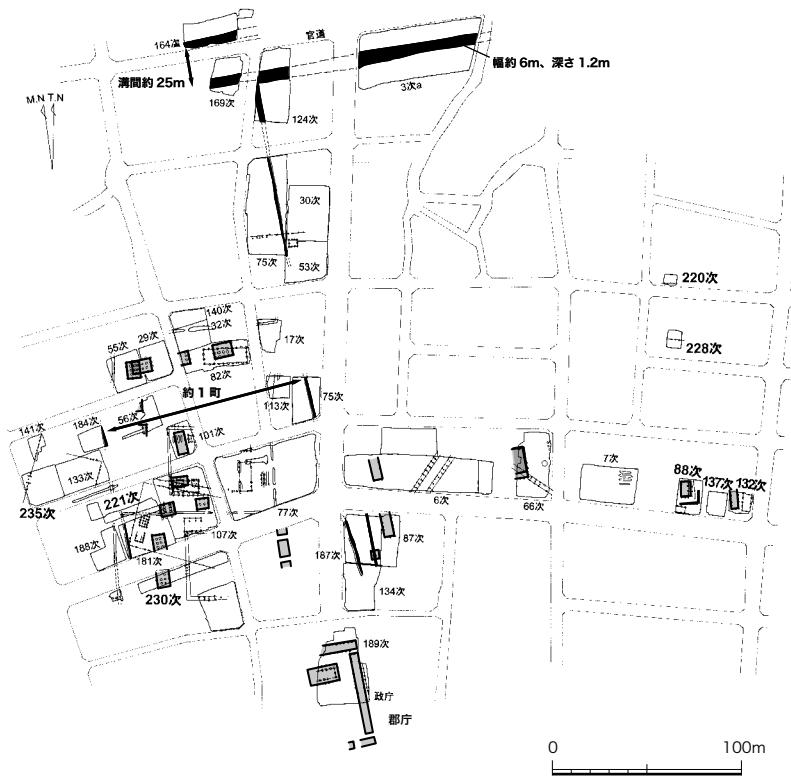


B群(6c後～7c前)

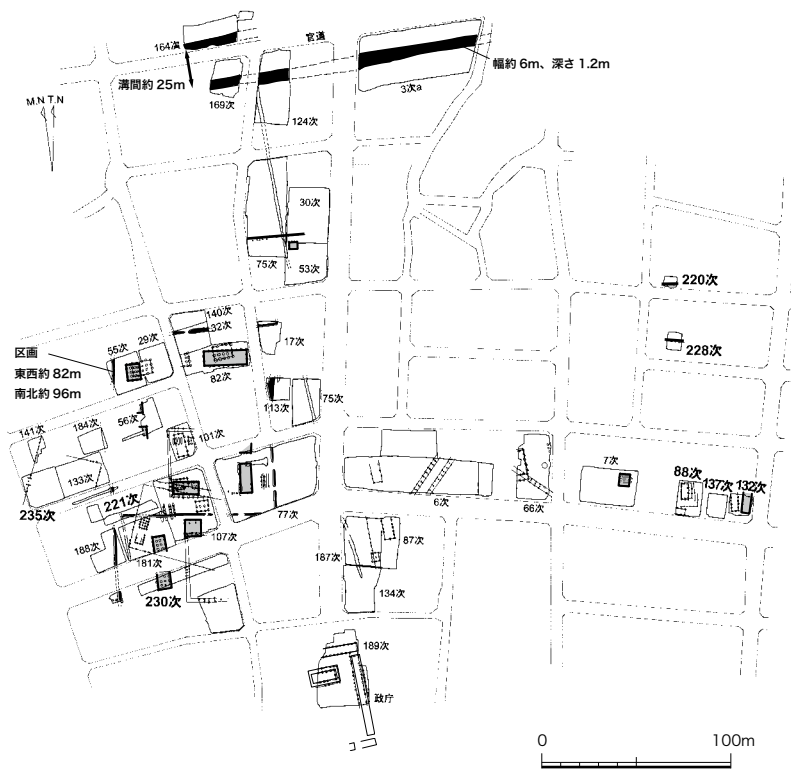


第156図 有田遺跡A群・B群変遷図(1/4,000) [福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆]

C群(7c末~8c前)



D群(8c中~)



第157図 有田遺跡C群・D群変遷図(1/4,000) [福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆]

の郡庁があり、南に四脚門が設置される。正殿は四面廂建物であるが、その東西に翼廊状の側柱建物が取り付け。東側のほうが梁行が長く、床東とみられるピットもあり、建物の性格が異なるようである。正殿は建替がおこなわれており、建替後は規模が大きくなると同時に、翼廊状の建物がなくなる。脇殿は西側を欠いて東脇殿1棟のみである。郡庁の方位は正方位とならず、隣接する官道に沿った方位を向く。

(5) 城原・里遺跡【大分県大分市】(第160図)

豊後国海部郡に属する。城原地区と里地区に分かれ、里地区2期~3期の評価から、約400m離れた城原地区4期の郡衙へ移転すると考えられている。

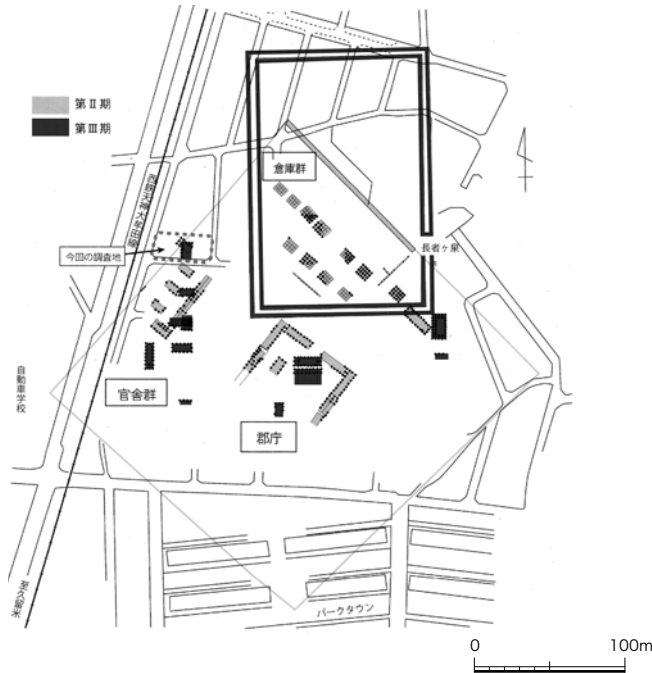
里地区1期(7世紀後半)は、鉤形に建物を配置するのみである。このうち北側の東西棟2棟は、次の2期(7世紀第4四半期)になると同じ場所で長舎建物に建替が行われており、基準になっていると思われる。

里地区2期(7世紀第4四半期)は、長舎を含む複数の建物を連結することで、南北約45m、東西70m以上の方形区画を形成する。内部には正殿とみられる南北棟の中心的な建物が、その前面(西側)は空地となる。門施設はあきらかではないが、南正面にはならない可能性がある。

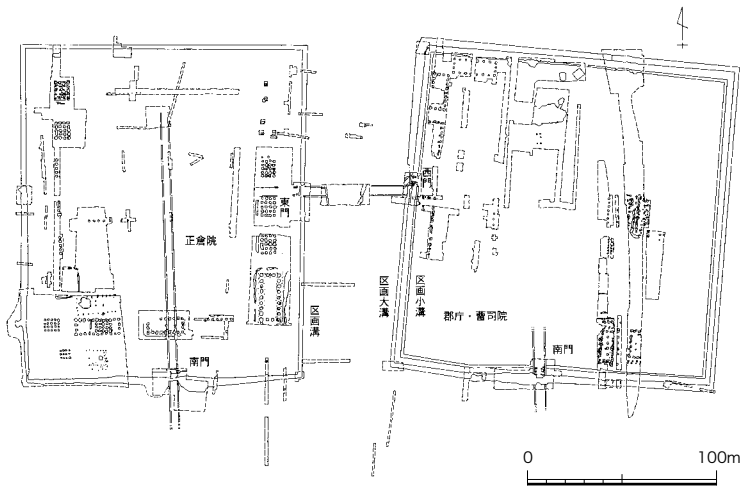
里地区3期(7世紀第4四半期)は、方形区画を構成している建物の並びがやや崩れるが、北辺の建物は1期から引き続き同じ場所で建て替えられていて、建物の性格や機能を引き継いでいると思われる。内部空間には正殿とそれに付属する建物が、いずれも廂が付加される。正殿の位置が内部空間の中央寄りに移動していることも、2期に比べて正殿の役割が重視されていることを示すだろう。このような正殿の配置は、城原地区4期に政庁が移転しても継承されている。

里地区4期(8世紀前半)になると、政庁は移転し、跡地には倉が造営されて正倉城に変わる可能性も考えられている。

城原地区4期(8世紀前半)に、里地区から政庁が移転する。柵を併用しながら複数の建物を連結して、東西55m、南北55m以上の区画を構成し、南側に四脚門が設置される。内部空間の中央付



第158図 小郡遺跡遺構変遷図(1/5,000)



第159図 下高橋官衙遺跡平面図(1/4,000)

近くに四面廂とみられる正殿が位置する。このような政庁構造は、里地区2期・3期の方形区画を構成する建物群や、内部空間の中央に位置する正殿を踏襲したものといえる。評段階との違いは、四脚門の設置と、建物の規格性が統一されて整然とした建物配列が設計されている点を指摘できる。

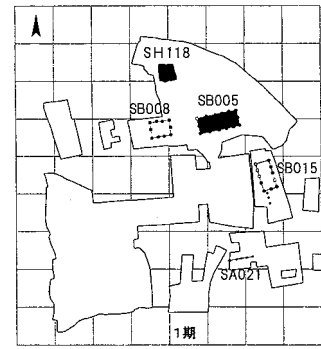
城原・里遺跡の政庁変遷は、建物による方形区画を形成することで内部空間を作り出し、中心となる正殿が次第に隔絶していく状況を、評から郡にかけて段階的に確認することができる。基本的な構

造は維持したまま、儀礼・執務機能の変化に対応した様子がみられる。

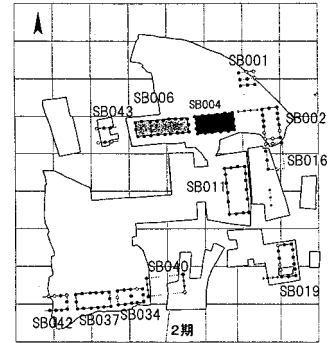
(6) 阿恵遺跡とその他の郡衙の特徴

阿恵遺跡と各郡衙の比較から、官衙の変遷についてその特徴を検討する。

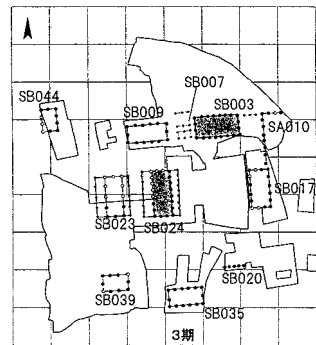
郡庁が出現する以前の萌芽期ともいえる7世紀後半は、阿恵遺跡1期、城原・里遺跡〔里地区1期〕がこれにあたる。中心となる長舎建物と付属する数棟の建物で構成される。囲繞施設は認められず、前庭は開放的な空間となる。



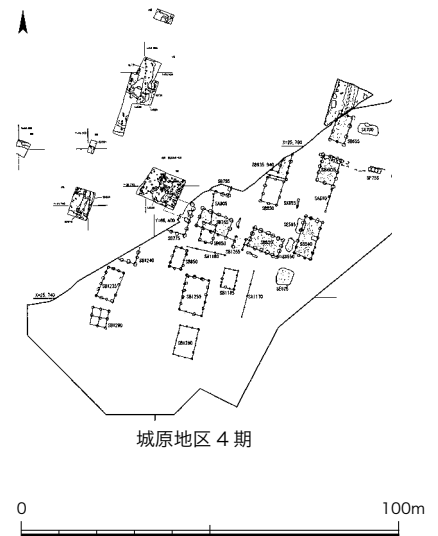
里地区1期



里地区2期



里地区3期



城原地区4期

第160図 城原・里遺跡遺構変遷図(1/2,000)

7世紀末は郡庁としての形が整ってくる。阿恵遺跡2期、有田遺跡、小郡遺跡、城原・里遺跡〔里地区2期・3期〕が該当する。複数の建物を配置することで方形の区画を形成し、遮蔽された空地を作り出す。このとき前段階の建物を郡庁の位置基準にしている状況がみられ（阿恵遺跡、城原・里遺跡）、建物の機能や性格が継承されている可能性がある。なお、内部空間に独立した正殿を置くものと、阿恵遺跡のように長舎建物が正殿を兼ねる場合がある。

8世紀に入ると、7世紀代の構造を概ね継承しながら建て替えられるもの（阿恵遺跡3期、城原・里遺跡〔城原地区4期〕）も存在する。有田遺跡の郡庁は1形態しかないが、官衙域のその他の遺構変遷を考慮すると、未調査地区に前後期の郡庁が存在する可能性が考えられる。

8世紀中頃になると、それまでの郡庁は姿を消し、新たな場所に設置される（下高橋遺跡、井出野遺跡、大ノ瀬官衙遺跡）。7世紀代あるいは8世紀初頭から引き続き同じ場所に造営される例はなく、この時期に画期が想定できる。郡庁が移転した後も、跡地には官衙建物が一時期残り、官衙としての機能がある程度残される（阿恵遺跡4期、小郡遺跡Ⅲ期）。新造された郡庁をみると、大ノ瀬官衙遺跡は建替によって正殿が拡大し、下高橋官衙遺跡は郡庁が不明であるものの、周囲の曹司建物の継続的な建替から、安定した郡衙経営がうかがわれる。井出野遺跡では、郡庁を構成する建物の大型化と区画施設の増設から、郡庁の隔離化が進むことが考えられる。この傾向は8世紀後半まで続き、郡衙の盛期と位置付けられる。また、この時期にほとんどの郡衙が正方位に配置される。阿恵遺跡においても正倉が正方位に変化する時期であり、移転先候補地の原町平原遺跡も正方位を向き、大型の建物が建築されるなど同じ傾向にある。

以上のように変遷過程を比較してみると、阿恵遺跡で確認できた変遷は、7世紀後半から8世紀後半における西海道の郡衙の特徴を下記のように具体的に示しており、一つの指標となり得る。

7世紀後半の官衙萌芽期は、中心となる長舎建物とそれに付属する数棟の建物だけで構成され、圍繞施設はない。7世紀末の評衙の段階で、長舎囲いあるいは複数の建物を連結することで遮蔽された

空地を創出し、職務執行機関の建物と儀礼空間を備えた政庁が成立する。8世紀前半の評衙から郡衙への移行期は、建物構造の大きな変化が比較的少ない。建替がおこなわれても、7世紀代の建物配置を概ね継承している。しかし、8世紀中頃までの間に郡衙は移転して新たな場所に造営され、跡地には別の官衙施設が一時的に設けられる。8世紀中頃以降は官衙施設が正方位を向き、建物の大型化が進んで郡衙の盛期を迎える。

このように、阿恵遺跡は、評衙の出現から郡衙の最盛期に至るまで、政庁と正倉を含む官衙域のほぼ全容を把握しながら、地方官衙の主要な期間の変遷過程を追うことができる国内でも極めて稀な遺跡である。

阿恵遺跡と糟屋評

はじめに

九州大学農学部附属原町農場で見いだされた阿恵遺跡は、政庁域と正倉域とが併存する構成であること、その政庁域が長舎で囲まれる形状であること、そして出土遺物の年代観から判断して、7世紀後半から8世紀前半にかけての地方官衙である「評家」（「評衙」とも。701年の大宝令施行より前に設定されていた地方行政単位「評」の役所を指す学術用語）、もしくは「郡家」（「郡衙」とも。大宝令の施行に伴い「評」を呼び変えた地方行政単位である「郡」の役所を指す、史料に見える用語）であることは動かない。また、糟屋郡所在というその立地から、この官衙が、一時期の糟屋郡家、もしくは糟屋評家であることも動かないだろう。そしてこの糟屋郡（評）に関しては、6世紀の筑紫君磐井の乱の後に、磐井の子である葛子が罪を贖うために「糟屋屯倉」を朝廷に献上したという『日本書紀』の記事と、今も京都の妙心寺に残る梵鐘に陽鑄されている銘文「戊戌年四月十三日壬寅取糟屋評造春米連廣國鑄鐘」という、二つの著名な史料が残されている。ここでは、特にこの二つの史料を取り上げて、阿恵遺跡の価値について述べたい。

（1）評の成立

初めに、7世紀から8世紀にかけての地方行政組織の編成について、現在の通説と思われるところを、簡単に述べておきたい。『隋書』巻81東夷伝・倭国（倭国伝）（653年の成立）には、

内官に十二等あり。（中略）軍尼一百二十人あり、なお中国の牧宰のごとし。八十戸に一伊尼翼を置く。今の里長の如きなり。十伊尼翼は一軍尼に属す。

とあり、冠位十二階と同時期のものとして、倭国内にクニが120人あるという情報が記されている。ここでの120人という数字は、『先代旧事本紀』巻10こくぞうほんぎ国造本紀（9世紀?の成立）の序文に144の国造の存在を述べ、また同書本文には120余の国造が列記されていることと照らし合わせれば、7世紀に入ったばかりの倭国には120程度のクニがあり、それぞれに国造がいたことを述べたものというように理解できる。

その国造のクニは、『常陸国風土記』（8世紀前半の成立）によれば、7世紀の半ば頃に、後の常陸国の領域では、以下のように分割ないし再編成されていったようである（註8）。

クニ	評	郡
		（『延喜式』10世紀）
新治	新治	新治
	白壁	真壁
筑波	筑波	筑波
	河内	河内
	信太	信太
茨城	茨城	茨城
	行方	行方
那珂	那珂	那珂
（下総の海上）	香島	香島
久慈	久慈	久慈
多珂	多珂	多珂
	石城	（陸奥の石城）

この時の「評」（コホリ）の設定は、孝徳朝の「天下立評」（『皇大神宮儀式帳』での表現。804年）と後に言われるほど、全国的なものであった。

孝徳朝におかれた「評」には、国造の一族など、現地の有力者から選ばれた役人が置かれたが、役職名については、永昌元年（持統3年、689年）の年紀を

持つ那須国造碑には「評督」が、和氣氏系図や先述した妙心寺鐘銘などには「評造」が見え、史料によって異なっているため、評造から評督・助督に分化したという説、評造は評督・助督の総称であるという説、評造は国造出身でない評の役人の地位的呼称とする説など、いくつもの考え方があり、いずれとも決めがたい。

「評」は孝徳朝の立評後、所によっては分割されたり統合されたりしながら(註9)、701年の大宝令の施行に伴って「郡」(コホリ)と改称された。8世紀前半の『律書殘篇』(721～737年の間の成立)に「国六十七 郡五百五十五 郷四千十二 里万二千三十六」とあるように、奈良時代には555前後の郡が置かれ、それぞれの郡では、その郡の前身となる評の成立時に評の役人に取り立てられた人(立郡の人)の子孫をはじめとするその郡の有力者の家系から、ほぼ世襲的に、大領(長官)・少領(次官)以下の郡司が任命されていた。この間の和銅6年(713)5月2日に「畿内七道諸国郡郷の名に好き字を着けよ」(『続日本紀』)という命令が出され、これを承けた郡名表記が、多くの場合、近現代に至るまで用い続けられることになった。

以上のように、一般的には国造のクニが分割されていくつかの評が生まれ、更にその評が分割・統合されたりしつつ郡と改称されたということになるのであるが、実は北部九州においては、以上の説明では万全とは言えない。

(2) 筑紫国造と糟屋屯倉

「はじめに」で触れたように、「糟屋」という地名が初めて見えるのは、『日本書紀』継体22年(528)12月条の、

筑紫君葛子、父に坐して誅せられんことを恐れ、糟屋屯倉を獻じ、死罪を贖はむことを求む。

という、筑紫国造磐井の息子の葛子が、父親に連坐して殺されるのを免れるために、「糟屋屯倉」を献上したという記事である。そもそも筑紫国造は、『日本書紀』孝元天皇7年2月2日条に、
うつしよめのみこと
 麿色謎命を立てて皇后と為す。后、二男一女を生む。第一を曰く大彦命と。第二を曰く稚日本根子彦大日天天皇(のちの開化天皇)と。第三を曰く倭迹迹姫命と。(一に云く。天皇の母弟、少彦男心命なりと。)妃

いかがしよめのみこと
 伊香色謎命、ひこふつおしよめのみこと
 彦太忍信命を生む。次妃河内青玉繫あおたまかけの女殖安媛はにやすひめ、武殖安彦命を生む。兄の大彦命は、是れ阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狭狭城山君、筑紫国造、越国造、伊賀臣、凡そ七族の始祖なり。彦太忍信命は、是れたけうちすくね武内宿祢の祖父なり。

とあるように、孝元天皇の第一皇子おほひこのみこと大彦命は埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘の「意富比埜」と同じと見てよく、多くの国造クラスの地方有力者の始祖を天皇家に結びつける結節の役割を持たされていることになる。もとより年代も含めて後世の仮託であることは間違いないが、天皇に繋がる出自を持つということで、国造としての地方支配の正当性が説明されているのである。

こうした国造が全国に置かれていたというのが、7世紀初めの状況であることは先に述べたが、果たしてそれがいつからかということ、史料的に確かめにくいものがある。ただ、『日本書紀』に従えば、筑紫君磐井は国造として認められており(註10)、その磐井の支配は、八女地方を本拠地とし、筑紫(後の筑前・筑後の両国)地域をはじめ、北部九州一帯に及んでいたものと思われる。

先の記事に出てくる「屯倉」とは、田地とそれを耕作する人(田部)及び倉・屋を伴う取収システムのうち、王権に帰属してその支配拠点となったものを指しており(註11)、筑紫君の支配下の特定の田地、田部、倉・屋を、葛子が528年に王権に献上した結果、それは「糟屋屯倉」と呼ばれるようになったわけである。

糟屋屯倉が設定されて7年ののち、『日本書紀』安閑天皇2年(535)5月9日条には、

筑紫に穂波屯倉(飯塚市)・鎌屯倉(嘉麻市鴨生)を、豊国に膳崎屯倉(北九州市門司区、または大分県国東半島)・桑原屯倉(八女市黒木町、または築上郡築上町、田川郡大任町)・肝等(音を取りて読め)屯倉(京都郡苅田町)・大拔屯倉(北九州市小倉北区貫)・我鹿屯倉(我鹿。此れ、阿柯と云へ)(田川郡赤村)を、火国に春日部屯倉(熊本市市府)を、播磨国に越部屯倉・牛鹿屯倉を、備後国に後城屯倉・多瀬屯倉・米屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉を、姪那国に

いにえ 膽殖屯倉・いとしば 膽年部屯倉を、阿波国に春日部屯倉を、紀国に経湍屯倉(経湍。此れ、俯世と云へ)・河辺屯倉を、丹波国に蘇斯岐屯倉(皆、音を取れ)を、近江国に葦浦屯倉を、尾張国に間敷屯倉・入鹿屯倉を、上毛野国に緑野屯倉を、駿河国に稚養屯倉を置く。

と、全国各地に「屯倉」を設定する記事が見えている(丸カッコ内は比定地)。更に、その翌年の宣化天皇元年(536)5月1日条には、

詔して曰く。食は天下の本なり。黄金万貫も、飢を療すべからず。白玉千箱も、何ぞ能く冷を救はむ。夫れ筑紫の国は、遐迹の朝届るところ、去来の関門にするところなり。是を以って海表の国、海水を候ひて来賓し、天雲を望みて奉貢す。(応神天皇)胎中之帝より朕が身に洎ぶまで、穀稼を収蔵し、儲糧を蓄積し、遙かに凶年に設け、厚く良客に饗す。国を安んずるの方、更に此に過ぐるは無し。故に朕、阿蘇仍君を遣はして(未詳なり)、河内国の茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ。蘇我大臣稲目宿祢は、尾張連を遣はして尾張国の屯倉の穀を運ばしむべし。物部大連鹿鹿火は、新家連を遣はして新家屯倉(伊勢国に所在か)の穀を運ばしむべし。阿倍臣は、伊賀臣を遣はして伊賀国の屯倉の穀を運ばしむべし。官家を那津之口に修造せよ。また其の筑紫・肥・豊三国の屯倉は、散じて縣隔に在り、運輸遙かに阻つ。もし須要ならば、以て卒かに備へむこと難からむ。また諸郡に課せて分移せしめ、那津之口に聚め建て、以て非常に備へ、永く民命と為せ。早く郡縣に下し、朕が心を知らしめよ。

とあり、難波津のほとりへの稲穀の移送記事が混入している可能性があるが、那津のほとりに「官家」を修造し、前年に置かれた筑紫・肥・豊三国の「屯倉」の倉の一部を内容物ごとに移し建てるように命じられていることが分かる(註12)。那津官家の遺跡の有力候補に、国史跡「比恵遺跡」「那珂遺跡」があるが、ただ、現在までのところ、両遺跡の発掘で検出されているのは、6世紀後半から7世紀にかけての倉、屋、布掘りの三本柱列であり、『日本書紀』に記す年代とはややずれるという問題がある。

こうして設定された屯倉の中には、『日本書紀』欽明天皇16年(555)7月4日条に、

蘇我大臣稲目宿禰・穂積磐弓臣らを吉備五郡に使はし、白猪屯倉を置かしむ。

また、欽明天皇30年(569)正月1日条に、

詔して曰はく、田部を量り置く、其の来たるや尚し。年甫め十余にして籍を脱れ、課を免るる者衆し。宜しく膽津(膽津は、王辰爾の甥なり)を遣はし、白猪の田部の丁籍を検定せしむべし。

更に、同年4月条に、

膽津、白猪の田部の丁者を検閲し、詔に依りて籍を定め、果たして田戸と成す。天皇、膽津の定籍の功を嘉したまひて、姓を賜はりて白猪史と為し、尋で田令に拜し、瑞の子を之の副と為す。

最後に、敏達天皇3年(574)10月9日条に、

蘇我馬子大臣を吉備国に遣はして白猪屯倉と田部とを増益せしむ。即ち田部の名籍を以て白猪史膽津に授く。

とあるように、王権の方から使者を派遣して田部の丁(壮年男子)の名簿を作らせたりするところもあった。

しかし、筑紫・豊・肥の三国に置かれた屯倉に王権の方から使者が送られたという史料は見出せない。そこで、三国の屯倉の経営は、三国の国造に委託されていたのではないかという考え方が出てくる。これは、穂波や鎌など、安閑朝に置かれたとされている屯倉のみならず、それ以前の継体朝に設定された糟屋屯倉についても同様で、糟屋屯倉は設定されたものの、実際の経営の現地での最高責任者は筑紫君のままで変わらず、ただそこから上がる収益が王権に帰属する、というように変化しただけではないかという考え方もありうるのである。

ただ、ここで問題になるのは、磐井の乱の後、筑紫・豊・肥三国の国造の姿が、史料上には殆ど現れないということであろう。筑紫君について言えば、八女古墳群は連続して営まれるものの、史料には有力豪族として現れず、豊国造も極めて影が薄い(註13)。肥君(火君)については、その本拠地とされる八代郡豊福郷・肥伊郷あたりを中心として肥前・肥

後地域を支配する豪族(註14)の姿ではなく、むしろ、朝鮮諸国との間の外交・軍事の面で活躍した、大宝2年の筑前国嶋郡川辺里戸籍に見える嶋郡大領肥君猪手へと繋がる支脈の活動の方が著名であると言える(註15)。

その一方で、筑紫に置かれた糟屋屯倉は後の糟屋評、そして糟屋郡に、穂波屯倉は穂波郡に、鎌屯倉は嘉麻郡にと、あくまでも名称の上ではあるが、後世の郡に繋がっていくという特徴が顕著である。那津官家が那珂郡に、有田遺跡が早良郡にという例も加えて良いだろう。つまり、前節で常陸国の場合を例として挙げたような、国造のクニを分割して評(郡)が作られていったというよりは、屯倉を拠点として評が編成されていったという状況を想定すべきではないかということになる。もっとも、筑紫国に満遍なく屯倉が設定されていたとも考えにくい、ともあれ糟屋評は、経営・支配システムとしての糟屋屯倉を引き継いだものであり、やがて糟屋郡へと改称されたものであることは間違いあるまい。

念のために付言しておくが、阿恵遺跡は7世紀後半～8世紀前半の官衙遺跡なので、6世紀前半の設立とされる「糟屋屯倉」の拠点施設そのものではない。古賀市の鹿部田淵遺跡で検出された6世紀半ばの大型掘立柱建物群など(註16)、旧糟屋郡内(註17)には、「糟屋屯倉」と糟屋評家たる阿恵遺跡との間を繋ぐ遺跡が、いくつも眠っていると考えなければならない。

(3) 糟屋評造春米連廣國

糟屋郡(評)の前身として糟屋屯倉があることにこだわったのは、冒頭に挙げたように妙心寺の鐘銘に、鐘の鑄造者として糟屋評造の春米連廣國という名前が陽鑄されていることによる。春米連(搗米連とも)は、穀(粳穀つきの稲粒)を舂いて玄米や白米の状態にすることを務めとする部民(春米部)を管掌する伴造氏族であり、『新撰姓氏録』左京神別には「春米宿禰、石上の同祖、神饒速日命の後なり」とあるので、物部連(後の石上朝臣)や穂積臣らとともに、饒速日命の後裔とされていることになる。カバネは初め連であったが、『日本書紀』天武13年(684)12月2日条に、宿禰を賜ったことが記されているので、中央で出仕

していた春米連の宗家は、カバネが連から宿禰に上がったが、糟屋評にいた春米連は、この時の賜姓に漏れたらしい。

春米連が管掌する春米部は、『日本書紀』仁德天皇13年9月条に「始めて茨田屯倉を立つ。因りて春米部を定む」とあるように、屯倉に田部が置かれるのと同時に、春米作業に従事する部民として設定されることがあった。史料上は、美濃・越中・周防・筑前等の諸国に分布している。春米部がいる以上、そこには春米連がいると考えるのが自然であると考えるならば、筑紫君葛子がその支配地・支配民の一部を割き、王権に帰属する糟屋屯倉が設定されるのと同時に春米部が、そしてその管掌者としての春米連が置かれたと考えられることになる。こうした場合、その春米連は、すべてが中央の春米連から派遣されたというわけではなく、むしろ現地の有力者に春米連の姓を与え、中央の春米連との間に系譜関係(擬制的血縁関係)を設定するのが一般的な方法だったと思われる。つまり、糟屋評造の春米連廣國は、天武朝の賜姓で宿禰が与えられた中央の春米連とは実際の血縁関係・系譜関係は無く、もともと現地の有力者の出自だったと考えることになる。

ただ、糟屋屯倉の春米連については、中央の春米連の一族から派遣されてきた者の流れをくんでいる可能性も無いではない。その場合、派遣される機会としては、大きく分けて二つの可能性があげられる。一つは、磐井の乱の直後、すなわち糟屋屯倉の成立時点であり、もう一つは、推古朝である(註18)。

初めに前者について述べるならば、これは、磐井の乱の鎮定に当たったのが物部麁鹿火と伴金村、特に物部麁鹿火であったことに着目するものである。先に触れたように春米連は物部連と同祖関係が設定されているので、物部連の主導によって、その同族たる春米連の中から、いわば戦利品として王権に帰属することになった糟屋屯倉の春米部の管掌者を派遣したのではないかという考え方である。

つぎに後者について述べるならば、これは、推古天皇10(602)年2月に、厩戸皇子(聖徳太子)の同母弟の来目皇子が撃新羅將軍に任じられ、4月には嶋郡(糸島半島)に駐屯したが、翌年2月に皇子は急死したという事件に着目するものである。厩戸皇子には

つきしねのひめみこ
春米皇女と呼ばれる皇女がおり、これは春米連に養育させたことに由来する命名であることが確実なので、物部守屋の討滅に功績があった厩戸皇子の上宮王家に、それまで物部氏の支配下にあった糟屋屯倉の支配権が帰属したと仮定し、来目皇子の駐屯の機会に、中央から春米連を下向させ、糟屋屯倉の管理に当たさせたのではないかと想定するものである。

このように、春米連廣國の出自がどう遡るのかについては、少なくとも三つの仮説が成り立ちうるわけで、現時点では決め手がない。ただ、中央の春米連からの派遣にせよ、現地の有力者に春米連を名乗らせたにせよ、実際の、あるいは擬制的な血縁関係が、糟屋屯倉・糟屋評の春米連と中央の春米連との間には存在するわけであるから、糟屋屯倉にいた春米連が、上宮王家との結びつきをある程度持っていたことは間違いない。このことは、妙心寺の鐘の由来を説明する鍵ともなりうる。

(4) 妙心寺と観世音寺の鐘

冒頭で紹介したように、現在は京都の妙心寺にある一つの鐘に、

戊戌年四月十三日壬寅取糟屋評造春米連廣國鑄鐘

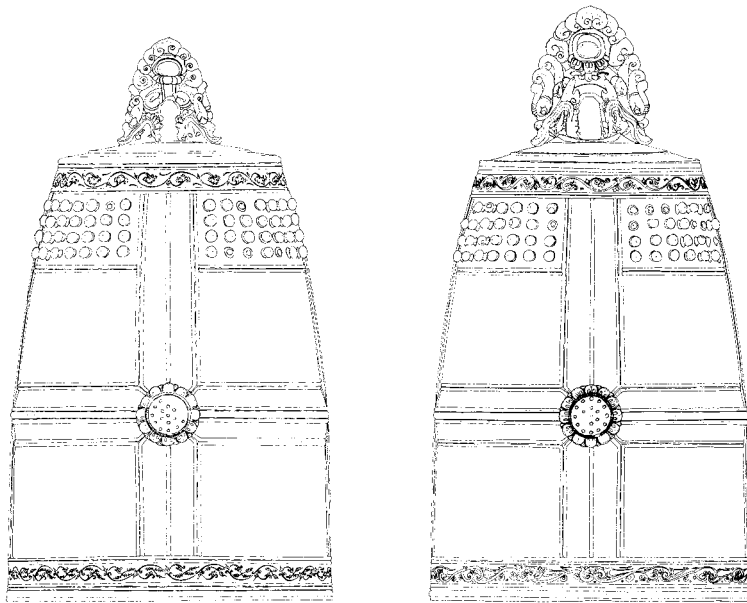
という銘文が陽鑄されている。この鐘銘について問題となるのは、第一に、この鐘と同じ挽型（^{ひきがた}鋳型作成時の原型）で造られた鐘が筑前観世音寺に残されていることをどう解釈するか、という点であり、第二に、そもそも何故に糟屋評造春米連廣國が鑄た鐘が、花園上皇を開基として建武4年（1337）に創建された臨済宗の妙心寺（京都市右京区花園）に現在あるのか、という点である。

はじめに第一の問題について検討してみたい。『日本書紀』天武11年（682）4月21日条に、

筑紫大宰丹比真人鳴ら、大鐘を貢ず。という記事がある。妙心寺の鐘銘には戊戌年、すなわち698年（文武2）に鑄たと明記されているので、それより16年も古い記事に見える鐘が妙心寺の鐘であるはずはない。では、丹比（多治比）真人鳴らは鐘をどこに貢上し、それはその後どうなったのか。ここで注目されるのは、妙心寺の鐘と本体部分はほぼ同型でありながら、龍頭が大ぶりで、豪快ではあるが洗練度に劣るぶん古いのではないかとされている、筑前観世音寺の鐘の存在である。今は失われた同様の鐘がほかに無かったとは言い切れないが、天武11年に丹比鳴らが貢上したのが現存する筑前観世音寺の鐘であった可能性は大

きい。筑紫大宰が貢いだのが筑前にあるというのはやや違和感を覚えないではないが、母である齊明天皇の菩提を弔うために天智天皇が発願した寺であれば、貢上の対象として不自然ではあるまい。

ただ、筑紫大宰にせよ糟屋評造にせ



第161図 妙心寺梵鐘と観世音寺梵鐘(1/20)



第162図 妙心寺梵鐘銘

よ、元来、鐘を鋳ることを職掌とした役職ではないので、実際にはどういう工人がこれら二つの鐘を鋳たのかということが問題になる。ここで注目されるのが、観世音寺の鐘の口縁下端に「上三毛」、鐘身上面に「天満宮」「天明七年」の線刻があることで、後二者は、この鐘が一時安楽寺天満宮に置かれていたときのものであろうが(註19)、前者は豊前国上三毛郡かみつみけの和銅6年以前の表記であり、おそらくこの鐘の製造後間もなくに刻み込まれたのではないと思われる。

豊前国上三毛郡については、幸いに正倉院に残された大宝2年(702)「豊前国上三毛郡塔里」(『和名類聚抄』)の多布郷、現在の築上郡大平村)の戸籍断簡と、「豊前国上三毛郡加久自也里」(『和名類聚抄』)の炊江郷、現在の豊前市大村・八屋)の戸籍断簡とが参考になり、いずれにも秦氏が多数登載されていることが注目される。このことと、二つの鐘の上下帯の唐草模様が、新羅系の古瓦のそれに似ていることを考え合わせるならば、これらの鐘の鋳造に新羅系渡来人が深く関わっていた可能性が出てくる(註20)。すなわち、廣國は豊前の新羅系の工人に依頼し、鐘を鋳させたのではないかと考えられるのである。

その秦氏の畿内での拠点は、山背国の葛野郡であり、7世紀に入る頃の秦氏の代表として有名なのが、厩戸皇子に仕えた伝承を持つ秦造河勝はたのみやつこかわかつであった。そして彼らの氏寺が広隆寺であり、その所在地は、現在では妙心寺から南西に少し離れた太秦である(註21)。糟屋評造春米連廣國と妙心寺とを結びつけるのは容易ではないが、中央の春米連は上宮王家と、上宮王家は秦氏と極めて親密な関係にあり、これと対応して糟屋の春米連と豊前の上三毛の秦氏とも密接な関係が築かれており、643年の上宮王家の滅亡後にも、残された人々は交流関係を維持していたとするならば、豊前の秦氏の工人が鋳た鐘の一つが観世音寺に納入された一方で、糟屋の春米連廣國が依頼して同じ工人集団が鋳たもう一つの鐘が、その秦氏集団の宗家が氏寺として、また厩戸皇子の追善の意を込めて建立した広隆寺に運び込まれ、その後に転変を経て(註22)妙心寺の所有となったという想定も、成り立つ余地があるのではなかろうか。

おわりに

最後に、以上述べたことを踏まえて、あらためて阿恵遺跡の価値についてまとめておきたい。

第一に、官衙遺跡としての古さを挙げなければならぬ。長舎で囲まれる建物配置をもつ政庁は、比較的古いものであり、8世紀前半からは、郡衙・国衙でのコの字型(朝堂院型)配置が普通になる。つまり、阿恵遺跡は、7世紀後半の評家から8世紀半ばの郡家までの地方官衙の変遷が追える貴重な事例ということになる。

第二に、大学の農場用地として残されてきたおかげで、旧地形が比較的良好に保存された結果、ひとまとまりの微高地に営まれた評・郡衙の全体像が残されている点である。政庁域と倉庫群、それに駅路から分岐した伝路遺構との関係までセットで、かつ1世紀近くの変遷が追える状態で残されているのは、全国的に見ても希有の事例といえるだろう。これまでも似たような例が全くなかったわけではないが、部分的にしか保存・活用されずにきたという経緯を考えれば、今後の本遺跡の取り扱いに一層の慎重さが求められることになる。

第三に、本遺跡は文献資料との対応が確実であるという点が挙げられる。筑紫君磐井の息子の葛子が献上して成立した「糟屋屯倉」は、阿恵遺跡そのものではないが、鶴見塚古墳の存在を考慮すれば、この近辺が糟屋屯倉の比定地の一部であることは疑いようがなく、その糟屋屯倉のシステムとしての後継が阿恵遺跡であることは確実である。更に、妙心寺の鐘銘「戊戌年四月十三日壬寅取糟屋評造春米連廣國鑄鐘」に登場する春米連廣國は、間違いなく阿恵遺跡の長舎を執務場所としていた。評・郡レベルの地方官衙遺跡において、まさに遺跡の年代に執務していた役人の固有名が判明する事例は、ここを措いて無いという点で、本遺跡は古代の地方行政を復原・検討していくための貴重な事例と言える。

阿恵遺跡の成立背景

阿恵遺跡は、古代において筑前国糟屋郡に属する。その郡衙である阿恵遺跡の歴史的特質を考えるうえで、阿恵遺跡の成立背景を検討することが不可欠であり、そのことは北部九州の古代史と深く関わる。

(1) 阿恵遺跡成立前の歴史的環境

阿恵遺跡が位置する博多湾沿岸は、海を隔てて大陸と近接し、国防の最前線として拠点的な役割を担った大宰府、水城、大野城などが設置される。古代史のなかで重要な位置を占める地域であり、それは律令制成立前においても対外交渉の拠点であったことから同様である。

『日本書紀』継体22年(528)に、筑紫君磐井の乱に関連して糟屋屯倉を献上する記事がある。さらに、『同』宣化元年(536)には那津官家の設置記事があるなど、博多湾沿岸へ中央政権の直接的な介入が進められた。比恵遺跡・那珂遺跡で確認された6世紀後半から7世紀のミヤケ関連遺構は、那津官家に関わると想定されている。布掘りの掘方に3本の柱を据えて一組とした柵状遺構によって区画され、その内部には総柱建物(布掘りの掘方も含む)が郡衙正倉のような配置で発見されている。

これら特殊な倉庫群は、同じ博多湾沿岸部で、比恵遺跡・那珂遺跡から西に約10kmの有田遺跡でも見つかっている。同時期の6世紀後半から7世紀にかけて、特殊な柵状遺構の内部に複数の倉庫群が配置される。そしてこれらの遺跡群には、律令成立期に官衙が設置される。比恵遺跡・那珂遺跡は、筑紫大宰に関わる施設や那珂郡衙の存在が想定される付近であり、有田遺跡には早良郡衙が置かれる。

これらミヤケから官衙への移行が想定される遺跡群において共通する要素として、布掘りの柱掘方をもつ倉庫があげられ、6世紀後半のミヤケ関連遺構から8世紀代の官衙において確認されている。そして布掘りの柱掘方をもつ倉庫は、博多湾沿岸では比恵遺跡・有田遺跡と今回明らかになった阿恵遺跡だけに限られるものである(註23)。

阿恵遺跡では布掘りの倉庫が7世紀後

半の長舎囲いの政庁にともなうことが明らかになり、博多湾沿岸におけるミヤケから評、郡への施設構造のあり方を具体的に示す重要な遺跡と位置付けられる。

阿恵遺跡ではミヤケ関連遺構は確認されていないが、隣接する鶴見塚古墳の存在は重要である。報告のなかで詳しく述べたように、6世紀後半の前方後円墳で、全長75m前後、主体部は石屋形と推定される。同時期の東光寺剣塚古墳と墳丘規模・主体部構造が同じであり、博多湾沿岸で最上位クラス古墳である。東光寺剣塚古墳は比恵遺跡の近くにあり、被葬者は那津官家管掌者と目されている。それと同規模の鶴見塚古墳は、当然同じランクの被葬者像を推測することができ、糟屋屯倉との関わりが注目されることである。それに加えて、阿恵遺跡でも布掘りの倉庫が存在することは、博多湾の東岸である粕屋平野においても、比恵遺跡・那珂遺跡・有田遺跡と同じような歴史的背景をもっていたことが想像できる。博多湾沿岸部の主要遺跡と同様に、阿恵遺跡周辺も対外交渉の拠点の一つとして重要視された地域だったこと推察される。

阿恵遺跡が所在する博多湾東岸の粕屋平野の位置付けについて次項で検討する。

(2) 博多湾沿岸の官衙 (第163図)

博多湾沿岸部は、水系ごとに小さな平野が形成され、それぞれに官衙が配置されている。

東岸は、多々良川・須恵川・宇美川が流れる粕屋平野があり、そのうちの須恵川の下流域に糟屋郡衙である阿恵遺跡が位置する。糟屋郡衙は古代道路が交差する要衝にあり、近くには夷守駅とみられる内橋坪見遺跡もある。さらに、古代道路と多々良川が交差する付近には、港湾施設の多々良込田遺跡がある。

粕屋平野の西に福岡平野が広がり、御笠川・那珂川が流れる。那津官家の比定地とされる比恵遺跡や、那珂郡衙の存在が想定される那珂遺跡をはじめ、大宰府・鴻臚館が位置する福岡平野は詳しく述べるまでもなく博多湾沿岸部の中心地である。水城東門ルートと水城西門ルートの2つの古代道路が走り、湾岸には那津・荒津を擁する。

福岡平野の西には早良平野が位置する。金屑川・室見川が流れ、両河川の間には早良郡衙である有田遺跡が立地する。阿恵遺跡と同様に、古代道路の交差点に位置し、額田駅も近傍に想定されるなど、非常に近似した立地環境にある。そして、

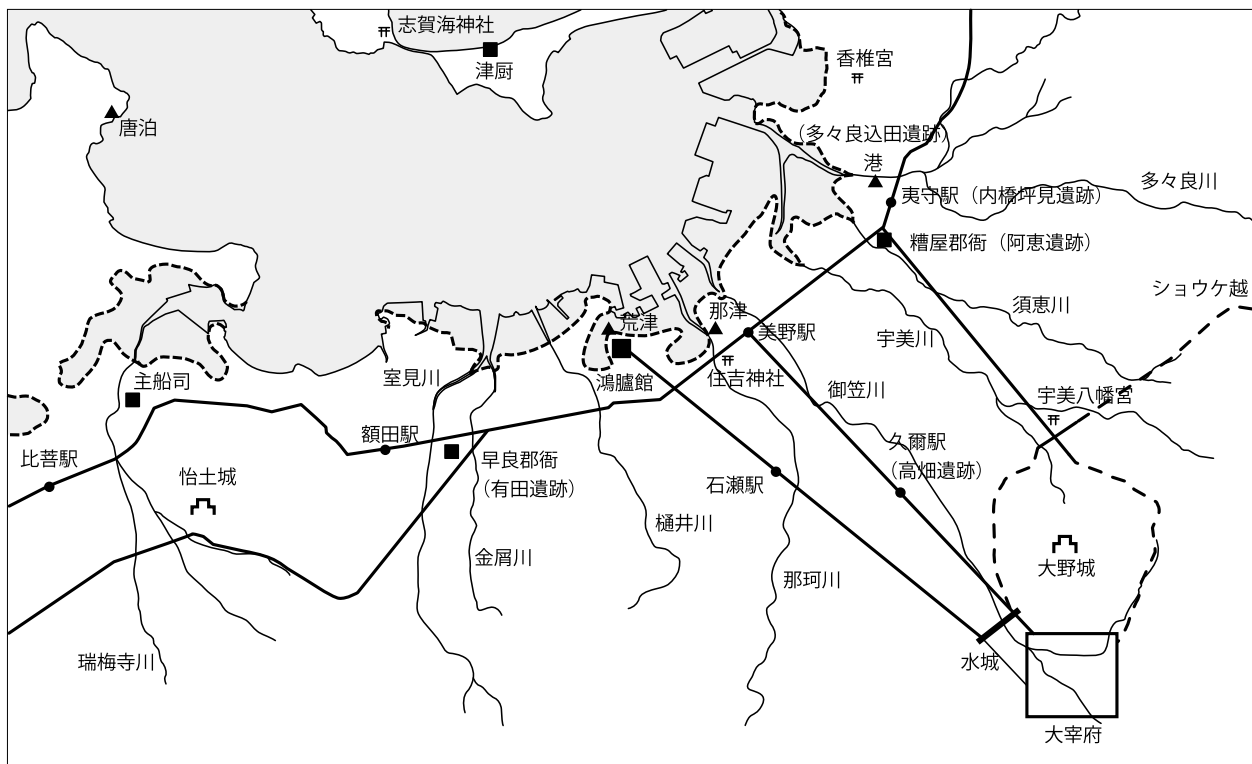
郡衙成立前にミヤケ関連遺構が存在していることは、比恵・那珂遺跡とも共通する。

博多湾沿岸の西端が糸島平野である。所在地は不詳ながら怡土郡衙が想定される瑞梅寺川流域では、古代道路が2本併行する可能性が考えられている。この地域は、602年来目皇子が新羅出兵のため渡航の準備をおこなっていた場所であり、大宰府成立後は主船司が設置されたように、港湾施設の存在も十分に想定できる。

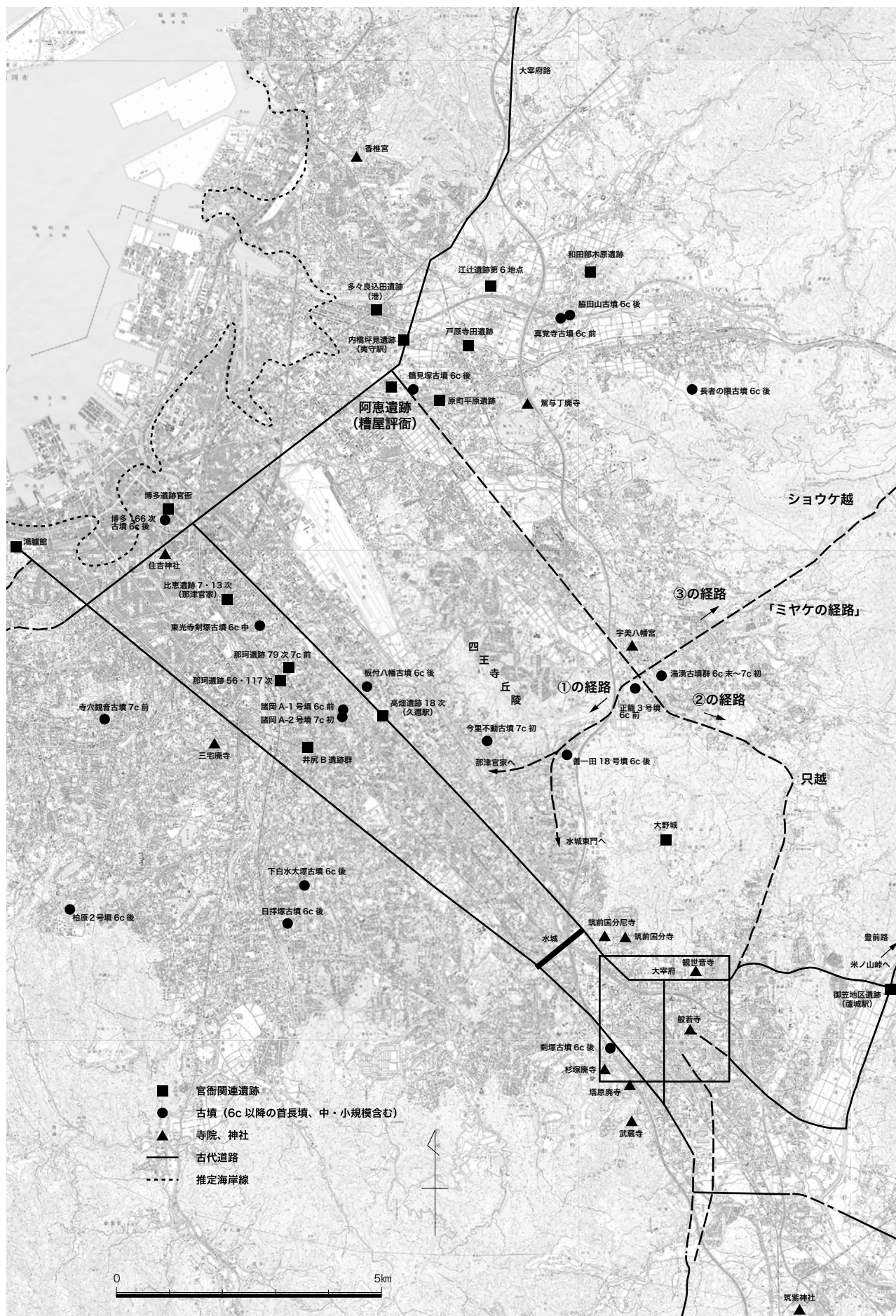
各平野・水系ごとに、河川・陸上・海洋交通の結節点に官衙施設を設置しているのは、国防の最前線である博多湾沿岸を一体的に統治することを重要視したものと考えられるだろう。阿恵遺跡を中心とした博多湾東岸もその一翼を担うエリアであり、ミヤケの時代からの歴史的背景も含め、一般的な郡衙とは成立環境が異なる特殊な官衙遺跡と評価する。

(3) 阿恵遺跡周辺の古代交通 (第164図)

阿恵遺跡で検出した古代道路は駅路と交差し、その交差点に阿恵遺跡が立地する。古代道路を周囲の条里に沿いながら南東方向に延長すると、『日本書紀』の



第163図 博多湾沿岸の官衙関連遺跡



第164図 阿恵遺跡周辺古代道路と関連遺跡分布図(1/10,000)

神功皇后伝承に関わる云われをもち、古い歴史を残す宇美八幡宮の前面を通過する。筑前国風土記逸文「糟屋郡。瀨夫能泉。在郡東南。」(植垣編 1997)にある「瀨夫能泉」は宇美八幡宮のことを指している。そして「在郡東南」は、糟屋郡衙の東南に宇美八幡宮が位置するという意味である。この文献資料は、糟屋郡衙である阿恵遺跡とそこから伸びる古代道路の整合性を示している。

宇美八幡宮を通過すると古代山城である大野城の麓に到達し、この付近で三方に分岐することを想定している。①四王寺丘陵を越えて福岡平野側に出て水城東門へ向かう道、②大野城を回り込んで大宰府の東側へ向かう道(現在の峠道「只越」:元来は「直越」として大宰府へ直接通ずる意味か)、③ショウケ越を越えて穂波郡へ向かう道である。①・②は、大宰府や大野城へ連絡するルートであり、③は伝路としての役割を果たしていたことが想定される。

ここで重視したいのが、③の伝路である。これは峠を超えて穂波郡に至る道だけにはとどまらず、途中で豊前路に合流して、豊前国の瀬戸内海へ繋がっている。このルート上には、7世紀末から8世紀初頭にかけて大宰府に匹敵する大規模な国家的官衙施設として造営された福原長者原遺跡が存在する。西海道の統治を進めようとする中央政権は、瀬戸内の海路を介して九州の玄関口に置かれた福原長者原遺跡を一つの拠点とし、大宰府に至る豊前路を重要な幹線道路として位置付けていたことが考えられる。阿恵遺跡はその豊前路から③のルートへ分岐し、博多湾沿岸に至る場所に立地するという位置関係にある。

(4) ミヤケと新羅系瓦出土寺院と妙心寺梵鐘(第165図)

ここで、③の経路の歴史的背景を考えると、九州の新羅系瓦を用いる古代寺院が③の経路上に集中している点が重要となる。瀬戸内側の上毛郡垂水廃寺(福岡県上毛町)・下毛郡塔ノ熊廃寺(大分県中津市)・宇佐郡虚空蔵寺跡(大分県宇佐市)・京都郡椿市廃寺(福岡県行橋市)、内陸部の田河郡天台寺跡(福岡県田川市)・穂波郡大分廃寺(福岡県飯塚市)が挙げられる。そして、糟屋評造春米連廣國が製作した妙心寺梵鐘について

も、撞座の蓮弁文や上・下帯の唐草文は、天台寺跡・大分廃寺出土新羅系瓦の文様と共通性が指摘されている(小田1993)。妙心寺梵鐘の兄弟鐘とされる大宰府観世音寺の梵鐘も同様の文様で飾られ、そのうえ「上三毛」の線刻があることから豊前との関係が深いものである。

この地域の新羅文化の受容は、採銅で知られる香春岳の香春神社が新羅神を祭り、正倉院文書の大宝2年(702)豊前国戸籍帳に「秦部」が大勢を占めることなどからもうかがわれるが、その契機となったのは、『日本書紀』安閑2年(535)にみえる筑紫・肥・豊の屯倉設置にともなって渡来系技術者集団が入植したことにより、半島文化の素地がこの地域に醸成されていたことが大きな要因としてあげられる(小田2006)。安閑二年の記述によると、博多湾岸の那津官家と瀬戸内海を結ぶルート上に7つの屯倉が設置されている。また、宣化元年(536)の那津官家修造記事では、西日本の屯倉から那津官家に穀が運ばれたこと、筑紫・肥・豊の屯倉を那津官家が統轄したことがわかり、ミヤケは交通を強く意識した場所に配置されているといえよう。

このように、ミヤケや新羅文化との関連性をみると、ショウケ越を通じて瀬戸内海側に繋がるルートは、大宰府路が整備される以前のミヤケの時代から継承されてきた可能性が高いと考える。次項で具体的なルートについて検証する。

(5) ミヤケの経路と首長墳の動向

瀬戸内海側からショウケ越を通って那津官家へ向かう経路は、③だけではなく①の経路とも重なっている。ミヤケの時代の首長墳の動向をみると、これらの経路との関連が注目される。

①・②・③の経路が分岐する宇美川流域の首長墳は、6世紀になると、古墳時代前期・中期を通して築造されていた丘陵から場所を移し、①の経路上の四王寺丘陵東側が分布の中心に変わる。6世紀前半の前方後円墳である正籠3号墳、装飾大刀が出土した6世紀末～7世紀初頭の湯湧古墳群などがある。

一方、①の経路上の四王寺丘陵西側、つまり福岡平野側には、6世紀後半に直径約25mの大型円墳である善一田18号墳が築造される。さらに、7世紀初頭前後には、福岡平野最大級となる全長

11mの横穴式石室をもち、福岡平野全体に影響力を及ぼした首長墳とみられる今里不動古墳が存在する。前代の福岡平野の首長墳といえ、那津官家の管掌者とされる東光寺剣塚古墳がある。今里不動古墳は、これに連なる政治的背景が想定されよう。

①の経路は、阿恵遺跡が官衙として機能していた頃は、四王寺丘陵を越えて福岡平野へ入った後に水城東門へ向かうことを推定している。ただし、元をたどってミヤケの時代に遡ると、四王寺丘陵を越えて那津官家へと向かうルートだったのではないかと考える。

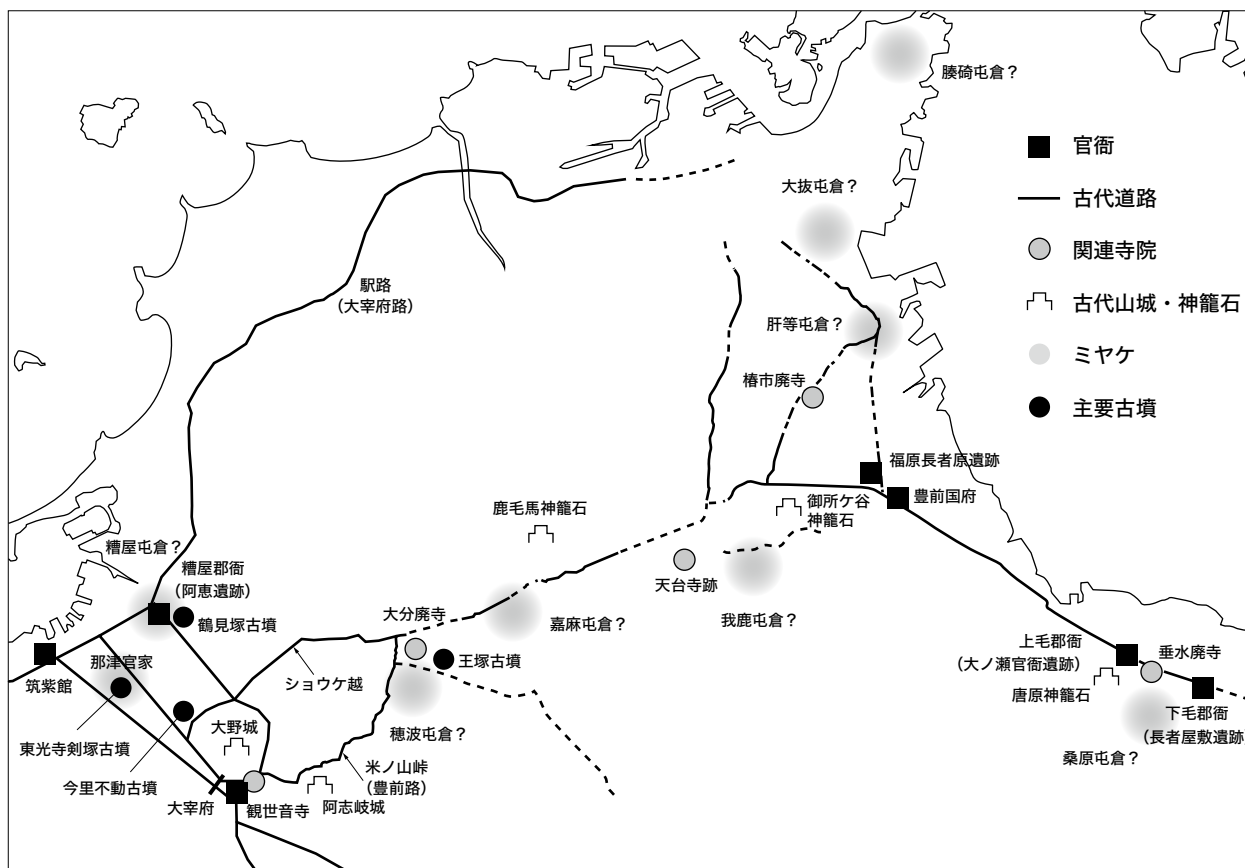
つまり、那津官家から四王寺丘陵とショウケ越を越えて、北部九州の屯倉を経由しながら瀬戸内海まで至るとい、いわば「ミヤケのルート」とも呼べるものが既に成立していた可能性を想定したい。四王寺丘陵の西側に、福岡平野全体の首長墳とされる今里不動古墳が築かれたのも、「ミヤケのルート」の福岡平野側出入り口を抑えているということがわかる。善一田古墳、正籠古墳、湯湧古墳などの中小首長にとっても、「ミヤケのルート」と関わるものが重要な政治的関心事であったのだろう。

ここまで述べてきた①・③の経路の元になった「ミヤケのルート」上には、おそらく糟屋屯倉は存在しない。筑紫君磐井の乱後、息子の葛子が贖罪のために差し出した糟屋屯倉は、①・②・③の経路の分岐点がある山間の狭い平野部ではなく、その分岐点から博多湾側へ向かった地域を候補とすべきである。そして、分岐点から糟屋屯倉へ至るルートとは、まさしく阿恵遺跡で発見された古代道路と重なってくる。

このとき、阿恵遺跡の古代道路の横に、那津官家の管掌者とされる東光寺剣塚古墳と同規模の前方後円墳である鶴見塚古墳が存在することは、極めて重要な意味をもつ。

(6) 阿恵遺跡にみる博多湾周辺の官衙と古代交通

以上のように、阿恵遺跡の古代道路をもとに検討したところ、ミヤケの時代まで遡って、博多湾と瀬戸内海を結ぶ陸路と深く関わり、ミヤケの設置から立評に至る歴史的背景についても、阿恵遺跡は重要な鍵を握っていることを導いた。こ



第 165 図 北部九州の6～8世紀の関連遺跡

ここでは、博多湾周辺の官衙と官道の関係について、阿恵遺跡の状況を踏まえながら考えてみたい。

阿恵遺跡から駅路沿いを北へ約 1km の場所に夷守駅と考える内橋坪見遺跡がある。7 世紀末から 9 世紀初頭にかけて営まれ、阿恵遺跡と同時並存していた。8 世紀前半の状況は、区画溝に囲われた 1 町四方の敷地の内部に、さらに柵で囲われた範囲があり、その中に大型の掘立柱建物が配置されている。この時期は、駅家は駅路と同じ条里方向を向いている。

ところが 8 世紀中頃になると、駅家の区画は正方位に変更され、建物は総瓦葺きの礎石建物に変わる。駅家の改変と時期を同じくして、近くを流れる多々良川の河口には港湾施設である多々良込田遺跡が整備される。多々良込田遺跡では、多量の輸入陶磁器や建物群とともに、大宰府関連施設に分布が限られる大宰府式鬼瓦が出土している。単なる郡の港ではなく、大宰府が関与する港と考えられ、博多湾東岸における主要な港湾施設と評価できる。また内橋坪見遺跡でも大宰府式鬼瓦が出土していて、駅路の改変と津の整備は大宰府が関わる広域的な事象と

捉えることができる。

また、8 世紀中頃は阿恵遺跡の変遷では 5 期にあたり、正倉が正方位を向く時期である。さらに、正方位を向く大型の掘立柱建物が発見された原町平原遺跡付近に政庁が移転する時期でもある。8 世紀中頃のこのような変化は、西海道の郡衙を比較して明らかになったように、広域的に認められる傾向である。古代交通網の整備と郡衙の再編が同じ政策のもとで進められた可能性をうかがうことができる。

また別の視点からみると、この地域の港湾機能は、ミヤケの時代からの背景を意識しておくことが必要と考える。磐井の乱の贖罪たり得た槽屋屯倉は、博多湾沿岸という立地環境や、乱の要因が半島交流に関することなどから、港湾施設としての機能も屯倉の構成要素の 1 つに含まれていた可能性が想定できるだろう。また、前項までに述べたように、阿恵遺跡の周辺は「ミヤケのルート」の一端に位置することをあわせて考えると、この地域はミヤケの時代から陸上交通と水上交通の要衝であったと推測される。そのような歴史的背景を備えた地域に、官衙

と官道と港湾施設が集中して整備されているのである。

(註 1)

2 期の政庁の建物配置は、SB-3 の東妻の判定の違いによってもう一つ可能性として考えられるもの (第 148 図で示した阿恵遺跡 2 期政庁変遷案②) がある。

その違いは、SB-3 の東妻を 1 間分長く想定することで、本文中では 3 期に設定した SB-1 を 2 期の政庁東辺建物とし、ロの字配置の政庁とする点である。1 間分長くした SB-3 東妻の柱穴は、本文中では 3 期の建物と判断している柱穴にあたる。

この SB-3 東妻の柱穴をどの建物に帰属させるか判断に苦慮するところである。本文中のように桁行を 1 間分短くすると、梁行を支える柱穴が存在しないという問題が発生する。他の柱穴は深さ 60cm ほど残っているので、削平の影響で消滅したというの考えにくい。梁行の柱穴が存在しない明確な理由は提示できないが、この現象は 1 期の SB-2、2 期の SB-4・SB-7、3 期の SB-11、4 期の SB-18 にも共通し、SB-3 に限ったものではないことから、阿恵遺跡の建物の特徴の 1 つとして解することも可能であろう。ただし、この柱穴 3 基を 3 期の建物にとまなうものと想定しても、この柱穴 3

基に対応する他の柱穴を確認できておらず、確実に建物として存在するの不明な点が問題として残る。一方で、柱穴3基をSB-3の東妻とする場合、SB-3桁行の東端の柱間隔が南北で2尺分(0.6m)異なっている(南側が2尺短い)。つまり、桁行の総長が南北で2尺異なるということで、建物の平面形が長方形ではなく台形になってしまい、建物構造の問題が生じてくる。また、主軸方位が約7°異なるSB-1を東辺建物に位置づけるため、東辺建物と南辺建物の隅が大きく食い違う結果になる。現在の調査状況では複数の可能性を提示し、今後の調査の課題としたい。

(註2)

2期から3期への変遷について触れておく。本文中の2期の政庁からの変遷は、コの字配置からロの字配置の政庁に建て替えられたことが想定される。一方、(註1)の政庁案の場合は、ロの字配置のまま建て替えたことになり、このときSB-1は2期と3期の両方に存続することになる。どちらの変遷案にせよ、3期については政庁の北辺と東辺の状況や、正殿の有無を確認することが課題である。これらがあきらかになると、政庁全体の建物配置について結論を導くことができると考える。

(註3)

現在は「原町」の東方に「長者原」が位置する。

(註4)

平成29年度に発掘調査をおこない、近年中に発掘調査報告書を刊行予定。

(註5)

西垣彰博「九州の郡庁の空間構成について」(『郡庁域の空間構成』第20回古代官衙・集落研究会報告書、奈良文化財研究所、2017年)。

(註6)

報告書掲載図による計測精度であり、厳密な計測ではないが、早良郡衙である有田遺跡の政庁においても1尺=0.302mの単位が当てはまるため、これに近い値の造営尺が使用されていた可能性がある。

(註7)

御原評衙とされる遺跡であるが、官衙の成立に筑紫大宰の関与が想定されるなど特殊な背景があるため、ここでは取り上げない。

(註8)

鎌田元一「評の成立と国造」(『律令公民制の研究』塙書房、2001年。初出1977年)。

(註9)

狩野久「額部連と飽波評—七世紀史研究の一視角—」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年。初出1984年)、(財)長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」(1996年)198～199頁など参照。

(註10)

『古事記』継体天皇段や『筑後国風土記(逸文)』では「筑紫君磐井」とのみあり、国造とはされていない。

(註11)

鎌田元一「七世紀の日本列島」(『律令公民制の研究』前掲。初出1994年)。

(註12)

鎌田元一「屯倉制の展開」(『律令公民制の研究』前掲。初出1993年)。

(註13)

新川登亀男「国と評の成立」(『大分県史』古代篇1、大分県、1982年)。

(註14)

板橋和子「文献からみた古墳時代の肥後」(『新熊本市史 通史編』第1巻、熊本市、1998年)。

(註15)

坂上康俊「庚寅年銘鉄刀製作の背景」(『九州大学統合移転用地内埋蔵文化財調査報告書 元岡・桑原遺跡群30—元岡古墳群G-6号墳・庚寅銘大刀の考察—』福岡市埋蔵文化財調査報告書第1355集、福岡市教育委員会、2018年)。

(註16)

古賀市教育委員会「古賀市文化財調査報告書 第33集 鹿部田淵遺跡—第2次・6次・7次調査—」(2003年)。

(註17)

『和名類聚抄』(10世紀前半、源順撰)の郷名に香椎・志阿(珂力)・厨戸・大村・池田・阿雲(曇力)・柞原・勢門・敷梨の9郷があり、現在の香椎・志賀・海の中道・粕屋・唐原・和白・久山・篠栗あたりが比定地とされている。

(註18)

黛弘道「春米部と丸子部—聖徳太子子女名義考—」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、1982年。初出1979年)。

(註19)

『太宰府市史 建築・美術工芸 資料編』(太宰府市、1998年)569頁(田辺隆男執筆)。

(註20)

横田賢次郎・石丸洋「国宝 観世音寺鐘と妙心寺鐘」(『九州歴史資料館研究論集』20、1995年)。

(註21)

創建時の広隆寺は、妙心寺より東北方、北野白梅町あたりにあり、北野廃寺がそれではないか、また延暦14年(795)ころに現在の太秦に移転したのではないかとされている。加藤謙吉「秦氏とその民」(白水社、2009年)187～192頁。

(註22)

承和5年(838)12月15日「広隆寺縁起」(『朝野群載』巻2)、貞観15年(873)成立の「広隆寺縁起資財帳」(『平安遺文』168号)、寛平2年(890)ころ成立の「広隆寺資財交替実録帳」(『平安遺文』175号)には、

この鐘に該当するような鐘は見当たらず、後2者には承和9年(842)鑄造の銅鐘のみが挙げられている。なお、広隆寺は弘仁9年(818)4月に「大秦公寺災く。堂塔遺ること無し」(『日本紀略』)と焼け落ちたことがある。また『徒然草』220段によれば、現在妙心寺にある鐘は、かつて浄金剛院の所有であったらしい。

(註23)

その他の建物を含めても、博多湾沿岸では鴻臚館の八脚門しか確認されていない。

参考文献

朝倉市教育委員会2009『八並遺跡 井出野遺跡』朝倉市文化財調査報告書第5集 植垣節也編1997『新編日本古典文学全集5 風土記』小学館

大分市教育委員会2010『城原・里遺跡』大分市埋蔵文化財発掘調査報告書第101集 小郡市教育委員会2014『国指定史跡小郡官衙遺跡現地説明会資料』

小田富士雄1993「豊前における新羅系古瓦とその意義」『九州考古学研究』歴史時代篇、学生社

小田富士雄2006「豊前古代瓦の諸問題」『行橋市史』資料編原始・古代

久住猛雄・宮本香織2010「筑前地方における首長墓系列の再検討」『九州における首長墓系譜の再検討』第13回九州前方後円墳研究会鹿児島大会、九州前方後円墳研究会

島方洗一・金田章裕・木下良・立石友男・井村博宣2009『地図でみる西日本の古代』律令制下の陸海交通・条里・史跡、日本大学文理学部叢書

新吉富村教育委員会1998『大ノ瀬下大坪遺跡II』新吉富村文化財調査報告書第11集 菅波正人2013「律令制立前後の福岡」『自然と遺跡からみた福岡の歴史』新修福岡市史特別編、福岡市

大刀洗町教育委員会2010『下高橋遺跡VIII』大刀洗町文化財調査報告書第48集

奈良文化財研究所2017『地方官衙政庁域の変遷と特質』政庁域 遺構集成 第一分冊 地方官衙図版編、第21回古代官衙・集落研究集会

日野尚志1982「西海道における大路(山陽道)について」『九州文化史研究紀要』32 福岡市教育委員会2010a『有田・小田部47』—第132、137、221、223、228、229、232次調査の報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1067集

福岡市教育委員会2010b『有田・小田部48』—有田遺跡群第230次調査の報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1068集

横田賢次郎・石丸洋1995「国宝・観世音寺鐘と妙心寺鐘」『九州歴史資料館研究論集20』九州歴史資料館

図の出典

第156図・第157図 福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆

第158図 小郡市教育委員会2014

第159図 大刀洗町教育委員会2010

第160図 奈良文化財研究所2017

第161図・第162図 横田賢次郎・石丸洋1995

4. 総括

総括

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、国庫補助事業により保存目的の確認調査を実施した。調査成果の詳細を報告し、それをもとに阿恵遺跡のもつ歴史的特質について検討した。ここで総括として調査成果を概観し、今後の課題と展望をまとめたい。

調査成果のまとめ

調査以前の知見

確認調査を実施する以前は、九州大学農学部付属原町農場の敷地内ということもあって過去に調査例がなく、わずかに遺物の散布が知られるだけであった。調査前は、阿恵遺跡が位置する筑前国糟屋郡は郡衙の所在地が不明であったが、今回の調査成果によって初めて明らかになったところである。

「糟屋」の名称は、文献資料のなかでたびたび登場する。日本書紀継体 22 年(528) 12 月条に、筑紫葛子が贖罪として「糟屋屯倉」を献上したことで知られている。さらに、国宝である京都妙心寺の梵鐘に記された「戊戌年四月十三日壬寅取糟屋評造春米連廣國鑄鐘」の銘によって、評の長官名が判明している数少ない事例でもある。「糟屋」は屯倉や評の鍵を握る地域として重要な位置を占めることは十分に認識されていた。

調査範囲

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、国庫補助事業による保存目的の確認調査を実施した。対象面積は 228,499 m²で、設定した調査トレンチ数は 263 カ所、調査面積は 22,591 m²である。

遺跡は九州大学農学部付属原町農場内にあり、大正 10 年(1921)に農場が整備されて以降は、開発の波から隔離された環境に置かれていた。そのため古代の原風景を今に残したまま、政庁と正倉の全容が把握できる状態にある。このよう

に全国の官衙遺跡のなかにおいても群を抜いて保存状態の良好な官衙遺跡であることは、阿恵遺跡の歴史的価値を高めている要因の一つである。

政庁の時期について

政庁域の出土遺物を見ると、一部に 8 世紀後半～9 世紀代の遺物を含むものの、7 世紀後半～8 世紀前半の遺物が大半を占めている。遺構の存続時期もこの期間が中心と考えられ、政庁の成立時期は評段階に遡ると判断できる。

具体的に述べると、SB-4 柱穴出土遺物、SB-4・SB-7 を切る SD-3、SX-2、ピット出土遺物からみて、2 期に造営された最初の政庁は 7 世紀第 4 四半期と推測される。建て替え後の 3 期の政庁は、遺構にともなう遺物が乏しいため、7 世紀末～8 世紀第 1 四半期と幅をもたせている。なお、政庁の建物構造をみても、柱筋の通り具合や対向側柱筋の揃い具合が悪いこと、柱間が不等間であることなど、規格性が劣る点は初源期の古い様相を示しているとみられる。

政庁の変遷について

阿恵遺跡の変遷は、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で示したとおり、7 世紀第 3 四半期から 8 世紀後半までを 5 期に区分した。1 期(7 世紀第 3 四半期～第 4 四半期)は並列する 2 棟の建物で構成され、政庁が成立する前の段階である。

政庁は 2 期(7 世紀第 4 四半期)に成立し、3 期(7 世紀第 4 四半期～8 世紀第 1 四半期)に建て替えがおこなわれている。それぞれの政庁で建物配置が不明な箇所もあるが、いずれも長倉建

物や柵で周囲を囲い、一辺 54.36m の方形区画をなすことが確認できた。政庁の方位は、建て替え前の 2 期が 20°～23°西偏し、建て替え後の 3 期が 11°～14.8°西偏する。

政庁の構成は、その中央に建物が確認できないことから、政庁の北辺に位置する SB-3 が正殿の機能を兼ねると推測する。これは、政庁の北辺が微高地の高所に建築されていることや、SB-3 が他の建物に比べて柱間が広いことなどをみてもその特異性を示している。

門については、有無が不明である。政庁は微高地の南緩斜面に立地しており、政庁の南側はわずかに数メートルの平坦地しかなく、その先は地形が落ちて湿地状になる。また、南辺に位置する SB-4、SB-11 のなかで特別に柱間が広い箇所や柱穴の大きな箇所は認められず、遺構として確認できる門は見当たらない。これは、政庁の建物配置が口の字になるか確定できていないことにも要因がある。四方を遮蔽した場合、開口部としての門を設定する必要が生じるが、コの字配置の場合はその限りではない。建物配置が確定できないのは、建て替え後の政庁が全面的に確認できていないことによる。現時点では、その制約のなかで検討するほかなく、今後の調査によって明らかにしていきたい。

政庁の周辺施設としては、北辺建物の北側に石敷遺構が設置される。何らかの儀礼行為に使用されたものとみられる。

政庁は比較的短い期間のうちに変遷を重ね、4 期(8 世紀第 1 四半期～第 2 四半期)には調査地外へ移転してしまう。政庁の跡地には、政庁と異なる性格の官衙建物が造営され、曹司や館などの施設を想定しておく。移転先の候補地は、阿

恵遺跡の北に隣接する阿恵原口遺跡付近と、東方約0.9kmに位置する長者の屋敷跡推定地がある。特に阿恵原口遺跡では、4期と同じ主軸方位の建物が直交に配置されており、すでに官衙建物を確認している。今後の周辺調査に注意を要する場所である。

5期（8世紀中頃～後半）は遺跡内の建物や柵が正方位に変化する時期である。この変化は西海道の郡衙で広域的に認められる。4期の政庁候補地の一つである長者の屋敷跡推定地から南へ約100mの場所に、大型の柱掘方をもつ正方位の掘立柱建物が見つかった原町平原遺跡がある。5期の郡衙に関連するとみられ、4期の政庁からさらに原町平原遺跡付近に移転する可能性が高い。

阿恵遺跡とその周辺では、7世紀の後半に政庁が成立してから、8世紀に郡衙が移転を繰り返す変遷過程を追うことができる。

正倉の変遷について

政庁と同じ微高地上で、およそ2m高燥の地となる東方約80m地点において15棟の正倉群を検出した。そのうち2棟は布掘りの柱掘方をもつ。博多湾沿岸ではミヤケ関連遺構が確認される比恵遺跡と有田遺跡に限られていたものであり、時期は違えど博多湾東岸の粕屋平野で発見されたことは、糟屋屯倉との関連を含めて重要な発見である。

正倉は鉤形に配置され、西側から建築が始められたと考えられる。正倉の開始は2期の政庁にともなうとみられ、その後4期まで政庁と同じ建物の主軸方位をとり、5期に正方位を向く一群が増築されていく。政庁は4期には移転しているため、政庁移転後も正倉の機能は引き続き維持されていた。おそらく、正倉を管理するために何らかの施設が存在したはずである。政庁域で出土する8世紀後半から9世紀代の遺物には、瓦や輸入陶磁器などの特殊なものを含んでいて、近隣の未調査地に官衙関連建物が想定される。なお、正倉群を囲繞する可能性のある溝（SD-8）と柵（SA-2）を検出しているが、全体を囲繞するか不明である。

造営尺の算出

政庁の北辺に位置するSB-3と南辺に

位置するSB-4の柱痕跡の距離を計測して、造営尺が1尺＝0.302mであることを算出した。これは1期～3期の建物に用いられている。また、早良郡衙である有田遺跡の政庁でも阿恵遺跡と近似した造営尺が使用されている可能性があり、博多湾沿岸の官衙造営における特徴の一端を示すものかもしれない。一方、4期・5期の造営尺は、正倉のSB-39とSB-40の柱痕跡の距離をもとに1尺＝0.294mを算出した。この変化は郡衙の造営体制に関わる事象の一端を示している可能性があり、その背景には大宰府の造営事業など社会的情勢との関連も想起される。

古代道路について

阿恵遺跡の北側は、都と大宰府を結ぶ駅路が通過すると推定されている場所である。その駅路と直交する方位で、300m以上直線的に伸びる2条の溝を検出した。そして、古い地籍図を元に復元した旧地形を検証すると、人工的な積土の可能性が高い帯状の高まりがあり、この高まりが2条の溝の間に位置することが判明した。調査においても、谷部の低地にあたる箇所でも積土を確認している。つまり、2条の溝は古代道路の側溝であり、駅路と交差する箇所に阿恵遺跡が立地することが明らかになったのである。しかも2条の溝の距離は約21mと大規模な道幅である。この道幅が官衙前面に限ったものであるかは今後の周辺調査によって明らかにしていきたい。なお、有田遺跡の前面にも古代道路の側溝とみられる2条の溝が通り、その溝間の距離は約25mである。阿恵遺跡と有田遺跡の類似点の一つとして注目したい。

阿恵遺跡で発見されたこの古代道路を延長すると、大宰府や隣接する穂波郡につながるから伝路と考えられる。出土遺物から、官衙が成立した7世紀第4四半期には整備されていたとみられる。

また、阿恵遺跡の政庁は8世紀第1四半期まで存続していた可能性があり、郡衙のなかに伝馬を置いていたことも想定される。その場合、宿泊施設としての館が必要となり、伝路の傍に位置する「官衙関連地区」の建物などはそのような視点からも注意を要する。

駅路についても重要な発見があった。隣接する阿恵茶屋遺跡の成果であるが、

阿恵遺跡と深く関わる。伝路と交差している駅路は、都と大宰府を繋ぐ大路である。九州内でこの駅路に関連する道路遺構は水城東門ルートにおいてしか確認されていなかった。水城東門ルートから先は、美野駅で屈曲して北上することが推定されていたが、阿恵茶屋遺跡で駅路の端を示す痕跡が確認されたことによって、駅路の経路が証明された。想定上の古代道路ではなく、それぞれ遺構として捉えられる駅路と伝路が交差する地点に阿恵遺跡が立地する。

阿恵遺跡は古代交通と官衙の関係においても重要な遺跡であることがわかる。

鶴見塚古墳について

正倉の東約200mの地点に、推定全長75mほどの6世紀後半の前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。これは当時の博多湾沿岸で最上位クラスの古墳である。古墳築造から糟屋評衙の造営までは100年ほどの開きがあるが、前時代の首長墓という認識を官人たちが持っていたことは想像に難くない。さらに鶴見塚古墳は、那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳と墳丘規模・主体部構造が同じであることから、それと同等の被葬者像が推測できる。そして、前述の布掘りの柱掘方をもつ正倉の存在から、ミヤケ関連遺構が確認される比恵遺跡・那珂遺跡・有田遺跡との共通点も浮かばれる。阿恵遺跡は筑紫君磐井の息子の葛子が献上して成立した「糟屋屯倉」ではないが、この近辺が糟屋屯倉の比定地の一部であることは疑いようがなく、その糟屋屯倉のシステムとしての後継が阿恵遺跡であることは確実である。

糟屋評と春米連廣國

阿恵遺跡が所在するのは、古代の筑前国糟屋郡である。その前身の糟屋評は、698年制作の京都妙心寺の梵鐘銘「糟屋評造春米連廣國」より、評造の人物名が明らかになっている。糟屋評の長官として「春米連廣國」が政務をおこなっていた場所は、まさしく阿恵遺跡2期～3期の政庁であることが判明した。考古学的調査によって評衙の場所が特定され、なおかつ評造の人物名が判明するという全国で初めての事例であり、歴史的にも極めて重要な遺跡である。

阿恵遺跡の成立背景

阿恵遺跡が位置する博多湾沿岸は、第2の都ともいえる大宰府の近接地であると同時に、国防の最前線でもある。博多湾沿岸に面する主な平野・河川ごとに、那珂郡衙、早良郡衙、怡土郡衙、そして糟屋郡衙が造営された。博多湾沿岸部の統治を一体的に進めたことがうかがわれ、阿恵遺跡もその一翼を担っていた地域である。

また、博多湾と瀬戸内海をつなぐ内陸部の経路を歴史的に遡れば、安閑年間に設置されたとされる筑紫・豊の屯倉の遺称地が分布する地域でもあったことがわかる。屯倉設置にともなって渡来系技術者集団が入植し、半島文化の素地が醸成されたことは、新羅系瓦出土寺院の分布からも読み取ることができる。新羅系瓦の文様は、「糟屋評造春米連廣國」が鋳造した妙心寺梵鐘と共通している。春米氏も屯倉に関わる出自の可能性があることなど、鶴見塚古墳の存在も含めて、糟屋屯倉と阿恵遺跡の関係の一端をうかがうことができる。阿恵遺跡は、ミヤケから立評を経て、律令国家の形成過程における地方支配体制を考えるうえで、北部九州のみならず、我が国の古代史のなかで重要な鍵を握る遺跡である。

阿恵遺跡の歴史的意義

阿恵遺跡は、7世紀後半から8世紀後半にかけて、政庁と正倉という地方官衙の主要施設の全体像を捉えながら、評衙の出現から郡衙の最盛期に至るまで地方官衙の変遷を追うことができる国内でも稀な遺跡である。さらに、698年の京都妙心寺梵鐘銘「糟屋評造春米連廣國」により糟屋評の長官の人物名が判明している。7世紀第4四半期に長舎囲いの政庁が成立し、また、布掘りの柱掘方をもつものを含めて複数の正倉も建築され、評衙の建物配置や空間構成など、その全容を把握することができる。そしてまさに阿恵遺跡2期～3期の政庁において「春米連廣國」という人物が評造として政務をおこなっていたことが特定できた。文字資料により評の長官名が判明していて、なおかつ発掘調査によって評衙の場所が明らかにされたのは、我が国で阿恵遺跡が唯一であり、その歴史的価値は極めて重要である。

今後の課題と展望

今後の課題

これまでの調査で、政庁、正倉、古代道路など、糟屋評(郡)衙に関わる多くの遺構を確認することができた。官衙の全体像を把握することが可能な数少ない貴重な遺跡であるが、またそれ故に調査対象地が広域に渡っており、遺構相互の有機的な関連を復元していくためにも今後の調査の積み重ねが必要である。

政庁については、調査区の制約上、建物配置が一部確認できていない箇所があり、政庁の全体像を確定させるには至っていない。また、曹司や館などの関連施設は調査区内では検出していない。おそらく、現在は住宅地となっている政庁の北側や西側の微高地上に展開していることが想定される。古代道路から政庁への接続も不明であり、今後の周辺調査においては注意を要する点である。

政庁の移転先については、政庁北側の微高地の阿恵原口遺跡付近、政庁から東方へ約0.9kmの地点に位置して長者屋敷の伝承が残る1町四方の区画地、長者屋敷伝承地の南側約100mにある原町平原遺跡があげられる。長者屋敷伝承地は、隣接する「長者原」地名の由来となっている。原町平原遺跡は、今年度調査を実施し、1mを越える方形の柱掘方を持ち、正方位をとる東西棟建物が見つまっている。建物の全体像やその他の遺構も不明ではあるが、有力な候補地であり、今後の周辺調査に期待を寄せるところである。

正倉は、圍繞施設の有無を確認することが課題である。それに関連して、正倉と政庁、古代道路との接続経路も解明していく必要がある。

古代道路は、幅が約21mとかなり広く、これが官衙前面だけに限った道幅なのか、周辺の条里と併せて検討していかなければならない。

鶴見塚古墳は、墳丘規模の復元が必要である。後円部は宅地化しているため、墳丘や主体部が遺存する可能性は低いが、周溝の検出などによって手掛かりを得ることに期待したい。

郡衙に関連して、郡寺の比定も課題である。阿恵遺跡の東約2.5kmに駕輿丁廃

寺が存在する。出土瓦は8世紀後半に限られるものの、出土遺物は阿恵遺跡の政庁と同時期のものが一定量存在する。その時期も寺院であったか不明ではあるが、阿恵遺跡と同時に存在しており、注目すべきところである。

以上の課題は、今後の調査を積み重ねていくことで整理され、新たな知見とともに阿恵遺跡の歴史的価値をさらに高めていくであろう。

今後の展望

糟屋評(郡)衙の所在地が初めて明らかになったのは、この地域にとって極めて重要なことである。我が国の古代史にたびたび登場する「糟屋」の中心地が阿恵遺跡であったことは重い意味を持つ。

古代国家の地域支配形成期に評(郡)衙が存在したということは、その期間この地域の政治的・文化的な中核を成していたことを示すのである。たとえ評(郡)衙が移転したとしても、その影響力は残り続け、少なからずその後の地域の歴史にも受け継がれてきたものがあると考えられる。たとえば、糟屋郡衙と徳波郡衙をつなぐ伝路の途上に大分八幡宮が位置する。923年に大分八幡宮から遷座されて、糟屋郡の海岸沿いに宮崎宮が成立したことも全く無縁なことではあるまい。

現在においても、粕屋町は全国的に人口増加率が著しく、急速に発展を続けている町である。都市化が進む粕屋町の中心部で、現在まで続く糟屋郡の発祥の地である阿恵遺跡が見つかったことは、地域住民にとって、郷土愛を醸成し、地域に対する誇りを育むためにも極めて大切である。阿恵遺跡に隣接して小学校もあり、学校と連携した歴史教育の場としても欠かすことのできないものがある。

古代史のなかで重要な位置付けが為される阿恵遺跡については、今後もその調査成果を地元へ還元しながら、遺跡の保存と活用を図ることが町の責務と考えている。周辺住民の方々をはじめとして、多くの町民に阿恵遺跡の歴史的価値や重要性を理解してもらい、阿恵遺跡を後世に残して地域に愛される遺跡になるよう努めていきたい。そのためにも、土地の所有者である九州大学ならびに関係機関、文化庁、福岡県教育委員会、阿恵遺跡調査指導委員会と協議を重ねて国史跡の指定を目指していきたい。

図 版



政庁空撮（南上方から）



SB-1、SB-4（南から）



SB-1 (南から)



SB-1 柱穴 P1 (北から)



SB-2 柱穴 P14、SB-3 柱穴 P15 (北から)



SB-2、SB-3 (東から)



SB-3 柱穴 P6 (北から)



SB-4 柱穴 P3 (西から)



SB-4 (東から)



SB-4、SB-7 (西から)



SB-4 柱穴 P6 (南から)



SB-4、SB-11、SB-12 切り合い箇所 (南西から)



SB-4、SB-11、SB-12 切り合い箇所 (北東から)



SB-4 (左)、SB-11 (右) 切り合い土層断面 (北から)



SB-5 (東から)



SB-9 (北から)



SB-11 (東から)



SB-13 (西から)



SB-15 (北から)



SB-15 (南から)



SB-16 (東から)



SB-18 (東から)



SB-19 (北から)



SB-21 (南から)



SB-23、SB-24 (北から)



SB-25、SB-26 (北から)



SA-1 (西から)



石敷き遺構 (北から)



石敷き遺構 (南から)



石敷き遺構とSD-7 切り合い (北から)



SD-2 (南東から)



井戸 (北東から)



政庁南側地形落ち（北から）



Tr40、51（北東から）



Tr41（北東から）



Tr42（北東から）



Tr43（北東から）



正倉空撮（西上方から）



正倉空撮（西上方から）[奥の林が鶴見塚古墳]



SB-27 (西から)



SB-28 (西から)



SB-29 (西から)



SB-30 (西から)



SB-31 (南から)



SB-32 (東から)



SB-33 (北から)



SB-34（北から）



SB-35（北から）



SB-36 (北から)



SB-37 (東から)



SB-38 (東から)



SB-39 (北から)



SB-40 (北から)



SB-41 (北から)



SB-34 柱穴 (北から)



SB-35 柱穴 P3 (西から)



SB-39 柱穴 P1 (北から)



SB-40 柱穴 (西から)



SB-42 (北から)



SB-43 (北から)



SB-44 (北から)



SB-45 (北から)



SC-12 (北から)



SC-13 (北から)



SA-2 (南から)



SA-2 (東から)



SC-15、16、17 (南から)



SC-18 (南から)



SD-8 (北から)



Tr44 (北東から)



Tr45 (北東から)



Tr46 (北西から)



Tr47 (北西から)



Tr49 (東から)



Tr56 (北東から)



Tr57 (東から)



Tr59 (北から)



Tr60 (東から)



Tr61 (北から)



Tr62 (南西から)



Tr63 (南西から)



Tr64 (北西から)



Tr65 (北西から)



Tr66 (北西から)



Tr70 (北から)



Tr72 (北東から)



Tr73 (北東から)



Tr81 地形落ち (北西から)



Tr81 (北西から)



Tr105 (北から)



Tr106 (北から)



Tr157 (北から)



Tr158 (北西から)



Tr159 (東から)



Tr160 (東から)



Tr208 (東から)



Tr36 (北東から)



Tr37 伝路側溝 (北西から)



Tr89 (西から)



Tr91 伝路側溝 (南西から)



Tr92 伝路側溝 (南西から)



Tr93 伝路側溝 (南西から)



Tr92 伝路側溝土層断面 (南から)



Tr94 近世～近代の溝 (北から)



Tr95 伝路側溝 (南西から)



Tr96 伝路側溝 (南西から)



Tr98 伝路側溝 (南西から)



Tr99 伝路側溝 (南西から)



Tr100 伝路側溝 (北西から)



Tr109 伝路側溝 (南西から)



Tr100 伝路側溝土層断面（南東から）



Tr153 伝路側溝（南西から）



Tr154 伝路側溝（南西から）



Tr153 伝路側溝土層断面 (北から)



Tr154 伝路側溝土層断面 (南から)



Tr155 伝路側溝完掘 (西から)



Tr155 伝路溝状遺構 (西から)



Tr155 伝路側溝土層断面 (北西から)



Tr228 [手前]、Tr229 [奥] 伝路側溝 (南西から)



Tr229 伝路側溝 (南西から)



Tr230 伝路側溝 (南西から)



Tr231 伝路道路面 (南西から)



Tr232 伝路側溝 (南西から)



Tr234 伝路道路面 (南東から)



Tr235 伝路道路面 (南東から)



Tr236 伝路側溝 (東から)



Tr237 [左]、Tr233 [右] 伝路積土 (南東から)



Tr233 伝路積土 (西から)



Tr233 伝路積土土層断面 (西から)



Tr242 伝路積土 (南から)



Tr242 伝路積土・近世～近代溝・伝路側溝土層断面 (南西から)



専用住宅確認調査 伝路側溝 (北西から)



T216 駅路削平 (南東から)



Tr218 (南西から)



Tr217 (南西から)



Tr219 (南西から)



Tr220 (北西から)



Tr221 駅路削平 (北西から)



Tr222 (北から)



阿恵茶屋遺跡確認調査 (南東から)



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路 (南東から)



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路道路面（南東から）



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路（南東から）



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路端土層断面（北東から）



Tr124 (東から)



Tr125 (東から)



Tr126 (南から)



Tr127 (東から)



Tr170 (南東から)



Tr171 (北から)



Tr172 (北から)



Tr173 (北から)



Tr174 (西から)



Tr175 (北から)



Tr183 (北から)



Tr184 柱穴 (北から)



Tr185 (東から)



Tr190 (西から)



Tr193 (東から)



Tr194 (北から)



Tr195 (南東から)



Tr196 SB-46 (北から)



Tr197 (西から)



Tr199 (西から)



Tr200 (東から)



Tr201 (南西から)



Tr202 (西から)



Tr203 (西から)



Tr207 SB-47 (西から)



Tr210 (南から)



Tr211 (西から)



Tr212 (北西から)



Tr213 (東から)



Tr214 (東から)



鶴見塚古墳空撮 (西上方から)



鶴見塚古墳空撮（西上方から）



鶴見塚古墳前方部（南から）



鶴見塚古墳前方部墳丘（北から）



鶴見塚古墳前方部墳丘（西から）



鶴見塚古墳前方部墳丘（西から）



鶴見塚古墳前方部墳頂（西から）



鶴見塚古墳切り通し前方部側土層断面合成写真（南東から）



鶴見塚古墳切り通し後円部側土層断面（北西から）



鶴見塚古墳 箱式石棺露出状況（東から）



Tr128（北西から）



Tr129（北西から）



Tr130 (北西から)



Tr131 (北西から)



Tr132 (北西から)



Tr133 (南から)



Tr134 (南西から)



Tr135 (南西から)



Tr3 (北東から)



Tr5 (北から)



Tr6 (北から)



Tr7 (北から)



Tr8 (北から)



Tr9 (北から)



Tr10 (北から)



Tr11 (西から)



Tr12 (北東から)



Tr13 (北東から)



Tr14 (北から)



Tr15 (北から)



Tr16 (北から)



Tr17 (北東から)



Tr18 (北から)



Tr19 (北から)



Tr21 (北から)



Tr22 (北から)



Tr23 (北から)



Tr24 (北から)



Tr25 (北から)



Tr26 (北から)



Tr28 (北西から)



Tr29 (北西から)



Tr30 (北から)



Tr31 (北西から)



Tr32 (北西から)



Tr33 (北西から)



Tr34 (北東から)



Tr35 (北東から)



Tr38 (北から)



Tr39 (北から)



Tr136 (東から)



Tr137 (東から)



Tr138 (東から)



Tr139 (東から)



Tr140 (東から)



Tr141 (西から)



Tr142 (西から)



Tr143 (南から)



Tr144 (北東から)



Tr145 (北東から)



Tr146 (北から)



Tr147 (北から)



Tr148 (南から)



Tr149 (南から)



Tr150 (北西から)



Tr243 (北から)



Tr244 (北から)



Tr245 (北から)



Tr247 (北から)



Tr248 (北から)



Tr249 (北から)



Tr250 (北から)



Tr113 (南から)



Tr114 (南から)



Tr116 (南から)



Tr117 (南から)



Tr118 (南から)



Tr119 (南から)



Tr120 (南から)



Tr121 (北から)



Tr122 (北から)



Tr123 (南から)



Tr226 (南西から)



Tr227 (南から)



Tr238 (南から)



Tr239 (南東から)



Tr83 (北から)



Tr84 (北から)



Tr85 (北から)



Tr87 (北から)



Tr88 (北西から)



Tr90 (西から)



Tr151 (南から)



Tr152 (北から)



Tr162 (北から)



TR164 (南東から)



Tr165 (西から)



Tr167 (北東から)



Tr168 (北東から)



Tr169 (北から)



Tr176 (北西から)



Tr180 (北東から)



Tr188 (北から)



Tr204 (北西から)



Tr205 (北から)



Tr206 (北西から)



Tr215 (北から)



Tr215 (北西から)



Tr215 土層断面 (西から)



政庁域 SX-2 (第 48 図 4)



政庁域 SX-8 (第 50 図 1)



政庁域包含層 (第 58 図 52)



政庁域包含層 (第 58 図 53)



政庁域包含層 (第 59 図 122)



政庁城南側地形落ち 6 層 (第 55 図 65、66、67、69)



政庁城南側地形落ち 6 層 (第 55 図 44、70、71)



政庁域 SB-7 を切るビット (第 17 図 1)、南側地形落ち 5 層 (第 57 図 8)・6 層 (第 55 図 62)、包含層 (第 59 図 136)



政庁城南側地形落ち6層 (第56図74)



政庁城南側地形落ち6層 (第56図76)



政庁城南側地形落ち6層 (第56図77)



政庁城南側地形落ち6層 (第56図75)



政庁城南側地形落ち6層 (第55図73)



政庁城SD-4 (第44図8)



正倉城SC-12 (第92図左1)



正倉域 SC-12 (第 92 図左 2)



正倉域 SC-13 (第 92 図右 2)



正倉域 SK-1 (第 90 図 4)



正倉域検出面 (第 100 図 11)



古代道路側溝 Tr92 (第 106 図 1)

報告書抄録

ふりがな	あえいせき							
書名	阿恵遺跡							
シリーズ名	粕屋町文化財調査報告書							
シリーズ番号	第 43 集							
編著者名	西垣彰博、坂上康俊							
編集機関	粕屋町教育委員会							
所在地	〒 811-2314 福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目 1 番 1 号							
発行年月日	2018 年 3 月 31 日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
あえいせき 阿恵遺跡	福岡県糟屋郡粕屋町 大字原町 111 他	403491	280080	33°36'50"	130°27'31"	2013.7.1～ 2013.10.1 2014.2.17～ 2015.3.31 2015.4.13～ 2016.3.31 2016.11.15～ 2016.12.28	22,591㎡	保存目的の確 認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
阿恵遺跡	官衙	飛鳥時代、奈良時代	掘立柱建物、柵、土坑、溝、 竪穴建物、古代道路等	土師器、須恵器、輸入陶磁器、 木器等	糟屋評衙・郡衙、古代道路 を発見。京都妙心寺梵鐘銘 にみえる「糟屋評造春米連 廣國」が政務をおこなった 場所。			
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
つるみづかごふん 鶴見塚古墳	福岡県糟屋郡粕屋町原町 4 丁目 182-1 他	403491	280120	33°36'50"	130°27'50"	2014.11.1～ 2015.1.7	2,386㎡	保存目的の確 認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
鶴見塚古墳	古墳	古墳時代	前方後円墳	須恵器、埴輪	6 世紀後半の前方後円墳。			
要約	<p>阿恵遺跡は博多湾沿岸に位置し、糟屋評衙・郡衙が発見された。広範囲に渡って古代の旧地形を残したまま、政庁と正倉をはじめとした官衙のほぼ全体像を把握できる重要な遺跡である。また、古代道路の発見にも至り、駅路と伝路の交差箇所には官衙が立地することが明らかになった。官衙と古代交通の関係においても貴重な事例となる。官衙と 200m の至近距離に 6 世紀後半の前方後円墳である鶴見塚古墳があり、博多湾沿岸における律令制成立以前の様相についても鍵となる遺跡といえる。さらに、698 年制作の京都妙心寺梵鐘の銘「糟屋評造春米連廣國」から糟屋評の評造名が判明していて、「春米連廣國」が政務をおこなった場所こそが阿恵遺跡の政庁である。文字資料により評造名が明らかで、なおかつ、その人物が政務をおこなった評衙を発掘調査によって特定できた遺跡は全国に例がなく、歴史的価値が極めて高い重要な遺跡である。</p>							

阿恵遺跡 粕屋町文化財調査報告書第 43 集

平成 30 年 3 月 31 日 発行

発行 粕屋町教育委員会
〒 8112314 福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目 1 番 1 号 (粕屋町立歴史資料館)
TEL : 092-939-2984 FAX : 092-938-0733

印刷・製本 株式会社 九州カスタム印刷
〒 812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵 3 丁目 16-15